



V 実施計画
区計画

区計画について

1 区計画の目的

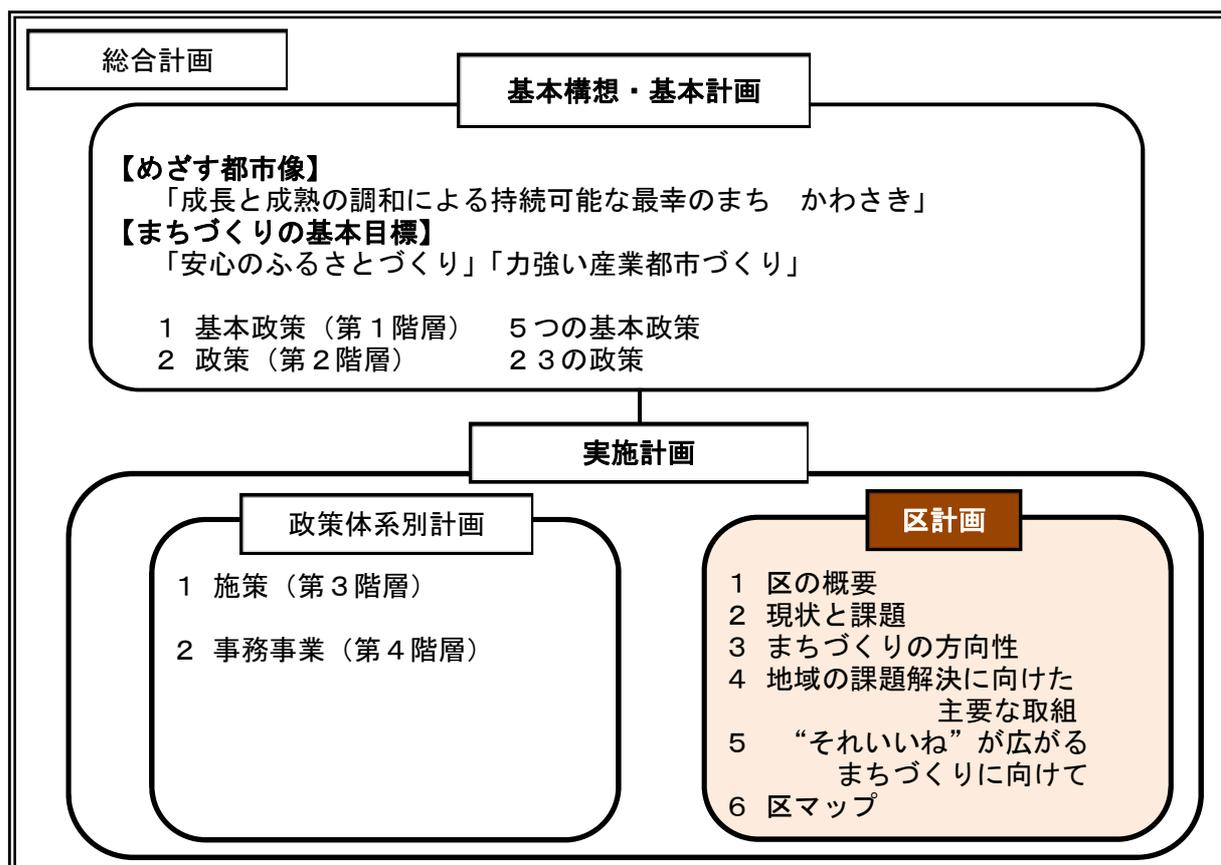
本市では、市民の暮らしに身近な7つの区役所で、市民サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するとともに、参加と協働による暮らしやすい地域社会づくりを進めてきました。

こうした中でも、少子高齢化の進展や人口減少への転換などの社会状況の変化に伴い、それぞれの地域で暮らす市民の生活も大きく変わりつつあり、身近な行政サービスの提供に加えて、市民が主体的に地域におけるさまざまな活動に参加し、お互いに支え合うしくみづくりが必要となっています。

区計画は、このように地域の課題が複雑化・多様化する中で、それぞれの地域が持つ魅力や特性を活かし、市民・地域・行政など多様な主体が連携しながら、地域課題の解決に向けた参加と協働によるまちづくりを進めることを目的として策定するものです。

2 区計画の位置づけ

総合計画の実施計画では、それぞれの区における都市基盤整備や交通体系の構築、全市共通の福祉・子育て支援などの市民サービスを政策体系別に示すとともに、区計画には、市民の暮らしに身近な区役所が市民、地域で活動する団体などと協働で行う地域課題の解決に向けた主要な取組を中心に示します。



※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

3 区計画の構成

【計画を構成する主な項目】

区 分	内 容
「区の概要」	区の地形、歴史や文化、区名の由来など、区の特徴や特性を記載しています。
「現状と課題」	区の地理的な状況や人口・世帯構成、地域コミュニティの変化などを踏まえた地域課題を記載しています。
「まちづくりの方向性」	区の現状と課題を踏まえて、身近な区役所において、参加と協働で進める中期的なまちづくりの方向性を記載しています。
「地域の課題解決に向けた主要な取組」	区の現状と課題を踏まえて、第1期実施計画期間内（平成28、29年度）に取り組む主要な具体的な取組を記載しています。
「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」	地域課題の解決に向けて市民や団体等と協働・連携する取組を記載しています。
「区マップ」	それぞれの区内で展開される道路や保育所などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

4 区計画策定にあたっての主な状況変化

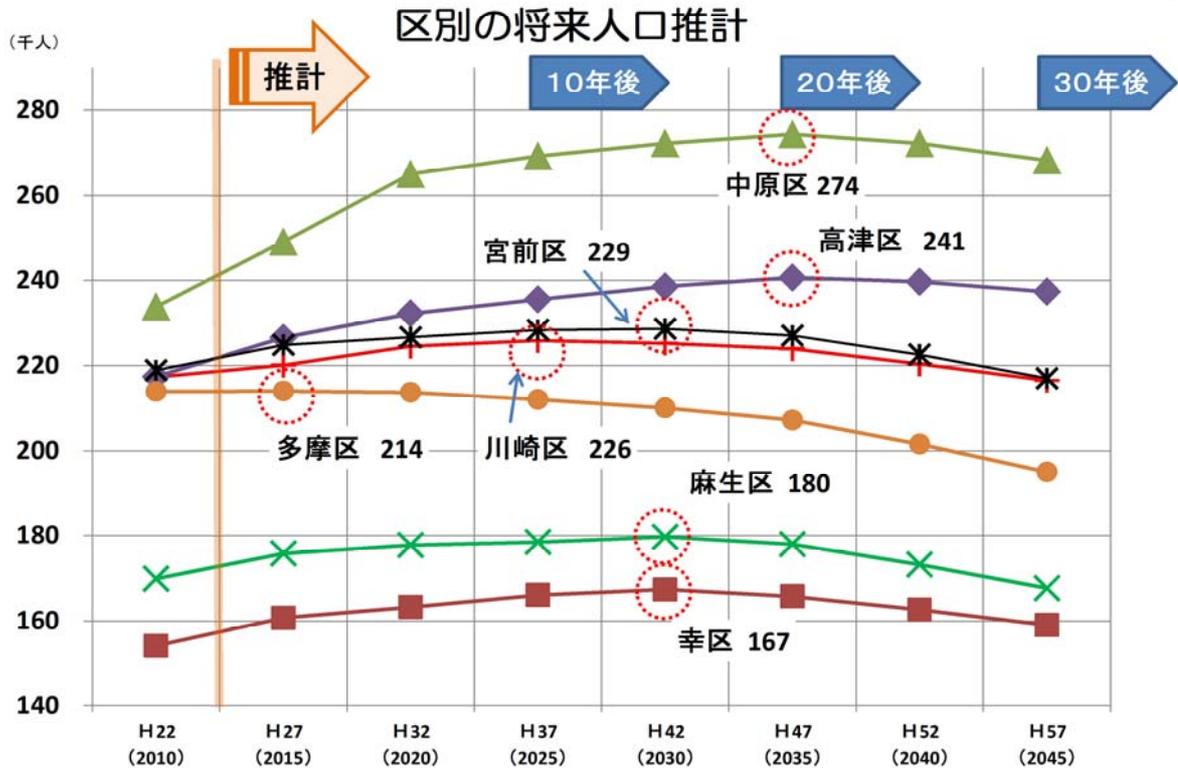
(1) 地域を取り巻く社会状況の変化

本市の将来人口推計では、多摩区が平成27年以降に人口減少に転ずることが予測されており、他区においても、遠くない将来に人口が減少に転ずることが予測されています。

また、現在、平均年齢が若い本市においても高齢化率は急速に上昇しており、平成37年には中原区と高津区を除く5区で、超高齢社会となる21%を超え、平成47年にはすべての区が超高齢社会となることが予測されています。

各区の将来人口

各区とも、今後、20年の間に人口の減少がはじまることが予測されています。



区別の高齢化率の推移 (推計)

	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	H32年 (2020年)	H37年 (2025年)	H42年 (2030年)	H47年 (2035年)	H52年 (2040年)	H57年 (2045年)
川崎区	20.1%	23.1%	24.1%	24.0%	24.4%	25.5%	27.9%	29.7%
幸区	19.4%	22.3%	23.7%	23.7%	24.1%	25.9%	29.1%	31.7%
中原区	13.8%	15.7%	16.4%	17.6%	19.9%	23.5%	28.1%	32.4%
高津区	14.9%	18.1%	19.8%	20.9%	23.1%	26.3%	30.4%	33.3%
宮前区	16.0%	19.8%	22.1%	23.6%	26.1%	29.3%	32.5%	34.1%
多摩区	15.8%	19.4%	21.5%	23.0%	25.1%	27.9%	31.0%	33.5%
麻生区	19.0%	22.8%	25.0%	26.7%	28.8%	31.8%	35.2%	37.2%
全市	16.8%	19.9%	21.5%	22.5%	24.2%	26.9%	30.4%	33.0%

※平成22年は国勢調査の結果で、平成27年以降は推計値となります。

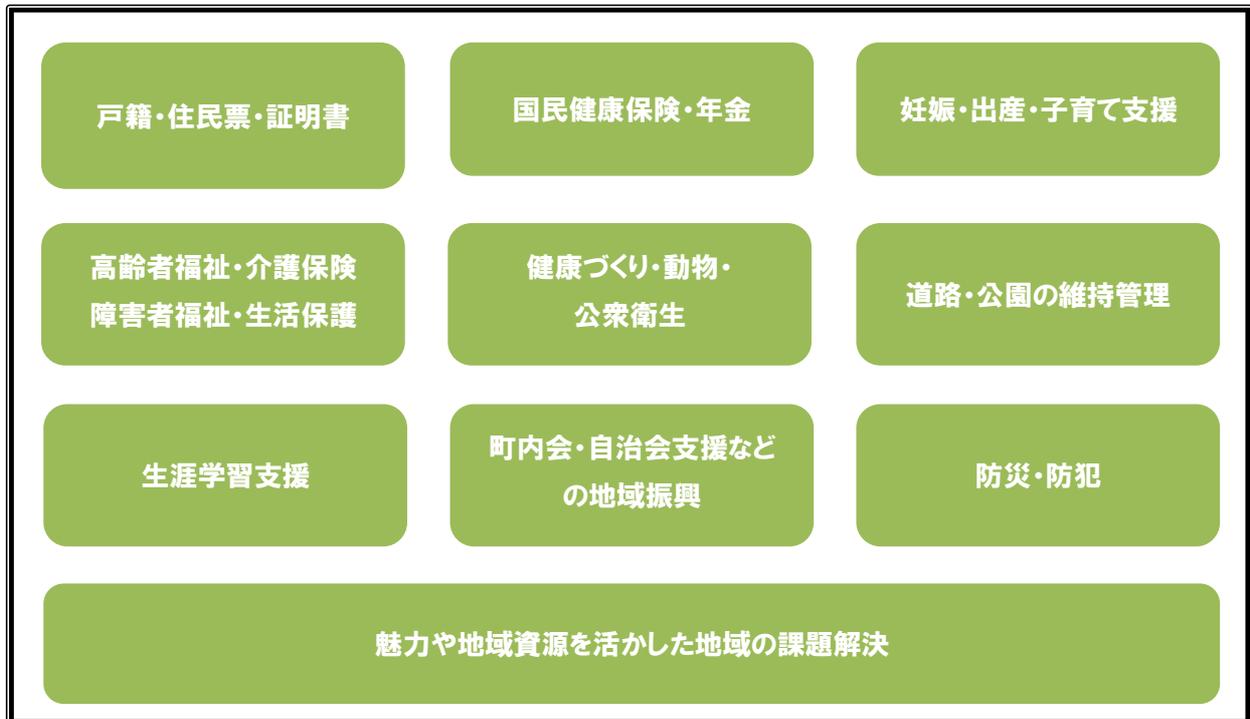
資料：川崎市将来人口推計

(2) めざすべき区役所像と区役所機能の強化

現在、区役所においては、戸籍・住民票などの交付から、国民健康保険、子育て支援、福祉、健康づくり、身近な道路・公園の維持管理など、さまざまな行政サービスを提供しています。

本市の社会状況の変化から、今後の区役所には、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じた市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じた、市民の主体的な取組を促す役割が求められています。

【区役所が行う主な行政サービス】



【「めざすべき区役所像」に基づく取組】

(1) 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所

- ① 総合行政機関としての着実なサービス提供の推進
- ② 市民感覚・現場起点による継続的な区役所サービス向上の推進
- ③ 窓口サービスの機能再編
- ④ 計画的な庁舎整備の推進

(2) 共に支え合う地域づくりを推進する区役所

- ① 地域づくりに向けた取組の推進
- ② 地域人材への支援と多様な主体間のネットワーク化の推進
- ③ 区民会議のあり方の検討

(3) 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

- ① 地域課題対応事業の活用
- ② 区における中間支援機能の検討
- ③ 地域づくりに向けた場の確保

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

現状と課題

- 豊かな歴史・文化資源をはじめ、魅力的なイベントなど多くの地域資源があります。

区内には、「川崎大師」や、東海道川崎宿を今に伝える「東海道かわさき宿交流館」などの歴史・文化資源や、20世紀の産業技術の発展を物語る近代化遺産・産業文化財などが数多くあります。

また、区民の憩いの場である富士見公園内には、「富士通スタジアム川崎」などの「観る」、「楽しむ」スポーツ関連の施設があるとともに、「カワサキ ハロウィン」や「かわさき市民祭り」など、魅力的なイベントが数多く開催されており、地域資源を活かした更なる魅力の発信とイメージアップに向けた取組が必要です。

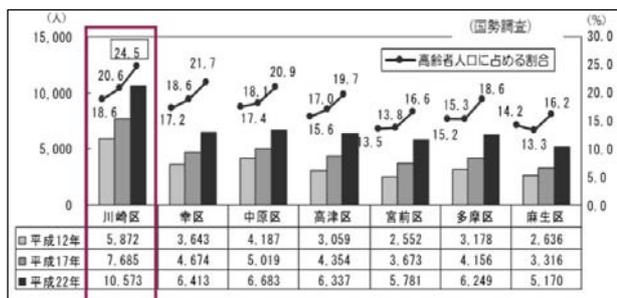


東海道かわさき宿交流館とキャラクターの「六さん」

- 高齢者が市内で最も多く、そのうち4人に1人がひとり暮らしです。

区内の高齢化率は、市内で最も高い21.8%（平成27年3月）で、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯及び介護や支援が必要な人も、市内で最も多く、今後も増えていくことが予測されます。

こうしたことから、ひとり暮らし高齢者などの閉じこもりや孤立化の防止、介護予防などの健康づくり、地域において見守り、支え合う体制づくりを進める必要があります。



ひとり暮らし高齢者の割合(区別)

資料:平成22 国勢調査

- 子育て中の若い世代の転入に伴い、新たな環境で子育てをしている家庭が増えています。

核家族や共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、工場跡地などに大規模マンションの建設が進んだことで、慣れない環境での育児不安や子育ての孤立化に悩む保護者も増えていることから、子どもや子育て家庭を地域で支える環境づくりが求められています。

また、日本語に不慣れな外国人の親子や不登校・ひきこもり等で悩む家庭などに対しては、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援をしていく必要があります。

年少人口割合の高い町丁

町丁名	人口に占める年少人口割合(%)
1 小田栄2丁目	29.5%
2 中瀬3丁目	24.4%
3 大師河原1丁目	22.3%
4 富士見1丁目	21.6%
5 港町	20.3%
川崎区全体	12.0%

資料:市町丁別年齢別人口
(平成27年3月末現在)

●ひとり暮らし高齢者など、災害時に援護を必要とする方が増えています。

手助けが必要なひとり暮らし高齢者や日本語に不慣れな外国人市民など、災害時に援護を必要とする区民が増えていることから、自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上に向けて、自助・共助（互助）の意識を高めていく継続的な支援や地域が一体となって大規模災害に立ち向かう連携体制の構築が求められています。

また、臨海部や川崎駅周辺には数多くの工場や商業・サービス業関連施設などが集積していることから、企業等と連携しながら、津波や帰宅困難者への対策などが求められています。

	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	老年人口(65歳以上)
川崎市	13.3%	67.8%	18.9%
川崎区	12.0%	66.2%	21.8%
幸区	13.3%	65.4%	21.3%
中原区	13.3%	71.4%	15.2%
高津区	13.7%	69.3%	17.0%
宮前区	14.6%	66.8%	18.6%
多摩区	12.0%	69.4%	18.6%
麻生区	13.9%	64.5%	21.6%

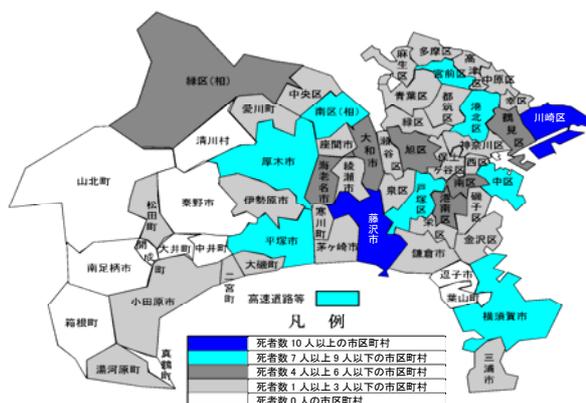
資料：区別年齢別人口
(平成27年3月末現在)

●自転車を利用しやすいまちですが、より安全に自転車を利用するための取組が必要です。

平坦な地形であることから、多くの市民が通勤・通学、買い物等に自転車を利用しており、特に、川崎駅東口周辺に自転車利用が集中しています。

市内で交通事故発生件数が最も多く、そのうち全交通事故に占める自転車関係事故の割合が、県内で最も高く「自転車交通事故多発地域」に指定されています。

自転車利用者への交通ルール遵守の啓発や、安全で快適な通行環境の整備を進めるなど、交通事故を減らし、自転車をより安全で快適に利用できるようにするための取組が必要です。



平成26年市町村別交通事故発生状況

資料：かながわの交通事故(平成26年統計)

■まちづくりの方向性

●「誰もが住んで良かったと思える安全・安心なまちづくり」

川崎区は、古くから東海道川崎宿の宿場町として栄え、臨海部には高度な産業が集積するとともに、市の玄関口である川崎駅周辺は、官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地として形成されるなど、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

このような賑わいと歴史・文化資源との融合により、新たなまちの魅力を創造・発信するとともに、昔ながらの顔の見える関係や地域のつながり・絆を大切にしながら、地域への愛着を持ち、「誰もが住んで良かったと思える安全・安心なまちづくり」を進めます。

地域の課題解決に向けた主要な取組

● 地域資源を活かしたまちづくりの推進

- ✓ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックも見据えながら、数多くの魅力ある地域資源を市内外へ効果的に発信するとともに「東海道かわさき宿交流館」を拠点として江戸風意匠に富む街道景観を創出するなど、長くまちに滞在できる取組を推進します。
- ✓ 「東海道かわさき宿交流館」を中心とする東海道川崎宿や、区内の企業・市民活動団体などで構成される「川崎区企業市民交流事業推進委員会」など、川崎区ならではの地域資源を活かした、賑わいと歴史文化の融合による新たな川崎の魅力を創造・発信し、回遊性に富む魅力あるまちづくりを推進します。
- ✓ 富士見公園内の「富士通スタジアム川崎」など、さまざまなスポーツ施設の魅力の発信や区内の地域スポーツ団体などと連携して、多くの区民にスポーツと触れ合う機会を提供するとともに、地域交流の場をつくり、まちの活性化に向けた取組を推進します。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域資源を活かしたまちづくり推進事業 「東海道かわさき宿交流館」を拠点に、市民協働組織等との連携により、東海道川崎宿の歴史・文化資源を活かした事業を実施し、魅力あるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●東海道かわさき宿交流館を拠点とした歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 ●民間企業や商店街の協力による江戸風意匠の街なみの推進 ●東海道をテーマとしたイベントの開催及び近隣自治体との連携によるスタンプラリーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●東海道かわさき宿交流館を拠点とした歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 ●民間企業や商店街の協力による江戸風意匠の街なみの推進 ●「東海道川崎宿 2023まつり」、「歩こう東海道川崎宿スタンプラリー」の効果的な開催方法の検討及び実施による賑わいの創出 	→	事業推進
かわさき産業ミュージアム推進事業 川崎区内に散在する近代化遺産・産業文化財を重要な地域資源と位置づけ、活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき産業ミュージアム講座、バスツアーの実施 (H27. 11 実施) ●「かわさき産業ミュージアムガイドブック」の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき産業ミュージアム講座、バスツアーの効果的・効率的な開催方法の検討及び実施 (H28. 11 実施予定) ●「かわさき産業ミュージアムガイドブック」を活用した近代化遺産・産業文化財のPRの推進 	→	事業推進
川崎区企業市民交流事業 企業の地域社会貢献活動の機運を高め、生活市民と企業市民の交流の場づくりや協働による魅力あるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎区企業市民交流事業推進委員会の運営 ●「川崎臨海部の夢発見！バスツアー」の実施 (H27. 8 実施) ●「かわさき区の宝物」のPRの推進及び「かわさき区の宝物ガイドマップ」の改訂 ●区内中学校出前授業等による企業の社会貢献活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎区企業市民交流事業推進委員会の運営 ●「川崎臨海部の夢発見！バスツアー」の実施 (H28. 8 実施予定) ●「かわさき区の宝物」の活用及びPRの推進 ●区内中学校出前授業等による企業の社会貢献活動の推進 	→	事業推進
地域・生涯スポーツ振興事業 区民、企業の参加によるイベント等を開催し、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●富士通スタジアムを活用したアメフト体験イベントの実施 (H27. 11 実施) ●パワフルかわさき区民綱引き大会の実施 (H27. 11 実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ●富士通スタジアムを活用したアメフト体験イベントの実施 (H28. 11 実施予定) ●パワフルかわさき区民綱引き大会の実施 (H28. 11 実施予定) 	→	事業推進
			→	●スポーツ・文化総合センター開館記念イベントの開催

● 区のイメージアップに向けた環境まちづくりの推進

- ✓ 地域緑化の推進と市民の環境意識の向上を図るため、平成24年度に区制40周年を記念して制定した「区の花（ビオラ・ひまわり）」・「区の木（銀杏・長十郎梨）」の活用や公園利用の活性化に向けた取組など、区のイメージアップを図るまちづくりを推進します。
- ✓ 川崎駅周辺における美観の向上のため、まちの美化推進に向けた啓発活動、落書き防止に向けた取組、ポイ捨て禁止や路上喫煙者への注意・指導などを進めます。臨海部では道路の美観向上と環境改善に向けた取組を推進します。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
区の花・区の木推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 「区の花」「区の木」の種子・苗を配布するなど普及を図り、区のイメージアップ、地域緑化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●区の花「ひまわり」「ビオラ」の植栽及び配布 ●区の木「銀杏」を活用したイベント等の実施 ●区の花・区の木ロゴマークの広報誌等への使用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●区の花「ひまわり」「ビオラ」の植栽及び配布 ●区の木「銀杏」を活用したイベント等の実施 ●大師地区に区の木「長十郎梨」ゆかりの地づくりの推進 ●区の花・区の木ロゴマークの広報誌等への使用の推進 	→	事業推進
川崎区ミツバチプロジェクト支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 県立川崎高校の養蜂を地域緑化推進の視点から支援し、区のイメージアップと魅力の向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●花いっぱい運動の推進（蜜源の確保と地域緑化の推進） 	<ul style="list-style-type: none"> ●花いっぱい運動の推進 ●地域緑化の推進に向けた養蜂支援 	→	事業推進
公園における新たなコミュニティ創出及び活性化事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 公園における少子高齢社会に対応した新たなコミュニティの創出と活性化を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●官学連携による現況調査と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園利用の活性化に向けた取組の推進 	→	事業推進
川崎駅周辺落書き対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 川崎駅周辺では壁面などへの落書きが景観を損ねていることから、容易に落書きを消せる塗装を行い、落書きをすぐに消去し、美観の向上、環境改善を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●落書き消し及び防止塗装（府中街道JR東海道線アンダーパス部）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●落書き消し及び防止塗装の実施 	→	事業推進
臨海部環境改善事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 臨海部におけるごみの不法投棄・ポイ捨て防止対策を実施し、道路環境の改善・向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路清掃の実施 ●駐車防止のための社会実験の実施 ●不法投棄・ポイ捨て防止看板の作成・設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●キングスカイフロント周辺及び東扇島地区における道路環境向上に向けた取組の推進 ●東扇島におけるごみの不法投棄・ポイ捨て防止対策に向けた取組の推進 	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

● 高齢者等が安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進

- ✓ 新たな交流の場づくりや気軽に集える場所に関する情報を提供するなど、閉じこもりや孤立化を防ぎ、地域交流・ふれあいの場づくりや顔の見える関係づくりに向けた取組を推進します。
- ✓ 区で開催する養成講座を受講した健康づくりサポーターと協働して地域における介護予防や健康づくりに取り組み、いつまでも元気に暮らせるよう健康寿命を延伸するなど、高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。
- ✓ ひとり暮らし等見守り事業や認知症サポーター養成講座の開催などを通じた地域における見守り体制を充実させ、地域住民や関係機関・団体が連携して高齢者の地域生活を支える、地域包括ケア体制の充実と地域における見守りネットワークを推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域の縁側活動推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●縁側体験イベントの実施 ●縁側連絡会の実施 ●新規団体立上げ支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●縁側体験イベントの実施 ●縁側活動紹介リーフレットの作成 ●縁側連絡会の実施 ●新規団体立上げ支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●縁側活動の広報・啓発活動の実施 	事業推進
介護予防支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 「すべての人が自分らしく、こころ豊かに生き生きと生活でき、支えあいみんなとすこやかに過ごせること」をめざして、区民が楽しみながら健康づくりができる活動を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりサポーターの養成と自立への支援 ●健康づくりのためのウォーキングガイドブックの作成 ●身近な交流の場に関する実態把握と新たな居場所づくり ●健診やがん検診の受診率向上に向けた広報や講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりサポーターとの協働による介護予防や健康づくりに向けた取組の推進 ●ウォーキングガイドブックを活用した取組の推進 ●「川崎区シニアのためのおでかけ情報」の作成 ●健診やがん検診の受診率向上に向けた広報や講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎区シニアのためのおでかけ情報」の改訂 	事業推進
地域包括ケアネットワーク支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 高齢者とその家族の身近な相談窓口である区内の地域包括支援センターのパンフレット等を作成するなど、さまざまな啓発活動を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●区独自パンフレットの作成及び広報の実施 ●生活情報誌を活用した広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●区独自パンフレットの作成及び広報の実施 ●生活情報誌を活用した広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな手法を活用した広報の実施 	事業推進

● 地域における子ども・子育て支援の推進

- ✓ 地域全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、川崎区こども総合支援ネットワーク会議などを通じて、子育て支援団体やボランティアの活動の活性化を図りながら、子育て支援推進関係機関や関係者が協働・連携した総合的な子ども支援を推進します。
- ✓ 区内の子育てに関する情報をまとめた子育てガイド「さんぽみち」や区ホームページ等による効果的な子育て支援情報の発信に取り組みます。また、公立保育所等を活用し、男性の育児参加促進に向けた講座や離乳食講座など、各種の子育て支援講座の実施や、民間保育所等の人材育成を行い、地域における子育て支援に取り組みます。
- ✓ 不登校などの子どもに適した社会参加を促す支援や保護者への支援、海外から転入し日本語に不慣れな家庭への支援など、子育てに課題を抱える家庭への支援に取り組みます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
こども総合支援ネットワーク環境整備事業 子育て支援の関係機関や施設、団体などのネットワークの強化を図ることにより、地域における子育て支援を効果的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子育てに関する課題解決に向けた、区内の子どもに関する支援機関、施設及び地域の市民活動団体との連携、協働体制によるこども総合支援ネットワーク環境整備事業の実施（H26 全体会：2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子育てに関する課題解決に向けた、区内の子どもに関する支援機関、施設及び地域の市民活動団体との連携、協働体制によるこども総合支援ネットワーク環境整備事業の実施（全体会：2回以上） ●ネットワーク強化による連携・協働の推進 	→ <ul style="list-style-type: none"> ●子育て関連機関の連携・協働による地域子育て支援の実施 	事業推進
川崎区こども情報発信事業 子育て中の保護者向けに、子育て情報誌の発行、ホームページ等による情報発信、区役所での情報コーナーの設置をするなど、子育て支援や相談窓口の情報を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎区子育てガイド「さんぽみち」改訂版の発行 ●「地域子育て支援センターのご案内」の発行 ●育児ヒント集「川崎区子育てほっとブック」の発行 ●ホームページ及びその他の情報手段（SNS）による子育て情報の発信 ●子育て情報コーナーの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎区子育てガイド「さんぽみち」外国語版の発行 ●「地域子育て支援センターのご案内」の発行 ●育児ヒント集「川崎区子育てほっとブック」の発行 ●ホームページ及びその他の情報手段（SNS）による子育て情報の効果的な発信 ●子育て情報コーナーの運営 ●外国語子育て情報の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎区子育てガイド「さんぽみち」の増刷 → → → ●ホームページ及びその他の情報手段（SNS）による子育て情報の効果的な発信による認知度、利用度の向上 → → 	事業推進
保育所等を活用した子育て支援事業 保育園等を活用した離乳食講座・親子でランチ・子育て支援者のための講座などを開催し、子育て支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援講座等の実施 ●保育所や地域子育て支援センターなどの関係機関職員向けの研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援講座等の実施 ●保育所や地域子育て支援センターなどの関係機関職員向けの研修の実施 ●民間保育所等との協働連携体制の推進 	→ → →	事業推進
男性の育児参加促進事業 男性の育児参加促進を図るために父親講座、イベント等を実施し、男女が共に担う育児の実現をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」の実施 ●父親の育児講座の実施 ●ファミリー講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」の実施 ●父親の育児講座の実施 ●世代間交流を図るためのファミリー講座の実施 ●支援の担い手の拡充に向けた民間保育所等との連携 	→ → → →	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
川崎区思春期問題対策事業 「子どもサポート旭町」の運営、不登校児等保護者の会開催などにより、不登校や引きこもりの子どもに適した社会参加を促し、保護者などへの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どもサポート旭町」の運営（H26：週3回） ●不登校児等の保護者の会の実施 ●個別支援検討会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どもサポート旭町」の利用状況等を勘案した事業を実施（週4回以上） ●不登校児等の保護者の会の実施 ●個別支援検討会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どもサポート旭町」の利用状況等を踏まえ関係部局間と連携した事業の実施 	事業推進

● 安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上

- ✓ 自主防災組織等を中心とした地域防災力の強化に向けて、外国人市民を含めた地域の自助・共助（互助）意識を高めるための継続的な支援を行い、地域一体となって大規模災害に対応できる地域づくりをめざします。
- ✓ 区災害対策本部体制の強化のため、職員の災害に対する意識・災害対応力の向上を図る研修や訓練を継続的に実施するとともに、区地域防災計画の見直しや災害対策用備品の整備などに取り組みます。
- ✓ 区民の防災意識の向上を図るため、津波に対する正しい知識や避難方法の周知、コンビナートの安全対策などについて啓発を推進するとともに、帰宅困難者対策として災害時における臨海部との情報伝達方法の検討を進めます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域防災力向上事業 津波に関する基本的知識や避難方法を普及啓発するとともに、避難所開設訓練を実施するなど、自主防災組織を中心とする地域の共助（互助）による避難所体制の充実・強化を推進します。また、外国人市民の防災意識の向上をめざし、支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織活動の支援 ●避難所開設訓練の支援（H26：9か所） ●外国人市民を対象とした防災訓練等の実施 ●津波避難訓練の実施（H27.11実施） ●隣接区（幸区・鶴見区）との連携（H27協定締結） ●コンビナート安全対策の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織活動の支援 ●避難所開設訓練の支援（9か所以上） ●外国人市民を対象とした防災訓練等の実施 ●津波避難訓練の実施（H28.11実施予定） ●隣接区（幸区・鶴見区）との協定締結を踏まえた合同訓練の実施 ●コンビナート安全対策の周知（出前講座） 		事業推進
川崎区危機管理対策事業 区災害本部体制を充実、強化するため、区職員の防災意識、災害対応力の向上を図るとともに、区民、事業者、行政が連携し、災害に強いまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎区地域防災計画の修正 ●川崎区危機管理地域協議会の開催（H26：7回） ●災害対策用備品の整備 ●区職員向けの訓練・研修の実施（H26：3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎区地域防災計画の修正 ●川崎区危機管理地域協議会の開催（7回以上） ●災害対策用備品の整備 ●区職員向けの訓練・研修の実施（5回以上） ●庁舎内書棚等の転倒防止対策の実施 		事業推進

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

局と連携した取組	取組内容	
臨海部における防災・減災対策の推進	事業所数 2,300、就業人口 60,000 人を有する臨海部の防災・減災対策として、津波避難訓練、津波避難施設の追加指定、石油コンビナート等安全対策講座、臨海部防災対策の普及啓発の広報等を進めます。	
	臨海部・津波防災対策事業（総務局）	「臨海部防災対策計画」に基づき、臨海部に立地する事業所、市民、関係機関等と連携し、津波対策やコンビナート災害対策を実施するなど、臨海部における防災・減災対策を推進します。
帰宅困難者対策の推進	大災害の発災時には川崎駅前及び臨海部で相当数の帰宅困難者の発生が予測されているため、立地事業所や関係機関と連携し、帰宅困難対策訓練、帰宅困難者一時滞在施設の指定、備蓄物資の整備、情報伝達手段の検討など、帰宅困難者対策を進めます。	
	帰宅困難者対策推進事業（総務局）	帰宅困難者の滞留が想定される市内主要駅周辺や臨海部において、一時滞在施設の確保や備蓄の整備を行うとともに、関係機関と連携した帰宅困難者対策を進めます。また、帰宅困難者の発生抑制に向けた周知啓発を行います。

● 交通安全と自転車対策の推進

- ✓ 自転車事故の防止に向けて、警察、各種交通団体などと連携し、区内各所において交通安全キャンペーン活動を行うとともに、小・中学生や高校生、高齢者など幅広い世代を対象に自転車教室などを開催し、交通ルールの遵守及びマナーの実践について、広く啓発活動に取り組みます。
- ✓ 放置自転車の減少に向けて、市民ボランティアと連携した駐輪場利用促進などの街頭啓発や自転車販売店を通じた啓発、路面シートの設置などの取組を推進します。また、安全で快適な通行環境に向けて効果的な撤去活動に取り組みます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
自転車マナーアップ事業 自転車利用者への交通ルールの遵守、マナー向上と、交通事故防止に向けて、各種キャンペーンや交通安全教室などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●スクエアドストレート方式の交通安全教室の実施 (H26 : 3 回) ●交通安全子ども自転車大会の開催 (H26 : 1 回) ●高齢者を対象とする自転車教室の開催 ●警察等の関係機関・区民等と連携したキャンペーンの展開及びリーフレット配布などの啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●スクエアドストレート方式の交通安全教室の実施 (3 回以上) ●多くの世代を対象とする交通安全自転車大会・教室等の開催 (大会 : 1 回以上) ●警察等の関係機関・区民等と連携したキャンペーンの展開及びリーフレット配布などの啓発活動の実施 	→	事業推進
川崎区新入学児童「交通安全絵のコンクール」事業 新入学児童を対象に、交通安全に関する絵を描いてもらうことで、交通安全に対する意識づけを行うとともに、コンクールを通じて、地域、家庭、学校が一体になり子どもを交通事故から守るという意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンクールへの参加による児童・保護者等の交通安全意識の高揚 ●交通事業者等と連携し、応募作品の展示範囲の拡大・期間延長による啓発活動の展開 ●入選作品をメインデザインとした広報物の作成・配布など、継続的な啓発活動への活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンクールへの参加による児童・保護者等の交通安全意識の高揚 ●交通事業者等との連携による応募作品の展示 ●入選作品をメインデザインとした広報物の作成・配布など、継続的な啓発活動への活用 	→	事業推進
川崎区放置自転車対策事業 放置自転車の減少と駐輪場の利用促進のための啓発活動などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●放置自転車対策の広報・啓発キャンペーン活動の実施 ●放置自転車対策の一環として小学生絵画を活用した路面表示の検討、試行実施 ●「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策第 2 期実施計画」に基づく事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●放置自転車対策の広報・啓発キャンペーン活動の実施 ●放置自転車対策の一環として小学生絵画を活用した路面表示の試行実施 ●「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策第 2 期実施計画」に基づく事業の実施 	→	事業推進

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

● 地域資源を活かしたまちづくり

「東海道かわさき宿交流館」を拠点として、東海道川崎宿の歴史・文化資源を活かした事業を実施することで、地域資源の情報発信及び回遊性に富む魅力あるまちづくりを推進しています。

→ 「地域資源を活かしたまちづくり」とは何ですか？

川崎区では、川崎宿の誕生から400年目の平成35年に向けて、地域住民との協働により、区ならではの歴史・文化的資源を活かしたまちづくりを進めています。民間企業や商店街の協力による、東海道沿いの街路灯への東海道川崎宿フラッグ、浮世絵トランスボックスの設置などによる江戸風意匠の推進や、名所を巡るスタンプラリー、東海道をテーマにした祭りなどのイベントを開催し、賑わいのあるまちづくりを推進しています。

また、生活市民と企業市民との交流の場づくりと情報発信、両者による協働のまちづくりを推進しています。

さらに、スポーツ資源である富士通スタジアム川崎（富士見公園）を活用した魅力発信に取り組んでいます。



浮世絵トランスボックス



東海道川崎宿フラッグ

→ 「東海道かわさき宿交流館」はどこにあるのですか？

平成25年10月に開館した「東海道かわさき宿交流館」は、京急川崎駅から徒歩4分の東海道沿いに位置する施設で、東海道川崎宿に関する歴史・文化について、さまざまな手法を凝らした展示などにより、楽しみながら学ぶことができるほか、地域交流の拠点となる交流スペース等があります。

平成26年11月には「かながわ観光大賞」のグランプリにも輝き、平成27年8月には来館者数が10万人を突破しました。今後も交流館を中心に東海道川崎宿をはじめ川崎区の魅力の発信に取り組みます。



→ 川崎区には他にどのような「地域資源」があるのですか？

近代化遺産や産業文化財が多数散在する川崎区では、これらを地域資源と位置づけ、「かわさき産業ミュージアムガイドブック」を作成し、情報発信を行うなど、「かわさき産業ミュージアム」推進事業に取り組んでいます。

また、スポーツ資源として、アメフトの試合が多数開催される富士通スタジアム川崎において、区民招待の実施やかわさき市民祭りでのアメフトの体験教室を毎年開催しています。

産業ミュージアムガイドブック
改訂版(平成26年度)

● 「地域の縁側」活動の推進

地域住民が安心して気軽に立ち寄り、日常生活に関することや、健康づくり、生きがいなどについて語り合い、顔の見える交流ができる「地域の縁側」づくりを推進するため、地域の縁側に関する広報や縁側連絡会の開催、地域の縁側活動団体への支援を行っています。

→ 地域の縁側とは何ですか？

「地域の縁側」は、誰もが気軽に立ち寄れて、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、歌をうたったり、情報交換ができる地域の憩いの場所です。地域住民の自主的な活動により運営されており、年齢や性別に関わらず、誰でも参加することができます。



住宅街の中にある一軒家が
こちらの「地域の縁側」

→ 地域の縁側が始まったきっかけは？

川崎市では転出入世帯や単身世帯、高齢者世帯が多く、閉じこもりや孤立化が課題となっています。そのため、ご近所の縁側に腰掛けて楽しくおしゃべりをしながらご近所づきあいをしていた「かつての縁側」のように地域の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場所をつくり、地域のつながりを深めるため、地域住民との協働により平成17年度から地域の縁側活動推進事業に取り組んでいます。



お茶をのみながら楽しいおしゃべりで
地域のつながりづくり

→ 地域の縁側は、どこにあるのですか？

現在、区内に13か所あり、週3回～月1回程度の頻度で活動しており、活動内容はおしゃべり、お茶飲み、小物づくり、体操、生活に役立つ講座等、各縁側団体によりさまざまです。



皆で体操をすることもあります

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 既存の地域資源をうまく活用していくこと、点在する地域資源をつなぐことなどにより、既存のイメージからさらに進化した新しい「川崎」のイメージづくりをしよう。
- ✓ 「紙面」「ホームページ」「直接説明する」など手法を使い分けて川崎の魅力を発信しよう。
- ✓ 地域で行われている高齢者を支える取組を広く知ってもらうことが大切
- ✓ 「地域で何かしたい」と思っている人のきっかけづくりや、手助けが必要な人と支え手のマッチングにより、人の心と心がつながる地域づくりを進めよう。

新たな総合計画づくりに向けた川崎の未来を考える市民検討会（川崎市）より

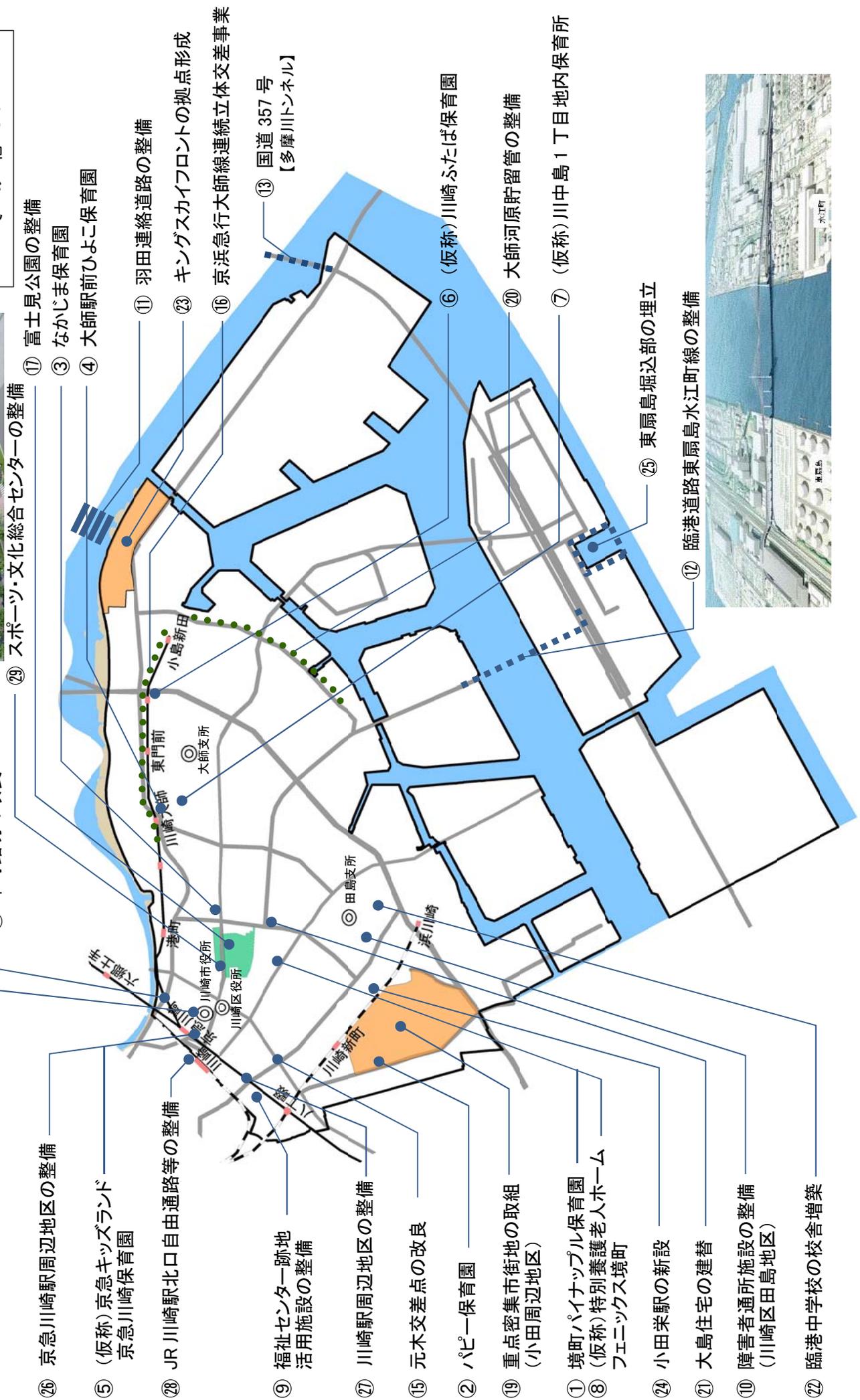
総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

川崎区マップ

川崎区

凡例	
施設整備等	●
道路整備	■
その他	●



⑱ 川崎市役所本庁舎等の建替

⑭ 本町踏切の改良

⑲ スポーツ・文化総合センターの整備

⑲ 京急川崎駅周辺地区の整備

⑤ (仮称)京急キッズランド
京急川崎保育園

⑲ JR川崎駅北口自由通路等の整備

⑨ 福祉センター跡地
活用施設の整備

⑲ 川崎駅周辺地区の整備

⑮ 元木交差点の改良

② パピ一保育園

⑲ 重点密集市街地の取組
(小田周辺地区)

① 境町パインナップル保育園
⑧ (仮称)特別養護老人ホーム
フェニックス境町

⑲ 小田栄駅の新設

⑲ 大島住宅の建替

⑩ 障害者通所施設の整備
(川崎区田島地区)

⑲ 臨港中学校の校舎増築

⑰ 富士見公園の整備

③ なかじま保育園

④ 大師駅前ひよこ保育園

⑪ 羽田連絡道路の整備

⑲ キングスカイフロントの拠点形成

⑰ 京浜急行大師線連続立体交差事業

⑬ 国道357号
【多摩川トンネル】

⑥ (仮称)川崎ふたば保育園

⑲ 大師河原貯留管の整備

⑦ (仮称)川中島1丁目地内保育所

⑲ 東扇島掘込部の埋立

⑫ 臨港道路東扇島水江町線の整備

区のマップとの対応表

福祉施設

名称	開所予定	定員	MAP 番号
境町パイナップル保育園	H28. 4	90 人	①
パピー保育園	H28. 4	30 人	②
なかじま保育園	H28. 4	19 人	③
大師駅前ひよこ保育園	H28. 4	10 人	④
(仮称)京急キッズランド京急川崎保育園	H28. 6	60 人	⑤
(仮称)川崎ふたば保育園	H28. 7	60 人	⑥
(仮称)川中島 1 丁目地内保育所	H29. 4	60 人	⑦
(仮称)特別養護老人ホーム フェニックス境町	H28. 4	120 人	⑧
福祉センター跡地活用施設の整備	H32	—	⑨
障害者通所施設の整備(川崎区田島地区)	H28	—	⑩

道路・公園

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
羽田連絡道路の整備	羽田連絡道路橋りょう整備	事業推進	⑪
臨港道路東扇島水江町線の整備	東扇島～水江町間の橋りょう整備	H30 完成予定	⑫
国道 357 号【多摩川トンネル】	多摩川トンネルの整備	事業促進	⑬
本町踏切の改良	交差点改良などの緊急渋滞対策	H28 着手・完成	⑭
元木交差点の改良	産業道路立体交差化	H28 完成	⑮
京浜急行大師線連続立体交差事業	1 期区間(東門前～川崎大師鈴木町すり付け)	H30 完成予定	⑯
富士見公園の整備	プロムナード第 1 期の整備着手(H29)等	H29 工事着手 事業推進	⑰

その他

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
川崎市役所本庁舎等の建替	災害対策活動の中核拠点としての耐震性能を確保するための建替え	H34 庁舎完成予定(最短の場合)	⑩
重点密集市街地の取組(小田周辺地区)	老朽木造住宅等が密集している小田周辺地区における災害に強い住環境形成の推進	事業推進	⑰
大師河原貯留管の整備	合流式下水道の改善及び大師河原地区の浸水対策工事	H30 完了予定	⑳
大島住宅の建替	市営住宅の建替工事	H28 完成	㉑
臨港中学校の校舎増築	校舎の増築工事	H28 完成	㉒
キングスカイフロントの拠点形成	ライフサイエンス・環境分野の研究開発拠点の形成	H28 末 概成	㉓
小田栄駅の新設	南武支線川崎新町～浜川崎駅間に設置する新駅	H28. 3 開業	㉔
東扇島堀込部の埋立	港湾物流機能の強化に向けた東扇島地区での新たな用地の整備	H30 着手予定	㉕
京急川崎駅周辺地区の整備	京急川崎駅東街区の完成(H27)及び京急川崎駅西街区の事業着手(H28)等	事業推進	㉖
川崎駅周辺地区の整備	小川町地区におけるバス発着場の整備完了(H29)等	事業推進	㉗
JR 川崎駅北口自由通路等の整備	北口自由通路、新たな改札口及び行政サービス施設等の整備	H29 供用開始	㉘
スポーツ・文化総合センターの整備	富士見公園内のスポーツ、文化、レクリエーションの活動拠点の整備	H29. 10 供用開始	㉙

地域の課題解決に向けた取組の一覧	事業名（○は本計画に掲載している主な事業や取組）
地域資源を活かしたまちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 地域資源を活かしたまちづくり推進事業 <input type="radio"/> かわさき産業ミュージアム推進事業 <input type="radio"/> 川崎区企業市民交流事業 <input type="radio"/> 地域・生涯スポーツ振興事業 「音楽のまち・かわさき」推進事業 広報・広聴事業 まちづくり推進事業 市民活動支援事業 ウェルカム川崎区事業 町内会・自治会活動支援事業 川崎区つくろうよコンサート事業
区のイメージアップに向けた環境まちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 区の花・区の木推進事業 <input type="radio"/> 川崎区ミツバチプロジェクト支援事業 <input type="radio"/> 公園における新たなコミュニティ創出及び活性化事業 <input type="radio"/> 川崎駅周辺落書き対策事業 <input type="radio"/> 臨海部環境改善事業 川崎区エコプロジェクト事業 グリーンアップたじま事業
高齢者等が安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 地域の縁側活動推進事業 <input type="radio"/> 介護予防支援事業 <input type="radio"/> 地域包括ケアネットワーク支援事業 障害者の地域での暮らし応援事業 地域の保健福祉情報発信事業
地域における子ども・子育て支援の推進	
	<input type="radio"/> こども総合支援ネットワーク環境整備事業 <input type="radio"/> 川崎区こども情報発信事業 <input type="radio"/> 保育所等を活用した子育て支援事業 <input type="radio"/> 男性の育児参加促進事業 <input type="radio"/> 川崎区思春期問題対策事業 かわさき区子育てフェスタ事業 通訳及び翻訳バンク事業 発達に課題のある未就学児への支援事業 川崎区こども相談事業
安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上	
	<input type="radio"/> 地域防災力向上事業 <input type="radio"/> 川崎区危機管理対策事業
交通安全と自転車対策の推進	
	<input type="radio"/> 自転車マナーアップ事業 <input type="radio"/> 川崎区新入学児童「交通安全絵のコンクール」事業 <input type="radio"/> 川崎区放置自転車対策事業 安全・安心まちづくり推進事業
区役所サービス向上事業	
	区民サービス向上事業
地域課題対応その他事業	
	いきいきかわさき区提案事業
区の新たな課題即応事業	
	区の新たな課題即応事業

幸 区



■人口 161,490人 ■世帯数 75,456世帯
 ■面積 15.87 km² (平成28年3月1日現在)
※人口・世帯数は平成27年国勢調査速報値を基にして推算

幸区の花



「ヤマブキ」

幸区の木



「ハナミズキ」

幸区の概要

幸区は、市の南東部に位置し、市内で最も面積が小さく人口密度が2番目に高い区です。区域は、北から東に流れる多摩川を挟んで大田区と、西から南に流れる矢上川と鶴見川を挟んで横浜市鶴見区、港北区と隣接しています。区の中央にはJR南武線と横須賀線が南北に通っており、区内にはJR川崎、尻手、鹿島田、新川崎の4駅が立地するほか、国道1号と国道409号が交差するなど、交通利便性の高さが大きな特徴です。

区の名前は、明治17年に明治天皇が観梅のため行幸したことに由来する「御幸村」の村名を継承し、「幸多い」地域になって欲しいという地域の人々の願いを込めて、昭和47年の区制実施時に、「幸区」と名付けられました。区役所庁舎は、昭和50年に現在地に建てられ、40年後の平成27年には新たな庁舎に生まれ変わり、地域コミュニティの拠点として、さらに地域防災拠点等として重要な役割を担っています。

かつて幸区の区域は水田を中心とした農村地帯でしたが、明治期には工場の進出が始まり、戦後の高度経済成長期には公営住宅や社宅が多数建設され、人口が急増しました。昭和40年代以降、工場の移転が進み、跡地には大型共同住宅や大規模商業施設などが建設されました。

現在、川崎駅西口周辺には世界屈指の音響性能を誇るミュージア川崎シンフォニーホールや大規模商業施設、高層集合住宅等が立地しています。駅前広場も整備され、平成26年には東芝未来科学館がオープンするなど、市の新たな顔としてのまちづくりが進んでいます。

また、新川崎・鹿島田駅周辺では、交通広場や跨線橋など駅周辺の整備とともに大規模マンション等の建設が引き続き進められており、今後も人口の増加が見込まれています。

都市化が進む中で、区の西部には、「加瀬山」の名前で親しまれ歴史も豊かな自然の中に、夢見ヶ崎公園が立地し、地域住民の憩いの場となっています。

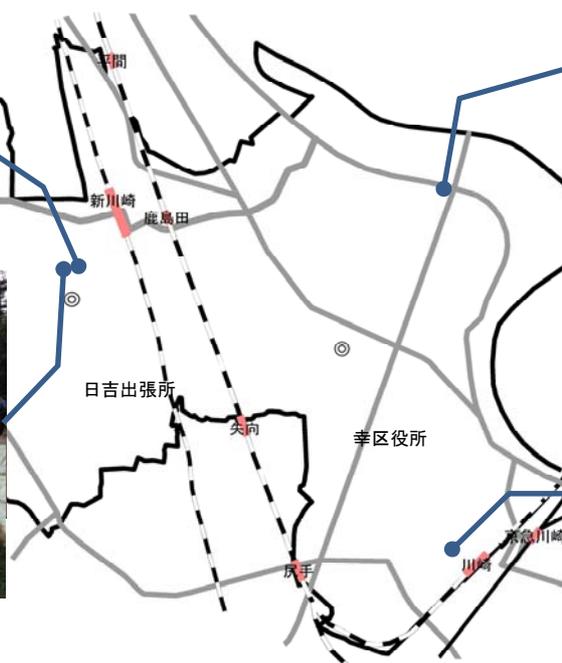
幸区的主要な地域資源・魅力等



加瀬山



夢見ヶ崎公園



御幸公園の梅



川崎駅西口周辺

現状と課題

● 自然や文化などが調和し、魅力ある地域資源がたくさんあります。

区内には最先端分野の研究開発拠点や世界的な音楽ホールである「ミュージア川崎シンフォニーホール」、多摩川や緑豊かな公園、多くの若者等で賑わう「ラゾーナ川崎プラザ」など、魅力あふれる多彩な地域資源が存在します。

また、市内唯一の動物園がある「夢見ヶ崎公園」一帯は、区民との協働による樹木管理が行われるなど、子どもから大人まで、区民に親しまれ、憩いと安らぎを与える空間として活用されています。



川崎駅西口周辺

● 高齢化率が21%を超えており、50%を超えるところもあります。

区全体の高齢化率は21.3%と全市平均の18.9%を上回り、超高齢社会の水準である高齢化率21%を超えており、町丁ごとに見ると、50%を超える地区もあります。

さらに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加を続けており、要介護高齢者や認知症高齢者も増えています。

こうした支援を必要とする高齢者が増えていく中、身近な地域で多様な主体が連携しながら、お互いに支え合えるしくみづくりが求められています。

65歳以上人口比率(上位10町丁)
(平成27年3月現在)

	町丁名	割合	地区
1	河原町	51.4%	御幸
2	東古市場	30.2%	御幸
3	塚越1丁目	30.0%	御幸
4	古市場2丁目	28.4%	御幸
5	小向町	28.2%	御幸
6	古市場1丁目	27.6%	御幸
7	幸町4丁目	27.1%	南河原
8	戸手本町1丁目	27.0%	御幸
9	戸手2丁目	26.9%	御幸
10	鹿島田2丁目	26.8%	日吉
	(幸区平均)	21.3%	
	(全市平均)	18.9%	

● 支援を必要とする子育て家庭のニーズが多様化しています。

大規模マンション等への子育て世帯の転入等に伴い、子どもの人口が増加しています。共働きする家庭の保育ニーズの高まりや、核家族化による子育てへの不安、孤立感への対応など、多様化する子育て家庭のニーズに対するきめ細かな相談・支援が求められています。

また、児童虐待の未然防止や、外国につながるのある子どもの学校・地域からの孤立など、特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援が求められています。

子育て世帯と地域の交流の場
「赤ちゃんハイハイあんのつどい」

● 新川崎・鹿島田駅周辺の開発などにより、新たな区民が増えています。

新川崎駅や鹿島田駅の周辺など、大規模マンションの建設が進む地域では、新たに転入した区民と、これまで暮らし続けてきた区民との交流や、地域で支え合う意識の醸成などが求められています。

一方、区内の町内会等への加入率は72.2%（平成26年度）と全区の中で最も高い水準にあるものの、近年、横ばいの傾向にあり、役員の高齢化や後継者不足などの課題を抱えています。

また、身近な課題を地域で解決するためには、それぞれの地域の実情に応じたコミュニティづくりが必要であり、町内会・自治会や市民活動団体の取組への支援などが求められています。



新川崎・鹿島田駅周辺のマンション

● 地域防災力の強化等への区民の関心が高まっています。

区民アンケート調査では、10年後のめざすべきまちづくりとして、「防犯・交通安全などで安全・安心な暮らしのできるまち」や「地震や大雨などの災害に強いまち」が上位に挙げられています。

区民、地域の自主防災組織や医療機関などのさまざまな関係団体・機関、企業、行政が互いに連携し、訓練等を継続的に実施しながら、災害に備える必要があります。



避難所開設訓練

● 自転車事故の割合が高く、「自転車交通事故多発地域」に指定されています。

幸区は、交通事故に占める自転車事故の割合が高く、「自転車交通事故多発地域」に指定されています。かわさき市民アンケートにおいても、区民の「交通事故・危険からの安心感」に関する満足度は、市全体の満足度を下回っています。

警察などと連携した、自転車の交通ルールの遵守やマナーの向上、事故を未然に防ぐ地域の環境づくりが求められています。



中学校での交通安全教室

まちづくりの方向性

● 「しあわせあふれるまち さいわい」

幸区は、ミュージアム川崎シンフォニーホールをはじめとした文化・芸術施設や商業・産業などが集積し活気のある「都市空間」と、豊かな緑の中で動植物とのふれあいや歴史を感じることができる加瀬山や、うるおいある水辺の多摩川、矢上川などの「自然空間」が調和したまちです。

新たな区民も、これまで暮らしてきた区民も、誰もが地域のつながりや支え合いとともに、魅力あふれる多彩な地域の資源を大切にしながら、地域への愛着や誇りをさらに高め、安らぎと幸せを実感することができるまちづくりを進めます。

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

地域の課題解決に向けた主要な取組

● 地域資源を活かしたまちづくりの推進

- ✓ かつて明治天皇が観梅のために行幸したという、梅の名所としての地域の歴史を踏まえ、御幸公園周辺において、区民との協働による取組を進めます。
- ✓ 区内の豊かな緑や、文化・芸術・歴史などの地域資源を活かしながら、区民の地域への愛着と誇りを育んでいくため、さまざまな主体との協働・連携を通して、賑わいと彩り豊かな、魅力あるまちづくりを進めます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
御幸公園の魅力向上事業 公園内の散策路等の整備や、区民との協働による「御幸公園梅香(うめかおる)事業」を推進し、市制 100 周年に向けて、公園周辺の魅力向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●梅林の整備方針の検討 ●御幸公園梅香事業の推進 ・「梅香事業推進計画」案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●御幸公園梅香事業の推進 ・梅林の復活や植樹の取組の推進 ・地域住民や学校等と連携した取組 ・「梅香事業推進計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●御幸公園梅香事業の推進 ・梅林の復活や植樹の取組の推進 ・地域住民や学校等と連携した取組 ・歴史・文化に関する講座の実施 	事業推進
音楽のまち推進事業 ミューザ川崎シンフォニーホールなど、区民が身近な場所で音楽に親しめる環境をつくり、「音楽のまち・かわさき」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に良質な音楽を区役所等で定期的に楽しめる「夢こんさあと」(H27 8回)の実施 ●アマチュアを中心とした演奏者による「さいわい街かどコンサート」(H27 3回)の実施 ●ミューザ川崎シンフォニーホールを会場とした「さいわいハナミズキコンサート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に良質な音楽を区役所等で定期的に楽しめる「夢こんさあと」(8回)の実施 ●アマチュアを中心とした演奏者による「さいわい街かどコンサート」(3回)の実施 ●ミューザ川崎シンフォニーホールを会場とした「さいわいハナミズキコンサート」の実施 	→	事業推進
さいわいものづくり体験事業 研究開発施設等が集積した幸区の特徴を活かした科学体験イベントを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●実験やものづくりなどを通じて科学に親しむ「さいわいテクノ塾」の実施 ●新川崎・創造のもり地区を会場とした「科学とあそぶ幸せな一日」の実施 ●区内の企業との連携による「さいわいトライサイエンス実験教室」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●実験やものづくりなどを通じて科学に親しむ「さいわいテクノ塾」の実施 ●新川崎・創造のもり地区を会場とした「科学とあそぶ幸せな一日」の実施 ●区内の企業との連携による「さいわいトライサイエンス実験教室」の実施 	→	事業推進
区の木・花推進事業 幸区誕生 40 周年を記念して制定した、区の木・区の花(ハナミズキ・ヤマブキ)を区民に広く周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発物品の作成 ●地域への愛着を深める広報イベント(H27 1回)の実施 ●区の木・花(ハナミズキ・ヤマブキ)の植樹 	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発物品の作成 ●地域への愛着を深める広報イベント(2回)の実施 ●区の木・花(ハナミズキ・ヤマブキ)の植樹 	→	事業推進
スポーツ推進事業 各種団体と連携を図りながら、区民の健康及び体力の保持増進を図り、さまざまな世代がスポーツを通して、地域での住民同士の交流が図られるよう、取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域団体及びかわさきスポーツパートナー等と連携したスポーツ大会(H27 3回)の実施 ●スポーツ推進を目的とした講演会等の開催 ●各団体が主催するスポーツ大会における区の協賛と区長賞の授与 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域団体及びかわさきスポーツパートナー等と連携したスポーツ大会(3回)の実施 ●スポーツ推進を目的とした講演会等の開催 ●各団体が主催するスポーツ大会における区の協賛と区長賞の授与 	→	事業推進

健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

- ✓ ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、さらには要介護高齢者や認知症高齢者が地域に増えていることから、区役所が多様な主体間をコーディネートしながら、近隣住民がお互いに見守り支え合えるしくみづくりを、区民とともに進めます。
- ✓ それぞれの地域で暮らす区民が主体となった健康づくり活動への支援などを行います。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ご近所支え愛モデル事業 高齢者等の見守りを要する世帯の増加を踏まえ、地域住民が主体となった声掛けや見守り活動を行い、地域コミュニティの強化を図ります。 地域包括ケアシステムの構築に向け、住民同士の支え合いや仲間づくり等、自助・互助のしくみづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●早期相談、連絡体制の確立 ●モデル事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・柳町（南河原地区） ・河原町 13・14・15 号棟（御幸地区） ・東小倉（日吉地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ●早期相談、連絡体制の確立 ●モデル事業の実施（モデル地区を 8 か所に拡充） ●地域包括ケアシステムの構築に向けた普及・啓発 	●区内全域での事業展開	事業推進
ふれあい・すこやか事業 高齢者が安心して地域で暮らし続けるために、自助・互助の取組を高齢者の方々に広げていきます。 「ふれすこサポーター養成講座」を開催し、高齢者同士がお互いに支え合うことができる地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者自身が参加する「ふれすこサポーター養成講座」の実施 ●ふれすこサポーターに対するフォロー講座（H27 1 回）の実施 ●見守り活動推進リーフレットの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者自身が参加する「ふれすこサポーター養成講座」の実施 ●ふれすこサポーターに対するフォロー講座（3 回）の実施 ●見守り活動推進リーフレットの発行 	●見守り活動推進リーフレットの改訂・発行	事業推進
健康長寿推進事業 健康づくりに関する学習会や普及啓発講座を地域において実施することで、区民がより健康に留意し、地域のつながりの中で健康づくりに取り組みながら、生き生きと暮らせるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地区組織との連携による地域特性に合わせた健康づくりの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・御幸西地区 ・南河原地区 ●既に実施した地域における活動の活性化に向けたフォローの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・御幸西地区 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区組織との連携による地域特性に合わせた健康づくりの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・御幸東地区 ・南河原地区 ●既に実施した地域における活動の活性化に向けたフォローの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・御幸西地区 ・南河原地区 	●既に実施した地域における活動の活性化に向けたフォローの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・御幸東地区 ・南河原地区 	事業推進
保健福祉情報発信事業 保健や福祉に関する事業やサービスを効果的に区民に届け、区民の関心と理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉センターだよりを活用した効果的な情報発信（H27 3 回発行・全戸配布） 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉センターだよりを活用した効果的な情報発信（3 回発行・全戸配布） 		事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

● 安心して子育てできるまちづくりの推進

- ✓ 子育て家庭のニーズが多様化していることから、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな相談・支援に取り組むとともに、子育て家庭が孤立感や不安感なく安心して子育てができるよう、地域全体が子育て家庭を支えるしくみづくりを進めます。
- ✓ 高まる保育需要と多様なニーズに対応するため情報提供や相談・支援の充実を図ります。
- ✓ 児童虐待の未然防止や外国につながる子どもへの学習支援など、特別な配慮を必要とする子どもやその家庭を支援します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
総合的な子ども支援ネットワーク事業 区内の子ども・子育て支援関係団体・機関同士の情報共有と連携強化を図るとともに、情報発信や講演会、「みんなで子育てフェアさいわい」などの事業を通じて、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」(H27 3回)の開催 ●「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」による情報発信及び講演会(H27 7回)の実施 ●「みんなで子育てフェアさいわい」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」(3回)の開催 ●「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」による情報発信及び講演会(7回)の実施 ●「みんなで子育てフェアさいわい」の実施 ●地域包括ケアシステムの構築に向けた普及・啓発 	→	事業推進
子ども・子育て支援事業 子育て情報誌等の発行や子育て支援講座、保護者の交流機会の提供等を通じて、子育て家庭等への支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て情報の収集及び発信 ●乳幼児から学齢期の子どもと家庭、子育て支援者などを対象とした各種講座(H27 153回)の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な媒体を活用した子ども・子育て情報の収集及び発信の充実 ●乳幼児から学齢期の子どもと家庭、子育て支援者などを対象とした各種講座(150回程度)の開催 ●日吉合同庁舎における子育て講座等の実施 	→	事業推進
保育所活用事業 民間保育所を含む地域の保育所間の連携強化、区内保育所の保育の質の確保に向けた人材育成等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●区内公立保育所による地域子ども・子育て支援事業(H27 661回)の実施 ●民間保育所への支援・連携事業の推進 ●公民保育所の人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●区内公立保育所による地域子ども・子育て支援事業(600回程度)の実施 ●民間保育所への支援・連携事業の推進 ●公民保育所の人材育成 	→	事業推進
幸区待機児童対策事業 多様な保育事業に関する情報提供を行い、保育の選択肢を広げ、利用者に対するきめ細やかな相談・支援を実施して待機児童の解消を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な保育事業に関する情報提供(川崎認定保育園ガイドブックの発行)の実施 ●利用者のニーズに応じたきめ細やかな相談・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な保育事業に関する情報提供(さまざまな手法による効果的な情報発信)の実施 ●利用者のニーズに応じたきめ細やかな相談・支援の実施 	→	事業推進
児童虐待防止・子ども相談支援事業 関係機関との会議や研修会、講座の開催を通じて、要保護児童の早期把握に努めるとともに、孤立感や不安感なく安心して子育てができる地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会幸区実務者会議での事例検討、区民向け講演会等(H27 6回)の実施 ●子ども・子育てに関する相談と支援の実施 ●「子どもの発達支援保護者交流会」(H27 10回)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会幸区実務者会議での事例検討、区民向け講演会等(6回)の実施 ●子ども・子育てに関する相談と支援の実施 ●「子どもの発達支援保護者交流会」(10回)の実施 	→	事業推進

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
幸区子ども学習サポート事業 NPOと区民サポーターが連携して、外国につながる小中学生への学習支援活動と、サポーターの養成を行うことで、区民の主体的な活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校施設を活用した学習支援の実施 ●学習支援サポーター(H27 12人)の育成 ●学習支援サポーターのフォローアップや活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校施設を活用した学習支援の実施 ●学習支援サポーター(15人程度)の育成 ●学習支援サポーターのフォローアップや活動支援 	→	事業推進

● 地域コミュニティ活性化の推進

- ✓ 大規模マンション等の建設が進む新川崎・鹿島田駅周辺地区等では、新たなコミュニティづくりに向けて、自治会組織の設立や既存町内会・自治会等との地域連携を支援するとともに、コミュニティの活性化に向けて、町内会・自治会の担い手の育成や加入促進を支援します。
- ✓ コミュニティスペースを備えた区役所庁舎の有効活用を図りながら、市民活動の活性化に向けた取組を推進します。また、異なる文化や生活習慣を有する区民もともに生きる地域をめざして、多文化共生のまちづくりを推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域コミュニティ推進事業 地域の課題調査や町内会・自治会の活動支援などを通じて、区内のコミュニティ活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●加入促進リーフレットの作成・配布 ●スポーツ大会、リレカーニバル、清掃活動等の実施 ●幸区町内会連合会のホームページの運営 ●行政からの回覧依頼物等の一括配送の実施 ●新規大規模マンションの建設等に伴う町内会・自治会組織立ち上げのための支援に向けた検討 ●町内会・自治会役員の人材育成の講座(H27 4回)の実施 ●新川崎・鹿島田駅地区における地域コミュニティ活性化に向けた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●加入促進リーフレットの改訂・配布 ●スポーツ大会、リレカーニバル、清掃活動等の実施 ●幸区町内会連合会のホームページの運営 ●行政からの回覧依頼物等の一括配送の実施 ●新規大規模マンションの建設等に伴う町内会・自治会組織立ち上げに向けた取組の推進 ●町内会・自治会役員の人材育成の講座(4回)の実施 ●新川崎・鹿島田駅地区における地域コミュニティ活性化に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●加入促進リーフレットの作成・配布 → → → ●大規模マンションの町内会・自治会組織設立・加入に向けた検討 → → 	事業推進
市民活動等支援事業 市民活動コーナーの運営や市民活動団体同士の交流を促進し、区内の市民活動と区民の主体的な取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動コーナーなどの運営による市民活動支援の促進 ●市民活動活性化のための事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動コーナーなどの運営による市民活動支援の促進 ●市民活動活性化のための事業の実施 	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

事業名	現 状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
幸区多文化共生推進事業 多文化フェスタや講演会等の開催を通じて、多文化共生に対する区民の理解と関心を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多文化フェスタさいわい(H27 900人規模)の実施 ●講演会の実施 ●国際理解基礎講座(H27 5回)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●多文化フェスタさいわい(1,000人規模)の実施 ●講演会の実施 ●国際理解基礎講座(5回)の実施 	→	事業推進
さいわいガイドマップ発行事業 ガイドマップの発行を通じて、転入者等へ区民生活に必要な情報を提供し、地域理解の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「さいわいガイドマップ」(H27 13,000部)の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●「さいわいガイドマップ」(13,000部)の作成・配布 	→	事業推進

● 安全で安心に暮らせるまちづくりの推進

- ✓ 避難所開設・運営訓練など、自主防災組織等の関係団体・機関が連携した取組を継続して実施するとともに、防災意識の向上に向けた啓発活動や、新川崎・鹿島田駅及び川崎駅西口周辺、国道1号沿線における帰宅困難者対策、区内に立地する多くの企業や隣接区との防災に関する連携を強化します。
- ✓ 自転車事故防止に向けた交通安全キャンペーンなどの啓発活動や自転車通行環境の整備など、ソフト・ハード面の更なる取組を推進します。

事業名	現 状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域防災活動推進事業 災害対策協議会の運営等を通じて、地域住民や企業、医療機関等で情報共有・課題検討などを行い、地域の連携強化の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●幸区災害対策協議会(H27 全体会3回開催)を中心とした防災対策づくり ●各部会における諸課題の検討及び対策の実施 ●関係団体・機関との情報共有(H27 部会13回開催) ●啓発活動の実施 ●隣接区(川崎区・中原区・鶴見区)との連携・川崎区、鶴見区との協定締結(H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ●幸区災害対策協議会を中心とした防災対策づくり(全体会3回開催) ●各部会における諸課題の検討及び対策の実施 ●関係団体・機関との情報共有(部会12回開催) ●啓発活動の実施 ●隣接区(川崎区・中原区・鶴見区)との連携・川崎区、鶴見区との合同訓練の実施 	→	事業推進
幸区災害対策推進事業 自主防災組織・避難所運営会議の活性化、区本部・避難所の防災資器材の充実など、区内の防災基盤整備の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設・運営訓練(H27 8回)の実施 ●防災備品等の計画的な配備 ●自主防災組織等活性化講座(H27 1回)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設・運営訓練(7回)の実施 ●防災備品等の計画的な配備 ●自主防災組織等活性化講座(3回)の実施 	●3か年の実施結果を踏まえた訓練の継続実施 →	事業推進

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
案内サイン設置事業 区庁舎等への案内サインの整備を通じて、災害時の帰宅困難者等を適切に誘導するなど、利便性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 案内サイン (H27 7か所) の設置 既設の案内サイン (H27 3か所) の盤面更新 	<ul style="list-style-type: none"> 案内サイン (1か所) の設置 既設の案内サイン (7か所) の盤面更新 川崎駅西口赤レンガ倉庫モニュメントの説明板の設置 	既設の案内サインの盤面更新	事業推進
交通安全普及啓発事業 スケアードストレート方式の交通安全教室の実施等により、危険回避意識と交通安全知識の習得などを目的とした啓発活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種交通安全教室 (H27 55回) の実施 スケアードストレート方式の交通安全教室 (H27 2回) の実施 啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種交通安全教室 (55回) の実施 スケアードストレート方式の交通安全教室 (3回) の実施 啓発活動の実施 		事業推進
安全・安心まちづくり普及啓発事業 街頭キャンペーンの開催、町内会等と連携した防犯パトロールの実施などを通じて、地域に根ざした啓発活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロールの実施による防犯意識の醸成 子どもの安全確保に向けた地域見守り活動の推進 交通安全への取組の継続実施 啓発キャンペーン (H27 2回) の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロールの実施による防犯意識の醸成 子どもの安全確保に向けた地域見守り活動の推進 交通安全への取組の継続実施 啓発キャンペーン (2回) の実施 		事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

● 幸区ご近所支え愛モデル事業

進行する高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などが増加し、また認知症高齢者数も増えています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、自助・互助の意識の醸成とともに、健康寿命の延伸を図り、誰もが、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるために、「何らかの支援を必要とする人」を地域全体で見守り、支え合う取組を、区内のモデル地区において進めています。

→ モデル地区はどこですか？

平成27年度は、南河原地区の「柳町自治会」、御幸地区の「河原町団地13・14・15号棟自治会」、日吉地区の「東小倉町内会」をモデル地区に選定しています。それぞれのモデル地区ごとに、町内会・自治会の代表者や民生委員児童委員、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員、区役所の職員などが構成員となって、部会を設置しています。

→ モデル事業は、どのように進めているのですか？

各モデル地区の部会において、支援が必要な人を把握し、どのような支援を行っていくかなどの検討を行うとともに、日頃の実践的な見守り活動などの担い手として、取組を進めています。また、各部会の代表者が集まり、「幸区ご近所支え愛モデル事業推進会議」において、モデル事業の全体的な進め方を議論するほか、各部会からの取組状況の報告などを通じて、情報共有を図っています。

→ モデル事業の今後の展開は？

平成28年度はモデル地区を新たに5地区拡充するとともに、平成29年度からは区内全域で事業を展開していく予定です。今後は、モデル事業の具体的な活動内容をまとめた事例集を、他のモデル地区でも活用していきます。



幸区ご近所支え愛モデル事業の概要図



推進会議における議論の様子

● 御幸公園梅香(うめかおる)事業

幸区の北側に位置する小向一帯は、江戸時代に梅が栽培され、梅林の名所として有名でした。明治17年には、観梅のため明治天皇が行幸（御幸）した歴史があり、「御幸」や「幸区」の名称は、このことに由来しています。こうした郷土の歴史を継承していくとともに、梅の名所としての復活をめざした梅林の整備等を御幸公園において進めるなど、幸区誕生50周年や市制100周年に向けて、「御幸公園梅香事業」を区民との協働により推進し、地域の魅力の向上を図っています。

→ 区民との協働は、どのように進んでいるのですか？

現在、平成27年度に設置した「御幸公園梅香事業推進会議」において、地元の町内会や老人クラブ、子ども会、企業、観光協会、区役所等がメンバーとなって、今後の取組について協議を進めています。



明治天皇行幸の記念碑(御幸公園)

→ 今後のスケジュールは、どうなっていますか？

現在、推進会議を通じて、平成36年の市制100周年までの取組の方向性を検討しています。平成27年度中に取組の計画案を作成し、平成28年度までに、計画を策定する予定です。梅林の整備を進めるために、広く市民に参加してもらえる手法など、今後、具体的な取組の内容を決定していきます。



推進会議における協議の様子

→ 梅林整備のほかには、どのような取組を考えていますか？

地域に愛着と誇りを持ち、また、郷土の歴史や文化を未来に継承していくために、「絵画コンクール」や「地名講座」、「梅まつり」を開催するなど、今後、学校や地域とも連携しながら、子どもから大人まで、多くの方が参加し楽しんでもらえる取組を検討していきます。



梅林(イメージ)

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 公園一帯の、郷土の歴史的経緯や文化などを大切にしながら、幅広い世代が参加できる場、憩いの場にしていきましょう。
- ✓ 幸区の名前の由来にもなっている昔の梅林を、地域の人々などが主役となって見事に復活させ、イベントなども行い、皆で盛り上げていきましょう。

御幸公園梅香事業推進会議委員の声

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

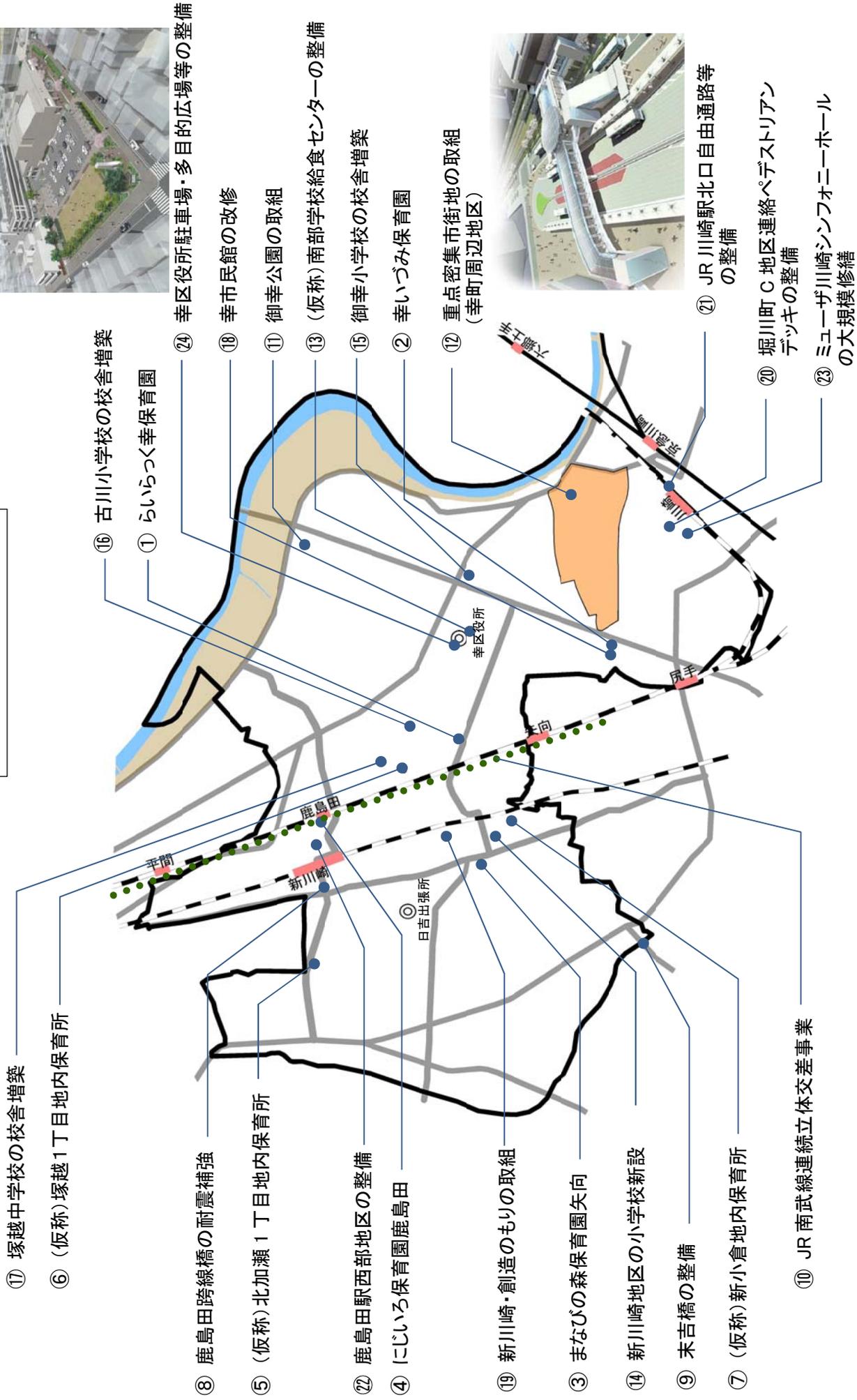
幸区マップ



幸区役所駐車場・多目的広場等の整備



⑳ JR川崎駅北口自由通路等の整備



①⑦ 塚越中学校の校舎増築

②⑥ (仮称)塚越1丁目地内保育所

③⑩ 古川小学校の校舎増築

④① らいらっく幸保育園

⑤⑧ 鹿島田跨線橋の耐震補強

⑥⑤ (仮称)北加瀬1丁目地内保育所

⑦② 鹿島田駅西部地区の整備

⑧④ にじいろ保育園鹿島田

⑨⑮ 御幸小学校の校舎増築

⑩② 幸いづみ保育園

⑪⑬ (仮称)南部学校給食センターの整備

⑫⑫ 重点密集市街地の取組(幸町周辺地区)

⑬⑨ 新川崎・創造のもりの取組

⑭③ まなびの森保育園矢向

⑮⑭ 新川崎地区の小学校新設

⑯⑨ 末吉橋の整備

⑰⑦ (仮称)新小倉地内保育所

⑱⑳ 掘川町C地区連絡ペDESTリアンデッキの整備

⑳⑲ ミューザ川崎シンフォニーホールの大規模修繕

㉑⑩ JR南武線連続立体交差事業

㉒⑪ JR川崎駅北口自由通路等の整備

㉓⑲ ミューザ川崎シンフォニーホールの大規模修繕

区のマップとの対応表

福祉施設

名称	開所予定	定員	MAP 番号
らいらっく幸保育園	H28. 4	90 人	①
幸いづみ保育園	H28. 4	60 人	②
まなびの森保育園矢向	H28. 4	60 人	③
にじいろ保育園鹿島田	H28. 4	120 人	④
(仮称)北加瀬 1 丁目地内保育所	H29. 4	60 人	⑤
(仮称)塚越1丁目地内保育所	H29. 4	40 人	⑥
(仮称)新小倉地内保育所	H29. 4	60 人	⑦

道路・公園

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
鹿島田跨線橋の耐震補強	地震による被害を最小限にとどめる耐震補強の実施	H28 完成	⑧
末吉橋の整備	橋りよりの架替	事業推進	⑨
JR 南武線 連続立体交差事業	事業調査等の実施	事業推進	⑩
御幸公園の取組	区民との協働による御幸公園梅香事業の取組	事業推進	⑪

その他

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
重点密集市街地の取組 (幸町周辺地区)	老朽木造住宅等が密集している幸町周辺地区の災害に強い住環境形成の推進	事業推進	⑫
(仮称)南部学校給食センターの整備	給食センターの新設整備	H29 完成	⑬
新川崎地区の小学校新設	児童生徒の増加に対応した小学校の新設	H32 以降 開校予定	⑭
御幸小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H28 完成	⑮
古川小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H28 完成	⑯
塚越中学校の校舎増築	校舎の増築工事	H29 着手 H30 完成予定	⑰
幸市民館の改修	市民館の改修工事	H28、H29 工事	⑱
新川崎・創造のモリの取組	産学交流・研究開発施設の整備	H30 供用開始予定	⑲
堀川町 C 地区連絡ペデストリアンデッキの整備	ミューザ川崎とラゾーナ川崎東芝ビルを結ぶペデストリアンデッキの整備	H29 完成	⑳
JR 川崎駅北口自由通路等の整備	北口自由通路、新たな改札口及び行政サービス施設等の整備	H29 供用開始	㉑
鹿島田駅西部地区の整備	鹿島田駅西部地区の市街地再開 発事業	H28 完成	㉒
ミューザ川崎シンフォニー ホールの大規模修繕	大規模修繕の検討・実施	事業推進	㉓
幸区役所駐車場・多目的広 場等の整備	駐車場と多目的広場等の整備	H28 完成	㉔

地域の課題解決に向けた取組の一覧	事業名（○は本計画に掲載している主な事業や取組）
地域資源を活かしたまちづくりの推進	
	○ 御幸公園の魅力向上事業
	○ 音楽のまち推進事業
	○ さいわいものづくり体験事業
	○ 区の木・花推進事業
	○ スポーツ推進事業
	地域資源を活かしたまちづくり事業
	幸区データブック発行事業
	花と緑のさいわい事業
	花と緑のさいわい事業(公共空間の緑化)
	さいわい・はじめようエコ事業
健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進	
	○ ご近所支え愛モデル事業
	○ ふれあい・すこやか事業
	○ 健康長寿推進事業
	○ 保健福祉情報発信事業
	さいわい食品衛生啓発事業
	区民のための感染症予防事業
安心して子育てできるまちづくりの推進	
	○ 総合的なこども支援ネットワーク事業
	○ こども・子育て支援事業
	○ 保育所活用事業
	○ 幸区待機児童対策事業
	○ 児童虐待防止・こども相談支援事業
	○ 幸区こども学習サポート事業
地域コミュニティ活性化の推進	
	○ 地域コミュニティ推進事業
	○ 市民活動等支援事業
	○ 幸区多文化共生推進事業
	○ さいわいガイドマップ発行事業
	地域の魅力発信事業
	鹿島田駅周辺総合的環境整備事業
	コミュニティカフェ推進事業
	はじめよう地域活動プラチナ講座事業
	区民祭開催経費
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	
	○ 地域防災活動推進事業
	○ 幸区災害対策推進事業
	○ 案内サイン設置事業
	○ 交通安全普及啓発事業
	○ 安全・安心まちづくり普及啓発事業
	さいわい動物愛護推進事業
区役所サービス向上事業	
	区民に身近な区役所づくり推進事業
	幸区情報発信推進事業
	さいわい区民アンケート事業
地域課題対応その他事業	
	幸区提案型協働推進事業
	その他経費
区の新たな課題即応事業	
	区の新たな課題即応事業

中原区



■人口 247,979人 ■世帯数 123,383世帯

■面積 14.81 km² (平成28年3月1日現在)

※人口・世帯数は平成27年国勢調査速報値を基にして推算

中原区の花



中原区の木



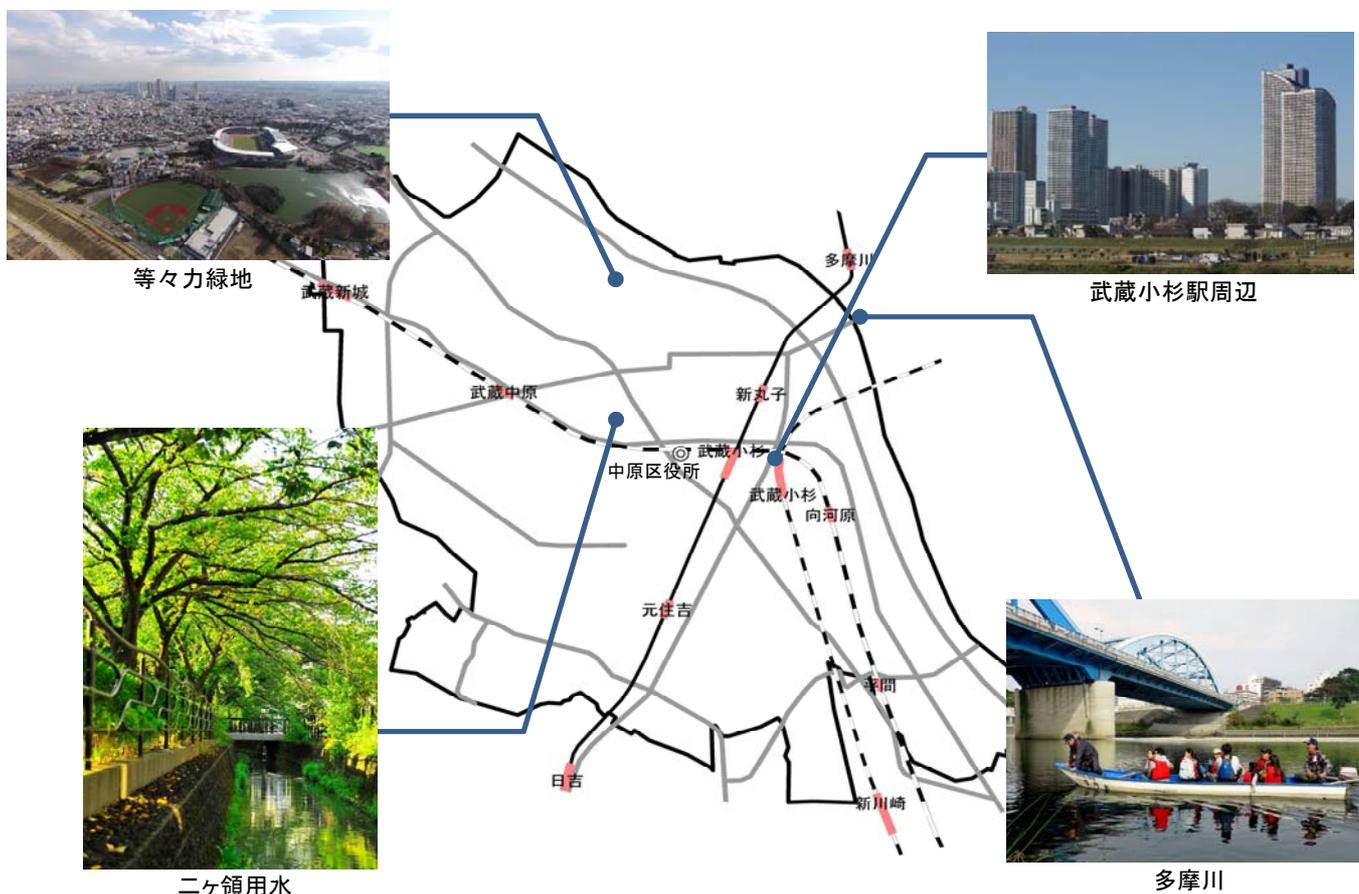
中原区の概要

中原区は、本市のほぼ中央に位置しており、中原御殿（平塚市）と江戸を結ぶ中原街道の中継地としての仮御殿が小杉にあったことから中原区と名づけられました。区域の大部分は平坦な地形が広がっており、住宅地に点在する生産緑地には区の花パンジーなどを栽培する風景も見られ、横浜市と接する南西部の井田地区は豊かな緑の残る丘陵地となっています。東京、横浜、川崎南部地域の郊外型住宅地として都市化、商業地の形成が進み、あわせて、都心に本社機能を持つ企業を中心に生産部門が進出し、現在のまちの骨格が形成されました。近年は産業構造の転換を先取りした企業による研究・開発部門などの都市型産業が武蔵小杉駅、武蔵中原駅、向河原駅周辺を中心に立地しています。

武蔵小杉駅周辺では大規模な再開発事業が展開されており、都市型住宅の建設が引き続き進んでいます。また、近年大規模な商業施設の開業が相次いでおり、多くの方が訪れています。

駅周辺の開発により近年の人口増加は著しく、人口、世帯数ともに市内で最も多い区となっています。また、生産年齢人口の割合が7区で最も高く、老年人口（65歳以上）の割合は最も低いため、区民の平均年齢は最も低くなっています。出生数及び市外からの転入者数が7区で最も多く、転入者の7割を20～30歳代が占めており、新たに中原区で生活する若年層の世帯が、区内で子育てするケースが増えています。

中原区的主要地域資源・魅力等



総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

現状と課題

● 武蔵小杉駅周辺の再開発などにより、新たな区民が増えています。

武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発をはじめ、区内の鉄道駅周辺でも住宅開発が行われ、ここ10年間の人口増加率が15%と新たな区民が増え続けていることから、「NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント」をはじめとする地域のさまざまな主体が連携した取組が進められています。

また、武蔵小杉駅周辺は、都市型住宅や公共施設、医療施設、商業施設などが多く立地し、都市機能が集約された生活利便性に優れたまちとして、住みたいまちの上位に挙げられるなど、区外・市外から多くの人が訪れ、まちの価値がさらに高まっています。

こうした中で、開発動向を踏まえながら、新たなコミュニティづくりを進めるとともに住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりを進めていく必要があります。

武蔵小杉駅周辺の人口増加率の推移(各年9月末時点)



※武蔵小杉駅周辺地区は周辺14町丁目を対象
資料:市町丁別年齢別人口

● 災害対策、防犯、交通安全など、安全・安心への区民の意識が高まっています。

かわさき市民アンケートでは、「利便性」や「サービス」は市全体の満足度を上回る一方で、「地震・火災・風水害などの災害に対する安心感」は、市全体の満足度を下回っていることから、区民の安心感を高めていく取組が求められています。

また、平坦な地形のために自転車利用が多い中、区内の人身交通事故に占める自転車交通事故の割合が高いことから、歩行者の安全な通行を確保するため、自転車交通ルールを守る意識の啓発や放置自転車対策の強化が求められています。

● 子育て世代の転入が多く、地域と子育て家庭のつながりが大切になっています。

子育て世代の転入が多い中、平成27年4月の保育所新規利用申請数は1,878人と7区で最も多くなっており、前年からも226人増と、13.7%増加しています。

引き続き、高まる保育ニーズへの対応や、子育てに悩む家庭が地域で孤立しないよう、地域で支え合うしくみづくりが求められています。



子育てサロン

● **高齢者の5人に1人が地域から孤立しやすいひとり暮らしとなっています。**

平成27年3月末現在の高齢化率は、7区で最も低い15.2%となっているものの、以前から住宅地である地域などでは高齢化が進んでいます。

また、7区で最も1世帯あたりの人員が少なく、特に高齢者の20.9%がひとり暮らしとなっていることから、閉じこもりによる孤立の防止や地域で支え合う意識の醸成、活動の担い手の育成などが求められています。



介護予防などを通じた交流の場づくり

● **住みたい、行きたいと感じる魅力や多くの地域資源があります。**

区内には、二ヶ領用水や多摩川をはじめ、井田山の緑地や下小田中の農地など豊かな自然環境が残されており、等々力緑地内にはスポーツ・レクリエーション施設、中原街道沿いには歴史ある文化資産など、さまざまな魅力ある地域資源があります。

こうした地域の魅力的な資源を区民に伝え、愛着と誇りを持てる地域となるよう取り組んでいく必要があります。



「陸上競技場」をはじめ「アリーナ」や「ミュージアム」などさまざまな施設を有する等々力緑地

● **人口の急増に対応した区役所サービスが求められています。**

転出入者が増え続け、区役所窓口が年度末を中心に混雑していることから、区役所サービスの更なる向上や改善が求められています。また、区役所庁舎の狭あい化や老朽化が顕著であることから、適切な対応を進めていく必要があります。

■ **まちづくりの方向性**

● **「水と緑と笑顔が出会い 未来につなぐ 住み続けたいまち なかはら」**

中原区は、等々力緑地、多摩川沿いの緑や二ヶ領用水の水辺、井田山などの自然に恵まれるとともに、都心への交通利便性に優れており、武蔵小杉駅周辺は、都市型住宅が立ち並び、商業も賑わう、生活利便性が高く都市機能が集約されたコンパクトなまちです。

街なみが大きく変わっていく中、さまざまな世代が交流することでまちに活気があふれ、人と人とがつながりを大切にしながら、区民が地域に愛着と誇りを持ち、これからも住み続けたいと実感できるまちづくりを進めます。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

地域の課題解決に向けた主要な取組

● 地域活性化に向けたコミュニティづくりの推進

- ✓ 武蔵小杉駅周辺の再開発等によるまちの変化に対して、武蔵小杉駅周辺地域連携推進会議を開催し、区民同士の顔が見える関係づくりやコミュニティの強化を推進します。
- ✓ 地域交流の促進や区のイメージアップをめざして、地域メディアが連携して区内の情報を発掘・発信する「なかはらメディアネットワーク」の取組などを推進します。
- ✓ 商店街と連携した地域交流促進の取組や市民活動団体の支援を推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
小杉駅周辺の新たな魅力づくり推進事業 武蔵小杉駅周辺地域のコミュニティの課題や将来像を地域と共有しながら、コミュニティの強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティ強化のための推進体制の検討 ●武蔵小杉駅周辺地域連携推進会議の開催 ●住民アンケート、居住者インタビュー等の実施 ●武蔵小杉駅周辺地域におけるコミュニティの課題の検討 ●「コミュニティフォーラム」の開催 (H28.2 開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ●武蔵小杉駅周辺地域連携推進会議の開催 ●中長期的に必要な取組の方向性の検討 ●地域をつなぐリーディングプロジェクトの検討・試行実施 ●「コミュニティフォーラム」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティ強化に向けた取組の検討 ●リーディングプロジェクトの実施、検証 	事業推進
中原区広報・広聴推進事業 地域メディア等と連携しながら、区の魅力発信等に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●なかはらメディアネットワーク (NMN) と連携した地域情報発信の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●NMNと連携した情報発信 ●情報発信交流会の開催 ●地域メディアとの連携による情報発信の担い手養成に向けた取組 ●区民アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民アンケートの検証 	事業推進
商店街と連携した地域のまちづくり推進事業 商店街を地域の情報交換や交流の場として活用し、地域交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街と連携した各種教室の開催 (H27: 8回) ●商店街と連携した地域交流イベントの実施 (H28.3 開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街と連携した各種教室の開催 (8回) ●商店街と連携した地域交流イベントの実施 		事業推進
市民活動活性化事業 地域活動団体の交流の促進及び活動の支援により、地域の活性化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●なかはらっば祭りの開催による地域活動団体間の交流の促進 ●活動活性化のための支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●なかはらっば祭りの開催による地域活動団体間の交流の促進 ●団体情報の発信など活動活性化のための支援 		事業推進
学びの場を核とした新たな地域コミュニティ形成事業 学びの場を核とした新たなコミュニティ形成を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●学びの場を核とした青少年参加型地域コミュニティ創造事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新たなコミュニティ形成」に係るシンポジウムによる活動団体・サークルの連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●各施設イベント等と連携し、タイムリーなテーマ設定を行うことによる新たなコミュニティ形成の促進 	事業推進

● 安全・安心なまちづくりの推進

- ✓ 地域の防災力を高める担い手を育成するとともに、鉄道事業者、大型商業施設などの民間事業者、警察、消防等のさまざまな主体が連携して「武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画」に基づく帰宅困難者対策に取り組みます。
- ✓ 地域による防犯活動の支援や広報・啓発を行うとともに、地域の安全・安心に関わる情報を効果的に配信するしくみづくりを進めます。
- ✓ 駅前商店街を中心とした自転車放置禁止区域内における放置自転車の撤去や、自転車利用者への啓発活動の拡充などによるマナー向上の取組を推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域防災力強化事業 自助・共助(互助)・公助の考え方にに基づき、区民、企業、行政等が連携した防災対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の連絡・管理体制の充実 ●武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画の策定 ●大規模共同住宅を含めた自主防災組織の設立・活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営会議の自主運営支援 ●エリア防災計画に基づく帰宅困難者対策の検討、実施 ・駅や地域関係者が連携した訓練の実施 ●大規模共同住宅を含めた自主防災組織の設立・活動支援 	→	事業推進
安全・安心まちづくり推進事業 区民、地域団体、行政等が連携して地域の防犯力及び防犯意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防犯活動団体へのベスト、誘導灯など防犯資機材の貸与等 ●防犯・防火研修会の実施 (H27: 4回) ●安全・安心に係る情報集約・配信手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防犯活動団体へのベスト、誘導灯など防犯資機材の貸与等 ●防犯・防火研修会の実施 (5回程度) ●安全・安心に係る情報集約・配信手法の検討 	→	事業推進 ●安全・安心に係る情報の配信
交通安全教室開催事業 区民を対象にスクエアードストレート方式による交通安全教室を開催し、安全な自転車の乗り方等のルール・マナーを習得してもらうなど、交通事故防止に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●スクエアードストレート方式の交通安全教室の実施 (H27: 3回) ●幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種交通安全教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●スクエアードストレート方式の交通安全教室の実施 (4回) ●幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種交通安全教室の実施 	→	事業推進
放置自転車対策事業 自転車利用者のモラルやマナーの向上を図るため啓発活動を行うとともに、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去など、総合的な放置自転車対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者のモラルやマナーの向上のため啓発活動の実施 ●環境の変化に対応した放置禁止区域の指定と、看板等の掲示の実施 ●効率的な放置自転車等の撤去の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者のモラルやマナーの向上のため啓発活動の実施 ●環境の変化に対応した放置禁止区域の指定と、看板等の掲示の実施 ●各地区の現状を踏まえた効率的な放置自転車等の撤去の実施 	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

● 区民と協働したこども支援の推進

- ✓ 区内では、区民が中心になった子育てサロンなどの子育て支援が活発に行われており、こうした地域の自主的な活動を継続して支援します。
- ✓ さまざまな広報手段による効果的な子育て情報の発信や、保育所の入所に関するきめ細かな相談・支援の充実に取り組みます。
- ✓ 子育てを支えるボランティア活動に参加しやすい環境づくりや、子育て家庭の交流の場づくりなどを推進します。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
中原区子育て支援推進事業 親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、地域の特性を活かした子育てサロンの運営を支援します。	●民生委員児童委員などにより実施される子育てサロンの運営支援 ●地域のボランティアにより実施される子育てふれあい広場(自主サロン)の運営支援及び拡充に向けた取組の推進	●民生委員児童委員などにより実施される子育てサロンの運営支援 ●地域のボランティアにより実施される子育てふれあい広場(自主サロン)の運営支援及び拡充に向けた取組の推進	→	事業推進
子育て情報発信事業 子育て世代へ向けて、新たな情報ツールを活用した情報発信を行います。	●ホームページや、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス(SNS)による広報 ●大型商業施設での広報物配置	●ホームページ・SNSに加え、スマートフォンなどの子育て支援アプリによる電子媒体広報の充実 ●大型商業施設での広報物配置の充実	→	事業推進
公的児童施設有効活用事業 ハイハイ広場、体験保育、親子連続講座など地域子育て支援事業を実施します。	●公営保育所で地域子育て支援事業の実施	●公営保育所で地域子育て支援事業の実施 ●こども文化センターにおける親子連続講座などの地域子育て支援事業の実施	→	事業推進
子育て支援者養成事業 子育て支援の場を支える新たなボランティアを養成し、地域全体で子育てを応援していく体制づくりを行います。	●子育て支援に関心のある人を対象とした子育て支援者養成講座の開催 ●養成講座終了後のフォローアップ講座の実施	●子育て支援に関心のある人を対象とした子育て支援者養成講座の開催 ●養成講座終了後のフォローアップ講座の実施 ●多種多様な分野で活動しているボランティア団体との交流と連携	→	事業推進
乳幼児ふれあい事業 乳幼児健診に来所した親子を対象に、子育てアドバイザーとして看護職や保育士を配置し、子育ての情報提供や助言を行います。	●健診の待ち時間を活用した子育て情報の提供 ●子育てアドバイザーによる支援	●健診の待ち時間を活用した子育て情報(地域の子育てサロンなど)の提供 ●子育てアドバイザーによる支援	→	事業推進

● 人と人との出会いを橋わたしする地域福祉の活性化

- ✓ 高齢者、障害者、子ども、子育て中の親に加え、現時点ではケアを必要としていない人を含めたすべての地域住民を対象として、地域のさまざまな主体による人と人をつなげる交流の場づくりや、それを支える活動が進むよう、橋わたしの取組を積極的に推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
「橋わたし」による地域福祉の活性化事業 地域福祉の情報発信や普及啓発を通して、子ども、高齢者、障害者が安心して地域で暮らし続けられるよう取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり・介護予防グループ等の活動支援 ●地域福祉情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり・介護予防グループ等の活動支援 ●5 エリア（地区町内会）の実情に合わせた地域福祉情報の提供 ●地域交流のきっかけづくりをテーマに、ワークショップの開催（2回） ●障害のある人が暮らしやすい地域づくりに向けた地域自立支援協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●5 エリア（地区町内会）の実情に合わせた地域福祉情報の充実 	事業推進
高齢者地域包括ケア事業 保健・医療・介護・福祉等さまざまな社会資源が有機的に連携できるように環境整備を図るとともに「地域包括支援ネットワーク」の構築を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が地域で安心して暮らせるように、地域ケア連絡会議を通じた地域支援ネットワークの構築、地域包括ケア連絡会議の運営支援 ●地域包括ケア連絡会議、民生委員等との連携による高齢者見守りネットワークの啓発 ●介護予防・健康づくりのためのリーフレットの作成、関係団体等を通じた配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が地域で安心して暮らせるように、地域ケア連絡会議を通じた地域支援ネットワークの構築、地域包括ケア連絡会議の運営支援 ●地域包括ケア連絡会議、民生委員等との連携による高齢者見守りネットワークの啓発、取組の推進 ●介護予防・健康づくりのためのリーフレットの作成、関係団体等を通じた配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・健康づくりのためのリーフレットの改定・増刷、関係団体等を通じた配布 	事業推進
なかはら福祉健康まつり実施事業 福祉・健康に関する各種団体間の交流を図り、地域福祉のネットワークの拡大をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●なかはら福祉健康まつりの開催（H27.11開催） ●参加団体同士の交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●なかはら福祉健康まつりの開催（H28.11開催予定） ●参加団体同士の交流促進 		事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

● スポーツ・文化資源・みどりなどの地域資源を活用したまちづくりの推進

- ✓ 「かわさきスポーツパートナー」や「総合型地域スポーツクラブ」などと連携し、地域でスポーツに親しむ機会を増やすとともに、区内にある文化資源や緑を活かして地域間・世代間交流を深め、元気とうるおいのあるまちづくりを進めます。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
スポーツを通じた地域活性化推進事業 かわさきスポーツパートナーとの連携による事業等により、交流機会を創出し、地域の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきスポーツパートナーとの連携による事業の実施（親子サッカー教室、バレーボール教室、バスケットボール教室、アメフト・フラッグフット普及啓発）（各1回） ●総合型地域スポーツクラブの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきスポーツパートナーとの連携による事業の実施（親子サッカー教室、バレーボール教室、バスケットボール教室、アメフト・フラッグフット普及啓発）（各1回） ●総合型地域スポーツクラブの活動支援 	→	事業推進
In Unity 開催事業 区内で活動するアマチュアミュージシャンなどによる音楽ライブを通して、音楽をきっかけとした地域間・世代間の交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●音楽ライブ「In Unity」の開催（H28.1開催） ●「In Unity」のPRイベントの実施（H27：10回） ・こすぎコアパークライブの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●音楽ライブ「In Unity」の開催 ●「In Unity」のPRイベントの実施（4回以上） 	→	事業推進
中原区青少年吹奏楽コンサート事業 音楽を通じた青少年の育成、地域間・世代間の交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●中高生の運営参加による青少年吹奏楽コンサートの開催（H27.11開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ●中高生の運営参加による青少年吹奏楽コンサートの開催 	→	事業推進
区民の手で花いっぱい中原事業 花や緑を活用して地域の魅力や景観の向上を図り、区民が住み続けたいと思うまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティアとの協働による植栽管理や区民花植体験等を実施（H27：8か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティアとの協働による植栽管理や区民花植体験等を実施（8か所程度） 	→	事業推進

● 区役所サービスの環境改善

- ✓ 窓口混雑期の対応をはじめとして、更なる区役所サービスの向上を進めます。
- ✓ 開発が続く武蔵小杉駅周辺地区を中心に、今後も人口増加が見込まれ、区役所サービスへの需要の増加が想定されています。また、区役所庁舎の老朽化も進んでいます。こうした課題等を踏まえながら、区役所サービスの向上に資するよう、対応方針の検討を進めます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
区役所窓口混雑緩和・サービス改善事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 窓口混雑期における待ち時間の短縮に向けた業務改善と、庁舎の環境改善による待合環境の快適化を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口混雑期における待ち時間の短縮に向けた業務改善（転入受理方法の改善等）の実施 ●Wi-Fi 利用環境の改善と周知の拡充 ●来庁者の安全確保のための駐輪場整理員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口混雑期における待ち時間の短縮に向けた業務改善の継続 ●Wi-Fi の利用促進 ●来庁者の安全確保のための駐輪場整理員の配置を継続 ●人口増加に伴うサービス需要の増加や庁舎の老朽化等への対応方針の検討 	<div style="text-align: center;">→</div> <ul style="list-style-type: none"> ●人口増加に伴うサービス需要の増加や庁舎の老朽化等への方向性のとりまとめ 	事業推進
区役所サービス向上事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 「区役所サービス向上指針」に基づき、より質の高いサービス提供に向けて窓口環境の改善等を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修やサービス向上委員会の開催など、窓口環境の改善、窓口サービスの向上に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修やサービス向上委員会の開催など、窓口環境の改善、窓口サービスの向上に向けた取組の推進 	<div style="text-align: center;">→</div>	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

● 中原区子育てサロン

乳幼児が多い中原区では、親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、子育てサロンの運営を支援しています。転出入が多く、地域のつながりが希薄になる中で、世代を越えた交流の場をつくり、子育てのしやすい地域コミュニティづくりを推進しています。



中原区子育てイメージキャラクター
ミミ・ケロ

→ 子育てサロンとは何ですか？

地域の社会福祉協議会、民生委員児童委員、主任児童委員及びボランティアが中心となって、0歳から3歳までのお子さんとその保護者を対象に、親子遊びや季節の行事等を実施しています。

概ね月1回、いこいの家、町内会館、神社境内、こども文化センター、中学校、特別養護老人ホーム、金融機関会議室などで開催されています。

保護者同士の情報交換、友達づくりの場にもなっており、開催日によっては保健師や保育士による育児アドバイスも受けられます。



乳幼児とその保護者が子育てサロンに
集まって交流を深めています

→ 子育てサロンが始まったきっかけは？

核家族が増加している中原区では子育ての不安や戸惑い、悩みを抱えている若い世代が年々増えている状況があり、平成14年度に大戸地区社会福祉協議会が子育てサロンを始めました。平成15年度からは、魅力ある区づくり推進事業（現在は地域課題対応事業）の中で、「中原区子育て支援推進実行委員会」を立ち上げ、全地区で子育てサロンが展開されるようになりました。



どの会場もたくさんの親子で
賑わっています

→ 子育てサロンの今後の展望は？

どのサロンも好評で、たくさんの親子で賑わっていることから、今後も継続して実施され、サロンが拡充されることが期待されます。そのためにも、担い手となるボランティアを養成し、地域の方々、社会福祉協議会、中原区役所が一体となって、地域で見守る子育てを実践していきます。

● 「かわさきスポーツパートナー」との連携

本市では、川崎を拠点に活躍しているトップチームを「かわさきスポーツパートナー」として認定しています。中原区には区内を拠点としているスポーツパートナーのチームが多数あり、中原区ではこれらのスポーツパートナーと連携してスポーツ教室などを実施しています。

→ かわさきスポーツパートナーは何チームありますか？

現在認定されているのは次の6チームです（※は中原区を拠点としているチーム）。

- ・ NECレッドロケッツ（女子バレーボール）※
- ・ 川崎フロンターレ（サッカー）※
- ・ 東芝ブレイブアレス（野球）
- ・ 東芝ブレイブサンダース神奈川（男子バスケットボール）※
- ・ 富士通フロンティアーズ（アメリカンフットボール）※
- ・ 富士通レッドウェーブ（女子バスケットボール）※



2014/2015Vプレミアリーグ優勝
NECレッドロケッツ

(JVL承認 NECW-2014-012)

→ 中原区ではどのような取組が行われていますか？

「川崎フロンターレ」との親子サッカードリーム教室、「NECレッドロケッツ」とのバレーボールふれあい教室、「富士通レッドウェーブ」とのバスケットボール教室や、「富士通フロンティアーズ」とのアメリカンフットボール普及啓発事業のほか、多摩川美化活動などの地域貢献活動を通じ、「元気のあまるまちづくり」に参加していただいています。



中原区役所主催 親子サッカードリーム教室

→ 中原区でかわさきスポーツパートナーの試合を観戦できますか？

等々力陸上競技場で川崎フロンターレの試合が、とどろきアリーナでNECレッドロケッツ、東芝ブレイブサンダース神奈川、富士通レッドウェーブの試合が開催されており、国内トップレベルの各種スポーツを身近で観戦することができます。



生まれ変わった等々力陸上競技場

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 武蔵小杉駅周辺の開発で中原区の人口も急増していると思いますが、スポーツを通じた地域愛の醸成がフロンターレの発展につながり、どんどん盛り上がっていくことを願っています。
- ✓ トップチームがプレーするグラウンドでサッカーができる、しかも親子で参加できる地元根ざしたイベントはとても評価できます。今後もぜひ続けて欲しいと思います。

親子サッカードリーム教室アンケートより

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

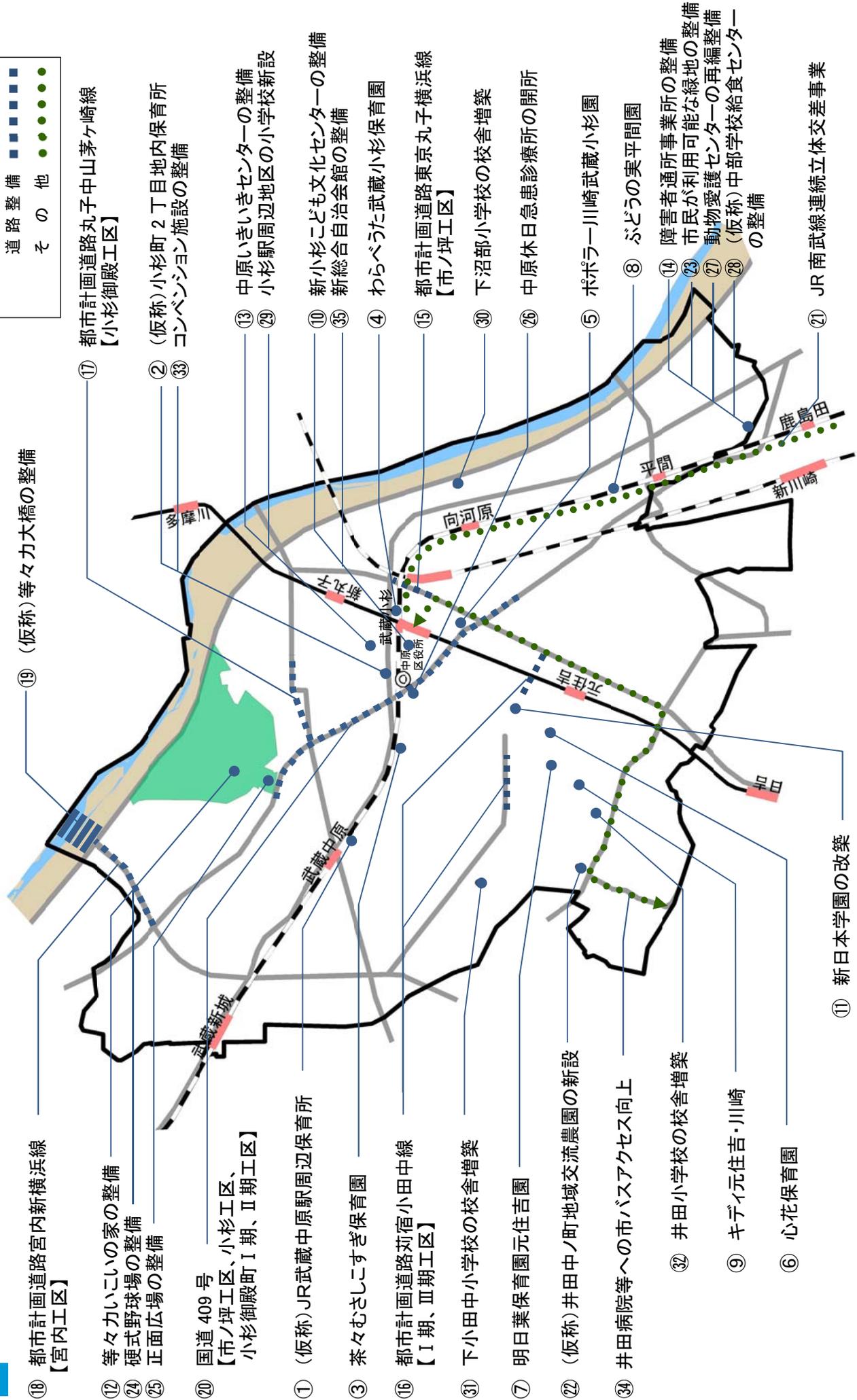
実施計画
【区】

進行管理

中原区マップ

中原区

- 凡例
- 施設整備等
 - 道路整備
 - その他



- 18 都市計画道路宮内新横浜線【宮内工区】
- 19 (仮称)等々力大橋の整備
- 20 国道409号【市ノ坪工区、小杉工区、小杉御殿町I期、II期工区】
- 21 JR武蔵中原駅周辺保育所
- 22 (仮称)井田中ノ町地域交流農園の新設
- 23 井田病院等への市バスアクセス向上
- 24 井田小学校の校舎増築
- 25 キディ元住吉・川崎
- 26 心花保育園
- 27 新日本学園の改築
- 28 等々力こいの家の整備
- 29 硬式野球場の整備
- 30 正面広場の整備
- 31 国道409号
- 32 (仮称)JR武蔵中原駅周辺保育所
- 33 茶々むさしこすぎ保育園
- 34 都市計画道路荻宿小田中線【I期、III期工区】
- 35 下小田中小学校の校舎増築
- 36 明日葉保育園元住吉園
- 37 (仮称)井田中ノ町地域交流農園の新設
- 38 井田病院等への市バスアクセス向上
- 39 井田小学校の校舎増築
- 40 キディ元住吉・川崎
- 41 心花保育園
- 42 新日本学園の改築
- 43 都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線【小杉御殿工区】
- 44 (仮称)小杉町2丁目地内保育所
- 45 コンベンション施設の整備
- 46 中原いきいきセンターの整備
- 47 小杉駅周辺地区の小学校新設
- 48 新小杉こども文化センターの整備
- 49 新総合自治会館の整備
- 50 わらべうた武蔵小杉保育園
- 51 都市計画道路東京丸子横浜線【市ノ坪工区】
- 52 下沼部小学校の校舎増築
- 53 中原休日急患診療所の開所
- 54 ポポラー川崎武蔵小杉園
- 55 ぶどうの実平間園
- 56 障害者通所事業所の整備
- 57 市民が利用可能な緑地の整備
- 58 動物愛護センターの再編整備
- 59 (仮称)中部学校給食センターの整備
- 60 JR南武線連続立体交差事業

区のマップとの対応表

福祉施設

名称	開所予定	定員	MAP 番号
(仮称)JR 武蔵中原駅周辺保育所	H29. 4	60 人	①
(仮称)小杉町 2 丁目地内保育所	H29. 4	90 人	②
茶々むさしこすぎ保育園	H28. 4	70 人	③
わらべうた武蔵小杉保育園	H28. 4	60 人	④
ポポラー川崎武蔵小杉園	H28. 4	70 人	⑤
心花保育園	H28. 4	80 人	⑥
明日葉保育園元住吉園	H28. 4	60 人	⑦
ぶどうの実平間園	H28. 4	30 人	⑧
キティ元住吉・川崎	H28. 4	18 人	⑨
新小杉こども文化センターの整備	H31	—	⑩
新日本学園の改築	H28.10	60 人	⑪
等々力いこいの家の整備	H30. 7	—	⑫
中原いきいきセンターの整備	H35	—	⑬
障害者通所事業所の整備	H31	生活介護 80 人程度 短期入所 12 人程度	⑭

道路・公園

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
都市計画道路東京丸子横浜線【市ノ坪工区】	道路拡幅	事業推進	⑮
都市計画道路荻宿小田中線【I 期、Ⅲ期工区】	道路拡幅	事業推進	⑯
都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線【小杉御殿工区】	道路拡幅、新設	事業推進	⑰
都市計画道路宮内新横浜線【宮内工区】	新設	事業推進	⑱

(仮称)等々力大橋の整備	橋りょう整備	H28 着手	⑲
国道 409 号【市ノ坪工区、小杉工区、小杉御殿町 I 期・Ⅱ期工区】	道路拡幅	事業推進	⑳
JR 南武線連続立体交差事業	事業調査等の実施	事業推進	㉑
(仮称)井田中ノ町地域交流農園の新設	利用者組合が管理する地域交流農園の新設	H29 利用開始予定	㉒
市民が利用可能な緑地の整備	平間配水所用地での緑地の整備	H30 供用開始予定	㉓
硬式野球場の整備	等々力緑地の再編整備	H30 完成予定	㉔
正面広場の整備		H28 完成	㉕

その他

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
中原休日急患診療所の開所	休日急患診療所の移転	H29. 6	㉖
動物愛護センターの再編整備	動物愛護センターの移転	H30 完成予定	㉗
(仮称)中部学校給食センターの整備	給食センターの新設整備	H29 完成	㉘
小杉駅周辺地区の小学校新設	児童生徒の増加に対応した小学校の新設	H29 着手 H31 開校予定	㉙
下沼部小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H28 完成	㉚
下小田中小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H29 着手 H30 完成予定	㉛
井田小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H29 着手 H30 完成予定	㉜
コンベンション施設の整備	オープンイノベーションの交流拠点として整備	H30 供用開始予定	㉝
井田病院等への市バスアクセス向上	小杉駅東口から労災病院を経由して井田病院等へ至る系統の拡充	H28 実施	㉞
新総合自治会館の整備	市街地再開発事業による整備	H31 完成予定	㉟

地域の課題解決に向けた取組の一覧	事業名（○は本計画に掲載している主な事業や取組）
地域活性化に向けたコミュニティづくりの推進	
	○ 小杉駅周辺の新たな魅力づくり推進事業
	○ 中原区広報・広聴推進事業
	○ 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業
	○ 市民活動活性化事業
	○ 学びの場を核とした新たな地域コミュニティ形成事業
	まちづくり推進実践活動事業
	中原区イメージアップ推進事業
	なかはらミュージカル実施事業
	区民祭開催経費
安全・安心なまちづくりの推進	
	○ 地域防災力強化事業
	○ 安全・安心まちづくり推進事業
	○ 交通安全教室開催事業
	○ 放置自転車対策事業
	中原区ガイドマップ(安心マップ)作成事業
	案内サイン情報更新事業
	自転車と共生するまちづくり事業
区民と協働したこども支援の推進	
	○ 中原区子育て支援推進事業
	○ 子育て情報発信事業
	○ 公的児童施設有効活用事業
	○ 子育て支援者養成事業
	○ 乳幼児ふれあい事業
	働いている妊婦支援事業
	多胎児育児支援事業
	中原区子育てネットワーク事業
	中原区子ども支援ネットワーク事業
	中原区子どもの発達支援事業
	幼稚園・保育園・小学校連携事業
	中原区保育所等人材育成・連携事業
人と人との出会いを橋わたしする地域福祉の活性化	
	○ 「橋わたし」による地域福祉の活性化事業
	○ 高齢者地域包括ケア事業
	○ なかはら福祉健康まつり実施事業
スポーツ・文化資源・みどりなどの地域資源を活用したまちづくりの推進	
	○ スポーツを通じた地域活性化推進事業
	○ In Unity開催事業
	○ 中原区青少年吹奏楽コンサート事業
	○ 区民の手で花いっぱい中原事業
	環境まちづくり支援事業
	中原区民総ぐるみスポーツ大会開催事業
	中原区体育及びスポーツ振興事業
	中原区民多摩川ロードレース「マイペース大会」開催事業
	中原区役所コンサート開催事業
	区役所庁舎内飾花事業
	歴史と緑を活用したまちの魅力発信事業
区役所サービスの環境改善	
	○ 区役所窓口混雑緩和・サービス改善事業
	○ 区役所サービス向上事業
地域課題対応その他事業	
	中原区市民提案型事業
	地域課題対応事業一般経費
区の新たな課題即応事業	
	区の新たな課題即応事業

高津区



■人口 228,483 人

■世帯数 108,152 世帯

■面積 17.10 km²

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

※人口・世帯数は平成 27 年国勢調査速報値を基にして推算

区の木



区の花



高津区の概要

高津区は、多摩川や二ヶ領用水の流れる平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地で形づくられ、豊かな水辺空間と起伏ある地形が特徴となっています。

昭和 47 年に川崎市が政令指定都市に移行した際、5つの行政区のひとつとして誕生し、昭和 57 年の行政区の再編により宮前区が分区して現在の高津区となっています。平成 24 年に区制 40 周年を迎えました。

江戸時代に大山街道沿いの宿場町として賑わった二子地区や溝口地区では、多くの人が交流し商業が栄えるとともに、歌人・岡本かの子や陶芸家・濱田庄司、画家／彫刻家・岡本太郎など多くの芸術家を輩出しています。また、橘地区には、本市初の国史跡である橘樹官衙遺跡群をはじめ、現存する市内唯一の前方後円墳を有する蟹ヶ谷古墳群など、古代かわさきの記憶を今に残す豊富な歴史的・文化的資源が存在しています。

市街地の発展は、昭和初期に玉川電気鉄道玉川線（現・東急田園都市線）と南武鉄道（現・JR 南武線）の開通を契機として始まり、戦後は、東京への通勤圏として住宅需要が増大したことに伴い、宅地・マンションの開発や溝口駅北口再開発等の都市基盤の整備が進められてきました。

また、自然や歴史・文化的特性に加え、高津区は市内でも製造業の事業所数が多く、川崎のものづくりを支える中小の加工組立企業をはじめ、研究開発型企业やベンチャー企業が数多く立地しています。



多くの人が行き交う溝口駅

高津区的主要地域資源・魅力等



区民の憩いの場・多摩川



市内初の国史跡
橘樹官衙遺跡群(正倉群)



往時の風情が残る大山街道



橘地区に広がる「農のある風景」

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

現状と課題

● 歴史・文化、農のある風景や水辺など魅力あふれる豊富な地域資源があります。

区内には、大山街道や二ヶ領用水久地円筒分水、市内初の国史跡・橘樹官衙遺跡群などの歴史的・文化的資源をはじめ、橘地区を中心とした農のある風景や多摩川の水辺、緑などの豊かな自然、川崎のものづくり技術を支えてきた企業の集積など魅力にあふれた豊富な地域資源があります。

また、こうした地域資源とともに、都心へのアクセスに優れ、日常の買い物から、ちょっとしたおしゃれなショッピングまでできる暮らしやすさが、高津区の大きな魅力となっています。



春の久地円筒分水

● 日々の暮らしの中で、人と人とのつながりが大切になっています。

高津区では宅地化の進展等により、平成26年の人口増加数は1,829人と市内で2番目に多く、新しい区民が増えています。また、生活の利便性等から区内定住意向は増加傾向で、多くの区民が今後も高津区に住み続けたいと希望しています。

一方、平成24年度高津区区民生活に関わるニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）によると、「近隣の住民同士の関係が薄れている」ことを、まちの課題・問題点に挙げる区民が27.1%おり、人と人とのつながりや、お互いが支え合いながら暮らしていくコミュニティづくりが求められています。

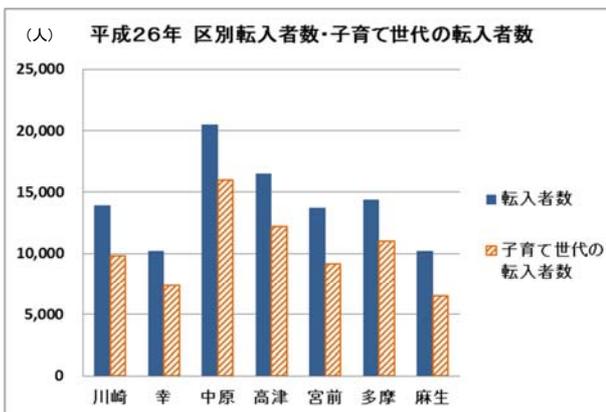
また、区内では町内会・自治会や多くの市民活動団体が、暮らしやすい地域づくりに向けて活動していますが、メンバーの高齢化や担い手不足なども課題となっており、活性化に向けた取組が求められています。

● 出生数が市内で2番目に多く、転入者に占める子育て世代の割合も高くなっています。

高津区の年間出生数は平成26年において2,397人と市内で2番目に多く、また、転入者に占める子育て世代の割合も74.0%と全市平均より高くなっており、慣れない土地での孤立感や初めての子育てに対して不安感を抱く区民も多いと考えられます。

ニーズ調査でも、区役所への要望として41.7%の人が「子ども・子育て支援」を挙げており、こうした区民のニーズに応えるため、保護者の子育て力の向上や地域で子育てを支える環境づくり、待機児童対策などを総合的に推進する必要があります。

また、子どもたちが自己肯定感や将来への希望を持ちながら成長することができるよう、地域が連携して子どもたちの育ちを支援するしくみや場が必要となっています。



資料：市人口動態（平成26年）

● 今後、より一層の高齢化が見込まれています。

区内の高齢化率は平成27年3月末時点で17.0%と国の高齢化率と比較して低い状況ですが、今後は高齢化が一層進み、介護サービスや医療サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれています。また、現在でも一部の地域では高齢化が進んでいます。

こうしたことから、それぞれの地域の状況に合わせて、区民主体の健康づくりや見守りのしくみづくりとともに、医療・福祉・介護などのさまざまな関係機関を結ぶネットワークづくりが求められています。また、市民活動において中心的な役割を果たしている元気な高齢者も多く、地域で生き生きと暮らし続けるための健康づくり・生きがいづくりの取組も必要とされています。

順位	町丁名	高齢化率
1	千年新町	25.4%
2	久末	24.3%
3	梶ヶ谷4丁目	23.8%
4	新作3丁目	23.2%
5	野川	23.1%
区平均		17.0%

資料:市町丁別年齢別人口

(平成27年3月末現在)

● 安全・安心な生活環境を求める区民の意識が高くなっています。

多くの区民が大規模地震の発生に不安を感じている一方で、家庭での備えや地域の防災訓練への参加状況は低く、意識と行動との間にギャップが見られます。そのため、地域における自主防災組織等を中心とした自助・共助(互助)の意識を高めていくことが必要となっています。また、土砂災害・浸水害に対する的確な対応のほか、交通結節点であり1日あたり約36万人が利用する溝口駅周辺では、大規模地震の発生時には大きな混乱が予想され、交通機関等と連携した帰宅困難者対策が必要となっています。

また、交通事故に占める自転車交通事故の割合が高く、神奈川県自転車交通事故多発地域に指定されていることから、利用者に対して交通ルール遵守の啓発を進める必要があります。

平成27年度放置自転車等実態調査によると、武蔵溝ノ口駅周辺の放置自転車台数は約480台と市内禁止区域の中でも高い水準で、ニーズ調査でも37.8%の人がまちの課題・問題点として挙げています。放置自転車は歩行者や緊急車両の通行の妨げになるため、解消が求められています。

● 環境意識の高い区民によるさまざまな活動が進んでいます。

宅地化の進展等による生物の生育空間の減少や、土地の保水力の低下などが懸念される中、区内では環境に関わる区民主体の活動が活発に展開されています。地球温暖化の進行を他人事とせず、自らも当事者としてとらえながら暮らしていくためには、温暖化の影響に適切に対処する「適応策」について、一人ひとりの意識の醸成を図り、実践に結び付けていくことが求められています。



健全な森づくりに取り組む
たかつの自然の賑わいづくり事業

まちづくりの方向性

● 「歴史と進歩が調和した、心豊かに安心して暮らせるまち」

高津区は、多摩丘陵に広がる緑や農のある風景、多摩川や二ヶ領用水の水辺などの豊かな自然環境とともに、橘樹官衙遺跡群など、川崎を代表する古代からの史跡や大山街道ゆかりの歴史・文化が息づく一方で、川崎のものづくりを支える企業が多数立地する魅力あるまちです。

これまで培ってきた地域の魅力を大切にしながら、それぞれの区民が世代を超えてつどい、高津のまちに愛着と誇りを持ち、共に支え合うことにより、笑顔で心豊かに安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

地域の課題解決に向けた主要な取組

● 地域資源を活かした魅力あるまちづくりの推進

- ✓ 区民が愛着と誇りを持てるまちづくりを推進するため、大山街道や橘地区の農的資源をはじめとした多様な地域資源の魅力向上と情報発信を区民協働で実施します。
- ✓ 区内に点在する地域資源を「高津のさんぽみち」によって結び、回遊性のあるまちづくりを推進します。また、広告収入を活用した持続可能な公共サインの維持管理手法を導入します。
- ✓ 昔の写真など貴重な地域資料を区民の共有の財産ととらえ、収集・保存・整理・活用を図りながら、高津のまちの記憶を次世代に引き継ぐ取組を推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
大山街道周辺整備 活性化事業 大山街道及びその周 辺に残された歴史的・ 文化的資源を保全・活 用し、魅力的な空間の 創造と地域の活性化 を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●大山街道アクションフォーラムによるイベントの実施や情報発信への支援 ●大山街道ふるさと館等と連携した事業推進体制の構築 ●「二子の渡し」等大山街道沿道の他地域と連携した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●大山街道アクションフォーラムによるイベントの実施や情報発信への支援 ●大山街道ふるさと館等と連携した事業推進体制の構築 ●「二子の渡し」等大山街道沿道の他地域と連携した取組の実施（伊勢原市、宮前区、世田谷区） 	→	事業推進
「たちばな農のあ るまちづくり」推進 事業 橘地区の農的資源を 活用した取組を区民 主体で行うことにより、 地域の活性化やふる さと意識の醸成を図り ます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「高津 さんの市」等食と農の地域資源を発見・発信する活動の推進 ●「マイベジタブル」等地産地消と食育を結び、次世代に伝える活動の実施 ●農業者とのネットワークの構築の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高津 さんの市」等食と農の地域資源を発見・発信する活動の推進 ●「マイベジタブル」等地産地消と食育を結び、次世代に伝える活動の実施 ●農業者とのネットワークの構築の推進 	→	事業推進
高津区地域資源ネ ットワーク事業 区内の歴史・文化・自 然などの地域資源の ネットワーク化を図り、 回遊性のある魅力的 なまちづくりを推進し ます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「高津のさんぽみち」の新規ルート策定、マップ作成及び道しるべの設置（H26 新規ルート数 1 ルート） ●既存公共サイン（H26 1 か所）の改善 ●広告収入を活用した公共サインの維持管理手法の検討 ●溝口駅南口広場サインのデザイン案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高津のさんぽみち」の新規ルート策定、マップ作成及び道しるべの設置（新規ルート数 1 ルート） ●既存公共サイン（4 か所）の改善 ●広告収入を活用した公共サインの維持管理に向けた取組の推進 	→	事業推進
高津区ふるさとア ーカイブ事業 地域資料の収集・保 存・整理・活用を図り、 ふるさと意識や地域アイ デンティティの醸成 を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資料・こぼれ話の収集（資料数：全約 2,800 件） ●デジタルアーカイブの維持管理 ●ホームページによるアーカイブの公開 ●アーカイブを活用したまち歩きワークショップイベント等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資料・こぼれ話の収集（資料数：全 2,900 件以上） ●デジタルアーカイブの維持管理 ●ホームページによるアーカイブの公開 ●アーカイブを活用したまち歩きワークショップイベント等の実施 	→	事業推進

● 多様な主体との連携による地域コミュニティ活性化の推進

- ✓ 防災、防犯、子育て支援や高齢者・障害者支援などの地域課題の解決と魅力あるまちづくりを進めるための基盤となる地域コミュニティの活性化を図ります。
- ✓ 区内で活動している団体の連携を促進・コーディネートし、人材の育成や各種情報の提供を行うことによって、町内会・自治会の活性化や市民活動団体の活動を推進します。
- ✓ 多様な主体の交流を図り、相互理解を促進することによって、多文化共生や住工共生のまちづくりを推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域コミュニティ施策推進事業 幅広い住民を対象としたイベント等を通じて、町内会・自治会の活性化を図ります。	●町内会・自治会と町内会・自治会未加入者との交流の促進	●幅広く区民が参加できる交流イベントの実施 ●町内会・自治会の活動紹介パンフレットの作成・配布	●町内会・自治会の活動紹介パンフレットの配布	事業推進
高津区まちづくり推進事業 まちづくり活動に関わる団体に対し、活動に必要な知識や活動場所、情報を提供することにより、市民活動・まちづくり活動の一層の推進を図ります。	●区役所などに設置する市民活動支援ルーム（4か所）の運営 ●情報紙やホームページ等による市民活動情報の提供 ●まちづくりに係る人材発掘・育成と活動体験機会の創出 ●活動団体の交流・連携のためのイベントの実施	●区役所などに設置する市民活動支援ルーム（4か所）の運営 ●情報紙やホームページ等による市民活動情報の提供 ●まちづくりに係る人材発掘・育成と活動体験機会の創出 ●活動団体の交流・連携のためのイベントの実施	●町内会・自治会の活動紹介パンフレットの配布	事業推進
高津区多文化共生推進事業 外国人市民と多様な体験活動を共有することで相互理解を図り、支え合いながら共に暮らす地域づくりを推進します。	●外国人市民とともに学ぶ多文化防災訓練の実施 ●地域めぐりの実施 ●料理・文化講習の開催 ●子育て交流広場（H26 3回）の開催 ●多文化共生啓発講演会の開催	●外国人市民とともに学ぶ多文化防災訓練の実施 ●地域めぐりの実施 ●料理・文化講習の開催 ●子育て交流広場（10回）の開催 ●多文化共生啓発講演会の開催	●町内会・自治会の活動紹介パンフレットの配布	事業推進
ものづくりのまち推進事業 工場と住民の交流を促し、住工共生のまちづくりを推進するとともに、ものづくり企業の魅力発信を行います。	●ものづくりフェアの実施 ●オープンファクトリーの実施 ●住民アンケートの実施	●ものづくりイベント（4回）を活用した工場と住民の交流促進 ●ものづくり企業調査の実施	●ものづくり企業マップの作成・配布	事業推進

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

局と連携した取組	取組内容
住工共生のまちづくりに向けた取組の推進	「高津ものまちづくり会」との協働により、工場と住民との交流を促進することにより、住工共生のまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、区内ものづくり資源の魅力を地域内外に発信します。
内陸部操業環境保全対策事業 (経済労働局)	内陸部工業用系用途地域において進む住宅化により住工混在の課題が顕在化しています。そのため、地域住民にものづくりへの理解を深め、工業者と住民の相互理解を図ることにより、中小製造業の操業環境の保全を推進します。

● 総合的な子ども・子育て支援の推進

- ✓ 子育て中の方が地域で孤立することなく、安心して子育てができるよう、育児知識の取得や子育て情報の発信により、子育て力の向上を図ります。
- ✓ 地域の子育て関係機関が連携し、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育てグループ等を支援することにより、地域の子育て力の向上を図ります。
- ✓ 子どもたちが地域の中で、さまざまな体験を通じて、自分の未来を考え、夢と希望をもって成長できるよう、地域資源等を活用して子どもの育ちを支援します。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
子育て支援事業 各種子育て講座を通じて、子育て当事者の育児力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」の実施 ●子育て支援講座の実施 ●プレパパ・プレママ講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」の実施 ●子育て支援講座の実施 ●プレパパ・プレママ講座の実施 	→	事業推進
子育て情報発信事業 子育て中の親の立場に立った、より身近な子育て情報を区民協働で発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●情報紙「あったかつうしん」(H26 6回)の発行 ●冊子「ホッとこそだて・たかつ」の作成・配布 ●ソーシャルネットワークサービスを活用した子育て情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報紙「あったかつうしん」(6回)の発行 ●冊子「ホッとこそだて・たかつ」の作成・配布 ●ソーシャルネットワークサービスを活用した子育て情報の提供 	→	事業推進
子育てネットワーク推進事業 地域の関係機関がネットワークを構築し連携することにより、子育てしやすいまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育てネットワーク会議の開催 ●幼稚園・保育所・小学校の連携の促進 ●転入者子育て交流会(H26 6回)の開催 ●子育て支援者スキルアップ講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育てネットワーク会議の開催 ●幼稚園・保育所・小学校の連携の促進 ●転入者子育て交流会(6回)の開催 ●子育て支援者スキルアップ講座の開催 	→	事業推進
子育てグループ等活動促進事業 地域で子育てを支えている子育てグループ等の活動支援を行い、地域の子育て力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てグループ交流会の実施 ●子育てグループ等への遊具貸出の実施(H26 利用回数：31回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てグループ交流会の実施 ●子育てグループ等への遊具貸出の実施(利用回数：35回以上) 	→	事業推進
保育所等地域子育て支援事業 公立保育所における子育て支援の強化や民間保育所等との連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●昼食付体験保育「あそんでランチ」の実施 ●地域連携体験保育「あつまれキッズ」(H26 36回)の実施 ●園庭開放「あそびの広場」の実施 ●公民保育所等の人材交流・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●昼食付体験保育「あそんでランチ」の実施 ●地域連携体験保育「あつまれキッズ」(36回)の実施 ●園庭開放「あそびの広場」の実施 ●公民保育所等の人材交流・育成 	→	事業推進
こども未来事業 地域資源を活用し、子どもたちが夢と希望を持って成長できるよう支援します。	●事業実施に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ●ものづくり資源等を活用したこども未来体験事業の実施 ●多様性のまちづくりをめざしたピープルデザイン連携事業の実施 ●木製玩具等を活用した木育推進事業の実施 	→	事業推進

● すこやか・支え合いのまちづくりの推進

- ✓ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携を促進するとともに、区民や協力事業者による見守りネットワークの充実や地域における見守り活動等の立上げ支援により、見守り体制の構築に取り組みます。
- ✓ 高津公園体操の活動支援を行うとともに、地域で健康づくり活動に取り組んでいるグループの交流促進を図り、介護予防や健康寿命の延伸のほか、見守り活動などの地域の支え合いを推進します。
- ✓ 障害者福祉施設の活動紹介や地域イベントにおける障害者と地域との交流を通じ、こころのバリアフリーを推進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
高津区地域包括支援ネットワーク推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 区民や協力事業者、関係機関が連携して、高齢者の見守り・支援体制の構築を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●シンポジウム等を通じた医療と介護の連携の促進 ●交流会・学習会等を通じた高津区高齢者見守りネットワークの充実 ●市民・関係団体向けサポーター養成講座等による認知症の正しい知識の普及啓発（H26 5回） ●地域の見守り体制の構築・活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●シンポジウム等を通じた医療と介護の連携の促進 ●交流会・学習会等を通じた高津区高齢者見守りネットワークの充実 ●市民・関係団体向けサポーター養成講座等による認知症の正しい知識の普及啓発（7回） ●地域の見守り体制の構築・活動支援 ●高齢者見守り活動事例集の作成・活用 	<ul style="list-style-type: none"> → → ●市民・関係団体向けサポーター養成講座等による認知症の正しい知識の普及啓発（8回） → ●高齢者見守り活動事例集の活用 	事業推進
健やか地域推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 「高津公園体操」の普及促進や健康づくり活動団体の交流を図り、「介護予防・健康寿命の延伸」や「閉じこもり予防」、「見守り活動」など高齢者を支え合う地域づくりにつなげます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●公園体操の普及促進のための講演会の実施、リーフレットの作成 ●公園体操の新規立上げ・継続支援のための研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園体操等の普及促進のための講演会の実施、リーフレットの作成 ●公園体操の新規立上げ・継続支援のための研修会等の実施 ●健康づくり体操グループの交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> → → → 	事業推進
高津区こころのバリアフリー推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 障害者と地域が交流する機会を設け、こころのバリアフリーを推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者と地域が交流するための事業実施手法の検討 ●区民会議との連携により、福祉施設の活動紹介や作品の展示などのモデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施設の紹介イベントの実施（12回） ●障害者の地域イベントへの参加促進 ●地域交流の促進に向けた啓発・シンポジウムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> → → → 	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

安全・安心なまちづくりの推進

- ✓ 高津区防災ネットワーク会議等を活かした関係機関との連携により、区民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織・避難所運営会議の活性化や区災害対策本部体制の継続的な強化を図り、震災や風水害等に対する地域防災力の向上に取り組みます。
- ✓ 土砂災害や浸水害の発生に備え、避難所機能の強化に向けた取組を推進します。
- ✓ 溝口駅周辺地域の帰宅困難者対策の強化を図るため、「エリア防災計画」を策定し、災害時の駅周辺における滞留者等の安全確保・混乱抑制や都市機能の継続に向けた取組を進めます。
- ✓ 幅広い世代に対して交通安全意識の向上を図るため、年齢や生活スタイルに合わせたきめ細やかな啓発活動を実施します。
- ✓ 安全・安心で住みやすい環境整備を推進するため、自転車の適正な駐輪に関する広報・啓発活動を実施します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
高津区防災まちづくり推進事業 「地域防災計画」や地震防災戦略の推進等、区の災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●区災害対策本部の体制強化 ●自主防災組織・避難所運営会議への運営支援の推進 ●避難所の機能強化に向けた資器材等の配備 ●区民の防災意識向上のための啓発事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●区災害対策本部の体制強化 ●風水害も想定した自主防災組織・避難所運営会議への運営支援の推進 ●避難所の機能強化に向けた資器材等の配備 ●区民の防災意識向上のための啓発事業の実施 ●土砂災害等の発生に備えた取組の強化 ●「溝口駅周辺エリア防災計画」策定に向けた基礎調査の実施 	→ → → → → ●「溝口駅周辺エリア防災計画」の策定	事業推進
交通安全の普及啓発事業 きめ細やかな啓発活動を通じて、区民の交通安全に対する意識を高め、事故のない安全なまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園・保育園、小学校及び高齢者対象の交通安全啓発活動の実施 ●中学生・高校生対象の交通安全教室（スクエアドストリート）(H27 3回)の開催 ●まちかど交通安全アピール活動・早朝街頭指導の（H26 20回）実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園・保育園、小学校及び高齢者対象の交通安全啓発活動の実施 ●中学生・高校生対象の交通安全教室（スクエアドストリート）(4回)の開催 ●まちかど交通安全アピール活動・早朝街頭指導（20回）の実施 	→ → →	事業推進
高津区放置自転車対策事業 通行の妨げとなる放置自転車の解消に向けて啓発活動等を行い、通行環境の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●マナーアップ啓発活動の実施 ●放置自転車の撤去活動の推進 (H26 撤去回数：788回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●マナーアップ啓発活動の実施 ●放置自転車の撤去活動の推進 (撤去回数：950回以上) 	→ →	事業推進

● 区民との協働で進める環境まちづくりの推進

- ✓ 平成20年度に策定した「エコシティたかつ」推進方針に基づき、「地球温暖化緩和策・適応策」、「生物多様性保全」及び「流域」をキーワードに、市民・学校・企業など多様な主体との協働により、環境まちづくりに向けて各種プロジェクトに取り組みます。
- ✓ 学校を、水循環と生きものの賑わいを再生し支える、地域のモデル基地と位置づけ、ビオトープを活用した環境学習「学校流域プロジェクト」を実施することにより、児童生徒の環境問題への理解促進を図ります。
- ✓ 流域等の地域特性を踏まえ、水・緑・生き物の調査、保水力・土砂防災力の高い流域づくりへの貢献、自然の賑わいの回復をめざす「たかつの自然の賑わいづくり事業」等を通じて、区民への普及啓発を図ります。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
「エコシティたかつ」推進事業 地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会(エコシティ)の形成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●区内小学校等のビオトープを活用した「学校流域プロジェクト」(H26 14校)の実施 ●緑ヶ丘霊園における「たかつの自然の賑わいづくり事業」の実施 ●エコシティツアーパンフレット・流域3Dマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●区内小学校等のビオトープを活用した「学校流域プロジェクト」(16校)の実施 ●緑ヶ丘霊園における「たかつの自然の賑わいづくり事業」の実施 ●エコシティツアーの実施 	→	事業推進
高津区環境まちづくり普及啓発事業 環境問題への対応に関して、区民が関心を持ちやすいテーマを取り上げながら普及啓発を行い、区民の環境意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種普及啓発活動の実施 ●区役所庁舎のエコシティホール化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民が家庭等で取り組める適応策・生物多様性保全に関する講習会等の実施 ●区役所庁舎のエコシティホール化の推進 	→	事業推進
花と緑のたかつ推進事業 区内各所に設置した花壇・コンテナ等の維持管理を区民と協働で実施し、安らぎとうるおいのあるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●区民ミニ・ガーデン(花壇・コンテナ)等の維持管理(H26 10か所) ●溝口駅キラリデッキ円筒広場ガーデンの維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民ミニ・ガーデン(花壇・コンテナ)の維持管理(10か所) ●溝口駅キラリデッキ円筒広場ガーデンの維持管理 	→	事業推進

局と連携した取組	取組内容	
地球温暖化対策(緩和策・適応策)及び生物多様性保全に関する取組の推進	より多くの区民に地球温暖化対策や生物多様性保全の必要性を感じてもらうため、高津区をフィールドとして、区民・関係団体・学校・企業との協働による環境問題への実践的な取組による普及啓発を行います。	
	地球温暖化対策事業(環境局)	市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組(緩和策)とともに、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。
	生物多様性推進事業(環境局)	「生物多様性かわさき戦略」に基づき、地域に息づく生き物の生育環境の保全、普及啓発などの取組を進めます。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

● 住工共生のまちづくりの推進

久地・宇奈根地域と下野毛地域はもともと果樹園などが多い地域でしたが、昭和30～40年頃から町工場の集積が始まり、ものづくり地域として賑わってきました。近年では工場跡地等に住宅が建設され転入者も増加しており、町工場と地域住民が手を取り合って、まちづくりを行っていくための取組が進められています。

→ 事業が始まったきっかけは？

住工混在地域における町工場と地域住民の相互交流を促進するため、川崎北工業会、下野毛工業協同組合、専修大学と川崎フロンターレにより「高津ものまちづくり会」が組織され、行政（高津区役所と経済労働局）とも連携しながら、住工共生のまちづくりを進めています。

→ 具体的な取組は？

地域住民に町工場の中がどうなっているのか、何が作られているのか理解していただくため、工場内を見学する「オープンファクトリー」を実施し、参加者からも好評を得ています。

このほか、川崎フロンターレのホームゲームで開催される「ものづくりフェア in 等々力」や、てくのかわさきで開催される「てくのまつり」へ出展し、企業のものづくり技術を体験できるブースや製造工程等のパネル展示を通じて、ものづくりの魅力をPRしています。

→ 今後の展望は？

区内のものづくり企業の魅力を広くPRするため、「ものづくり企業マップ」の作成を進めていきます。

また、町工場と地域住民が一体となって地域コミュニティの活性化が進められるよう、相互交流のより一層の促進を図るなど具体的な取組を進めていきます。

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 3～4年前に機械の音がうるさいというクレームが住宅から工場にあった。これが危機感の始まりである。工場が地域から追い出されるのではないかと思った。（町工場から）
- ✓ 精度の高いすばらしい製品ができて上がるのを見学し、目をみはるばかりでした。近隣にこのような工場があることを誇りに感じております。（参加者（地域住民）から）

オープンファクトリーアンケートより



町工場と住宅が混在する街なみ



普段は見ることのできない町工場のなかを見学！（オープンファクトリー）



ふろん太と一緒にPR！（ものづくりフェア）
(C)KAWASAKI FRONTALE

● 農のあるまちづくりの推進

高津区内では宅地化が進行していますが、その一方で橘地区には豊かな自然や、トマト、タマネギなどの野菜を栽培する畑があり、都市部では貴重な「農のある風景」が広がっています。

食や農への関心を軸に、農業者、区民の交流を促し、地域の新しい魅力を見い出しながら、区民の地元への愛着を育み、他地域にはない独自の魅力を持ったまちづくりに取り組んでいます。

→ 事業が始まったきっかけは？

「農」を活かしたまちづくりを進め、区民の愛着や誇りを育んでいくため、平成20年度に『「たちばな農のあるまちづくり」推進方針』を策定し、農業者や区民との協働によりさまざまなプロジェクトを進めています。

→ 具体的な取組は？

これまで、橘地区の農作物直売所や地域の見どころなどを紹介する「おさんぽマップ」の発行や地場農産物「たちばなブランド」の立ち上げ・普及促進、また、地場農産物を食べられるコミュニティカフェ「メサ・グランデ」のオープンに向けた支援などに取り組んできました。

現在は、それらの取組に加えて、地産地消と子どもの食育を結ぶ農体験イベント「マイベジタブル」、地場農産物の販売を通じた農業者と区民との交流を図る「高津 さんの市」、橘地区の風景をより多くの区民に伝える「たちばな風景写真展」などを実施しています。

→ 今後の展望は？

今後も、橘地区の「農のある風景」等の農的資源を活用して魅力あるまちづくりを進めていくため、農業者や区民のパワーやアイデアを活かした取組を展開します。

また、高津地区にある農的資源にも着目し、高津区全体の農の魅力を広くPRします。

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 本当に楽しい企画で、参加できてよかったです。一緒に参加した娘はまだ小さいですが、土の中の虫を見つけたり、野菜を植えたり収穫したり、すべてに興味津々で楽しそうでした。(参加区民)
- ✓ イベントが定着してきており、農業に対する区民の関心は高いと感じている。多くの区民の方々に農体験をしてもらい、区内農業や農作物に親しみを持ってもらったり、地産地消への理解を深めてもらいたい。(参加農家)

農体験「マイベジタブル」参加者アンケートより



農家と消費者が交流する
「高津 さんの市」



農体験イベント「マイベジタブル」



たちばな野菜が買える直売所

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

高津区マップ

高津区

凡例

- 施設整備等
- 道路整備

⑨ 都市計画道路溝ノ口線

⑭ かわさき北部斎苑の改修



⑭ JR 津田山駅の橋上駅舎化

② ベネッセ津田山保育園

⑳ 溝口駅南口駅前広場の整備



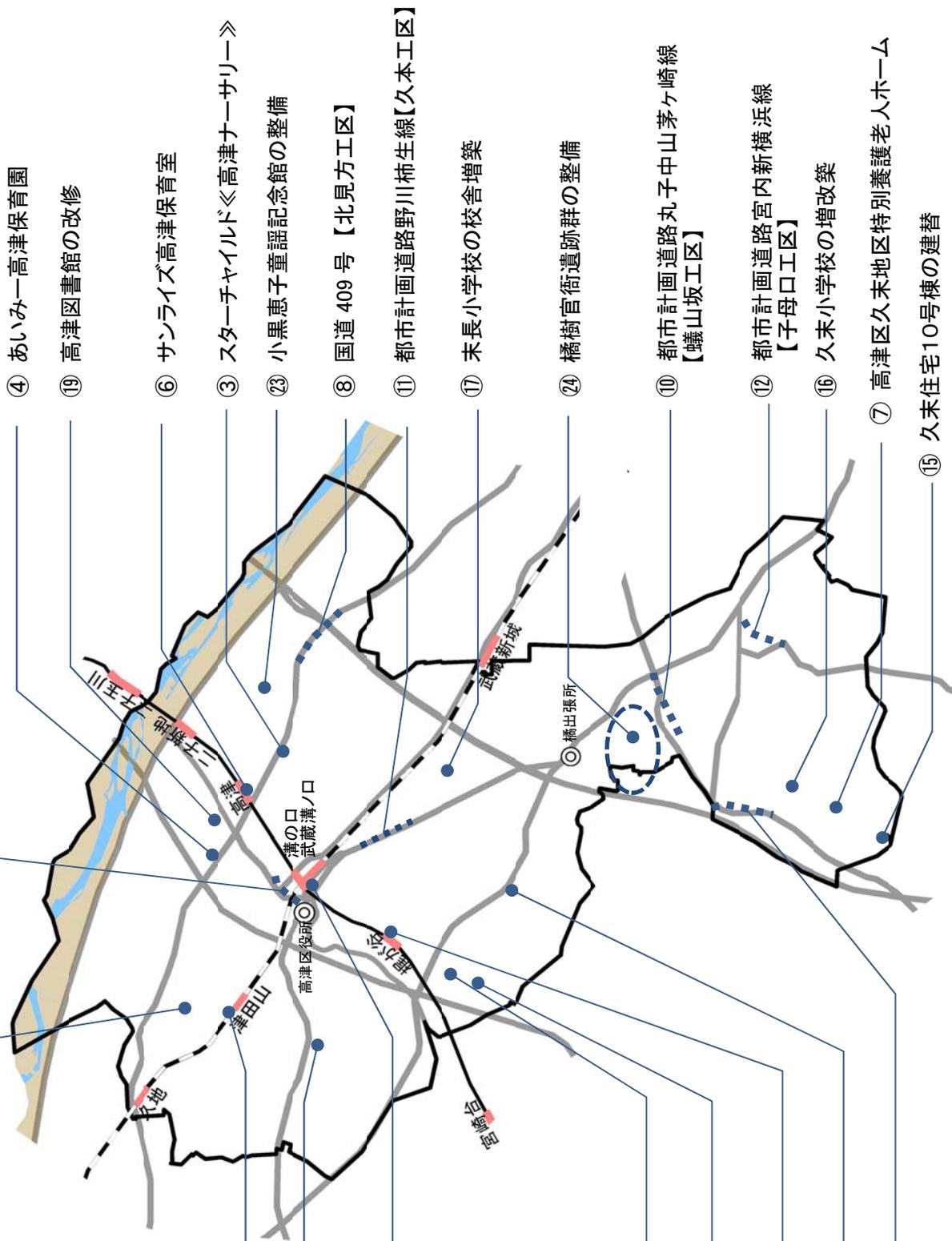
① ニチイキッズ梶が谷保育園

⑱ 西梶が谷小学校の校舎増築

⑤ まなびの森保育園梶が谷

⑳ 橋処理センターの建替

⑬ 主要地方道丸子中山茅ヶ崎
(丸子中山茅ヶ崎線)【野川工区】



④ あいみー高津保育園

⑲ 高津図書館の改修

⑥ サンライズ高津保育室

③ スターチャイルド《高津ナーサリー》

㉓ 小黒恵子童謡記念館の整備

⑧ 国道 409 号【北見方工区】

⑪ 都市計画道路野川柿生線【久本工区】

⑰ 末長小学校の校舎増築

㉔ 橋樹官衙遺跡群の整備

⑩ 都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線
【蟻山坂工区】

⑫ 都市計画道路宮内新横浜線
【子母口工区】

⑯ 久末小学校の増改築

⑦ 高津区久末地区特別養護老人ホーム

⑮ 久末住宅10号棟の建替

区のマップとの対応表

● 福祉施設

名称	開所予定	定員	MAP 番号
ニチキッズ梶が谷保育園	H28. 4	60 人	①
ベネッセ津田山保育園	H28. 4	60 人	②
スターチャイルド《高津ナーサリー》	H28. 4	60 人	③
あいみー高津保育園	H28. 4	30 人	④
まなびの森保育園梶が谷	H28. 4	80 人	⑤
サンライズ高津保育室	H28. 4	12 人	⑥
高津区久末地区特別養護老人ホーム	H29	136 床 (うちショートステイ14床)	⑦

● 道路・公園

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
国道 409 号【北見方工区】	道路拡幅	事業推進	⑧
都市計画道路溝ノ口線	道路拡幅	事業推進	⑨
都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線【蟻山坂工区】	道路拡幅	事業推進	⑩
都市計画道路野川柿生線【久本工区】	道路拡幅	事業推進	⑪
都市計画道路宮内新横浜線【子母口工区】	新設道路	事業推進	⑫
主要地方道丸子中山茅ヶ崎(丸子中山茅ヶ崎線)【野川工区】	道路拡幅	事業推進	⑬

● その他

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
JR 津田山駅の橋上駅舎化	駅へのアクセス向上を図るための橋上駅舎化	H31 完成予定	⑭
久末住宅 10 号棟の建替	市営住宅の建替工事	H28 完成	⑮
久末小学校の増改築	校舎等の増改築工事	H28 完成	⑯
末長小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H28 着手 H29 完成	⑰
西堀ヶ谷小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H28 着手 H29 完成	⑱
高津図書館の改修	図書館の改修工事	H29 工事	⑲
橋処理センターの建替	廃棄物処理施設の建替工事	H34 稼働予定	⑳
かわさき北部高苑の改修	大規模改修 (増築棟整備、既存施設改修、駐車場整備)	H30 完成予定	㉑
溝口駅南口駅前広場の整備	駅前広場整備	H28 完成	㉒
小黒恵子童謡記念館の整備	記念館の再開に向けた整備	H29 利用開始	㉓
橋樹官衙遺跡群の整備	国史跡に指定された遺跡群の保存整備	事業推進	㉔

地域の課題解決に向けた取組の一覧	事業名（○は本計画に掲載している主な事業や取組）
地域資源を活かした魅力あるまちづくりの推進	
	○ 大山街道周辺整備活性化事業
	○ 「たちばな農のあるまちづくり」推進事業
	○ 高津区地域資源ネットワーク事業
	○ 高津区ふるさとアーカイブ事業
	高津区音楽のまち推進事業
	高津区子どもフェア事業
	高津区総合ガイドマップ作成事業
	高津区区政情報発信事業
	二ヶ領用水久地円筒分水修景施設管理運営事業
	高津区文化振興事業
多様な主体との連携による地域コミュニティ活性化の推進	
	○ 地域コミュニティ施策推進事業
	○ 高津区まちづくり推進事業
	○ 高津区多文化共生推進事業
	○ ものづくりのまち推進事業
	高津区地域連携スポーツ事業
	親子運動会開催事業
	橘ふるさと祭り子どもイベント開催事業
	区民祭開催経費
総合的な子ども・子育て支援の推進	
	○ 子育て支援事業
	○ 子育て情報発信事業
	○ 子育てネットワーク推進事業
	○ 子育てグループ等活動促進事業
	○ 保育所等地域子育て支援事業
	○ こども未来事業
	高津区子ども・子育てフェスタ事業
	高津区待機児童対策推進事業
すこやか・支え合いのまちづくりの推進	
	○ 高津区地域包括支援ネットワーク推進事業
	○ 健やか地域推進事業
	○ 高津区こころのバリアフリー推進事業
	たかつ区健康福祉まつり事業
安全・安心なまちづくりの推進	
	○ 高津区防災まちづくり推進事業
	○ 交通安全の普及啓発事業
	○ 高津区放置自転車対策事業
	高津安全・安心まちづくり支援事業
	ネズミ駆除相談対応事業
区民との協働で進める環境まちづくりの推進	
	○ 「エコシティたかつ」推進事業
	○ 高津区環境まちづくり普及啓発事業
	○ 花と緑のたかつ推進事業
	水と緑のネットワークづくり推進事業
	高津区民祭周辺環境対策事業
区役所サービス向上事業	
	高津区役所サービス向上事業
地域課題対応その他事業	
	高津区市民提案型協働事業
	高津区地域課題対応事業管理運営事業
	高津区地域課題対応事業外部評価事業
	高津区区民生活に関わるニーズ調査事業
区の新たな課題即応事業	
	区の新たな課題即応事業

宮前区



■人口 225,897人 ■世帯数 94,925世帯

■面積 18.60 km² (平成28年3月1日現在)

※人口・世帯数は平成27年国勢調査速報値を基にして推算

宮前区の花（コスモス）と木（サクラ）



宮前区の概要

宮前区は、多摩丘陵の一角に位置し、区内には、平瀬川、矢上川、有馬川の3本の川が流れています。これらの川に挟まれて、丘陵、坂、谷戸などで構成された起伏に富んだ地形が特徴です。

明治22年の市制・町村制の施行に伴い、^{たちばなぐんみやきむら}橋樹郡宮前村及び^{むかおかむら}向丘村が誕生しました。両村は、昭和13年に本市に編入され、昭和47年に本市が政令指定都市に移行した後は高津区に属していましたが、昭和57年に分区し、現在の宮前区となりました。

昭和41年の溝の口から長津田間の田園都市線の開通、昭和43年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジの開通・開設などによる交通基盤の整備とともに、郊外住宅地としての開発が進みました。その結果、人口は、分区当時の約15万人から急速に増加し、平成28年3月現在で約22.6万人となっています。

一方、市内7区の中では生産緑地面積が最も広く、農産物直売所が区内各地に点在しているほか、公園緑地数も2番目に多いなど、身近に農や緑を感じることができます。また、旧石器時代の鷲ヶ峰遺跡や弥生時代の東高根遺跡、国史跡にも指定された橋樹官衙遺跡群（影向寺遺跡）などが存在し、歴史のある土地でもあります。



市の北の玄関口 東名川崎インターチェンジ

宮前区的主要地域資源・魅力等



初山の獅子舞



住宅地に残る農地(宮前メロン)



菅生緑地



影向寺(橋樹官衙遺跡群)

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

現状と課題

● 生活環境への満足度が高く、多彩な地域資源に恵まれています。

宮前区は、国史跡に指定された市内最古の寺院である影向寺遺跡や地域に根ざした伝統芸能などの歴史・文化、農のある風景や平瀬川流域の水辺、さらには菅生緑地などの緑豊かな自然など、多彩な魅力ある地域資源に恵まれています。

かわさき市民アンケートでは、区民が生活環境満足度の1位に「公園や緑の豊かさ」を挙げるとともに、「家の周りの静けさ」などの満足度が市全体の平均を上回っています。都心へのアクセスの良い閑静な住宅街としての生活満足度が高く、多くの区民が自然とのふれあいを大切にしています。



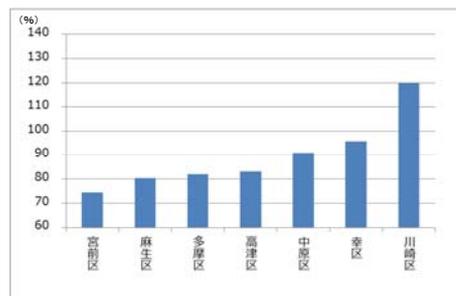
平瀬川流域の水辺

● 昼間人口割合が74.3%と市内で最も低くなっています。

昼間人口割合が74.3%(平成22年)と市内で最も低く、また、町内会・自治会の加入率が低下していることから、これまでも区民会議などで、区民の地域への関わりが薄いことが議論され、さまざまな視点で地域の魅力の発信や、コミュニティの活性化の取組を進めてきました。

地域の課題解決にあたっては、きっかけがあれば地域の役に立ちたいと思っている区民も多いことから、地域への愛着や誇りを育み、人と人をつなげる地域コミュニティづくりが求められています。

昼夜間人口比率

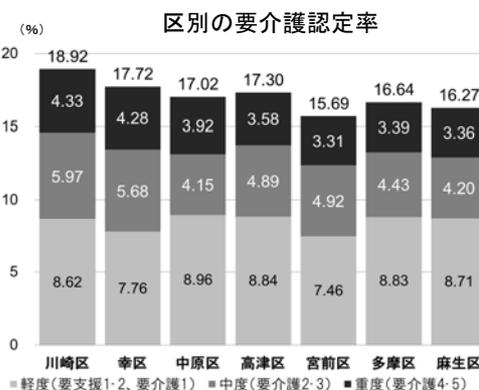


資料:平成22年国勢調査

● 元気な高齢者が多いまちですが、高齢化が進行しています。

宮前区は、男性の平均寿命が全国2位(82.1歳。平成22年)で、要介護認定率が15.7%と市内で最も低いなど、元気な高齢者が多いことから、引き続き高齢者を含めた区民全体の健康増進を図るとともに、高齢者がこれまで培ってきた能力や経験が活かせるよう、地域で活躍できる場づくりやきっかけづくりが求められています。

一方で、区内には、急速に高齢化が進んでいる地域もあり、ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者なども増えていることから、今後の区全体の高齢化の進展も見据えて、それぞれの地域で区民が主体的に活動し、互いに支え合えるしくみをつくっていくことが求められています。



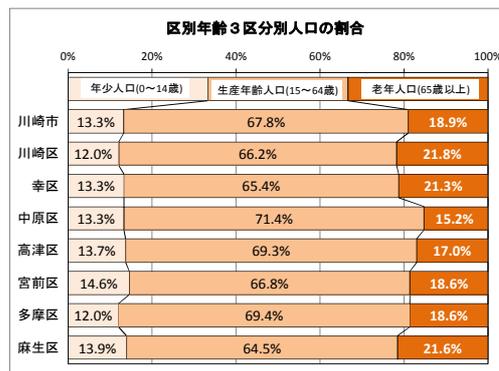
資料:市介護保険運営協議会

(平成27年4月現在)

● 市内で最も子ども・若者が多く、育児に不安を持つ声も多く寄せられています。

区内の0～18歳の人口は、平成27年3月末現在で、41,800人と7区の中で最も多く、年少者の転入も多くなっています。

かわさき市民アンケートでは、区民会議で取り上げて欲しい地域の課題として「子ども・子育て支援」が2位に挙げられています。また、子育てイベントのアンケートなどでも、区内転入者が慣れない土地での育児に関する不安の声を多く寄せていることなどから、地域全体で子育て家庭を支えるしくみづくりや、引きこもりなどで悩む子ども・若者や保護者への支援が必要となっています。

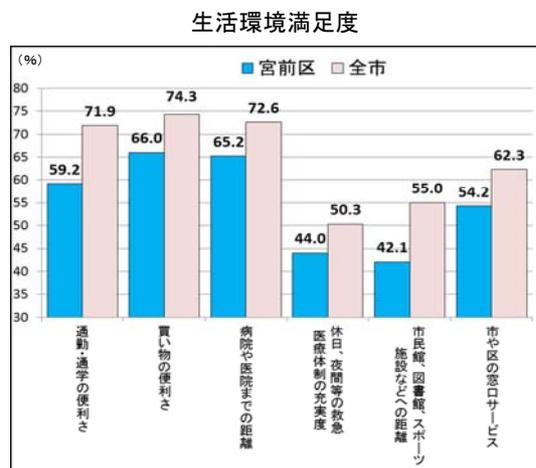


資料：区別年齢別人口
(平成27年3月末現在)

● 安全・安心で、快適なまちにしたいという区民の意識が高まっています。

かわさき市民アンケートでは、区民の「地震・火災・風水害などの災害に対する安心感」や「防犯上の安心感」は市全体の満足度より高くなっているものの、区民会議で取り上げて欲しい地域の課題としては「防犯・防災などの安全・安心なまちづくり」が1位となっており、より一層、防災・防犯への安心感を高めたいという区民の意識がうかがえます。

また、生活環境への満足度が高い一方で、「スポーツ施設や市民館などの公共施設までの距離」や「通勤・通学、買い物の便利さ」などの満足度が市全体の平均を下回っており、それぞれの地域で身近にスポーツや文化に親しめる環境づくりや、坂の多い地形からくる地域の交通の課題への対応をはじめとする生活環境向上など、区民と協働しながら、より快適に暮らせるまちづくりを進める必要があります。



資料：平成26年かわさき市民アンケート

まちづくりの方向性

● 「人が好き 緑が好き まちが好き」

宮前区は、起伏に富んだ多摩丘陵の一角に位置し、地域に根付いた歴史・文化、農のある風景や平瀬川の水辺、菅生緑地や身近な公園の豊かな緑などの多彩な地域資源に恵まれているとともに、多くの主体的に活動する区民に支えられてきたまちです。

キャッチフレーズ「人が好き 緑が好き まちが好き」は、それぞれ「コミュニティ豊かな区民の和」、「豊かな自然」、「自然と区民の生活が調和する豊かな地域」を象徴しており、平成5年に区制10周年を記念して区民により選ばれ、親しまれてきたものです。

今後も、区民が守り、大切に育んできた歴史・文化や農・自然などの多彩な地域資源を活かし、誰もが地域に愛着を持ち、生きがいを持って暮らせる、区民が主役のまちづくりを進めていきます。

地域の課題解決に向けた主要な取組

多彩な地域資源を活かしたまちづくりの推進

- ✓ 多彩な歴史・文化、農や自然などの地域資源を活かしながら、その魅力を区民に発信することで、地域への愛着や活動への意識の醸成を図り、区民の主体的な活動によるまちづくりを促進します。
- ✓ 歴史ガイドや農産物マップの配布、ウォーキングイベントの実施など、地域資源を活用した魅力の発信や多様なメディアを活用した広報の強化、さまざまな参加型イベントを実施することで、宮前区を知り、好きになってもらう取組を進めます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域の魅力発信事業 「歴史的遺産」や「農」といった地域資源を活用し、地域を巡るウォーキングイベントの実施や、マップの配布による情報発信を行い、多様な人材の参画による地域づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●宮前歴史ガイドの改訂・配布 ●宮前区歴史ガイドまち歩きマップの作成 (H26 5種類)・配布 ●宮前区農産物直売所ガイド&マップの配布 ●ウォーキングイベント (H27 4回) の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●宮前歴史ガイドの配布 ●宮前区歴史ガイドまち歩きマップの作成 (2種類)・改訂 (3種類) 及び配布 ●宮前区農産物直売所ガイド&マップの配布 ●ウォーキングイベント (4回) の実施 	→	事業推進
みやまえ太鼓ミーティング開催事業 区内の和太鼓団体による演奏のほか、地域に伝わる民俗芸能の舞台も取り入れたイベントを行い、文化・伝統の再認識と、保存・継承に向けた次世代の発掘と育成につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●和太鼓演奏や民俗芸能の発表などによる「響け!みやまえ太鼓ミーティング」の開催 (H27 参加団体: 12 団体) ●区内の和太鼓団体を中心とした実行委員会による内容の検討、参加団体等との調整、事業の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●和太鼓演奏や民俗芸能の発表などによる「響け!みやまえ太鼓ミーティング」の開催 (参加団体: 12 団体以上) ●区内の和太鼓団体を中心とした実行委員会による内容の検討、参加団体等との調整、事業の広報 	→	事業推進
みやまえの農コミュニティ活性化事業 区内産農産物を使った料理コンテストや交流会を開催することにより、区内農産物の活用を広め、地産地消を促進するための環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●料理コンテストの実施 ●地場産農産物を使った料理講習会 (H27 3回) の開催 ●地元の生産者と消費者の座談会、生産者と料理店の交流会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●料理コンテストの実施 ●地場産農産物を使った料理講習会 (3回) の開催 ●地元の生産者と消費者の座談会、生産者と料理店の交流会の開催 	→	事業推進
地域情報発信事業 ガイドマップや、地域で行われている伝統行事やイベントを掲載した情報誌、地域の魅力を盛り込んだ冊子の作成等により、地域への関心を高め、コミュニティの活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種刊行物等の作成・配布 (みやまえガイドマップ、ぐるっとみやまえ、宮前区ガイドブック等) ●宮前区PRキャラクターを活用した区の魅力発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種刊行物等の作成・配布 (みやまえガイドマップ、ぐるっとみやまえ、宮前区ガイドブック等) ●宮前区PRキャラクターを活用した区の魅力発信 	→	事業推進

● 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動の担い手・ネットワーク・場づくりの推進

- ✓ 身近な課題解決に区民が主体的に取り組めるよう、市民館などの講座の「学び」と地域での「実践」を連携させ、さまざまな世代が地域課題に関心を持ち、自らが地域活動の担い手となるきっかけづくりや仲間づくりを進めます。
- ✓ 「まちづくり広場ラブみやまえ」など、団体間のネットワーク形成に向け、相互の連携が図られるような団体への支援やお互いを知り合える場の提供を進めます。
- ✓ 身近な公園で区民のグループが花壇整備を行うなど、自ら公園管理の一翼を担い、地域コミュニティの核として公園が活用される環境整備を進めます。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業 区民自身による花壇管理、整備を推進し、区のイメージアップと、緑化活動団体の交流促進・技術向上等、地域の活性化と人材育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園等を活用した花壇づくりのための活動団体に対する花苗の提供 (H27 31 団体) ●講座、交流会の開催や花壇づくりの技術支援 ●東名川崎インターチェンジ前の花壇の管理 (H27 2 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園等を活用した花壇づくりのための活動団体に対する花苗の提供 (32 団体) ●講座、交流会の開催や花壇づくりの技術支援 ●東名川崎インターチェンジ前の花壇の管理 (2 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園等を活用した花壇づくりのための活動団体に対する花苗の提供 (33 団体) 	事業推進
みんなの道路公園事業 住民と協働での樹木への名札の取付けや公園緑地愛護会等の設立支援・活性化等を通じて、地域コミュニティの核として公園の利活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●区民参加型の公園等の維持管理の試行 ・協働清掃活動 (H27 7 回) の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民参加型の公園等の維持管理の試行 ・協働清掃活動 (7 回) の実施 ・「(仮称) 樹木の手作り名札」の制作・取付けのモデル実施 		事業推進
多様な主体が参画する子どもあそびランド事業 「夏休み子どもあそびランド」を実施し、遊びを通じて多様な市民の交流を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民館全館を会場として、工作や昔遊びなどで楽しめる夏休み子どもあそびランドの開催 (H27 来場者数 3,000 人) ●あそびの達人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民館全館を会場として、工作や昔遊びなどで楽しめる夏休み子どもあそびランドの開催 ●あそびの達人の育成 		事業推進
地域活動の促進に向けた人材育成及び推進体制の整備事業 「宮前区地域人材育成に係る基本指針」に基づき、講座などを活用した地域人材の育成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の公園魅力アップセミナーの開催 ●町内会・自治会に関わる広報人材育成講座 (H26 4 回) の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の公園魅力アップセミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「宮前区地域人材育成に係る基本指針」に基づく取組の推進 	事業推進
まちづくり推進事業 宮前区まちづくり協議会を通して、市民活動団体を支援するとともに、団体間の交流や連携を促進し、地域の活性化を図ることにより、区民主体のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体に対する活動支援金の交付 ●市民活動団体の紹介やまちづくりの情報発信 ●まちづくり広場ラブみやまえの開催 (H27 参加者 700 人) ●まちづくりウォーキング (H27 2 回) の開催 ●フォトコンテスト等の開催 (H27 応募数 123 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体に対する活動支援金の交付 ●市民活動団体の紹介やまちづくりの情報発信 ●まちづくり広場ラブみやまえの開催 ●まちづくりウォーキング (2 回) の開催 ●フォトコンテスト等の開催 		事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市民活動支援拠点のネットワーク事業 市民活動に必要な活動場所の確保や機能整備等を行い、活動団体の運営支援や情報発信を行うことで、地域コミュニティの醸成につなげます。	●区民活動支援コーナー等の機能支援 ●市民活動拠点を紹介する「市民活動応援マップ」の改訂・配布 ●市民活動団体を紹介する広報物の作成・配布	●区民活動支援コーナー等の機能支援 ●市民活動拠点を紹介する「市民活動応援マップ」の配布 ●市民活動団体を紹介する広報物の配布	→	事業推進
町内会・自治会加入促進事業 地域コミュニティの形成に重要な役割を担っている町内会・自治会の広報活動・加入促進を支援します。	●加入促進に向けた事業の検討	●町内会・自治会ガイドブックの作成・配布	●町内会・自治会への加入促進の取組	事業推進

● **心がつながり、互いに支え合う地域の輪づくりの推進**

- ✓ 元気な高齢者の多い長寿のまちであり続けることができるよう、区内約50か所で活発に行われている公園体操をはじめとする健康づくりや介護予防の活動を支援するとともに、若い世代への健康的な生活習慣の意識啓発を進めます。
- ✓ 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、区民主体の地域における見守り活動の事例を区内に広げることなどにより、互いに支え合う人の輪づくりを支援し、宮前区らしい地域包括ケアシステムを構築します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域包括ケアシステム推進事業 地域包括ケアシステムの構築に向け、区民等の意識の醸成と、関係団体の連携強化等の取組を進めます。	●区民シンポジウム(H27 1回)の開催	●区民等の意識の醸成と関係団体の連携強化等に向けた、地域でのワークショップ(2地区)の開催	→	事業推進
健康づくり支援事業 健康づくりに関する情報誌の発行、若年層への健康診断受診勧奨や高齢者への介護予防事業を行います。	●健康づくり情報誌の改訂・配布 ●公園体操マップの配布を通じた公園体操の普及	●健康づくり情報誌の配布 ●公園体操マップの改訂・配布を通じた公園体操の普及促進	→	事業推進
しあわせを呼ぶコンサート開催事業 障害者が出演するコンサートを開催し、交流と相互理解を深め、心のバリアフリーや、障害者の自立支援・社会参画の拡大をめざします。	●障害者と健常者が一緒になってベートーヴェンの第九などを発表する「しあわせを呼ぶコンサート」の開催(H27参加・来場者数 約900人) ●指導者の巡回による障害者施設(H27参加数12施設)での活動支援	●障害者と健常者が一緒になってベートーヴェンの第九などを発表する「しあわせを呼ぶコンサート」の開催 ●指導者の巡回による障害者施設(12施設)での活動支援	→	事業推進

● 地域における、切れ目のない子ども・子育て支援の推進

- ✓ 乳幼児期から学齢期までの、切れ目のない子ども・子育て支援を進めるため、地域の子育て拠点でのサロン開催等によるサポートを行うとともに、「冒険遊び場」や「こども自然探検隊」などの取組を区民と協働で推進します。また、「こどもサポート南野川」においては、不登校などで悩みを持つ子どもたち一人ひとりの状況に合わせて、きめ細かい支援をしていきます。
- ✓ フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービスや、WEB版みやまえ子育てガイド「とことこ」など、各種情報メディアを効果的に活用し、子育てに関するさまざまな情報を発信・提供します。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
子育て情報発信事業 ホームページや情報誌等を活用して、子育てに関する必要な情報を効果的に発信し、地域の中で安心して子育てができるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てガイド「とことこ」の改訂・配布 ●WEB版子育てガイド「とことこ」の開設・情報発信 ●フェイスブック、ツイッターの運用開始・情報発信 ●地域子育て支援センターパンフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てガイド「とことこ」の改訂・配布 ●WEB版子育てガイド「とことこ」による情報発信 ●フェイスブック、ツイッターによる情報発信 ●地域子育て支援センターパンフレットの配布 	→	事業推進
宮前区子育て支援事業 地域とともに子育て支援を実践し、区内保育所などで研修や会議を実施することで、地域の子育て力や人材の育成を促進し、地域で子育てを支えるしくみをつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ●親と子の子育て応援セミナー（H27 10回）の開催 ●保育所等を活用した地域支援事業の実施 ●食育事業の実施 ●保育所・幼稚園等職員の人材育成と支援（H27研修実施回数16回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●親と子の子育て応援セミナー（10回）の開催 ●保育所等を活用した地域支援事業の実施 ●食育事業の実施 ●保育所・幼稚園等職員の人材育成と支援（研修実施回数16回） 	→	事業推進
子ども支援ネットワーク事業 地域社会全体で子ども・子育てを支えるしくみづくりの促進に向け、地域の情報や課題を共有し、子ども・子育てに係る関係機関、団体等のネットワークの強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育てネットワーク会議（H27 3回）の開催 ●子育て支援関係者連絡会（H27 6回）の開催 ●幼保小中連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育てネットワーク会議（3回）の開催 ●子育て支援関係者連絡会（6回）の開催 ●幼保小中連携事業の実施 	→	事業推進
子ども包括支援事業 「こどもサポート南野川」におけるさまざまな課題を持つ子どもたちの居場所づくりと生活・学習支援、乳幼児と保護者のためのフリースペースの提供と子育てサロン等のイベント（H27 20回）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校などの課題を持つ子どもたちへの対応 ●乳幼児と保護者のためのフリースペースの提供と子育てサロン等のイベント（H27 20回）の実施 ●子ども・子育てに関する相談・情報提供 ●「こどもサポート南野川」の施設環境改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校などの課題を持つ子どもたちへの対応 ●乳幼児と保護者のためのフリースペースの提供と子育てサロン等のイベント（20回）の実施 ●子ども・子育てに関する相談・情報提供 ●「こどもサポート南野川」の施設環境改善 	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
こども自然探検隊事業 自然観察や里山遊びなど親子で自然体験ができる機会をつくり、自然を大切にすることを育み、地域に関心を持つきっかけづくりを行います。	●里山遊び・森遊び等の自然体験、農業体験などを通して自然に親しむ「あつまれ!!こども自然探検隊!!」(H27 2回)の開催	●里山遊び・森遊び等の自然体験、農業体験などを通して自然に親しむ「あつまれ!!こども自然探検隊!!」(2回)の開催	→	事業推進
冒険遊び場活動支援事業 地域住民が主体となって行う「冒険遊び場」活動を支援し、次世代育成の場をつくることで、子どもたちのすやかな成長と地域コミュニティの活性化をめざします。	●地域主体での子どもの外遊び「冒険遊び場」の開催支援 (H27 公園等か所数:5か所(土橋1丁目公園、小台公園、宮崎第1公園、野川第3公園、有馬ふるさと公園)) ●出張冒険遊び場(H27 4回)、やシンポジウム(1回)の開催、リーフレットの配布による事業の普及に向けた広報	●地域主体での子どもの外遊び「冒険遊び場」の開催支援 (公園等か所数:5か所以上(土橋1丁目公園、小台公園、宮崎第1公園、野川第3公園、有馬ふるさと公園等)) ●出張冒険遊び場(4回)、やシンポジウム(1回)の開催、リーフレットの配布による事業の普及に向けた広報	→	事業推進

● 区民との協働による安全・安心で、快適なまちづくりの推進

- ✓ 防災活動の担い手づくりとして、地域の防災リーダーの育成や、中高生をはじめとする幅広い世代に広げる取組を行うとともに、防災フェアなどを通じた防災意識の啓発活動を進めます。また、地域・事業者・関係機関と連携・協力しながら、地域防災力の向上を図ります。
- ✓ 地域の団体による防犯パトロール活動など、防犯に関する自助・共助(互助)の取組を支援し、安心して暮らせるまちをめざします。
- ✓ 多目的広場等を活用したスポーツに親しめる身近な環境づくりや、地域交通をはじめとする日常生活環境の向上など、区民・地域・行政が連携し、より快適に暮らせるまちづくりを進めます。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災意識普及啓発事業 防災フェアの開催、防災ニュースの発行等を行い、区民の防災意識の向上と地域人材の育成を図ります。	●防災ニュース(H27 3回)の発行 ●防災フェアの開催(H27 参加人数 900人) ●地域における防災に関する人材の育成(H27 防災推進員養成人数:58人)	●防災ニュース(3回)の発行 ●防災フェアの開催 ●地域における防災に関する人材の育成(防災推進員養成人数:70人以上)	→	事業推進

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域防災力向上事業 地域防災連絡会議の開催、地域防災計画の推進により、地域防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災連絡会議の開催 ●避難所運営の活性化 ●避難所の環境整備（エアマットの配置） ●幹線道路への案内標識の整備（鷺沼駅周辺・宮前平駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災連絡会議の開催 ●避難所運営の活性化 ●避難所の環境整備（エアマットの配置） ●幹線道路への案内標識の整備（宮崎台駅周辺） 	→ → → →	事業推進
安全安心まちづくり推進事業 地域の防犯パトロールや、あいさつ運動の推進などにより、安全で安心して暮らせるまちをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防犯団体のパトロール活動の支援 ●落書き消し活動の支援 ●スケアードストレート方式の交通安全教室（H27 2回）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防犯団体のパトロール活動の支援 ●落書き消し活動の支援 ●スケアードストレート方式の交通安全教室（3回）の実施 	→ → →	事業推進
子ども安全・安心見守り事業 登下校時の子どもたちを犯罪から守り、交通事故を防ぐために、宮前区子ども安全安心協議会の運営・活動を支援し、子どもたちが安全・安心に暮らせるまちの実現をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども安全・安心協議会（H27 2回）の開催による情報提供及び意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども安全・安心協議会（2回）の開催による情報提供及び意見交換 	→	事業推進
次世代まちづくり・地域交通環境向上事業 宮前区のまちづくりに関する課題解決に必要な対応策等を把握するとともに、関係局と連携して住みやすい・暮らしやすいまちづくりに向けた検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化や超高齢社会の進展に対応したまちづくりに関する調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化や超高齢社会の進展に対応したまちづくりに関する調査の実施 ●調査結果を踏まえたモデル事業の実施、地域主体の取組の支援 	→	事業推進
宮前区スポーツ環境整備事業 既存施設の補修・整備を行うことで、より多くの区民がスポーツに親しみ、健康や体力の維持増進等を図れる環境をつくれます。	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ利用に向けた西長沢公園多目的広場の維持管理 ●スポーツ利用に向けた鷺ヶ峰けやき公園多目的広場の完成、利用方法についての地域との調整及び維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ利用に向けた西長沢公園多目的広場の維持管理 ●スポーツ利用に向けた鷺ヶ峰けやき公園多目的広場の維持管理及びトイレの設置 	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

● 平瀬川を活かしたまちづくり

区内を流れる平瀬川の流域では、さまざまな団体が連携しながら川を活かしたまちづくりに取り組んでおり、地域コミュニティの場として区民に親しまれています。

→ 具体的にどのような活動が行われていますか？

生田緑地内の初山地区の一角にある「飛森（とんもり）谷戸」には、森と小川、水田という里山の風情があり、野鳥やゲンジボタルも見られます。この飛森谷戸では、「飛森谷戸の自然を守る会」が、本市との協働のもと、自然環境の保全や環境学習活動などに取り組んでおり、平成26年度には、地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わる優れた地域活動を対象とする国土交通省・手づくり郷土（ふるさと）賞の大賞を受賞しました。区では、子どもたちの自然を大切にすることを育むため、同会と協働で「こども自然探検隊事業」を実施しています。



人と自然との共存をめざし、活動が行われている飛森谷戸

平瀬川の流域では、その他にも桜祭りや鮎の放流、花壇の管理など、さまざまな取組が区民主体で行われています。平成27年度には、「平瀬川流域まちづくり協議会」が、ふるさとづくり大賞・総務大臣賞を受賞しました。

● もっと外遊び。「みやまえ冒険遊び場」

区内の公園では、子育てボランティアが中心となり、子どもの自由な発想を尊重した遊びにより、子どもたちの育ちを支援するとともに、遊び場づくりを通じて、地域コミュニティの活性化を図る「みやまえ冒険遊び場」を開催しています。

→ 冒険遊び場とはどういうものですか？

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとして、区内5か所の公園（土橋1丁目公園、小台公園、宮崎第1公園、野川第3公園、有馬ふるさと公園）で開催しています。

公園という公共の場を使い、地域の大人たちが中心となって立ち上げ、運営し、地域ぐるみで子どもを見守り、育てていく、そしてその活動を通してさまざまな立場や世代の人々が交流できる地域コミュニティの場になることをめざしています。区では、冒険遊び場への理解・参加促進、担い手の育成等を図るため、「出張冒険遊び場」や「冒険遊び場シンポジウム」を開催しています。



「みやまえ冒険遊び場」リーフレット

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 子どもたちがとことん遊べる場所、ひとりひとりがあるままでいられる場所、そして子どもたちが自然や人とかかわることのできる場所。それが、みやまえ冒険遊び場です。気軽に遊びに来てください。

宮前区冒険遊び場ネットワークより

● 地域での支え合いの取組

いつまでも地域で安心して暮らしていくことができるよう、住民同士での顔の見える関係づくりや、地域主体の見守り活動・居場所づくりが行われています。

→ 具体的にどのような取組が行われていますか？

区内各地で、さまざまな活動が自主的に行われています。

＜土橋カフェ＞

認知症の方やその家族はもちろん、誰もが気軽に立ち寄り、地域の人たちとのつながりが持てる場です。町内会をはじめ、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会等、さまざまな関係機関や専門家が運営に携わっています。

毎月第1水曜日の午後に土橋会館（自治会館）で開かれており、抹茶などを飲みながら、合間には、音楽に合わせたストレッチ体操や、健康・医療・福祉の専門家による講話などを行っています。



参加者みんなで楽しくストレッチ

＜すずの家＞

ボランティアグループ「すずの会」が、住み慣れたまちで暮らし続けられることを願い、人のぬくもりを感じる地域の居場所として、一軒家を借りて運営しています。毎週水曜日・土曜日の10時から16時に開かれており、高齢者に対する会食の場の提供や、介護相談等を行っています。

「すずの会」の名前には、「困ったときに気軽に鈴を鳴らしてください」という思いが込められています。

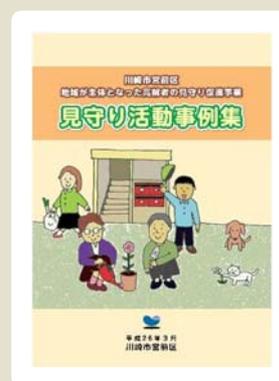


気楽に集える地域の居場所「すずの家」

→ 行政としてはどのような取組を行っていますか？

地域での自主的な見守り活動の情報を集約し、住民同士や活動団体同士でお互いに情報を共有することで、見守り活動の更なる推進を図ること等を目的として、「見守り活動事例集」を作成しています。

また、地区を担当する区役所の保健師等が、実際の活動の場に出向いて住民の方から直接ニーズや課題をお伺いし、関係機関と連携を図りながら、地域主体の見守り活動や居場所づくりの支援を行っています。



見守り活動事例集

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 高齢者、障がい者など、さまざまな形で困っている人たちがいる。そういう困っている人たちは、特殊でもなんでもない。区民皆が、自分の問題として取り組む意識が大切だと思う。

宮前区区民会議フォーラム 2015 より

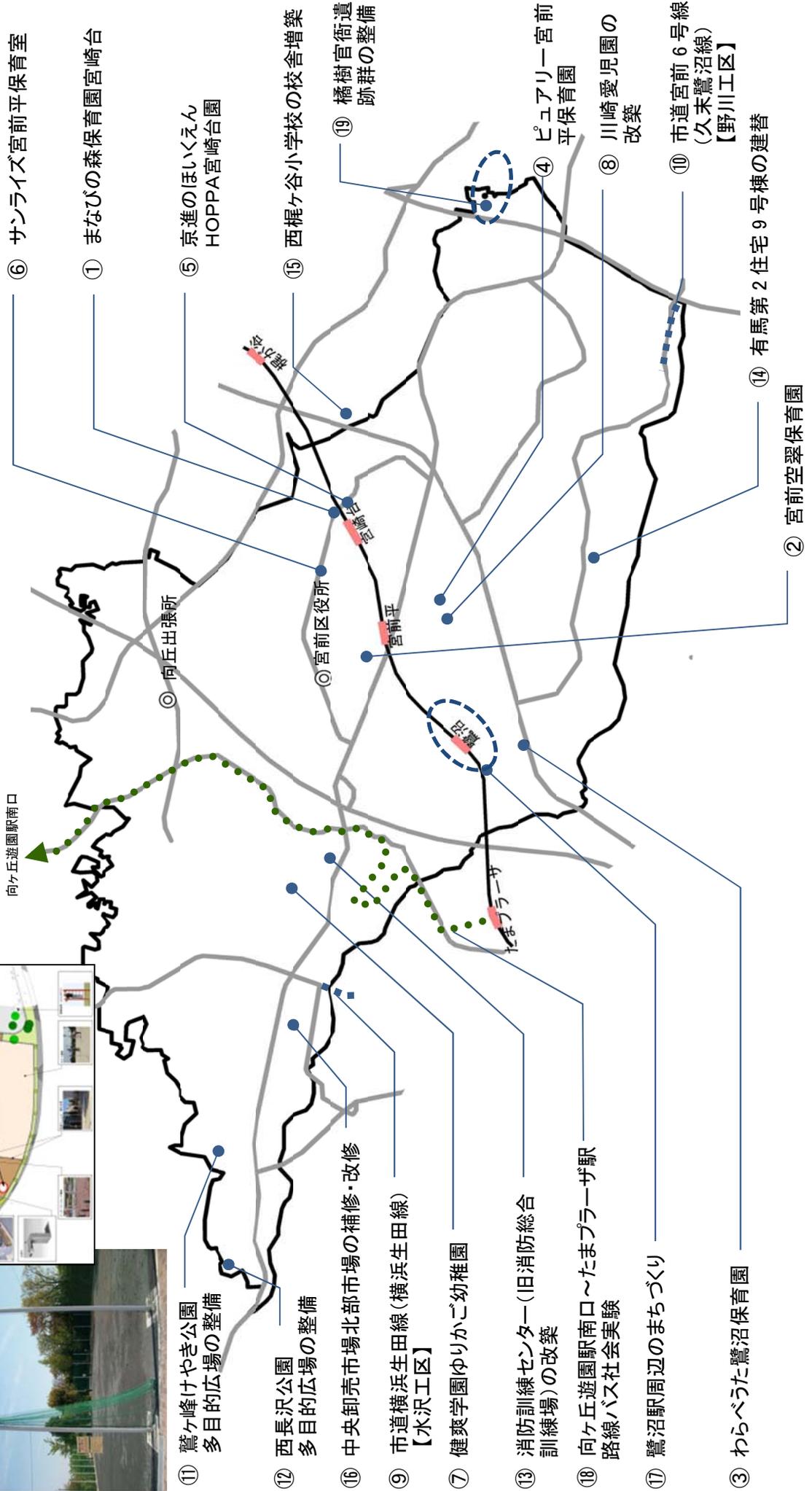
総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

宮前区マップ



凡例	
施設整備等	●
道路整備	■
その他	●



区のマップとの対応表

● 福祉施設

名称	開所予定	定員	MAP 番号
まなびの森保育園宮崎台	H28. 4	60 人	①
宮前空翠保育園	H28. 4	120 人	②
わらべうた鷺沼保育園	H28. 4	60 人	③
ピュアリー宮前平保育園	H28. 4	30 人	④
京進のほいくえん HOPPA宮崎台園	H28. 4	19 人	⑤
サンライズ宮前平保育室	H28. 4	19 人	⑥
健英学園ゆりかご幼稚園 (幼保連携型認定こども園)	H28. 4	90 人	⑦
川崎愛児園の改築	H28. 5	42 人	⑧

● 道路・公園

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
市道横浜生田線(横浜生田線)【水沢工区】	新設道路	事業推進	⑨
市道宮前 6 号線(久末鷺沼線)【野川工区】	道路拡幅 新設道路	事業推進	⑩
鷺ヶ峰けやき公園多目的広場の整備	利便性向上のためのトイレ設置	H28 完成	⑪
西長沢公園多目的広場の整備	広場の維持管理・補修	事業推進	⑫

● その他

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
消防訓練センター(旧消防総合訓練場)の改築	訓練塔などの改築工事	H29 完成	⑬
有馬第 2 住宅 9 号棟の建替	市営住宅の建替工事	H28 完成	⑭
西堀ヶ谷小学校の校舎増築	校舎の増築工事	H28 着手 H29 完成	⑮
中央卸売市場北都市場の補修・改修	市場機能の維持・向上のための補修・改修	事業推進	⑯
鷺沼駅周辺のまちづくり	都市計画手続に向けた事業調整	事業推進	⑰
向ヶ丘遊園駅南口～たまプラーザ駅 路線バス社会実験	川崎北部地域の輸送需要増に係る路線バス社会実験	H28 実施	⑱
橘樹官衙遺跡群の整備	国史跡に指定された遺跡群の保存整備	事業推進	⑲

地域の課題解決に向けた取組の一覧	事業名（○は本計画に掲載している主な事業や取組）
多彩な地域資源を活かしたまちづくりの推進	
	○ 地域の魅力発信事業
	○ みやまえ太鼓ミーティング開催事業
	○ みやまえの農コミュニティ活性化事業
	○ 地域情報発信事業
	宮前区サイン整備計画事業
	宮前区スポーツ推進事業
	みやまえカルタ活用事業
	宮前区ふるさと意識高揚アーカイブ事業
地域コミュニティ活性化に向けた地域活動の担い手・ネットワーク・場づくりの推進	
	○ 花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業
	○ みんなの道路公園事業
	○ 多様な主体が参画する子どもあそびランド事業
	○ 地域活動の促進に向けた人材育成及び推進体制の整備事業
	○ まちづくり推進事業
	○ 市民活動支援拠点のネットワーク事業
	○ 町内会・自治会加入促進事業
	まちづくり支援事業
	みやまえスポーツふえすていばる開催事業
	区民祭開催経費
心がつながり、互いに支え合う地域の輪づくりの推進	
	○ 地域包括ケアシステム推進事業
	○ 健康づくり支援事業
	○ しあわせを呼ぶコンサート開催事業
地域における、切れ目のない子ども・子育て支援の推進	
	○ 子育て情報発信事業
	○ 宮前区子育て支援事業
	○ 子ども支援ネットワーク事業
	○ 子ども包括支援事業
	○ こども自然探検隊事業
	○ 冒険あそび場活動支援事業
	友好都市交流事業
区民との協働による安全・安心で、快適なまちづくりの推進	
	○ 防災意識普及啓発事業
	○ 地域防災力向上事業
	○ 安全安心まちづくり推進事業
	○ 子ども安全・安心見守り事業
	○ 次世代まちづくり・地域交通環境向上事業
	○ 宮前区スポーツ環境整備事業
区役所サービス向上事業	
	区役所庁舎エコ化事業
	みやまえロビーコンサート開催事業
	宮前区役所BGM配信事業
	バリアフリー推進事業
	窓口サービス向上事業
	サービス向上推進事業
地域課題対応その他事業	
	管理運営費
区の新たな課題即応事業	
	区の新たな課題即応事業

多摩区



■人口 214,306 人 ■世帯数 106,435 世帯
 ■面積 20.39 km² (平成 28 年 3 月 1 日現在)
※人口・世帯数は平成 27 年国勢調査速報値を基にして推算

多摩区の木



「ハナミスキ」



「ナシ」

多摩区の花



「モモ」



「スミレ」

多摩区の概要

かつての稲田村、生田村そして向丘村の一部からなる現在の多摩区は、昭和 47 年に本市が政令指定都市に移行した際に誕生し、市民の公募で区名が決定されました。昭和 57 年の行政区再編では区の西部が「麻生区」として区分し、現在の区域に至っています。

多摩区は本市の西北端に位置し、多摩川によってできた沖積平野と多摩丘陵の丘陵地で形成され、都市部には貴重な「水と緑」に囲まれています。

首都圏を代表する緑豊かな生田緑地には、世界的にも著名な芸術家・岡本太郎の作品を収蔵した「岡本太郎美術館」や、東日本の代表的な古民家を集めた「日本民家園」、世界最高水準の星空を映す「かわさき^{そら}宙と緑の科学館」、そして世界の子どもたちに愛される「藤子・F・不二雄ミュージアム」と、個性豊かな文化・教育施設が点在し、市内有数の観光名所となっています。

昭和 30 年代に都市化が急速に進んだ菅や中野島の住宅地でも、かつて「多摩川梨」の栽培が盛んだった農村地帯としての景観も随所にしのべられます。

また、市内を南北につなぐ JR 南武線が登戸駅で小田急小田原線と、稲田堤駅では京王相模原線と交差し、都心への交通の便が良いこともあり、区内就業者の約半数が、都内に通勤しています。

さらに、専修大学、明治大学、日本女子大学の 3 つの大学が立地していることも大きな特徴です。



多摩川二ヶ領宿河原堰

多摩区的主要地域資源・魅力等

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

現状と課題

● 多摩川や生田緑地などの自然環境、歴史や未来を感じる文化施設、そして若さあふれる3つの大学。個性豊かな地域資源が輝いています。

多摩川や二ヶ領用水などの水辺、首都圏でも有数の自然環境を残す生田緑地や多摩川崖線軸の斜面緑地、「藤子・F・不二雄ミュージアム」をはじめとする個性豊かな文化・教育施設、さらには、知的資源や多彩な人材を有する3つの大学など、区内には魅力あふれる地域資源が数多く存在しています。

また、平成23年には多摩スポーツセンターがオープンし、生田浄水場や長沢浄水場では再構築事業が進められ、用地の一部については、有効利用の方向性が示されています。

それぞれが持つ価値を高めながら、まちの活性化につなげていくことが求められています。



秋の生田緑地

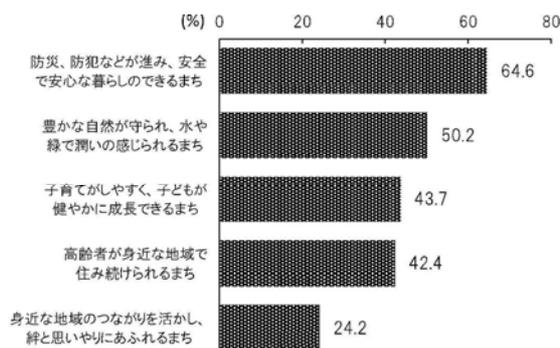
● 全市の土砂災害警戒区域のうち23.6%が区内で指定されており、災害への備えを求める区民の意識が高くなっています。

全市で759区域ある土砂災害警戒区域のうち、179区域が多摩区で指定されています（平成27年10月現在）。

区民意識アンケートでは、今後10年程度でめざすべき多摩区のまちのイメージについて、「防災、防犯などが進み、安全で安心な暮らしのできるまち」が64.6%を占め、1位となっています。

新たな総合計画づくりに向けた「川崎の未来を考える市民検討会」でも、「丘陵や斜面の土砂災害が心配である」という意見が寄せられています。

また、区内の交通事故件数は減少しているものの、自転車事故の割合は高止まりを続け、平成25年度から3年連続で「自転車事故多発地域」に指定されています。今後もより一層、安全で安心なまちづくりを進める必要があります。



10年程度でめざすべきまちのイメージ

資料:平成26年度多摩区区民意識アンケート

● 乳幼児の保護者の77.9%が子育てについて心配や不安を抱いています。

平成26年度に区内で実施された子育て支援に関する事業のうち、子育て支援団体などによる取組が半数以上を占め、行政との協働によるものを含めると80%を超えています。

一方、多摩区子ども・子育て実態調査によると、乳幼児の保護者の77.9%が子育てについて心配や不安を抱いており、24.8%が孤立感を感じています。

保護者の育児不安や孤立感の高まりは、虐待のリスクにつながります。子育て支援に関する活発な地域活動を、支援を必要とする保護者に届けるなど、子育て支援団体や関係機関等が連携し、地域が一体となって子育てしやすい環境づくりに取り組むことが重要となっています。



二ヶ領用水での魚つかみ

● 区内には、高齢化率が30%を超える地域があります。

平成22年から5年連続で区内の人口が転出超過となり、特に30代の転出が他区に比べて多くなっています。

「川崎市将来人口推計」では、平成27年をピークに区内の人口が減少に転ずることが予測され、高齢化率については、既に30%を超える地域も点在しています。

また、区内の要支援者・要介護者が年々増加しており、将来にわたって、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心して暮らし続けることのできる地域づくりが求められています。

町丁別高齢化率(上位5町丁)

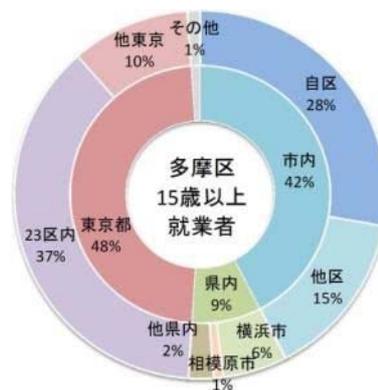
1	長尾6丁目	33.0%
2	南生田5丁目	30.3%
3	南生田1丁目	30.2%
4	三田3丁目	29.1%
5	生田4丁目	28.6%
多摩区全体		18.6%

平成27年3月現在
資料:市町丁別年齢別人口

● 退職後も地域で人の役に立てる機会づくりを求める声が寄せられています。

区内の昼夜間人口比率は81.9%で、区外に通勤・通学している人が多く、就業者の約48%が都内へ通勤しています。また、町内会・自治会の加入率が微減傾向にあることに加え、市民活動団体を含め、地域で活躍する人材が高齢化・固定化する傾向にあります。

さらに、「川崎の未来を考える市民検討会」では、「仕事を退職した方が、地域で人の役に立てるような機会をつくろう」という意見が寄せられており、市民活動の担い手として、新たな地域人材を発掘・育成していくことが求められています。



区内居住者通勤動向
資料:平成22年国勢調査

● 登戸土地区画整理事業は、平成37年度の事業完了をめざしています。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、商業・業務の中心地区としてふさわしいまちをめざして、登戸土地区画整理事業が進められています。これまでの進捗率は、仮換地指定率が約73%、宅地使用開始率が約55%となっています(平成27年12月末現在)。長期化する事業を着実かつ効果的に推進し、早期完了させることが求められています。

区画整理事業の進展により、刻々と移り変わるまちの姿を記録し、これまでの賑わいを引き継ぐことで、将来にわたって地域全体の活性化につなげていくことが期待されています。

■ まちづくりの方向性

● 「水と緑と学びのまち ～うるおい豊かな住み続けたいまちへ～」

多摩川や二ヶ領用水などの「水辺」、多摩川崖線軸の斜面緑地や生田緑地などの「緑」、そして区内に立地する大学などの知的資源を活かした「学び」など、多摩区は魅力あふれる地域資源の豊かなまちです。

これまで培ってきた多くの魅力や価値を引き継ぎ、高めながら、区民一人ひとりがうるおいやあたたかい地域のつながりを身近に感じ、これからも住み続けたいと実感できる、すこやかに安心して暮らせるまちづくりを進めます。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

地域の課題解決に向けた主要な取組

● 地域資源を活用した賑わいと魅力あるまちづくりの推進

- ✓ 多摩区観光協会をはじめとする多様な主体と協働し、30代の子育て世代やファミリー層をターゲットに、まちへの愛着や満足度の向上を図り、訪れる人も住む人も、家族で楽しむことのできる賑わいと魅力あるまちづくりを進めます。
- ✓ 多摩区総合庁舎や生田緑地を会場とした音楽イベントなどを開催し、区民が身近に音楽に親しむ場を創出するとともに、区内の音楽家に発表機会を提供し、区民の交流や地域の活性化を図ります。
- ✓ スポーツに親しむ機会の提供と、優れたスポーツ選手との交流を通じて、地域のスポーツ活動を促進するとともに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障害者スポーツの体験などに取り組み、区民の関心を高めていきます。
- ✓ 登戸土地区画整理事業で大きく変わりゆくまちの賑わいを引き継ぎ、さらに発展させることで、魅力あるまちづくりや暮らしやすさの向上を図ります。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
観光振興・タウンプロモーション推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 多様な主体と協働して「ピクニックタウン多摩区」の取組や地域資源のPRを進め、タウンイメージの向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報物・ホームページ等による地域資源のPR ● 区民との協働による地域観光の活性化の支援 ● 都市間交流の推進 ● 区民自らが区の魅力を発信する取組の実施 ● 区内を周遊し、区の魅力を発信する取組の実施 ● 地域のアイデア・ニーズの具現化 (H27:3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報物・ホームページ等による地域資源のPR ● 区民との協働による地域観光の活性化の支援 ● 都市間交流の推進 ● 区民自らが区の魅力を発信する取組の実施 ● 区内を周遊し、区の魅力を発信する取組の実施 ● 地域のアイデア・ニーズの具現化 (1件以上) ● 成果指標に基づく効果検証の実施 ● 藤子・F・不二雄ミュージアム開館5周年と連携した地域活性化の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → ● 効果検証に基づく取組の実施 	事業推進
音楽による区の魅力発信・地域交流創出事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 「たま音楽祭」や「生田緑地★星空コンサート」を開催し、まちの賑わいや地域交流の活性化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● たま音楽祭の開催 (H27.12開催) ● 生田緑地★星空コンサートの開催 (H27.9開催) ● たまアトリウムコンサートの開催 (H27:4回) 	<ul style="list-style-type: none"> ● たま音楽祭の開催 (H28.12開催予定) ● 生田緑地★星空コンサートの開催 (H28.9開催予定) ● たまアトリウムコンサートの開催 (4回) 	<ul style="list-style-type: none"> → → → ● 日本民家園開園50周年に関連した取組の実施 	事業推進
多摩区スポーツフェスタ事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を提供し、地域住民の交流、地域の活性化を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多摩区スポーツフェスタ」の開催 (H28.3開催) ● 区内地域団体、スポーツ団体等で構成する実行委員会による企画・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多摩区スポーツフェスタ」の開催 (H29.3開催予定) ● 区内地域団体、スポーツ団体等で構成する実行委員会による企画・運営 ● 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> → → ● 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組の実施 	事業推進

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
登戸・向ヶ丘遊園駅 周辺地区賑わい継 承事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 区画整理事業推進中のまちの姿を記録するとともに、歴史を留める写真などの収集、保存、活用に取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「賑わい継承事業基本方針」の検討、策定 ●区画整理区域内での定点撮影の実施 ●写真の募集、デジタルアーカイブの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針に基づく取組の実施 ●区画整理区域内での定点撮影の実施 ●写真の募集、デジタルアーカイブの実施 ●ホームページによる情報発信の準備、試行実施 ●賑わいを継承する取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページによる情報発信の本格実施 ●賑わいを継承する取組のモデル実施・検証 	事業推進

局と連携した取組	取組内容	
地域のスポーツ資源 を活用したまちづく りの推進	地域のスポーツ資源を活用し、スポーツに親しみ、楽しむ機会を提供するとともに、スポーツ活動を通じた仲間づくりや区民同士の交流を図るなど、スポーツを通じた魅力あるまちづくりを推進します。	
	多摩川プラン推進事業 (建設緑政局)	重点プロジェクトの1つである「多摩川の風景とともに歩むプロジェクト」として、サイクリングコースの連続性を確保するため、多摩区布田地区から稲城市までの延伸整備を行うとともに、自転車と歩行者が安全に利用できるよう、通行方法について利用者に周知します。
	浄水場用地の有効利用 事業 (上下水道局)	生田浄水場用地の一部について、将来の更新用地として活用するまでの間、有効利用を図るため、「環境への配慮」と「地域のまちづくりに貢献」の2つの基本的な考え方に基づき、平成31年度以降の供用開始に向けて、緑豊かな親水広場や多目的広場、スポーツ広場などの整備に取り組みます。

● 災害に強く安全で安心できるまちづくりの推進

- ✓ 発生予測が困難な災害に対しては、平常時から、発災時の被害を減少させる備えや速やかな復旧に向けた対策の強化が重要です。実践的な訓練などを通して、自主防災組織をはじめとした地域の防災力の強化に取り組みます。
- ✓ 警察、学校を中心に関係機関・団体との地域連携を推進し、防犯パトロール活動の支援や啓発イベントを開催することで、犯罪発生を抑止に取り組みます。
- ✓ 従来の方式とあわせてスケアードストレート方式の交通安全教室を開催するなど、自転車の安全利用マナーアップ促進に取り組み、児童生徒の交通安全意識の定着を図るとともに、地域住民の交通事故防止、交通ルール遵守の啓発に取り組みます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市民防災活動支援 事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 地域防災活動の中心的な役割を担う自主防災組織への支援を行い、地域の防災力の向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織、避難所運営会議が主催する各種訓練への支援の実施 ●訓練未実施組織への支援の実施 (H27:5回) ●防災リーダー育成研修の実施 (H28.1開催) ●防災セミナー、防災フェアの開催 (H27.12開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織、避難所運営会議が主催する各種訓練への支援の実施 ●訓練未実施組織への支援の実施 (5回以上) ●防災リーダー育成研修の実施 (H28.11開催予定) ●防災セミナー、防災フェアの開催 (H28.12開催予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で安心なまちづくりに関する新たなイベントの開催 	事業推進

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
多摩区危機管理事業 多摩区防災連絡会議を通じて関係機関との連携を強化するなど、区全体の総合的な危機管理機能の向上を図ります。	●区本部訓練、職員参集訓練、情報伝達訓練の実施 ●土砂災害警戒区域等への土砂災害対策、雪害対策の実施 ●多摩区防災連絡会議の開催 (H27.7 開催)	●「(仮称)多摩区防災基本方針」の検討、策定 ●区本部訓練、職員参集訓練、情報伝達訓練の実施 ●土砂災害警戒区域等への土砂災害対策、雪害対策の実施 ●多摩区防災連絡会議の開催 (H28.5 開催予定)	●「(仮称)多摩区防災基本方針」に基づく取組の推進	事業推進
多摩区安全・安心まちづくり事業 地域、警察、消防と連携し、防犯や交通事故抑止に取り組み、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。	●防犯セミナーの実施 (H28.1 開催) ●パトロール支援の実施 ●メール配信システム利用促進の実施	●防犯セミナーの実施 (H28.12 開催予定) ●パトロール支援の実施 ●メール配信システム利用促進の実施	●安全で安心なまちづくりに関する新たなイベントの開催	事業推進
自転車利用マナーアップ促進事業 スケアードストレート方式の交通安全教室の開催など、幅広い年代に対して交通安全意識の定着を図る取組を推進します。	●スケアードストレート方式の交通安全教室の開催 (H27:3 回) ●小学生から募集した交通安全標語を活用した啓発の実施 ●高齢者向け交通安全教室の開催 (H27:2 回)	●スケアードストレート方式の交通安全教室の開催 (3 回以上) ●小学生から募集した交通安全標語を活用した啓発の実施 ●高齢者向け交通安全教室の開催 (3 回以上)		事業推進

● たまっ子を区民みんなで育てるまちづくりの推進

- ✓ 少子化の進展や女性の社会進出等、子どもや家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育て家庭が抱える課題や多様なニーズに対し、きめ細やかな的確な対応が求められています。
- ✓ 多摩区における子育て支援団体や関係機関の共通目標を定めた「多摩区こども支援基本方針 たまっ子プラン」に基づき、課題やニーズを把握し、多様な主体が連携して地域全体で総合的な子ども・子育て支援の取組を推進します。
- ✓ 生田緑地などの多摩区の自然環境を活用した外遊びの推進や、世代交流を視野に入れた人材育成の実施など、人のつながりづくりを通して、地域と一体となった子育て支援の取組を推進します。
- ✓ 親子がさまざまな子育て支援事業へ参加する中で、気軽に子育ての悩みや不安が相談でき、必要時には専門機関へ適切につながることでできる体制を強化していきます。
- ✓ 待機児童解消を継続する取組として、多摩区独自に作成した「川崎認定保育園ガイドブック」や「保育園の紹介ファイル」等の資料やタブレット端末を活用し、保育所入所申請前の集団説明会や日々の窓口における個別相談を行うなど、申請前からアフターフォローに至るまで、一人ひとりの保育ニーズに寄り添ったきめ細やかな相談支援を実施します。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
多摩区子ども総合支援連携事業 子ども・子育て支援団体や関係機関と協力・協働し、地域全体で子ども・子育て支援の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・団体と連携した取組の実施 ●多摩区子ども総合支援連携会議の開催(H27:3回) ●地域会議「たまっ子育て会議」の開催(H27:3地域各1回) ●多摩区子育て支援事業の調査・分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・団体と連携した取組の実施 ●子ども・子育て関連ネットワーク会議の開催による情報共有と連携の推進 	→	事業推進
多摩区幼・保・小連携事業 幼稚園・保育所・小学校が連携を回り、一人ひとりの子どもの育ちや成長を一体的に支援し、小学校へのスムーズな入学を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の相互理解、連携・交流を図るため連絡会の開催(H27:4回) ●幼児・児童の交流活動の推進 ●授業・行事参観、情報交換会の実施 ●保育実習研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の相互理解、連携・交流を図るため連絡会の開催(3回以上) ●幼児・児童の交流活動の推進 ●授業・行事参観、情報交換会の実施 ●保育実習研修の実施 	→	事業推進
公立保育所の地域支援推進事業 地域の子育て支援や公民保育所の交流・連携・人材育成などに取り組み、保育の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●保育体験等の地域への子育て支援事業の実施 ●民間保育所等との連携・支援・交流の実施(専門職の会議開催、調理業務研修・あおぞら保育の実施(H27:6か所)) ●公民保育所等の人材育成(職員及び子育て支援者向け研修等の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育体験等の地域への子育て支援事業の実施 ●民間保育所等との連携・支援・交流の実施(専門職の会議開催、調理業務研修・あおぞら保育の実施(6か所)) ●公民保育所等の人材育成(職員及び子育て支援者向け研修等の実施) 	→	事業推進
多摩区こどもの外遊び事業 公園や広場など、身近な環境の中で、子どもの創造力と社会性を培う「こどもの外遊び」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域理解促進事業の実施 ●人材育成・交流事業の実施 ●地域外遊び活動の支援の実施 ●「こどもの外遊び」の開催(H27:3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域理解促進事業(広報パンフレットの作成・配布等)の実施 ●人材育成・交流事業の実施 ●地域資源を活かした地域外遊び活動の支援の実施(広報支援、物品貸出、スタッフ派遣等) 	→	事業推進
地域子育て交流支援事業 子育て中の親子が気軽に集まれる場を提供するなど、子育ての不安感や負担を相談できる環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域サロンの開催(区内4か所) ●保育士・ボランティアの配置による各種健診・相談サポート体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域サロンの開催(区内4か所) ●保育士・ボランティアの配置による各種健診・相談サポート体制の充実 	→	事業推進
幼児の発達支援事業 心理相談員による個別相談を実施するなど、発達に不安がある幼児の支援と保護者の不安感・負担感の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●健診後フォロー教室の開催 ●心理相談員による個別相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●健診後フォロー教室の開催 ●心理相談員による個別相談の実施 ●乳幼児健診の再構築による事業の効果検証と見直し 	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

● すこやかに安心して暮らせる地域福祉・健康のまちづくりの推進

- ✓ 今後増加が見込まれる「ケアを必要とする人」に対して、地域全体で助け合いの取組を進めていく必要があります。多摩区の特性を踏まえた「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、地域の課題や必要となる資源・機能の把握、区民やボランティア・関係団体などへの「共生の意識」の醸成などに取り組みます。
- ✓ 公園体操をはじめ、区民が主体となった健康づくり・介護予防の取組を促進し、区民同士が支え合い、地域での見守りや交流の活性化を支援します。
- ✓ 認知症を有する人とその家族が、地域の見守りの協力を得て安心して生活できるよう、増加する認知症への理解を促進します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
多摩区地域包括ケアシステム推進事業 地域包括ケアシステムの土台づくりとして、共生の意識の醸成や、地域資源・ニーズの把握、認知症サポーターの養成などに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉に関わりのない市民の意識を高めるイベントの開催 ●情報共有と活動の活性化を目的としたワークショップの開催 (H27:2回) ●小学生に対する認知症サポート講座の開催 (H27:7校) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステム地域資源調査及びモデル事業の開催 ●地域包括ケアシステム周知を目的とした公開講座の開催及び啓発物の作成・配布 ●小・中学生に対する認知症サポート講座の開催 (小学校 14校、中学校試行 2校以上) 	→	事業推進
健康づくり推進事業 「多摩区健康フェスタ」や中学生を対象とした食育講演会を開催するなど、健康寿命の延伸や食育の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩区健康フェスタの開催 (H27.9開催) ●地域資源を活かした食育イベントの開催 (H27.10開催) ●思春期の食育の実施 ●区民向け食育講演会の開催 (H28.2開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩区健康フェスタの開催 (H28.9開催予定) ●地域資源を活かした食育イベントの開催 (H28.8開催予定) ●思春期の食育の実施 ●区民向け食育講演会の開催 (H29.2開催予定) 	→	事業推進
パサージュ・たま開催事業 多摩区総合庁舎アトリウムで、障害者団体や作業所等の活動紹介、作業実演、展示販売等を行い、障害福祉への理解と関心を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩区総合庁舎アトリウムを利用した「パサージュ・たま」の開催 (H27:11回) ●チラシ等を使った広報及び普及啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩区総合庁舎アトリウムを利用した「パサージュ・たま」の開催 (11回) ●チラシ等を使った広報及び普及啓発の実施 	→	事業推進

● 市民自治を一層進める地域人材によるまちづくりの推進

- ✓ 多摩区では平成32年には超高齢社会となり、退職を迎える多くの区民が地域中心の生活に移行することが見込まれています。地域人材の育成・発掘や市民活動団体とのマッチング、市民活動相談の実施など、地域で活躍する新しい人材の輩出に取り組みます。
- ✓ 知的資源や多彩な人材を有する3大学と連携し、在学在住している学生の多摩区への愛着を深め、定住してもらえるような取組や3大学コンサート、キャンパスツアー、公開講座を開催するなど、大学の持つ価値や魅力を活かした取組を推進します。
- ✓ まちづくり協議会と協働した取組や、町内会・自治会活動の支援、市民活動団体からの提案事業の実施など、地域の自治力を高め、区民の参加と協働による暮らしやすい地域社会づくりを進めます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
多摩区地域人材育成事業 地域人材の募集や、市民活動に関する研修・相談の実施など、市民活動の活性化と市民の自治力の向上に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域人材・市民活動団体の登録の実施 (H27 登録数:8 件) ●各種研修の実施 ●市民活動・生涯学習活動相談ボランティア養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域人材・市民活動団体の登録の実施 ●各種研修の実施 ●市民活動・生涯学習活動相談ボランティア養成講座の開催 	●「多摩区地域人材育成基本方針」の見直し及び次期実施計画の策定	事業推進
多摩区・3 大学連携事業 大学と地域の交流・連携を図るとともに、地域のさまざまな課題の解決に向けて、大学の研究と連携した取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の解決に向けた取組を推進する大学・地域連携事業の実施 ●3 大学知的探訪（公開講座・キャンパスツアー等）の実施 ●3 大学コンサートの開催 (H27. 11 開催) ●3 大学との協定締結 10 周年事業の実施 ●生田緑地エントランススポットの維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の解決に向けた取組を推進する大学・地域連携事業の実施 ●3 大学知的探訪（公開講座・キャンパスツアー等）の実施 ●3 大学コンサートの開催 (H28. 10 開催予定) ●生田緑地エントランススポットの維持管理 ●区内在学の大学生に区への愛着を深めてもらう取組である、第 2 のふるさと事業の基本方針の検討、策定 	●「第 2 のふるさと事業基本方針」に基づく取組の試行実施	事業推進
区民との協働によるまちづくり活動実践事業 まちづくり協議会との協働により、まちづくりに関する地域課題の解決への取組や、区内のさまざまなまちづくり活動への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●まちの課題を解決するプロジェクト活動の実施 ●市民活動団体の支援につながる中間支援的活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちの課題を解決するプロジェクト活動の実施 ●市民活動団体の支援につながる中間支援的活動の実施 		事業推進
地域コミュニティの活性化促進事業 町内会・自治会の抱える課題の解決を支援し、町内会・自治会活動、さらには地域コミュニティの活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●転入者・未加入者の加入に向けた啓発活動の実施 ●大学生等との協働による地域活動の取材・交流 ●ホームページや地域情報紙による町内会・自治会の紹介 ●地域活動に関する講演会等の開催 (H27:2 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●転入者・未加入者の加入に向けた啓発活動の実施 ●大学生等との協働による地域活動の取材・交流 ●ホームページや地域情報紙による町内会・自治会の紹介 ●地域活動に関する講演会等の開催 (2 回) ●効果検証及び課題解決手法の検討 	●効果検証及び課題解決手法の実施	事業推進
磨けば光る多摩事業 地域課題の解決や、安全で安心・うるおいのある暮らしの実現に向けて、市民活動団体から事業提案を募集し、協働による取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民提案事業の募集 (H28. 1～2 月) ●公開プレゼンテーションの実施 (H27. 4) ●事業の選定、実施 (H27:5 事業) ●事業報告会の開催 (H28. 3 開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民提案事業の募集 (H29. 1～2 月実施予定) ●公開プレゼンテーションの実施 (H28. 4 実施予定) ●事業の選定、実施 (3 事業以上) ●事業報告会の開催 (H29. 3 開催予定) 		事業推進

- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

● “あそぼう！たまっ子” ～つながる！たのしい！子育てに向けて～

→ 「ママと遊ぼうパパもね」

乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊びや子育てに関する情報交換や、仲間づくりができる場として開催しています。地域に根ざし、参加者の状況に合わせた支援をめざし、公私立認可保育園の職員、地区の民生委員児童委員、主任児童委員と協力し、4か所で各10回、年間40回開催しています（平成27年度）。

開催場所：菅こども文化センター（子育て支援センターそら一宙）
中野島こども文化センター、生田道院、
KFJ多摩すかいきっず



いろいろな情報の紹介、おしゃべりの後は、保育士の手遊びなどで楽しめます。

→ 多摩区公立保育所のイクメンプロジェクト

たまっ子プランの調査では、「父親の育児参加への度合いが高いと、楽しんで子育てできる。」という結果が出ています。そこで、公立保育所の男性保育士を中心に「イクメンプロジェクト」を立ち上げ、各園で「パパーズエンジョイ」「パパと遊ぼう」など父親の子育て支援を促す取組を行っています。



主にお父さんの参加しやすい土曜日を中心に公園や公立保育所で実施しています。

→ 「おいでよ！たまっ子」～あおぞら保育～

「おいでよ！たまっ子」～あおぞら保育～は、多摩区内6か所の公園に行政の保育士が出向き、地域の子育て家庭や公園の近隣にある保育所の園児など、主に2～3歳児を対象として、楽しい子育てや保育のためのさまざまな遊びを行う取組です。

実施公園：生田緑地
下布田公園、菅なかよし公園、登戸第2公園
三田第3公園、緑化センター



公園で音楽に合わせて体操、ふれあい遊び
季節に合わせて水遊びなど♪
たくさん体を動かして遊びます。

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 家庭や地域でさまざまな人材が関わりながら、子どもを孤立させないことが大切です。『伴走者』として、子どもの成長（学習・自尊心・好奇心・集中力・コミュニケーション力・自立など）に地域でしっかり寄り添いましょう。
- ✓ 気軽に相談できる子育ての先輩のネットワークをつくり、みんなで子育て世代をサポートしましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

● ピクニックタウン“多摩区”

多摩区の豊かな自然環境や魅力的な地域資源をPRしながら、これらをつなぐ楽しみ方や過ごし方を提案することで、“ピクニック”をキーワードに地域ブランドを高め、多摩区を訪ねてみたい、住んでみたい、さらには住み続けたい！と思える多摩区の“ファン”を増やしていきます。

→ ピクニックタウンとは何ですか？

(1) いつでも気軽に訪れることができるまち

思い立ったら友だちや家族を誘い合って、いつでも気軽にピクニックが楽しめます。

(2) ゆったり一日過ごせるまち

芝生広場、河川敷、公園など、ピクニックを楽しめる場所がたくさんあります。また、ピクニックの前後に魅力的な文化施設や歴史・伝統ある寺社などを訪れて、一日過ごすこともできます。

(3) 人や地域が“ピクニック”でつながるまち

“ピクニック”という共通のテーマでつながることで、さまざまな活動に広がり生まれ、区民同士が交流し、多世代のコミュニティの輪が広がります。



→ ピクニックタウンの取組が始まったきっかけは？

平成25年度に実施した「多摩区魅力アップ・アイデアコンテスト」で、多摩区の豊富な地域資源を活用するアイデアとして「ピクニックタウン多摩区」が特選を受賞しました。また、区の課題の一つとして、区内の人口の社会減、とくに子育て世代の流出が懸念されています。市民アイデアと多摩区の課題がマッチし、“ピクニック”をテーマにした取組が始まりました。

→ ピクニックタウン＝多摩区で楽しいまちに！

人や地域が“ピクニック”でつながり、公園・施設の管理者、子育てグループなどの市民団体、関連グッズや食べ物のお店などが協力しながら、“ピクニック”を通じて、まちが盛り上がっていく。みんなの力で、まちのイメージがアップし、ブランド力が向上することで、「住んでみたいまち、住み続けたいまち」ピクニックタウン“多摩区”をめざします。



ピクニックできるところがたくさんあるよ♪
みんなでお掛けよう！

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 私たち市民が、川崎の良いところや優れたところを積極的にPRし、一人でも多くの人に川崎の魅力を知ってもらうことが大切です。ICTを活用した情報発信のほか、友人や知人との「人と人とのつながり」を通じたクチコミなどにより、川崎の魅力を伝えるようにしてみましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

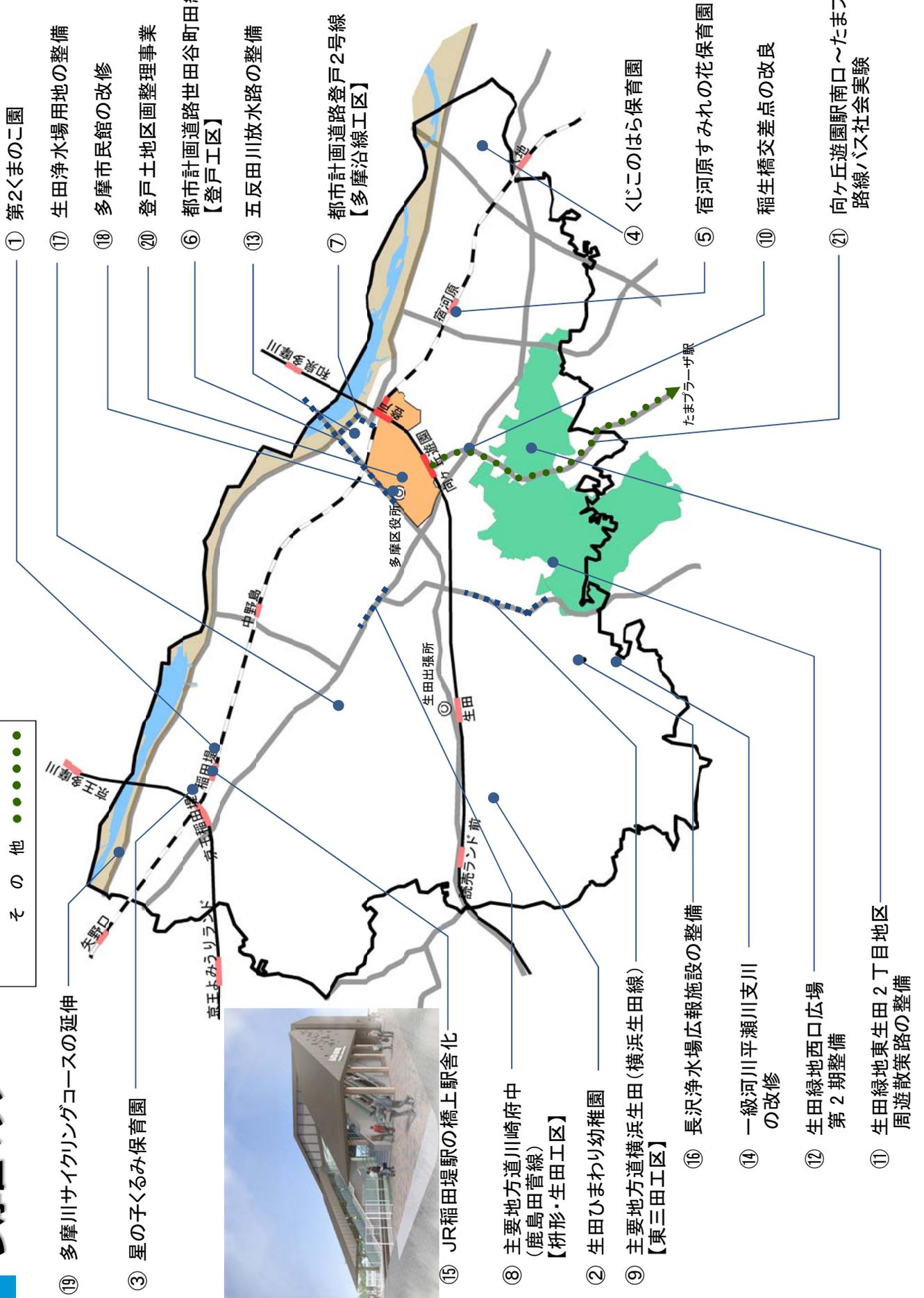
総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

多摩区マップ

凡例

- 施設整備等
- 道路整備
- 其他



① 第2くまのこ園

⑬ 生田浄水場用地の整備

⑭ 多摩市民館の改修

⑮ 登戸土地区画整理事業

⑯ 都市計画道路世田谷町田線【登戸工区】

⑰ 五反田川放水路の整備

⑱ 都市計画道路登戸2号線【多摩沿線工区】

② くじこのはら保育園

③ 宿河原すみれの花保育園

④ 稲生橋交差点の改良

⑤ 向ヶ丘遊園駅南口～たまプラーザ駅
路線バス社会実験

① 多摩川サイクリングコースの延伸

② 星の子くるみ保育園

⑬ JR稲田堤駅の橋上駅舎化

⑭ 主要地方道川崎府中
(鹿島田菅線)
【枳形・生田工区】

⑮ 生田ひまわり幼稚園

⑯ 主要地方道横浜生田(横浜生田線)
【東三田工区】

⑰ 長沢浄水場広報施設の整備

⑱ 一級河川平瀬川支川
の改修

⑲ 生田緑地西口広場
第2期整備

⑳ 生田緑地東生田2丁目地区
周遊散策路の整備



区のマップとの対応表

● 福祉施設

名称	開所予定	定員	MAP 番号
第2くまのこ園	H28.4	60人	①
生田ひまわり幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	H28.4	50人	②
星の子くるみ保育園	H28.4	16人	③
くじこのはら保育園	H28.4	19人	④
宿河原すみれの花保育園	H28.4	18人	⑤

● 道路・公園

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
都市計画道路世田谷町田線【登戸工区】	橋りょう整備	事業推進	⑥
都市計画道路登戸2号線【多摩沿線工区】	道路拡幅	事業推進	⑦
主要地方道川崎府中(鹿島田管線)【榊形・生田工区】	道路拡幅	事業推進	⑧
主要地方道横浜生田(横浜生田線)【東三田工区】	道路拡幅	事業推進	⑨
相生橋交差点の改良	交差点改良などの緊急渋滞対策	H28着手・完成	⑩
生田緑地の整備	東生田2丁目地区周遊散策路の整備	H29着手・完成	⑪
	西口広場の第2期整備	H28着手・完成	⑫

● その他

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
五反川放水水路の整備	五反川の洪水全量を地下トンネルで直接、多摩川へ放流する施設(多摩川放流部施設)の築造工事	H31 供用開始予定	⑬
一級河川平瀬川支川の改修	治水安全度向上のための河川の改修	事業推進	⑭
JR稲田堤駅の橋上駅舎化	駅へのアクセス向上を図るための橋上駅舎化整備	H31 完成予定	⑮
長沢浄水場広報施設の整備	浄水場の施設見学に対応できる広報施設の整備	H29 供用開始	⑯
生田浄水場用地の整備	地域の住民等が利用できるふれあい広場、多目的広場、スポーツ広場の整備	H31以降 供用開始予定	⑰
多摩市民館の改修	市民館の改修工事	H29 工事	⑱
多摩川サイクリングコースの延伸	多摩川サイクリングコースの連続性を確保するための延伸整備	事業推進	⑲
登戸土地区画整理事業	魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進するため土地区画整理	事業推進	⑳
向ヶ丘遊園駅南口～たまプラーザ駅 路線バス社会実験	川崎北部地域の輸送需要増に係る路線バス社会実験	H28 実施	㉑

地域の課題解決に向けた取組の一覧	事業名（○は本計画に掲載している主な事業や取組）
地域資源を活用した賑わいと魅力あるまちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 観光振興・タウンプロモーション推進事業 <input type="radio"/> 音楽による区の魅力発信・地域交流創出事業 <input type="radio"/> 多摩区スポーツフェスタ事業 <input type="radio"/> 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区賑わい継承事業 多摩区エコロジーライフ事業 水辺の愛護活動事業 自然体験のつどい実施事業 多摩川環境啓発展示事業 多摩まちかど祭開催事業 区民祭開催経費
災害に強く安全で安心できるまちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 市民防災活動支援事業 <input type="radio"/> 多摩区危機管理事業 <input type="radio"/> 多摩区安全・安心まちづくり推進事業 <input type="radio"/> 自転車利用マナーアップ促進事業 多摩区動物愛護推進事業
たまっ子を区民みんなで育てるまちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 多摩区こども総合支援連携事業 <input type="radio"/> 多摩区幼・保・小連携事業 <input type="radio"/> 公立保育所の地域支援推進事業 <input type="radio"/> 多摩区こどもの外遊び事業 <input type="radio"/> 地域子育て交流支援事業 <input type="radio"/> 幼児の発達支援事業 たまたま子育てまつり開催事業 子ども・子育て講演会等事業 親と子の集いの場づくり事業 子育て支援者養成事業 多摩区子育て支援パスポート事業 多摩区こども・子育て情報収集・発信事業
すこやかに安心して暮らせる地域福祉・健康のまちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 多摩区地域包括ケアシステム推進事業 <input type="radio"/> 健康づくり推進事業 <input type="radio"/> パサージュ・たま開催事業 精神保健普及啓発事業
市民自治を一層進める地域人材によるまちづくりの推進	
	<input type="radio"/> 多摩区地域人材育成事業 <input type="radio"/> 多摩区・3大学連携事業 <input type="radio"/> 区民との協働によるまちづくり活動実践事業 <input type="radio"/> 地域コミュニティの活性化促進事業 <input type="radio"/> 磨けば光る多摩事業 多摩区区民意識アンケート実施事業 市民活動支援事業 公園を拠点としたコミュニティづくり推進事業
区役所サービス向上事業	
	窓口サービス改善推進事業
地域課題対応その他事業	
	共通事務経費
区の新たな課題即応事業	
	区の新たな課題即応事業

麻生区



■人口 175,511人 ■世帯数 74,275世帯

■面積 23.11 km² (平成28年3月1日現在)

※人口・世帯数は平成27年国勢調査速報値を基にして推算

麻生区の花



麻生区の木



麻生区の概要

麻生区は昭和57年に、多摩区から分区して誕生しました。「麻生」の名は、8世紀頃、この地が朝廷への貢物だった麻布の原料である麻を産したことによると伝えられています。

昭和2年に小田急線の柿生駅が開設され、その後、昭和49年に新百合ヶ丘駅が誕生、さらに小田急多摩線が開通しました。新百合ヶ丘駅周辺地区には行政機関、大型商業施設、病院などの都市機能が集積し、市北部における広域拠点として機能強化が図られてきました。

平成24年に区制30周年を迎え、区の花「ヤマユリ」、区の木「禅寺丸柿」を制定しました。10月21日が「禅寺丸柿の日」に制定され、禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」による普及活動など、麻生区固有の魅力と価値を後世に伝承する活動が進められています。

麻生区は、里地・里山など緑のうおいにあふれ、一人あたりの公園緑地面積は、約10㎡と7区で最も高くなっています。区内には、「黒川」・「岡上」・「早野」の農業振興地域、農産物直売所「セレサモス」があり、平成24年には「明治大学黒川農場」が開場するなど、農業資源に恵まれています。

麻生区では、芸術・文化のまちづくりが進められ、大学や施設が集積し、年間を通じて、市民の手によるさまざまな芸術・文化の催しが開催されています。また、芸術・文化や子育て、農などさまざまな分野で、区内の6大学（昭和音楽大学、玉川大学、田園調布学園大学、日本映画大学、明治大学、和光大学）や、企業との連携も進んでいます。



禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」

麻生区的主要地域資源・魅力等



黒川上宮農団地



川崎市アートセンター
新百合ヶ丘駅前



kirara@アートしんゆり



王禅寺の国登録記念物
「禅寺丸柿」の原木



岡上宮農団地



早野の里

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

現状と課題

● 芸術・文化が輝き、豊かな自然に恵まれています。

区内には、「昭和音楽大学」、「日本映画大学」、「アートセンター」など芸術・文化に関連する施設や団体が多数集まっており、「アルテリッカしんゆり」、「麻生音楽祭」など新百合ヶ丘駅周辺では、年間を通じてさまざまな芸術・文化イベントが開催されています。



麻生音楽祭

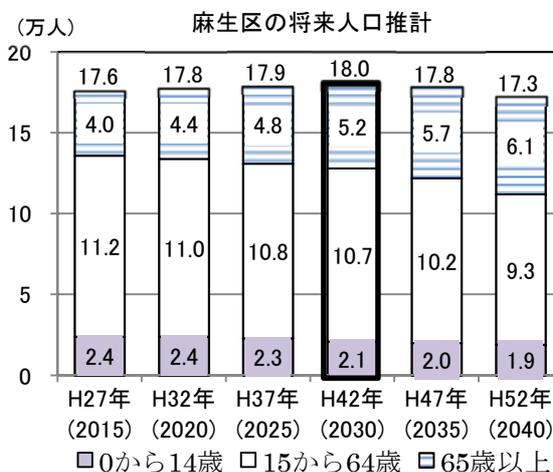
また、黒川・岡上・早野地区の農業振興地域をはじめ、市内の農地、山林の43%が区内に集積するなど、豊かな自然に恵まれています。

こうした地域資源を活かして、地域の魅力やブランド力をさらに高める必要があります。

● 支援を必要とする高齢者の増加や人口減少による空き家の増加が見込まれています。

区内の人口は、多摩区との分区以降、一貫して増加を続けており、平成42（2030）年をピークに18万人まで増加を続けますが、その後減少に転ずることが予測されています。

また、区内の高齢化率は21.7%、高齢者数は約3万8千人（平成27年6月）ですが、白山、王禅寺東、虹ヶ丘などでは、高齢化率が既に30%を超えている地区もあることから、支援を必要とする高齢者の増加や人口減少が進む地区での空き家が増えていくことなどへの対応が必要です。



● 子どもが増えている地域もあり、区民の子ども・子育て支援ニーズは高くなっています。

区内では、万福寺やはるひ野などの住宅開発が進む地区で、0歳から14歳までの年少人口が増加している中、かわさき市民アンケートでは、市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこととして、「子どものための施策」が48.2%となっており、7区の中では最も高くなっています。

核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、育児への不安や負担感を抱きやすい家庭も増えていることから、子育て家庭を、地域全体で支え、安心して子育てできる環境づくりが求められています。



企業と連携した麻生区『子育て支援アプリ』(右)と子育てイベント(上)



● 犯罪・交通事故の少ないまちですが、災害などに備える区民の意識は高まっています。

区内の土砂災害警戒区域は302区域（平成27年10月時点）と市内で最も多く、市直下型地震による多大な被害が想定されることから、自助・共助（互助）・公助の適切なバランスのもと、災害への備えを強化し、地域防災力を向上させる必要があります。

また、麻生区は、犯罪発生件数や交通事故件数、火災対応件数が7区の中で最も少ない状況ですが、社会状況の変化が激しい中、今後も高齢者や子どもを狙った犯罪への対策、交通安全教育の一層の充実、駅周辺の交通混雑の改善などが求められています。



● 地域には知識や経験を持った人がたくさんいます。

区内では、「麻生市民交流館やまゆり」の登録団体が600団体を超え、シニアなどがこれまで培ってきた知識や経験を活かした活発な市民活動が行われています。また、町内会・自治会も、地域住民をつなげ、福祉や防災など身近な暮らしの課題の解決に大きな役割を担っています。

更なるコミュニティの活性化に向けて、地域人材の発掘・育成や活動への参加の促進が求められているとともに、町内会・自治会加入率の低下や担い手の高齢化への対応も必要となっています。

また、区民のスポーツに関する意識調査でも、区民のおよそ3人に1人がスポーツをしており、中でもウォーキングや水泳、屋内・屋外球技などは人気があります。

こうした、さまざまな機会や人材を活かして、区民同士の交流の場づくりを進めることで、地域の自主的な活動の活性化を促進する必要があります。



麻生市民交流館やまゆり

まちづくりの方向性

● 「豊かな自然と芸術が溶け合う活力のあるまち」

麻生区は、新百合ヶ丘駅周辺をはじめ区内に芸術・文化が輝き、黒川・岡上・早野などに広がる豊かな自然や農のある風景、景観の整った美しい街なみが調和し、安全・安心で魅力にあふれ、心の安らぎが感じられるまちです。

区民が、まちに愛着と誇りを持ち、こうした貴重な地域の資源を大切に育むとともに、地域や大学などのさまざまな主体が手を取り合い、支え合うことで、未来に広がる、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

地域の課題解決に向けた主要な取組

● 芸術・文化のまちづくりの推進

- ✓ 区内に集積する芸術関係資源や人材などの地域資源を活かしながら、事業者、教育機関、市民、行政等が連携することにより、豊かな芸術・文化を中心に地域活性化や地域ブランド化をめざす「しんゆり・芸術のまち」の取組を区全体に広げ、「芸術・文化のまち麻生」の確立をめざします。また、新百合ヶ丘駅周辺の更なる魅力の向上に向けて取り組めます。
- ✓ 麻生区特有の伝統・伝承文化について、区の花「ヤマユリ」と区の木「禅寺丸柿」も活用しながら、地域の文化団体や観光関係団体等と連携して継承を図るとともに、さまざまな媒体を通じてその魅力を広く発信します。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
しんゆり・芸術のまち推進事業 新百合ヶ丘駅周辺に集積する芸術関連団体等と連携し、情報発信やイベント支援を行います。また、団体間の情報共有や連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●民間推進組織への支援 ●芸術・文化等の情報発信 ●芸術関連イベント支援 ●あさお芸術・文化交流カフェ（H26.11 発足・2回）の開催 ●新百合ヶ丘駅南口バスターミナルの柱を利用した広報 ●新百合ヶ丘駅周辺の更なる魅力向上に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間推進組織への支援・協力 ●ホームページやソーシャルネットワークサービスによる芸術・文化等の情報発信 ●アルテリッカしんゆりやしんゆりマルシェなど芸術関連イベントの支援 ●麻生区で活動する芸術・文化関連団体の情報交換や交流を図る「あさお芸術・文化交流カフェ」の開催 ●新百合ヶ丘駅南口バスターミナルの柱を利用した広報 ●新百合ヶ丘駅周辺の更なる魅力向上に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信の継続的な実施及び新たな手法の検討 ●「あさお芸術・文化交流カフェ」の継続的な開催及び検証 ●広報の継続的な実施及び新たな手法の検討 	事業推進
麻生音楽祭開催事業 麻生区を中心に音楽活動をしている団体、学校等によるコンサートを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ●麻生音楽祭（スクールコンサート、コーラスのつどい、ファミリーコンサートなど）の開催（H26 参加人数 2,342 人） ●バックステージ講習会の開催 ●30 周年記念事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の音楽団体や学校との協働により、日頃の活動の成果を披露し、相互交流と芸術文化の向上を図る麻生音楽祭の開催 		事業推進
あさお芸術のまちコンサート事業 区内居住・区内を中心に活動する音楽家、音楽愛好家によるコンサートを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンサート（新春コンサート、ユニヴァーサルコンサートなど）の企画・運営（H26 7回） ●音楽家の交流及びネットワークづくりの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●麻生区内居住・麻生区内を中心に活動する音楽家、音楽愛好家によるコンサートの企画・運営（年 7回） ●音楽家の交流及びネットワークづくりの促進 		事業推進
KAWASAKI しんゆり映画祭野外上映会開催事業 KAWASAKI しんゆり映画祭の一環として野外上映会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ●KAWASAKI しんゆり映画祭の一環として野外上映会の開催 ●野外上映会の開催に合わせた関連イベント等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●麻生区の芸術・文化のまちづくりの推進と KAWASAKI しんゆり映画祭開催の周知を図るため、野外上映会の開催 ●野外上映会の開催に合わせた関連イベント等の実施 		事業推進

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
あさお観光資源の魅力紹介事業 観光ガイドブックの改訂、観光写真コンクール及び禅寺丸柿のPRなどにより、区の魅力を発信し、区のイメージアップや地域の活性化を促進します。	●観光ガイドブックの改訂及び観光写真コンクールの開催 ●「禅寺丸柿の日」イベントの開催 ●ヤマユリの広報活動の実施	●自然や都会的景観など、多彩な顔を持つ麻生区の魅力を広く区内外に発信する「麻生区観光写真コンクール」の開催 ●区の木「禅寺丸柿」をPRするため、「禅寺丸柿の日」イベントの開催 ●区の花「ヤマユリ」をPRするための広報活動の実施	●麻生区の豊かな自然や寺社などの史跡、都会的な街なみなどを紹介する「観光ガイドブック」の改訂 ●「禅寺丸柿の日」イベントの開催及び効果的・継続的なPRの検討と実施 ●「ヤマユリ」の認知度の検証と効果的・継続的なPRの検討と実施	事業推進
ふるさとあさお再発見事業 区に伝わる伝統行事「七草粥」を再現し、地域の豊かな自然の恵みと文化の香りに触れる機会を提供します。	●地域文化団体等と連携した伝統行事「七草粥」の実施	●区民から愛され、親しまれる「ふるさとあさお」が感じられる区づくりを推進するため、地域文化団体等と連携した伝統行事「七草粥」の実施	●伝統行事「七草粥」の実施及び効果的・継続的なPRの検討と実施	事業推進

● 農と環境を活かしたまちづくりの推進

- ✓ 麻生区の貴重な農業資源や環境資源への理解を深め、地域で守り育てていくため、黒川地区では、「明治大学・川崎市 黒川地域連携協議会」等を通じ、地域・大学・区民・行政の協働により、農産物等の地産地消、農と里山体感・地域交流、里山の保全と活用など、地域資源を活用した事業を推進します。また、岡上地区や早野地区では、関係局や地域と連携し、それぞれの地域特性を踏まえた地域の活性化や地域交流の取組を進めます。
- ✓ 里地・里山保全や身近な環境活動への区民の理解を深めて参加を促すため、関連する多様な団体のネットワークを構築するとともに、里地・里山の自然や歴史、文化の魅力を伝え、これらを守り育てるボランティアを育成します。
- ✓ 市民活動団体等との協働により、区民一人ひとりが取り組める身近なエコ活動を啓発し、地球温暖化防止やごみの減量などの環境問題に取り組む「エコのまち麻生」を推進します。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
農と環境を活かした連携事業 区民や大学、学校、農業事業者等と連携し、区内農業資源や環境資源を活かし、地域活性化や地域交流を推進します。	●黒川地域連携協議会を通じた地域活性化の取組に係る実施計画の作成 ●関係局等と連携した岡上地区、早野地区の活性化の検討 ●農を通じた地域交流・世代間交流の検討	●黒川地区の貴重な農業資源や環境資源への理解を深め、地域で守り育てていくため、黒川地域連携協議会を通じた実施計画に基づく取組の推進 ●関係局等と連携した岡上地区、早野地区の活性化の検討 ●農を通じた地域交流・世代間交流の検討	●黒川地域連携協議会を通じた実施計画に基づく取組の推進及び検証	事業推進
麻生里地・里山保全推進事業 里地・里山の保全や魅力をテーマにした講座や催し等を開催し、地域住民や子どもたちなど若い世代に、里地・里山の魅力や必要性を伝えます。	●里地・里山カフェ塾や里山フォーラムなどの開催 ●人材育成交流事業の開催 ●風景写真展の開催及び風景記録集の発行	●里地・里山を保全し、その文化等を継承するとともに、新たな魅力を引出し、未来へつなぐ里地・里山カフェ塾や里山フォーラムなどの開催 ●人材育成交流事業の開催 ●風景写真展の開催及び風景記録集の発行	●関係局等と連携した岡上地区、早野地区の活性化の検討 ●農を通じた地域交流・世代間交流の検討	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
エコのまち麻生推進事業 緑のカーテン大作戦や地球温暖化対策、自然エネルギーの活用など、環境や緑の保全に関する普及啓発を推進します。	●区民一人ひとりが取り組める身近なエコ活動「緑のカーテン」等の普及啓発 ●太陽光等の自然エネルギーの活用促進 ●環境や緑の保全に関する普及啓発を促進する取組の実施	●区民一人ひとりが取り組める身近なエコ活動「緑のカーテン」等の普及啓発 ●太陽光等の自然エネルギーの活用促進 ●環境や緑の保全に関する普及啓発を促進する取組の実施	●区民一人ひとりが取り組める身近なエコ活動「緑のカーテン」等の普及啓発及び検証 → →	事業推進

● 高齢化への対応とすこやか・支え合いのまちづくりの推進

- ✓ 高齢化が進展する中で、自助・互助・共助による健康づくりや高齢者の閉じこもり予防等を推進するため、公園を拠点にした健康体操・健康ウォーク、ロコモティブシンドローム（関節や筋肉などの運動器障害）予防体操の普及啓発、地域グループへの支援等を行います。これらの取組なども含め、高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた互いに支え合える地域のつながりづくりを推進します。
- ✓ 高齢者が地域から孤立することを防止し、安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域住民、事業者、関係機関及び区が連携し、何らかの原因で生活維持が困難になっている高齢者を発見・支援するための「安心見守りネット」事業の実施や区地域ケア連絡会議等による高齢者の見守り体制の強化を図ります。
- ✓ 開発から一定の年月が経過し、高齢化と人口減少が進んでいる地域において、良好な住宅ストックを活かしながら、大学や事業者等と連携し、若い世代の居住や地域活動への参加を促し、地域の活性化や多世代の交流などに取り組みます。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
公園を拠点にした健康づくり推進事業 生活習慣病の予防及び介護予防を図り、健康寿命を延伸するため、公園を拠点にした健康ウォーク及び健康体操を推進します。	●あさおウォーキングマップの改定・普及 ●健康ウォーク、健康体操の実施（拠点数：全10か所） ●ボランティア育成教室の開催（H26 2回） ●ウォーキング講座の開催（H26 3回） ●ロコモティブシンドローム予防体操の作成 ●大学と連携した現地実習、フィールドワーク等の検討	●あさおウォーキングマップの普及 ●健康ウォーク、健康体操の実施及び新規拠点の立ち上げ検討 ●ボランティア育成教室の開催 ●ロコモティブシンドローム予防体操の普及 ●大学と連携した現地実習、フィールドワーク等の検討	●あさおウォーキングマップのメンテナンス及び普及 ●健康ウォーク、健康体操の実施及び新規拠点の立ち上げ支援 ●ウォーキング案内板のメンテナンス等 → → ●大学と連携した現地実習、フィールドワーク等の実施	事業推進
高齢者見守りネットワーク事業 「安心見守りネット」を運用することで、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が安心して生活できる地域づくりをめざします。	●高齢者見守りネットワーク「安心見守りネット」の運用 ●区地域ケア連絡会議等による高齢者の地域の見守り体制の充実 ●区認知症ケア推進会議等による認知症高齢者等の支援の推進	●高齢者見守りネットワーク「安心見守りネット」の運用 ●区地域ケア連絡会議等による高齢者の地域の見守り体制の充実 ●区認知症ケア推進会議等による認知症高齢者等の支援の推進	→ → →	事業推進

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
健康づくり普及啓発事業 地域包括ケアシステムの推進に向け、区民向けの普及啓発を行うとともに、がん検診に関する健康教育・啓発活動を実施します。	●地域包括ケアシステムの推進に向けた普及啓発活動の実施 ●がん検診の普及啓発リーフレットの作成・配布	●地域包括ケアシステムの推進に向けた普及啓発活動の実施 ●がん検診受診率の向上に向けた、区内団体や大学等と連携した普及啓発リーフレットの配布	→	事業推進
空き家活用の連携事業 大学や事業者等と連携し、若い世代の居住や地域活動への参加を促し、地域の活性化や多世代の交流などに取り組みます。	●区内空き家の活用及び学生の地域活動への参加や世代間交流の促進に向けた大学、地域、事業者のコーディネートの実施	●区内空き家の活用及び学生の地域活動への参加や世代間交流の促進に向けた大学、地域、事業者のコーディネートの実施	●(仮称)空き家再生事業を踏まえた、区内空き家の活用に向けた大学、地域、事業者のコーディネートの実施	事業推進

● 安全・安心まちづくりの推進

- ✓ 市及び区地域防災計画に基づき、区災害対策本部体制の強化や避難所支援の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、自主防災組織等と連携した避難所運営会議の開催や避難所開設訓練の実施等により、発災時の避難所運営体制の充実を図るとともに、災害対策連絡協議会（事業者、企業、学校、医療関係機関、地域団体などで構成）等を通じ、災害に強いまちづくりを推進します。
- ✓ 区民が安全・安心に暮らすことができるように、地域の防犯組織を強化するための支援、犯罪発生を防ぐための啓発事業、防犯に関する迅速な情報提供を行います。また、高齢者や子どもなどを対象にした交通安全教室などを実施します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域防災力の向上事業 区危機管理体制の強化、区民や自主防災組織等による自助、共助(互助)の推進により、地域防災力の向上を図ります。	●防災物品の確保等の区災害本部体制の強化 ●防災関係機関等との災害対策連絡協議会（H26 8回）の開催 ●避難所開設・運営訓練の実施 ●避難所での生活用水確保のため小学校のプールの水を活用する避難所浄水装置の配置	●防災物品の確保等の区災害本部体制の強化 ●防災関係機関等との災害対策連絡協議会の開催 ●避難所開設・運営訓練の実施及び自主防災組織による自主的な訓練の推進 ●避難所での生活用水確保のため小学校のプールの水を活用する避難所浄水装置の配置	●避難所開設・運営訓練の実施及び自主防災組織による自主的な訓練の増加	事業推進
麻生区安全・安心まちづくり事業 区民の安全・安心への意識の高揚を図り、地域組織の防犯活動支援や身近な犯罪等の情報発信を通じて、安全・安心のまちづくりを推進します。	●交通安全関連団体と連携した街頭啓発活動（H26 34回）の実施 ●安全パトロール実施組織への支援 ●交通安全教育（H26 45回）の実施 ●「麻生区メール配信システム」による防犯情報の提供	●交通安全関連団体と連携した街頭啓発活動の実施 ●安全パトロール実施組織への支援 ●交通安全教育（年 44回）の実施 ●「麻生区メール配信システム」による防犯情報の提供	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
小学校区危険箇所案内マップ作製事業 区民、地域団体、学校等の連携により、区民の日常生活における交通・防犯上の危険箇所を表示したマップを作製し、配布します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「小学校区危険箇所案内マップ」の増刷及び小学校低学年生への配布 (H26 1,898 部配布) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活における交通・防犯上の危険箇所を表示した「小学校区危険箇所案内マップ」の増刷及び小学校低学年生への配布 	→	事業推進

● 総合的な子ども・子育て支援の推進

- ✓ 地域全体で子育て家庭の多様化するニーズにきめ細かな支援を行うため、子ども関連機関や団体等の交流・連携を強化するとともに、効果的な子育て情報の発信、麻生区・6大学公学協働ネットワークや民間企業等の地域資源を活用した子ども・子育て支援に取り組みます。
- ✓ 保育所の利用を希望する家庭が年々増加しているため、引き続き保育所情報の提供、市の施策等の案内など、きめ細かな待機児童対策を実施します。近年、増加している児童虐待について、未然防止・早期発見・早期対応に向け、児童相談の関係機関や地域（学校、保育園、民生委員児童委員、主任児童委員など）との連携を強化します。

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
子育て支援・企画事業 子育て支援情報の発信、子育てグループ等の支援、地域人材や企業を活用した子育て支援など区の状況に合った子ども・子育て支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●麻生区子ども関連ネットワーク会議の開催 (H26 2回) ●子育て情報誌や子育て支援アプリ「あさお子育てポータル」などによる子育て情報の発信 ●麻生区子育て人材バンク事業の実施 ●民間企業と連携した子育て支援事業の実施 ●未就学児親子向け公演会・講座 (H26 3回)の実施 ●区内保育園年長児交流事業の拡充 ●あさお子育てサポートほいくえん事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●麻生区子ども関連ネットワーク会議 (年3回)の開催 ●子育て情報誌や「かわさきアプリ・子育て支援」などによる子育て情報の発信 ●麻生区子育て人材バンク事業の実施 ●民間企業と連携した子育て支援事業の実施 ●未就学児親子向け公演会・講座 (年4回)の実施 ●区内保育園年長児交流事業の実施 ●あさお子育てサポートほいくえん事業の実施 	→	事業推進
こども関連大学連携事業 大学との連携を通して、各種講座、体験学習や文化事業などの子ども・子育て支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●麻生区・6大学公学協働ネットワークとの連携・協力による未就学児親子向け講演会、小中学生向け体験学習や文化事業など (H26 13回)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●麻生区・6大学公学協働ネットワークとの連携・協力による未就学児親子向け講演会、小中学生向け体験学習や文化事業など (年13回)の実施 	→	事業推進
あさお子育てフェスタ開催事業 子育て世代に支援の情報を届け、地域の団体とのつながり・子育て世代同士の交流の機会をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「子育てするなら麻生区で～安心・楽しい・助かる」をテーマに、地域の子育て支援団体等との協働によるあさお子育てフェスタの開催 (H27 参加者数 2,800人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て支援団体等との協働による「あさお子育てフェスタ」の開催及び企画等への区民参加の推進 	→	事業推進

総論
基本構想
基本計画
10年戦略

実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
こども相談・要保護児童支援事業 きめ細かな待機児童対策を実施します。また、関係機関等と連携し、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。	●窓口相談やリーフレット等による保育所等の情報提供の実施 ●児童虐待等の予防を重視した地域との連携 ●事例検討会等を通じた専門的支援（H26 15回）の充実	●窓口相談やリーフレット等による保育所等の情報提供の実施 ●児童虐待等の予防を重視した地域と連携した取組の実施 ●事例検討会等を通じた専門的支援の充実	→	事業推進

● コミュニティづくりの推進

- ✓ 「麻生市民交流館やまゆり」を区における市民活動支援の拠点として位置づけ、市民の主体的な運営参画による中間支援組織として市民活動のリソース（活動の場、情報、人材、資金）の提供を行い、市民活動の一層の推進を図ります。また、資金については、地域が抱えるさまざまな課題を区民自らが発見し、区役所と協働して解決する取組を推進するための提案事業等を実施します。
- ✓ さまざまな知識や経験を持ったシニア層等の地域活動や社会参加への関心が高まっています。このような状況を受け、市民活動の担い手となる地域人材の発掘・育成に向けて、さまざまな研修や講座の修了者がスムーズに市民活動・地域活動に移行できるよう、関係団体等と連携し、人材と団体等とをつなぐ地域人材コーディネーターを養成します。
- ✓ 地域の交流や課題の解決に取り組むなど、地域コミュニティの核である町内会・自治会に対し、課題解決の提案事業や加入促進等を通じて、地域活性化に向けた取組を推進します。

事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
麻生区市民活動支援施設活用事業 「麻生市民交流館やまゆり」の施設の管理運営を支援します。	●「麻生市民交流館やまゆり」の施設運営の支援	●市民の主体的な運営参画による、区における市民活動支援拠点「麻生市民交流館やまゆり」の施設運営の支援	→	事業推進	
麻生区市民活動支援施設利用促進事業 「麻生市民交流館やまゆり」を利用した市民活動支援の促進を図ります。	●市民活動団体交流イベント、人材育成講座の実施 ●情報誌の発行、地域ネットワークサイトの運営 ●市民活動相談窓口及び団体検索サイトの運営 ●提案型事業の募集・選定・実施（H26 提案数 8件） ●事業実施報告会の開催	●市民活動団体交流イベント、人材育成講座の実施 ●情報誌の発行、地域ネットワークサイトの運営 ●市民活動相談窓口及び団体検索サイトの運営並びに地域人材コーディネーターとの連携 ●提案型事業の募集・選定・実施 ●事業実施報告会の開催	●イベント・講座の継続的な実施及びニーズを踏まえた検証 ●広報・運営の継続的な実施及び新たな手法の検討 ●運営・連携の継続的な実施及び地域人材コーディネーターとの連携に関する検証	→	事業推進
麻生区市民提案型協働事業 地域の団体等から地域課題の解決に資する事業提案を受け、選定された事業を提案団体が実施することで、より住みよいまちづくりを推進します。	●提案型協働事業の募集・選定・実施（H26 提案数 7件） ●事業実施報告会の開催	●地域課題の発見と解決を図るため、地域の団体等から地域課題の解決に資する事業提案を受ける「麻生区市民提案型協働事業」の募集・選定・実施 ●事業実施報告会の開催	→	事業推進	

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市民活動推進に向けた地域人材の発掘・育成事業 地域人材を市民活動・地域活動へつなげるしくみを作り、人材の発掘・育成と活動への参加を促します。	●地域人材育成連絡会議の開催 ●人材育成事業及び地域人材コーディネーター育成事業の実施	●地域人材育成連絡会議の開催 ●地域人材情報の活用・提供 ●地域人材コーディネーターの活動の支援	→	事業推進
町内会・自治会加入促進事業 町内会・自治会への加入を促進し、地域のつながりづくりや、地域コミュニティの活性化を進めます。	●町内会・自治会加入促進ガイドブック等を活用した町会・自治会への加入促進	●町内会・自治会加入促進ガイドブック等を活用した町会・自治会への加入促進	●市の町会・自治会の活性化に向けた取組とも連携した更なる加入促進	事業推進
町内会事業提案制度事業 町内会・自治会が、地域の課題を発見し、課題解決のための事業を提案し、認定された事業を実施します。	●町内会・自治会との協働による提案型事業(H26提案数4件)の実施	●町内会・自治会との協働による、地域住民のつながりや地域の課題解決力の強化を目的とした「麻生区町内会事業提案制度」の実施	●「麻生区町内会事業提案制度」の実施及び検証、効果的な広報による制度の利用促進	事業推進
麻生区地域功労表彰事業 地域で活動している人(団体)を表彰することで、地域活動への関心を高め、地域の活性化を図ります。	●麻生区地域功労表彰候補者の募集、選定及び表彰(H26表彰者数2人・2団体)	●地域活動に積極的に取り組む個人や団体を表彰する「麻生区地域功労表彰候補者」の募集、選定及び表彰の実施	→	事業推進

● スポーツのまち麻生の推進

- ✓ 「あさおスポーツフェスティバル」など、区内で行われる各種スポーツ大会の支援を行うとともに、柿生駅から栗平駅までの片平川沿いに整備した「スポーツ・健康ロード」や麻生スポーツセンターを活用し、区民の健康と体力の向上を図るなど、生涯スポーツを推進します。
- ✓ 既存の総合型地域スポーツクラブの活動支援を継続するとともに、他の地域にも広げるため、柿生小学校を中心に柿生地区において開催するスポーツ教室やイベントを通して人材育成等を行い、区内での総合型地域スポーツクラブ新規設立をめざし、スポーツを通じた地域の活性化、豊かなコミュニティづくりを進めます。

事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
スポーツのまち麻生推進事業 「あさおスポーツフェスティバル」などスポーツを通じた区民の健康と体力の向上を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの新規設立などをめざします。	●区内のスポーツ資源を活かした事業の実施 ●区内のスポーツ活動団体が主催するスポーツ大会への支援 ●区内スポーツ関連情報の発信 ●総合型地域スポーツクラブの育成・運営支援	●スポーツ・健康ロードを活用した各種教室の開催など区内のスポーツ資源を活かした事業の実施 ●区内のスポーツ活動団体が主催するスポーツ大会への支援 ●区内スポーツ関連情報の発信 ●総合型地域スポーツクラブの育成・運営支援	●総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ・健康ロードの更なる活用 ●スポーツ大会への支援及び区内スポーツ活動の拡大・活性化に向けた支援等の検討 ●効果的な情報発信に向けた手段等の検討 ●総合型地域スポーツクラブ新規設立・運営支援	事業推進

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

● 麻生区市民提案型協働事業

地域社会の抱えるさまざまな課題や、地域の団体が日頃の活動などで把握した地域課題の解決につながる提案事業を募集し、選定された事業については、提案団体と区役所の協働により実施されます。平成24年度からスタートし、平成27年度までに延べ19事業が実施されています。

→ これまでどのような事業が実施されましたか？

これまで実施された事業の一部を紹介します。

● 麻生区里山ボランティア（平成24年度～26年度）

麻生区は、市内で最も公園・緑地が多く、里地里山の景観が色濃く残っている地域です。市が緑地の取得を進めた結果、増加した市有緑地の維持管理に対応するため、保全管理団体のない緑地にも手が入るよう、固定した場所に縛られない里山ボランティア作業を行いました。



手作業で下草刈りや剪定

● 多文化が息づく麻生区のまちづくり推進（平成24年度～26年度）

麻生区で生活する外国人市民が日本語や日本の習慣に不慣れなために抱えている問題を解決し、自立してこの地域に溶け込むことができるよう、日本語の学習会やイベント等を通して支援を行いました。

● 菜の花プロジェクト（平成26年度～27年度）

農や緑に恵まれた麻生区特有の地域資源を活かして、資源循環サイクルへの意識浸透を図り、資源循環型のまちづくりを推進するために、地域の農家や大学、市民活動団体等の多様な主体と協働し、菜の花の植え付け、菜種の搾油、菜種油を使用したレシピの作成などを行います。



一面に広がる菜の花（古沢）

● 誰でもどこでもALEX（平成27年度）

ロコモティブシンドローム（関節や筋肉などの運動器障害）の予防に取り組み、地域で自立した生活を続けられるよう、高齢者の足腰の運動能力維持のためのロコモティブシンドローム予防に特化した体操（ALEX体操）を作成し、広く地域に普及していきます。

→ 事業終了後はどうなりますか？

この提案事業は、通算3年で終了となります。既に終了した事業は、団体の自主的な事業として継続したり、区の地域課題対応事業に位置づけた事業もあります。

● 市民の想い、メッセージ

- ✓ 管理運営協議会等の設立や既存団体の活性化につながった。Webで知ったという中高生や企業からのCSR参加など新しい顔ぶれもあった。（麻生区里山ボランティア）
- ✓ 学習会にはリピーターによる積極的参加者もあった。イベントには家族参加者があり好評であった。（多文化が息づく麻生区のまちづくり推進）
- ✓ 菜の花プロジェクトで搾油できた10kgの菜種油は農のあるまち麻生や地産地消を含めて活用することができた。（菜の花プロジェクト）

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

区のマップとの対応表

福祉施設

名称	開所予定	定員	MAP 番号
はなまる保育園百合丘	H28.4	40人	①
東百合丘地区特別養護老人ホーム	H29	104床	②

道路・公園

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
都市計画道路柿生町田線【柿生駅南口工区】	新設道路	事業推進	③
都市計画道路尻手黒川線【IV期工区】	新設道路	事業推進	④
都市計画道路世田谷町田線【片平工区、上麻生I期工区、上麻生II期工区】	道路拡幅	事業推進	⑤
都市計画道路菅早野線【下麻生工区】	道路拡幅	事業推進	⑥
都市計画道路野川柿生線【王禅寺工区】	道路拡幅	事業推進	⑦
主要地方道横浜上麻生(野川柿生線)【柿生陸橋工区】	橋りょう整備	事業推進	⑧
主要地方道横浜上麻生(菅早野線)【下麻生工区】	道路拡幅	事業推進	⑨
主要地方道町田調布(町田調布線)【黒川工区】	道路拡幅	事業推進	⑩

その他

名称	事業概要	事業予定	MAP 番号
高石住宅1号棟の建替	市営住宅の建替工事	H28 完成	⑪
(仮称)北部学校給食センターの整備	給食センターの新設整備	H29 完成	⑫
麻生市民館の改修	市民館の改修工事	H29 工事	⑬
王禅寺処理センター緑地広場の整備	市民に開放される緑地広場の整備	H28 完成	⑭
早野聖地公園の整備	安定した墓所供給に向けた新規墓所の整備	事業推進	⑮
里山再生事業(黒川地区・岡上地区・早野地区)	効果的な緑地保全や適切な管理・再生による里地・里山づくりの推進	事業推進	⑯⑰⑱
新百合ヶ丘駅周辺地区のまちづくり	新百合ヶ丘駅南口駅前広場等の交通混雑緩和に向けた取組の推進	事業推進	⑲
コミュニティ交通運行実験(岡上西地区)	本格運行の実施に向けた取組	H28 実施	⑳

地域の課題解決に向けた取組の一覧	事業名（○は本計画に掲載している主な事業や取組）
芸術・文化のまちづくりの推進	
	<input type="checkbox"/> しんゆり・芸術のまち推進事業 <input type="checkbox"/> 麻生音楽祭開催事業 <input type="checkbox"/> あさお芸術のまちコンサート事業 <input type="checkbox"/> KAWASAKIしんゆり映画祭野外上映会開催事業 <input type="checkbox"/> あさお観光資源の魅力紹介事業 <input type="checkbox"/> ふるさとあさお再発見事業 <input type="checkbox"/> イメージアップ推進事業 <input type="checkbox"/> 地域資源を活用したまちづくり推進事業
農と環境を活かしたまちづくりの推進	
	<input type="checkbox"/> 農と環境を活かした連携事業 <input type="checkbox"/> 麻生里地・里山保全推進事業 <input type="checkbox"/> エコのまち麻生推進事業 <input type="checkbox"/> あさお花いっぱい推進事業 <input type="checkbox"/> ヤマユリ植栽普及促進事業
高齢化への対応とすこやか・支え合いのまちづくりの推進	
	<input type="checkbox"/> 公園を拠点にした健康づくり推進事業 <input type="checkbox"/> 高齢者見守りネットワーク事業 <input type="checkbox"/> 健康づくり普及啓発事業 <input type="checkbox"/> 空き家活用の連携事業 <input type="checkbox"/> あさお福祉まつり開催事業
安全・安心まちづくりの推進	
	<input type="checkbox"/> 地域防災力の向上事業 <input type="checkbox"/> 麻生区安全・安心まちづくり事業 <input type="checkbox"/> 小学校区危険箇所案内マップ作製事業 <input type="checkbox"/> 麻生区ガイドマップ増刷改訂事業 <input type="checkbox"/> 麻生落書き消し事業
総合的な子ども・子育て支援の推進	
	<input type="checkbox"/> 子育て支援・企画事業 <input type="checkbox"/> こども関連大学連携事業 <input type="checkbox"/> あさお子育てフェスタ開催事業 <input type="checkbox"/> こども相談・要保護児童支援事業 <input type="checkbox"/> 外国籍等子ども学習支援事業
コミュニティづくりの推進	
	<input type="checkbox"/> 麻生区市民活動支援施設活用事業 <input type="checkbox"/> 麻生区市民活動支援施設利用促進事業 <input type="checkbox"/> 麻生区市民提案型協働事業 <input type="checkbox"/> 市民活動推進に向けた地域人材の発掘・育成事業 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会加入促進事業 <input type="checkbox"/> 町内会事業提案制度事業 <input type="checkbox"/> 麻生区地域功労表彰事業 <input type="checkbox"/> 麻生区多文化共生推進事業 <input type="checkbox"/> 区民祭開催経費
スポーツのまち麻生の推進	
	<input type="checkbox"/> スポーツのまち麻生推進事業
区役所サービス向上事業	
	<input type="checkbox"/> 区役所窓口等サービス充実改善事業 <input type="checkbox"/> 区政・地域情報提供事業
地域課題対応その他事業	
	<input type="checkbox"/> 事務費等共通経費
区の新たな課題即応事業	
	<input type="checkbox"/> 区の新たな課題即応事業



VI

実施計画の進行管理と評価

1 計画の進行管理

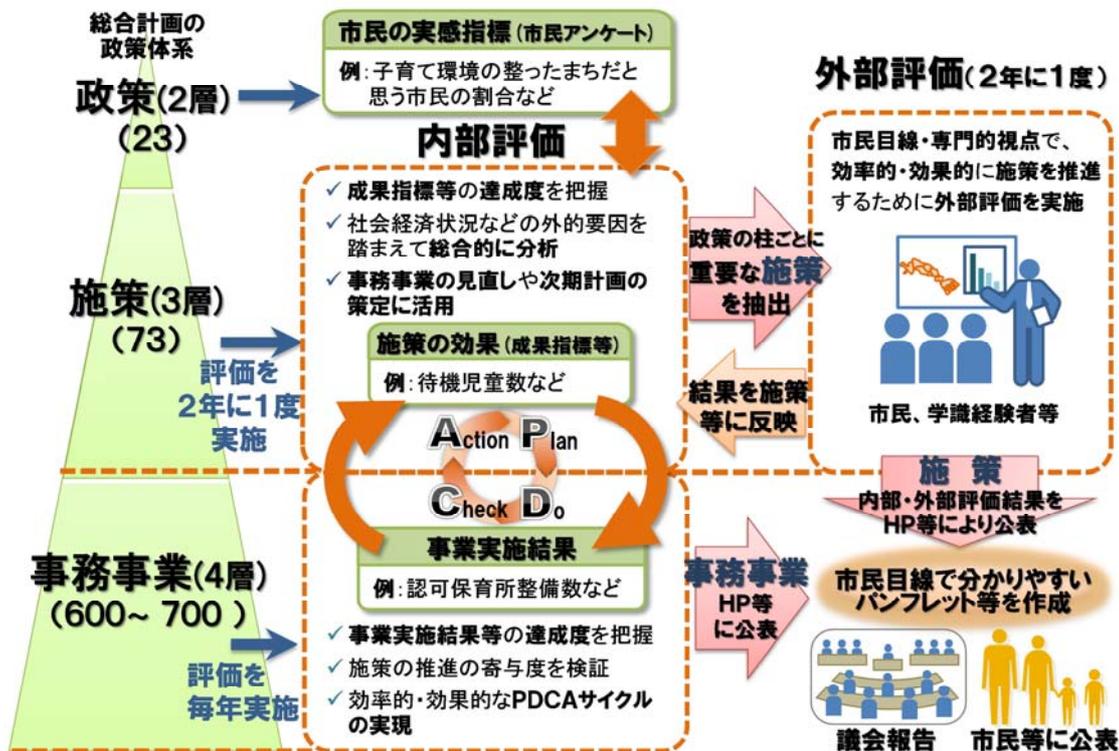
少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。

目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能する進行管理のしくみを構築します。

(1) 総合計画における進行管理

どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて、市民の実感も踏まえて、内部・外部の視点により検証しながら、進行管理を実施していきます。

〔総合計画における進行管理の全体イメージ〕



【進行管理のポイント】

- ◇ 市民の実感に基づく指標や市の取組の効果を表す指標（成果指標）を設定し、総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- ◇ 指標を活用した評価を実施し、総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。

① 内部評価等

● 政策に関する効果の測定

市民の実感に基づく指標を設定し、市民目線による施策等の推進につなげます

政策体系のうち、市がめざすべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上に、どの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

● 施策に関する評価

市の取組の効果を表す指標を設定し、適切な事務事業の見直しなどを行います

政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取組の効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図ります。

● 事務事業に関する評価

事業の必要性や効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

② 外部評価

市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するための評価を実施します

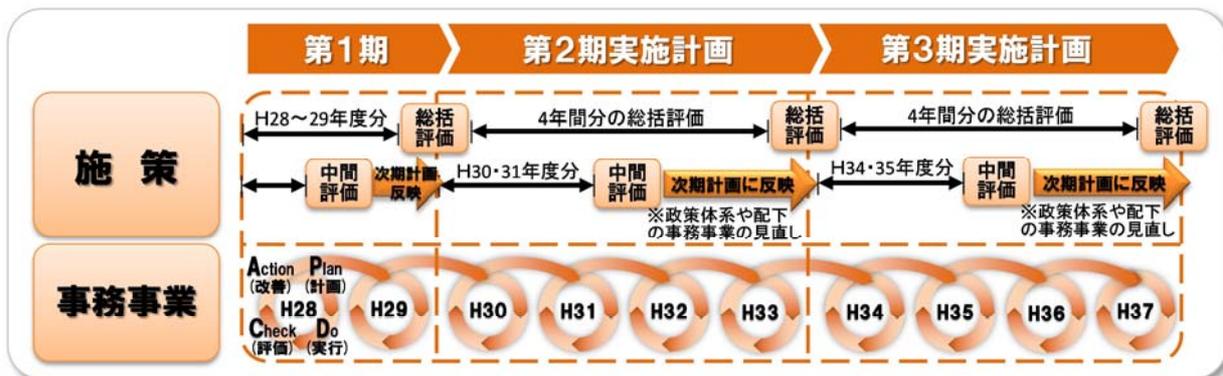
これまでは“内部評価結果の市民への分かりやすさ”を視点とする評価を実施してきましたが、今後は、有識者や市民の参画により、市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効率的・効果的に施策を推進していくための評価を実施します。

(2) 評価スケジュール

施策の評価については、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や事務事業の見直しにつなげるため、概ね2年に一度実施します。

また、事務事業の評価については、着実な進行管理を行うために、毎年実施します。

〔評価スケジュールのイメージ〕



2 市民の実感指標について

(1) 目標設定の考え方

「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定します。

<新たな総合計画策定に向けた市民アンケート> ※ 詳細結果は資料編 494・495 ページ参照
 川崎市民を対象とした**郵送調査**と全政令市の市民を対象とした**WEB調査**を実施し、設問は郵送・WEBともに同様の項目（他政令市は居住の市の状況）で設定。
 ●**郵送調査**…本市の現状を示す値として活用
 ●**WEB調査**…政令市と本市を比較し、めざすべき目標値を設定するための参考値として活用

(2) 市民アンケートの活用

- 市民アンケートを5段階の評価等（①そう思う②やや思う③どちらでもない④やや思わない⑤思わない等）で実施した結果をもとに、郵送調査の積極的な回答の割合（①そう思う+②やや思う）を、本市の市民の意識・評価の現状の値として設定します。
- 郵送調査の本市の結果とWEB調査の全政令指定都市の結果について、平均値や最高値との比較を行い、その差を参考に、市民の満足度を高める客観的な目標値を設定します。

(3) 目標の設定方法

◇ 全政令指定都市の水準（平均値）と比較した目標の設定方法

本市と他都市の比較		目標の設定方法
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも高い	全政令市中 最高値	最高水準を維持する目標を設定 (現状以上 = 『最高水準を維持』)
	上記以外	他都市の最高値をめざした目標値を設定 (現状 + 最高値との差(1~10%))
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも低い	全政令市の平均値以上をめざした目標値を設定 (現状 + 全政令市との差(1~10%))	

(4) 市民の実感指標の例

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
災害に強いまちづくりを進めていると思う市民の割合(市民アンケート)	15.6%	25%以上

市民アンケート(郵送・WEB調査)の設問

郵送調査の結果から、川崎市民の意識・評価の割合を現状の値として設定

WEB調査による全政令市の市民の意識・評価の割合と、郵送調査による本市の現状の割合との比較により、目標を設定(5%単位で設定)

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

3 施策の成果指標について

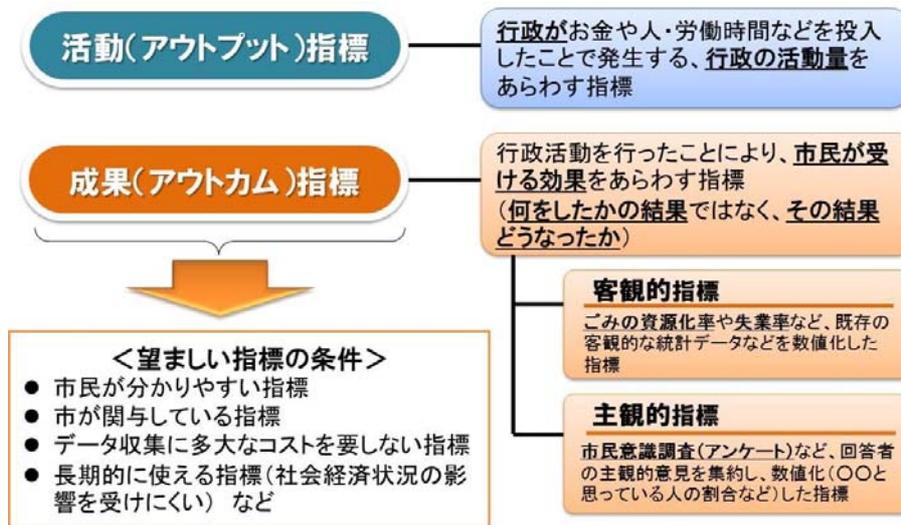
(1) 成果指標の活用

総合計画における施策の取組については、市民の視点に立脚した指標により、分かりやすい評価の結果を公表するために、成果指標の考え方を活用した目標設定を行います。また、目標の評価の結果を施策・事業等に適切に反映していくことで、総合計画の着実な実行と進行管理を図ります。

※ 成果指標とは

行政がお金や人・労働時間などを投入したことで発生する行政の活動量（アウトプット）をあらゆる指標に対し、行政が施策の取組等を行ったことにより、市民が受ける効果（アウトカム）を表す指標を成果指標と言います。成果指標を設定することで、施策の達成度を分かりやすく示すことができます（〔活動指標と成果指標について〕参照）。

〔活動指標と成果指標について〕



(2) 施策の指標設定の考え方

原則として成果指標の考え方をもとにアウトカム（成果）指標を各施策に設定しますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合、基本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）

で示した方が、効果が分かりやすい場合等は、アウトプット（活動量）指標等を用いるなど、それぞれの施策の特性に応じた指標の設定を行います。

〔アウトプット指標とアウトカム指標の違い〕



(3) 指標の目標期間

各実施計画ごとの目標を設定しつつ、計画期間開始時から10年後の最終年度（H37）に向けて達成すべき目標値を設定します。



※ 指標に、数年に一度実施する調査データ等を活用している場合は、目標達成を判断する時期がその調査に依拠するため、直近の調査結果等により、目標達成の状況を評価します。

(例) 第2期実施計画の目標値の評価
5年に一度の全国〇〇調査を指標に活用 (H32に実施)
⇒ H32に計画期間の目標値の達成状況を確認

(4) 施策の指標の目標値設定の考え方

施策の指標における目標値については、次のような考え方を参考に、設定しています。

① 既存計画の目標値

総合計画と連携する計画（496ページ参照）や国・県等の計画に位置づけられた目標値、法令上に定められた目標値等、すでに所与の数値目標があり、本市としてそれらの計画等に基づいて施策を推進すべき状況にある場合は、それらの計画等による目標値を設定します。

② 他都市等との比較による目標値

本市の現状を他都市等と比較することにより、めざすべき目標を導き出し、一定の水準（他都市等の平均値、最高値等）を目安とした目標値を設定します。

③ 最大限の工夫により達成すべき目標値

過去のトレンドや外的要因等を踏まえつつ、計画期間内に市の取組として最大限の工夫を講じた上で達成すべき目標値を設定します。



資料編

■ 計画の策定経過

1 計画策定にあたっての基本姿勢

計画の策定と推進にあたっては、以下の点を重視して進めました。

(1) 「対話」と「現場主義」

市民との対話を基本に、市民活動や企業活動の現場からの問題提起や、行政サービスの最前線での具体的な課題を踏まえながら計画を策定しました。

① 策定プロセスの重視と参加手法の積極的導入

従来行われてきたアンケート調査やパブリックコメント、出前説明会等に加え、市内先端企業との包括協定に基づくインターネット上のSNSのビッグデータを活用した新たな計画策定手法や、無作為抽出した市民からの意見聴取、さまざまな場を活用した各種参加手法の導入や、地域環境図集（地区カルテ）等の作成などにより、市民の参加と成熟した討議を基本として策定作業を進めました。

無作為抽出した市民による「川崎の未来を考える市民検討会」

2つのワークショップ手法（「ワールドカフェ（午前）」・「グループワーク（午後）」）を用い、参加者の意見を「広く」また、「掘り下げて」聴取するように実施しました。「ワールドカフェ（午前）」では「区のいいところ」、「区の問題点」、「10年後のまち」といった3つのテーマについて席替えをしながら意見交換を行いました。「グループワーク（午後）」では区ごとの現状や課題をテーマに意見交換を行いました。

平成 26 年

開催日	会場
・ 7 / 5 (土)	: 川崎区 (市役所第4庁舎)
・ 7 / 20 (日)	: 宮前区 (宮前区役所)
・ 7 / 21 (月・祝)	: 幸 区 (幸区役所)
・ 8 / 9 (土)	: 高津区 (高津区役所)
・ 8 / 10 (日)	: 麻生区 (麻生区役所)
・ 8 / 23 (土)	: 中原区 (エポックなかはら)
・ 8 / 31 (日)	: 多摩区 (多摩区役所)

参加者数：180人（7区合計）

〔幸区(川崎の未来を考える市民検討会)〕



〔高津区(川崎の未来を考える市民検討会)〕



区民祭の場等を活用した年齢・性別など幅広い層の市民意見の聴取

各会場にブースを設け、策定に向けた基本的な考え方や策定状況を御説明するとともに、無作為抽出した市民によるワークショップでの意見を参考に、地域課題と解決のアイデアを示したパネルを用意し、区民祭等に会場する市民が共感する項目にシール投票を実施しました。

平成 26 年

開催日	開催時間	会場
・高津区：7/27(日)	14 時～	高津区民祭(大山街道)
・麻生区：10/12(日)	11 時～	あさお区民まつり(区役所)
・幸 区：10/18(土)	11 時～	幸区民祭(区役所)
・多摩区：10/18(土)	11 時～	多摩区民祭(生田緑地)
・中原区：10/19(日)	11 時～	なかはら”ゆめ”区民祭(等々力緑地)
・宮前区：10/26(日)	11 時～	宮前区民祭(区役所)
・川崎区：11/ 2(日)	13 時 30 分～	かわさき市民祭り(富士見公園)

参加者数：8, 289人（シール投票者のみ集計 7区合計）

川崎の未来を考える市民フォーラム

川崎市の現状や課題を市民と共有し、新たな総合計画の策定に必要なビジョンや考え方を市民とともに考えることを目的に、大ホールにおけるシンポジウム（新たな総合計画策定に向けた市長挨拶、基調講演「超高齢社会を見据えた地域づくり」、パネルディスカッション）のほか、会場内展示による情報発信やシール投票による意見聴取などを実施しました。

日 時：平成 26 年 11 月 8 日（土）午後・高津市民館

参加者数：来場者約 800 人、シンポジウム参加者約 300 人

出前説明会

計画策定の早い段階から、以下のような各種団体への出前説明会を実施しました。

- ・川崎商工会議所
- ・川崎市医師会
- ・川崎市社会福祉協議会障害者部会
- ・川崎市 P T A 連絡協議会
- ・地域教育会議
- ・全町内会連合会
- ・区（地区）町内会連合会 など

●「出前説明会」の実施状況

実施期間	開催数	参加者数
平成 26 年 8 月～ 平成 27 年 10 月まで	102 回	1,854 人

「市民車座集会」

「市民車座集会」では、「新たな総合計画 素案」とともに「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」についても説明し、御意見を伺いました。

●「市民車座集会」の実施状況

開催日	会場	参加者 (人)	意見数 (件)	発言者数 (人)
平成 27 年 8 月 23 日(日)13:30～	川崎市総合福祉センター (エポックなかはら)ホール	約 200	37	19

その他の取組

パブリックコメントや、それに伴う説明会、ホームページ上での意見募集、市内先端企業との包括協定に基づくインターネット上の SNS のビッグデータの活用などの取組もあわせて進めました。

●「パブリックコメント手続」の実施状況

ア 「新たな総合計画 素案」に対するパブリックコメント実施結果

意見提出方法	意見提出者数	意見数
メール	37 人	50 件
ファックス	23 人	92 件
郵便	8 人	49 件
持参	10 人	39 件
合計	78 人	230 件

イ 「新たな総合計画 第 1 期実施計画素案」に対するパブリックコメント実施結果

意見提出方法	意見提出者数	意見数
メール	23 人	100 件
ファックス	7 人	22 件
郵便	0 人	0 件
持参	0 人	0 件
合計	30 人	122 件

② 職員参加による計画策定

職員個人や組織としての政策形成能力の更なる向上が求められている中、計画策定への職員参加も重要な視点であることから、策定作業方針に基づき各局区の本部や各種ワーキンググループを立ち上げました。このような体制の中ですべての職員が課題意識を持って計画策定に取り組みました。

(2) 行財政改革に関する計画等との連携

中長期的な財政状況の見通しや財政運営の基本的な考え方を踏まえて、行財政改革に関する計画の策定作業と連携しながら、新たな総合計画の策定作業を進めることにより、将来に向けて真に必要な政策・施策の推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を図りました。

2 策定推進体制

(1) 川崎市総合計画策定推進本部(「策定推進本部」)

総合計画の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進しました。

本部長が本部員(各局区の局長等)を召集して開催する本部会議のほかに、必要に応じて総合企画局長が総括企画主管(各局区の企画担当部長等)又は企画主管(企画担当課長等)を召集して推進幹事会を開催するとともに、テーマ別の推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めました。

各局区においては、策定作業方針に基づき設置した、局本部、区本部において、それぞれの政策分野や地域ごとの課題等について検討を進めました。

(2) 川崎市総合計画有識者会議(「有識者会議」)

総合計画の策定に関して、専門的な立場からの意見や助言をいただく場として、学識経験者6名で構成する有識者会議を開催しました。有識者会議は、それぞれの政策分野(例:「社会福祉」「子育て・教育」「まちづくり」など)の重点検討テーマを中心に検討を行いました。

また、総合計画策定に向けた新たなアイデア等を創造する場として、ゲストアドバイザー等を招いたテーマ別の「ラウンドテーブル」を各回の会議と並行する形で開催しました。

●有識者会議委員

氏名(敬称略)	分野	役職等
涌井 史郎(座長)	ランドスケープ・環境	東京都市大学環境学部教授
出石 稔(副座長)	地方自治・地方行財政・コミュニティ	関東学院大学副学長・法学部教授
秋山 美紀	社会福祉・ソーシャルデザイン	慶應義塾大学環境情報学部准教授
垣内 恵美子	文化・教育	政策研究大学院大学政策研究科教授
中井 検裕	都市計画・交通計画	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
平尾 光司	地域経済・産業振興・イノベーション	昭和女子大学学事顧問

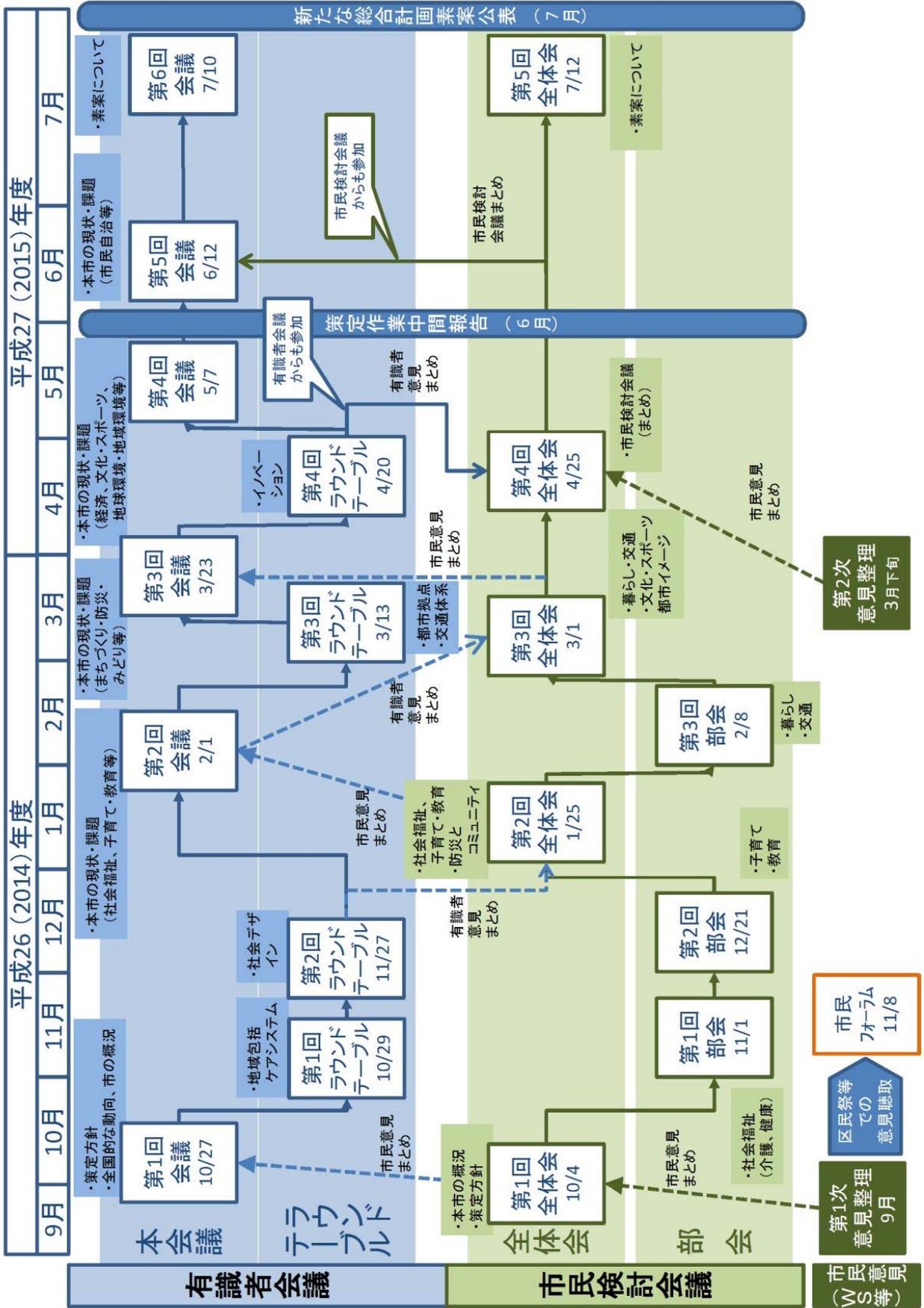
(3) 川崎市総合計画市民検討会議(「市民検討会議」)

総合計画の策定に関して、市民目線での意見や助言をいただく場として、公募市民等(無作為抽出した市民による「川崎の未来を考える市民検討会」参加者14名、公募市民7名、コーディネーター1名(中央大学法学部教授・川崎市在住 磯崎初仁氏))で構成する市民検討会議を開催しました。

市民検討会議は、それぞれ関心のある領域ごとに部会を構成し、全体会で意識の共有化や意見の集約を図るとともに、市民検討会議の検討結果については、有識者会議等において市民の視点からの意見として活かしました。

※20～70代の市民。各区概ね均等な人数で、男性11名・女性10名

有識者会議・市民検討会議の開催概要



3 計画策定までのスケジュール概要

年	月日	内容
平成 26 年	4 月 22 日	新たな総合計画策定作業方針の確認・周知
	4 月～5 月	各局区本部設置
	7 月～8 月	無作為抽出した市民からの意見聴取の実施
		「川崎の未来を考える市民検討会」(7 回)
	7 月～11 月	区民祭等の場を活用した意見聴取(7 回)
	8 月	策定方針の公表
	10 月	市民検討会議による検討開始
	11 月	有識者会議設置による検討開始
	11 月	市民フォーラムの開催
平成 27 年	2 月	策定作業状況報告
	6 月	策定作業中間報告
	7 月	新たな総合計画 素案の公表 新たな総合計画素案に関する議員全員説明会
	8 月	パブリックコメントの実施 市民車座集会の開催
	11 月	実施計画素案の公表 パブリックコメントの実施
	12 月	基本構想・基本計画 議決
平成 28 年	2 月	第 1 期実施計画案の公表
	3 月	新たな総合計画の策定

新たな総合計画及び行財政改革に関する計画の策定スケジュール

		平成26(2014)年度						平成27(2015)年度														
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新たな総合計画	策定方針																					
	作業状況報告																					
行財政改革に関する計画	策定方針																					
	計画素案																					
今後の財政運営の基本的な考え方	収支見直し																					
	編成方針																					
議会	総務委員会																					
	定例会																					
その他 市民意見の聴取など	市民フォーラム																					
	市民意見聴取																					

		平成26(2014)年度						平成27(2015)年度														
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新たな総合計画	策定方針																					
	作業状況報告																					
行財政改革に関する計画	策定方針																					
	計画素案																					
今後の財政運営の基本的な考え方	収支見直し																					
	編成方針																					
議会	総務委員会																					
	定例会																					
その他 市民意見の聴取など	市民フォーラム																					
	市民意見聴取																					

4 新たな総合計画策定に向けた市民アンケート結果概要

(1) 調査概要

新たな総合計画を策定するにあたり、市政に対する市民の実感を指標として設定することを目的として、市民生活やまちづくりに関するテーマなどを中心に、市民の生活意識や市政に対する意識等に関するアンケート調査を実施しました（調査期間：平成27(2015)年2月9～28日）。

<アンケート内容>

	郵送アンケート	WEB アンケート
調査対象	川崎市在住の満20歳以上の男女個人	政令指定都市在住の満20歳以上70歳未満の男女個人（川崎市も含む）
調査数	3,000人	20政令指定都市（各700人程度）
調査方法	郵送法	WEB法
有効回収数	1,204標本	調査数と同数（700人程度）
有効回収率	40.1%	-
調査内容	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、 川崎市民 の生活意識や市政に対する意識等を調査（設問項目：31項目）	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、 居住する地 での生活意識や市政に対する意識等を調査（設問項目：33項目）
回答肢	<ul style="list-style-type: none"> ●5段階評価方式 ①そう思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わない ●2項目選択方式（有無） ①ある ②ない 	
調査結果の用途	新たな総合計画における指標の設定において、現状を示す値になるもの	政令指定都市との比較等により、目標値設定に向けて参考とするもの

<アンケート項目>

No	設問	No	設問
1	災害に強いまちづくりは進んでいると思うか	18	市内産業に活力があり、事業者が元気なまちであると思うか
2	家庭での災害への事前の備えを行っているか	19	新しいビジネスが生まれているまちだと思うか
3	安全・安心な日常生活を送っていると思うか	20	ICTの活用が進んでいると思うか
4	上下水道サービスについて満足しているか	21	臨海部の経済活動が盛んであると思うか
5	高齢者や障害者が生き生きと生活できる環境が整っていると思うか	22	市内の拠点駅の周辺に魅力や活気はあると思うか
6	社会保障制度に基づく市の取組が市民の経済的な不安の解消に役立っていると思うか	23	市内に美しいまち並みが保たれていると思うか
7	安心して医療を受けることができると感じているか	24	交通利便性の高いまちだと思うか
8	子育て環境の整ったまちだと思うか	25	文化・芸術活動の盛んなまちだと思うか
9	この1年間に生涯学習をしたことがあるか（ <u>有無</u> ）	26	スポーツの盛んなまちだと思うか
10	自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思うか	27	町内会や市民活動など、地域活動に参加しているか（ <u>有無</u> ）
11	環境に配慮した生活を送っているか	28	必要な市政情報を得ることができていると思うか
12	市民や市内事業者による環境に配慮した取組は進んでいるか	29	市政に対する市民の意見や要望を伝える機会等を市が備えていると思うか
13	市内の空気や川などの水がきれいになったと思うか	30	求めている行政サービスを必要なときに区で受けられていると思うか
14	ごみを減らす取組を行っているか	31	市民の人権や平和に対する意識が高いと思うか
15	市内にある自然や公園に満足しているか	32	川崎市に魅力やよいイメージがあるか（※）
16	住環境（住みやすさ）に満足しているか	33	自分の市に魅力やよいイメージがあるか（※）
17	市が働きやすいまちだと思うか		

※ WEBアンケートのみで実施

(2) 調査結果

No.	積極的評価						中間的評価			消極的評価		
	川崎市結果		WEB				川崎市結果		WEB	川崎市結果		WEB
	郵送	WEB	20政令市				郵送	WEB	20政令市	郵送	WEB	20政令市
	①思う ②やや思う	①思う ②やや思う	全政令市 平均値	川崎 順位	政令市 最高値		③どちら でもない	③どちら でもない	全政令市 平均値	④屈わない ⑤やや屈わ ない	④屈わない ⑤やや屈わ ない	全政令市 平均値
1	15.6	17.3	25.8	15位	58.3	神戸	55.4	64.9	53.2	27.3	17.9	20.9
2	41.9	38.1	29.8	4位	51.0	仙台	19.3	23.0	22.8	38.3	38.9	47.4
3	54.1	56.9	50.9	1位	56.9	川崎	32.3	33.9	40.0	12.7	9.3	9.1
4	60.6	56.7	55.7	9位	68.1	名古屋	26.1	33.0	31.1	12.3	10.3	13.4
5	20.7	19.4	20.8	14位	29.3	名古屋	49.9	60.4	56.7	28.7	20.1	22.5
6	16.6	10.0	11.4	16位	17.7	名古屋	55.7	67.9	59.8	26.3	22.1	28.8
7	53.8	48.3	53.3	18位	62.7	名古屋	25.6	36.9	33.3	20.0	14.9	13.4
8	26.9	24.1	30.0	19位	38.6	名古屋	41.9	54.1	51.5	29.4	21.7	18.5
9	25.2	10.1	12.9	19位	15.2	北九州	-	-	-	72.9	89.9	87.1
10	50.8	39.1	38.2	6位	44.2	熊本	30.0	43.1	42.3	17.2	17.7	19.5
11	53.2	41.7	37.0	2位	43.1	千葉	33.1	39.7	42.6	12.0	18.6	20.4
12	24.9	20.6	20.6	10位	38.5	北九州	52.7	63.3	59.9	20.2	16.1	19.5
13	55.6	38.4	30.4	3位	57.2	北九州	28.4	45.4	48.1	14.1	16.1	21.5
14	86.6	72.6	71.4	9位	79.2	熊本	8.1	19.1	20.3	3.7	8.3	8.4
15	44.4	40.7	44.2	13位	56.7	札幌	30.1	36.9	36.9	23.8	22.4	18.9
16	59.6	65.9	61.2	5位	67.7	神戸	22.3	22.7	26.7	16.5	11.4	12.1
17	29.7	27.1	29.9	10位	48.4	名古屋	55.5	59.9	50.7	13.4	13.0	19.3
18	28.3	31.4	21.9	4位	42.9	名古屋	54.6	54.3	52.6	15.8	14.3	25.4
19	24.4	19.0	16.9	8位	42.1	福岡	47.8	56.7	45.9	26.3	24.3	37.2
20	22.9	22.3	21.2	7位	33.1	福岡	55.9	57.1	55.3	18.6	20.6	23.6
21	27.4	28.7	22.4	6位	42.6	横浜	55.8	59.1	51.7	14.1	12.1	25.9
22	70.0	73.7	39.2	1位	73.7	川崎	17.4	18.4	33.0	11.2	7.9	27.8
23	29.8	27.9	38.6	17位	60.0	仙台	39.0	47.1	40.4	30.2	25.0	21.1
24	62.0	61.4	48.4	6位	77.3	大阪	18.4	23.7	26.0	18.7	14.9	25.7
25	48.0	44.7	34.4	4位	65.9	京都	37.6	42.1	45.2	13.0	13.1	20.5
26	47.6	46.9	39.1	6位	62.7	広島	39.4	42.9	44.3	11.5	10.3	16.6
27	30.3	16.3	22.1	18位	31.7	浜松	-	-	-	68.5	83.7	77.9
28	37.5	34.7	40.0	18位	48.7	仙台	39.5	46.9	43.6	21.9	18.4	16.5
29	18.1	16.0	18.1	18位	23.3	熊本	50.8	61.0	58.5	29.7	23.0	23.4
30	43.1	35.0	30.3	3位	37.0	名古屋	37.2	48.9	53.3	18.2	16.1	16.4
31	20.1	11.3	17.7	19位	52.5	広島	58.6	70.1	61.7	19.7	18.6	20.6
32	-	40.7	14.6	1位	40.7	川崎	-	41.6	62.1	-	17.7	23.2
33	-	40.7	48.7	12位	69.4	神戸	-	41.6	38.0	-	17.7	13.2

■ 総合計画と連携する計画

「総合計画と連携する計画」とは、法令などによって策定が義務付けられている計画や、分野別あるいは分野を横断した行政課題に対応するため、各局等が策定する計画です。

なお、「計画期間」欄の計画終期がないものについては、終期の設定がない計画です。

●分野横断計画

総合計画の中で複数の基本政策(1層)を担い、横断的に政策を推進するための計画

計画名	関連基本政策	計画期間
国土強靱化地域計画	1.2.3.4.5	H 28 年度 ~ H 32 年度
国際施策推進プラン	1.2.3.4.5	H 28 年度 ~ H 37 年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	1.2.3.4.5	H 27 年度 ~ H 31 年度
資産マネジメントカルテ	1.2.3.4.5	H 26 年度 ~ H 32 年度
地域福祉計画	1.2.3.4.5	H 26 年度 ~ H 29 年度
都市計画マスタープラン	1.2.3.4.5	H 18 年度 ~ H 38 年度

●分野別計画

総合計画における政策・施策(2・3層)を具体的に推進するための計画等で、施策の大部分が各基本政策(1層)の中に収まる計画

【基本政策 1】 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
地震防災戦略	1-1-1 1-1-2 1-1-3	H 28 年度 ~ H 32 年度
臨海部防災対策計画	1-1-1	H 25 年度 ~ H 年度
防災都市づくり基本計画	1-1-2	H 27 年度 ~ H 年度
耐震改修促進計画	1-1-3	H 28 年度 ~ H 32 年度
消費者行政推進計画	1-2-1	H 26 年度 ~ H 28 年度
ユニバーサルデザイン方針	1-2-3	H 28 年度 ~ H 年度
水道事業中期計画	1-3-1	H 26 年度 ~ H 28 年度
工業用水道事業中期計画	1-3-1	H 26 年度 ~ H 28 年度
下水道事業中期計画	1-3-2	H 26 年度 ~ H 28 年度
自殺対策総合推進計画	1-4-1	H 27 年度 ~ H 29 年度
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	1-4-2 1-4-3	H 27 年度 ~ H 29 年度

計画名	関連政策・施策	計画期間
障害者計画・障害福祉計画	1-4-4 1-4-5	H 27 年度 ~ H 32 年度
障害者雇用・就労促進行動計画	1-4-5	H 26 年度 ~ H 28 年度
住宅基本計画	1-4-6	H 23 年度 ~ H 32 年度
健康増進計画かわさき健康づくり21	1-4-7	H 25 年度 ~ H 34 年度
食育推進計画	1-4-7	H 26 年度 ~ H 28 年度
地域医療計画	1-6	H 25 年度 ~ H 29 年度
市立病院中期経営計画	1-6-2	H 28 年度 ~ H 32 年度

【基本政策 2】 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2-1	H 27 年度 ~ H 31 年度
子ども・若者ビジョン	2-1 2-2	H 28 年度 ~ H 33 年度
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	2-1-4	H 25 年度 ~ H 29 年度
教育振興基本計画かわさき教育プラン 第1期実施計画	2-2 2-3 4-8-2	H 27 年度 ~ H 29 年度
学校施設長期保全計画	2-2-3	H 26 年度 ~ H 年度

【基本政策 3】 市民生活を豊かにする環境づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
環境基本計画	3-1 3-2 3-3	H 23 年度 ~ H 32 年度
地球温暖化対策推進基本計画	3-1-1	H 23 年度 ~ H 32 年度
水環境保全計画	3-2-1	H 24 年度 ~ H 32 年度
一般廃棄物処理基本計画	3-2-2	H 28 年度 ~ H 37 年度
緑の基本計画	3-3	H 20 年度 ~ H 29 年度
新多摩川プラン	3-3-5	H 28 年度 ~ H 37 年度

【基本政策 4】 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
産業振興プラン	4-1 4-2 4-3	H 28 年度 ~ H 37 年度
商業振興ビジョン	4-1-2	H 21 年度 ~ H 30 年度
農業振興計画	4-1-4	H 28 年度 ~ H 37 年度
情報化推進プラン	4-2	H 28 年度 ~ H 32 年度
ウェルフェアイノベーション推進計画	4-2-2	H 26 年度 ~ H 28 年度
川崎港湾計画	4-4-2 4-4-3	H 26 年度 ~ H 37 年度
総合都市交通計画	4-7	H 25 年度 ~ H 44 年度
第2次道路整備プログラム	4-7-2	H 28 年度 ~ H 37 年度
市バス事業経営プログラム	4-7-4	H 26 年度 ~ H 30 年度
スポーツ推進計画	4-8-1	H 24 年度 ~ H 33 年度
文化芸術振興計画	4-8-2 4-8-3	H 26 年度 ~ H 35 年度
文化財保護活用計画	4-8-2	H 26 年度 ~ H 36 年度
シティプロモーション戦略プラン	4-9	H 27 年度 ~ H 36 年度
新・かわさき観光振興プラン	4-9-2	H 28 年度 ~ H 37 年度

【基本政策 5】 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
人権施策推進基本計画	5-2	H 27 年度 ~ H 37 年度
男女平等推進行動計画	5-2-2	H 26 年度 ~ H 30 年度

※ここに掲載していない理念的な方針や個別の事務事業（4層）を推進するための計画等については、実施計画の計画期間の主な取組などで必要に応じて記載しています。

■ 計画事業費及び政策体系図

1 政策体系別計画事業費集計表

第1期実施計画の推進に要する計画事業費は、次の集計表のとおりです。ここでは、政策体系に基づく5つの「基本政策」及び「政策の執行を支えるその他の事務事業・経費」について、計画期間（平成28（2016）年度～平成29（2017）年度）の各年度ごとに総事業費及び一般会計分の事業費を集計した上で、一般会計分については、その財源内訳を算出しています。

5つの「基本政策」に基づく計画事業費は、表の「政策体系合計」の欄にあるように、

平成28（2016）年度 **719,024 百万円** 平成29（2017）年度 **820,070 百万円**

で、これに「政策の執行を支えるその他の事務事業・経費」を加えると、

平成28（2016）年度 **1,157,914 百万円** 平成29（2017）年度 **1,262,695 百万円**

となります。

実施計画は、本市が取り組むすべての事務事業等を対象とすることから、平成28（2016）年度の計画事業費は、全会計合計から公債管理会計分を除いた予算総額と一致しています。

さらに、「政策体系別計画事業費」では、5つの基本政策ごとの計画事業費を集計し、その事業費内訳を示しています。

（単位：百万円）

	年度	総事業費	一般会計の財源内訳				
			一般会計	国庫支出金	市債	その他特定財源	一般財源
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	平成28(2016)	463,806	162,166	64,780	11,720	20,957	64,709
	平成29(2017)	476,574	166,743	65,151	12,859	20,186	68,547
	2か年総計	940,380	328,909	129,931	24,579	41,143	133,256
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	平成28(2016)	125,023	124,748	30,719	16,386	18,143	59,501
	平成29(2017)	189,667	189,392	45,214	19,000	19,019	106,159
	2か年総計	314,690	314,140	75,933	35,386	37,162	165,660
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり	平成28(2016)	21,466	21,135	1,016	6,657	3,844	9,618
	平成29(2017)	23,201	22,909	1,633	5,984	4,601	10,691
	2か年総計	44,667	44,044	2,649	12,641	8,445	20,309
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	平成28(2016)	104,586	74,776	11,332	20,629	29,842	12,973
	平成29(2017)	127,356	102,420	15,465	34,612	34,543	17,800
	2か年総計	231,942	177,196	26,797	55,241	64,385	30,773
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり	平成28(2016)	4,143	4,143	370	706	897	2,170
	平成29(2017)	3,272	3,272	179	313	583	2,197
	2か年総計	7,415	7,415	549	1,019	1,480	4,367
政策体系合計	平成28(2016)	719,024	386,968	108,217	56,098	73,683	148,971
	平成29(2017)	820,070	484,736	127,642	72,768	78,932	205,394
	2か年総計	1,539,094	871,704	235,859	128,866	152,615	354,365
政策の執行を支えるその他の事務事業・経費	平成28(2016)	438,890	252,014	1,480	2,268	22,543	225,722
	平成29(2017)	442,625	261,380	1,737	271	20,046	239,326
	2か年総計	881,515	513,394	3,217	2,539	42,589	465,048
総計	平成28(2016)	1,157,914	638,982	109,697	58,366	96,226	374,693
	平成29(2017)	1,262,695	746,116	129,379	73,039	98,978	444,720
	2か年総計	2,420,609	1,385,098	239,076	131,405	195,204	819,413

- ※ 公債管理会計分の事業費は、各会計の市債の発行や償還を管理する会計であり、事業費が重複するため、対象事業費から除いています。
- ※ 収支フレーム上の一般財源とは計上の考え方が異なるため、収支フレーム上の一般会計の一般財源額（歳出）と合わない場合があります。
- ※ 百万円未満を四捨五入しているため、一般会計と財源内訳の合計が合わない場合があります。
- ※ 政策体系の変更に伴い数字が変動する場合があります。

2 政策体系別計画事業費

(百万円)

基本政策	政策	施策	計画事業費		
			平成28年度	平成29年度	
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策 1-1 災害から生命を守る	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	4,145		
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	46		
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	893		
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	3,671		
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	2,060		
			10,815	13,734	
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進	756		
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	1,667		
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	466		
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	7,123		
			10,013	11,456	
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	16,783		
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	17,014		
			33,797	33,793	
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	5,462		
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	88,485		
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	3,093		
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	23,809		
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	3,407		
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	10,844		
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	5,653		
			140,753	146,231	
	政策 1-5 確かな暮らしを支える	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	180,955		
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	63,283		
			244,238	245,511	
	政策 1-6 市民の健康を守る	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	1,948		
施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営		16,580			
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保		5,662			
		24,190	25,851		
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	27,953		
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	46,391		
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	6,027		
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	9,520		
			89,890	94,732	
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	5,997		
		施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	1,830		
		施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	20,801		
		施策 2-2-4 学校の教育力の向上	4,865		
			33,493	93,266	
	政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	64		
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	1,575		
			1,640	1,669	
	基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり	政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	289	
				289	258
		政策 3-2 地域環境を守る	施策 3-2-1 地域環境対策の推進	480	
			施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	11,608	
				12,088	13,964
		政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす	施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	726	
			施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	6,874	
施策 3-3-3 多摩丘陵の保全			1,094		
施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進			45		
施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進			350		
			9,089	8,979	
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり		政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		104,586	127,356
				27,473	27,411

2 政策体系別計画事業費

(百万円)

基本政策	政策	施策	計画事業費	
			平成28年度	平成29年度
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	109	
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	1,833	
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	25,340	
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	191	
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		6,994	6,509
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	52	
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	83	
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	4,811	
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	21	
		施策 4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上	2,028	
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		525	525
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	137	
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	388	
	政策 4-4 臨海部を活性化する		11,469	18,511
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	407	
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	8,874	
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	2,187	
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		10,272	10,685
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	5,322	
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	4,950	
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		857	1,202
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	841	
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	16	
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		19,305	24,968
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	687	
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	15,059	
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	152	
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	3,408	
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		4,828	18,936
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	1,098	
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	2,550	
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	1,181	
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		22,863	18,610
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	310	
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	22,553	
基本政策	5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり		4,143	3,272
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		3,789	2,919
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	816	
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	690	
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	2,283	
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		354	353
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	227	
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	126	
政策の執行を支えるその他の事務事業・経費			669,002	675,923
	市長及び教育委員会の事務		20,399	17,508
		内部管理事務	13,553	
		事業執行を支える事務	6,846	
	その他の執行機関の事務		2,108	2,063
		公平な行政を支える事務	591	
		議会運営を支える事務	1,517	
	企業会計の事務		66,883	66,279
		内部管理事務	66,773	
		事業執行を支える事務	110	
	その他の経費		579,612	590,073
		人件費(職員給与費)	126,301	
		公債費	368,948	
		繰出金	83,464	
		予備費	900	

3 実施計画の計画事業費と収支フレーム

「今後の財政運営の基本的な考え方」では、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、中長期的な収支状況を示した「収支フレーム」に沿った財政運営を行うこととしており、この収支フレームを踏まえて、総合計画を推進します（※）。

歳入については、平成28（2016）年度は3,601億円、平成29（2017）年度は4,026億円としていますが、多様化する課題への的確な対応等、必要な施策・事業を着実に推進するために、平成28（2016）年度は92億円、平成29（2017）年度は191億円の一時的な収支不足を想定しています。

この収支不足については、市民サービスの安定的な提供と財政状況のバランスを考慮した上で、減債基金からの新規借入れによる対応を行います。今後の税制改正や消費税増税に伴う軽減税率の適用による市税の減収影響額についても見込む必要があります。

このような本市の財政状況を踏まえた減債基金の活用は、あくまでも臨時的な対応であり、今後の収支見通しにおいても中長期的に返済が可能であること、市税の減収影響額は、各年度における予算編成作業や施策調整、事務事業の見直しなどにより調整を図っていくことが可能であることから、実施計画は財源的に実行可能な計画となっています。

なお、収支フレームでは、平成31（2019）年度以降、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行うこととしています。

「今後の財政運営の基本的な考え方」における収支フレームと計画期間

（単位：億円・一般財源ベース）

	計画期間		収支フレーム		
	平成28年度 (2016)予算	平成29年度 (2017)見込	平成30年度 (2018)見込	平成31年度 (2019)見込	平成32年度 (2020)見込
歳入 A	3,601	4,026	4,136	4,210	4,253
市税	3,015	3,474	3,523	3,597	3,647
地方消費税交付金	232	246	318	319	313
地方譲与税・その他交付金	118	107	106	105	104
普通交付税・臨時財政対策債	10	10	0	0	0
その他一般財源	141	99	99	99	99
退職手当債	20	20	20	20	20
行政改革推進債	65	70	70	70	70
歳出 B	3,693	4,217	4,179	4,205	4,248
投資的経費	303	361	299	293	296
一部の社会保障関連経費	851	896	927	953	986
公債費（諸費を除く）	700	706	714	715	726
管理的政策的経費	1,839	2,254	2,239	2,244	2,240
収支 (A-B)	▲92	▲191	▲43	5	5
H28税制改正による減収影響額	-	▲7	▲23	▲16	▲17
施策調整・事務事業の見直しなどによる今後の要額(収支改善額)	-	7	23	11	12
減債基金からの新規借入想定額	92	191	43	0	0
減債基金からの借入残高想定額	231	422	465	465	465

※ 計画事業費と収支フレームの一般財源の計上の考え方

	計画事業費 (歳出)	計上の考え方の調整		収支フレーム (歳出)
平成28年度	3,747	歳入歳出が同額の 事業費の調整 (減債基金既借入金)	歳入一般財源として 扱った財源の調整 (行政改革推進債・ 退職手当債)	3,693
平成29年度	4,447	▲139	85	4,217
		▲231	-	

→ 収支フレームでは、歳入歳出の一般財源額が同じ減債基金既借入金分を控除するとともに、行政改革推進債等の一部の歳出の特定財源を、歳入における一般財源として扱っています。

(※) 億円未満を四捨五入しているため、差し引きの合計が合わない場合があります。

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり			
政策 1-1 災害から生命を守る			
施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進			
			○ 防災対策管理運営事業
			○ 地域防災推進事業
			○ 防災施設整備事業
			○ 臨海部・津波防災対策事業
			○ 帰宅困難者対策推進事業
			○ 公園防災機能向上事業
			○ 本庁舎等建替事業
			危機管理対策事業
			放射線安全推進事業
			高層住宅の震災対策推進事業
			○ 港湾施設改修(防災・減災)事業
			海岸保全施設維持整備事業
施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進			
			○ 防災都市づくり基本計画推進事業
			○ 防災市街地整備促進事業
			○ 防災まちづくり支援促進事業
			狭あい道路対策事業
施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進			
			○ 特定建築物耐震対策事業
			○ 木造建築物耐震対策事業
			○ 民間マンション耐震対策事業
			公共建築物の耐震化事業
			○ 宅地防災対策事業
			急傾斜地崩壊対策事業
			○ 耐震対策等橋りょう整備事業
施策 1-1-4 消防力の総合的な強化			
			○ 消防署所の適正配置に係る事業
			○ 消防署所改築事業
			○ 消防指令体制整備事業
			○ 消防艇管理事業
			ヘリコプター整備事業
			○ 消防団関係事業
			○ 警防活動事業
			耐震性貯水槽建設事業
			○ 火災予防事業
			消防広報事業
			火災等の調査事務
			○ 査察活動事業
			○ 危険物施設等規制事業
			消防音楽隊等活動事業

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			消防車両等管理業務		
			救急車両管理業務		
			庁舎等整備事業		
			警防資機材等管理業務		
			救助活動事業		
			活動計画・出場計画に関する業務		
			特殊災害対策業務		
			消防・救急無線デジタル化事業		
			航空関係業務		
			火災予防設備に関する業務		
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備		○ 河川計画業務	
				○ 五反田川放水路整備事業	
				○ 河川改修事業	
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進		○ 防犯対策事業	
				○ 路上喫煙防止対策事業	
				○ 客引き行為等防止対策事業	
				○ 消費生活相談情報提供事業	
				○ 消費者啓発育成事業	
				消費者自立支援推進事業	
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進			○ 交通安全推進事業
					○ 安全施設整備事業
					○ 放置自転車対策事業
					踏切道改善推進調査事業
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			○ ユニバーサルデザイン推進事業
					バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業
					○ ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業
					○ 南武線駅アクセス向上等整備事業
					○ 鉄道駅ホームドア等整備事業
					福祉のまちづくり普及事業
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理			○ 計画的な道路施設補修事業
○ 道路・橋りょう等の維持補修事業					
○ 河川・水路維持補修事業					
○ 道水路不法占拠対策事業					
○ 道水路台帳整備事業					
道路舗装事業					
屋外広告物管理事業					
私道舗装助成事業					

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			占用業務管理		
			測量助成事業		
			地籍調査事業		
			公共工事の適正化推進事業		
			河川・水路財産管理業務		
		政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	○ 主要施設の更新・耐震化事業	
				○ 送・配水管の更新・耐震化事業	
				○ 給水管の更新事業	
				○ 水道水質の管理業務	
				○ 工業用水道施設の整備事業	
				水道・工業用水道事業の危機管理対策	
				水道・工業用水道事業における環境施策の推進	
				水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化	
				施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	○ 下水道施設・管きよの地震対策事業
					○ 浸水対策事業
			○ 高度処理事業		
			○ 合流式下水道の改善事業		
			○ 下水道施設・管きよの老朽化対策及び未普及解消事業		
			下水道水質管理・事業場指導業務		
			下水道事業の危機管理対策		
			下水道事業における環境施策の推進		
			下水道事業における経営基盤の充実・強化		
			政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる		施策 1-4-1 総合的なケアの推進
				○ 介護予防事業	
				○ 認知症高齢者対策事業	
		○ 在宅医療連携推進事業			
		○ 福祉センター再編整備事業			
		○ 地域見守りネットワーク事業			
		○ 災害救助その他援護事業			
		○ 民生委員児童委員活動育成等事業			
		○ 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業			
○ 権利擁護事業					
社会福祉法人指導監査等業務					
地域包括支援センターの運営					
障害者相談支援事業					
社会福祉協議会の育成					
戦没者遺族等援護					
社会福祉審議会の運営					

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)	
			更生保護事業	
			地域福祉施設の運営	
			地域福祉計画推進事業	
			日本赤十字社に関する業務	
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	○ 福祉人材確保対策事業	
			○ 介護サービスの基盤整備事業	
			○ ひとり暮らし支援サービス事業	
			○ 介護保険事業	
			○ かわさき健幸福寿プロジェクト	
			高齢者住宅対策事業	
			高齢者生活支援サービス事業	
			高齢者音楽療法推進事業	
			高齢者緊急一時入所事業	
			高齢者保健福祉計画推進事業	
			在宅福祉・医療サービスの推進事業	
			川崎市老人福祉施設事業協会の運営	
			民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	
			養護・軽費老人ホームの運営	
			老人保護措置	
			施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	○ 高齢者外出支援事業
				○ 高齢者就労支援事業
				○ 生涯現役対策事業
		○ いこいの家・いきいきセンターの運営		
		外国人高齢者支援事業		
		老人クラブ育成事業		
		老人福祉普及事業		
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	○ 障害福祉サービスの基盤整備事業	
			○ 障害者日常生活支援事業	
			○ 障害児施設事業	
			○ 障害者福祉用具等支給・貸与事業	
			発達障害児・者支援体制整備事業	
			地域療育センターの運営	
			障害児タイムケア事業	
			専門職員確保対策事業	
			ノーマライゼーションプラン推進事業	
			障害者支援制度実施事業	
			井田地区福祉施設再編整備事業	
			施設障害福祉サービス事業	
			精神科救急医療対策事業	
			難病患者相談研修支援事業	

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			難病患者等居宅生活支援事業		
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進			
			○ 障害者就労支援事業		
			○ 障害者社会参加促進事業		
			○ 障害者の移動手段の確保対策事業		
			社会的ひきこもり対策事業		
			コミュニケーション支援事業		
			障害者手当等支給事業		
			精神保健事業		
			心神喪失者等医療観察制度への対応事業		
			心身障害者福祉事業基金事業		
			障害者団体育成等事業		
			地域活動支援センター事業		
			精神保健福祉センターに関する業務		
			精神保健福祉対策事業		
			日常生活用具等給付事業		
			障害者更生相談所運営事業		
			施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備		
				○ 住宅政策推進事業	
				○ 高齢者等に適した住宅供給推進事業	
				住宅・マンション良質化支援推進事業	
				○ 住情報提供推進事業	
				○ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業	
				既存ストック活用推進事業	
				○ 市営住宅等ストック活用事業	
				市営住宅等管理事業	
				市営住宅等再生事業	
				施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	
				○ がん検診等事業	
				○ 生活習慣病対策事業	
				○ 健康づくり事業	
				○ 食育推進事業	
				○ 国民健康保険特定健康診査等事業	
				保健所管理運営事業	
				後期高齢者健診事業	
				公害健康被害補償事業	
				公害健康被害予防事業	
				公害保健福祉事業	
				川崎・横浜公害保健センターの運営	
				健康調査事業	
			政策 1-5 確かな暮らしを支える		
				施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	
					○ 国民健康保険事業

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			○ 国民健康保険料等収納業務		
			○ 後期高齢者医療事業		
			○ 障害者等医療費支給事業		
			○ 成人ぜん息患者医療費助成事業		
			特定疾患対策事業		
			原爆被爆者対策事業		
			国民年金の運営業務		
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	○ 生活保護自立支援対策事業		
			○ 生活保護業務		
			○ 生活困窮者自立支援事業		
			中国残留邦人生活支援事業		
			民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興		
			明るい町づくり対策		
			福祉資金貸付事業		
			臨時福祉給付金支給事業		
			行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助		
			政策 1-6 市民の健康を守る		
			施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	○ 地域医療対策事業	
		○ 災害時医療救護対策事業			
		○ 救急医療体制確保対策事業			
		○ 医務・薬務事業			
		○ 看護師確保対策事業			
		○ 救急活動事業			
		○ 救急隊整備事業			
		○ 救急救命士養成事業			
		看護短期大学の管理運営			
		血液対策事業			
		ナーシングセンター運営補助事業			
		地域医療関係施設整備			
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営			
		○ 川崎病院の運営			
		○ 井田病院の運営			
		○ 多摩病院の運営管理			
○ 良質な医療の提供を担う人材の確保・育成					
○ 経営健全化の推進					
井田病院改築工事の推進					
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保					
○ 予防接種事業					
○ 感染源対策事業					
○ 食品安全推進事業					
○ 公衆衛生等に関する試験検査等業務					

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)
			○ 動物愛護管理事業 ○ 環境衛生事業 ○ 葬祭場管理運営事業 健康危機管理対策事業
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり			
	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる		
		施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	
			○ 地域における子育て支援の推進 ○ 小児医療費助成事業 ○ 児童手当支給事業 ○ 児童福祉施設等の指導・監査
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	
			○ 待機児童対策事業 ○ 認可保育所整備事業 ○ 民間保育所運営事業 ○ 公立保育所運営事業 ○ 認可外保育施設支援事業 ○ 幼児教育推進事業 ○ 保育士確保対策事業 ○ 保育料対策事業
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	
			○ 妊婦・乳幼児健康診査事業 ○ 母子保健指導・相談事業 ○ 青少年活動推進事業 ○ こども文化センター運営事業 ○ わくわくプラザ事業 ○ 青少年教育施設の管理運営事業 青少年啓発活動事業
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	
			○ 児童虐待防止対策事業 ○ 児童相談所運営事業 ○ 里親制度推進事業 ○ 児童養護施設等運営事業 ○ ひとり親家庭の生活支援事業 ○ 女性保護事業 ○ 子ども・若者支援推進事業 小児ぜん息患者医療費支給事業 小児慢性特定疾病医療等給付事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 災害遺児等援護事業
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する		
		施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	
			○ キャリア在り方生き方教育推進事業

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)	
			○ 学力調査・授業改善研究事業	
			○ きめ細やかな指導推進事業	
			○ 英語教育推進事業	
			○ 理科教育推進事業	
			○ 小中連携教育推進事業	
			○ 読書のまち・かわさき推進事業	
			○ 子どもの音楽活動推進事業	
			○ 人権尊重教育推進事業	
			○ 多文化共生教育推進事業	
			○ 子どもの体力向上推進事業	
			○ 健康教育推進事業	
			○ 中学校給食推進事業	
			○ 学校給食運営事業	
			○ 教育の情報化推進事業	
			○ 魅力ある高校教育の推進事業	
			○ 中高一貫教育推進事業	
			道徳教育推進事業	
			学校教育活動支援事業	
		学校給食会補助事業		
		施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	○ 児童支援コーディネーター専任化事業	
			○ 特別支援教育推進事業	
			○ 共生・共育推進事業	
			○ 児童生徒指導・相談事業	
			○ 適応指導教室事業	
			○ 海外帰国・外国人児童生徒相談事業	
			○ 就学援助・就学事務	
			○ 奨学金認定・支給事務	
			施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	○ 学校安全推進事業
				○ 学校施設長期保全計画推進事業
		○ 学校施設環境改善事業		
		○ 学校施設維持管理事業		
		○ 児童生徒増加対策事業		
		施策 2-2-4 学校の教育力の向上		○ 地域等による学校運営への参加促進事業
			○ 区における教育支援推進事業	
			○ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	
			○ 教職員研修事業	
			○ 県費教職員移管業務	
			○ 教職員の選考・任免業務	
			学校の管理運営支援事業	
			教職員の人事・定数配置業務	

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)
			教育研究団体補助事業
	政策 2-3	生涯を通じて学び成長する	
		施策 2-3-1	家庭・地域の教育力の向上
			○ 家庭教育支援事業
			○ 地域における教育活動の推進事業
			○ 地域の寺子屋事業
		施策 2-3-2	自ら学び、活動するための支援
			○ 社会教育振興事業
			○ 図書館運営事業
			○ 生涯学習施設の環境整備事業
			社会教育関係団体等への支援・連携事業
基本政策 3	市民生活を豊かにする環境づくり		
	政策 3-1	環境に配慮したしくみをつくる	
		施策 3-1-1	地球環境の保全に向けた取組の推進
			○ 地球温暖化対策事業
			○ 環境エネルギー推進事業
			○ 次世代自動車普及促進事業
			○ グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業
			○ 環境教育推進事業
			環境パートナーシップかわさき事業
			環境功労者表彰事業
			エコオフィス推進事業
			環境影響評価・環境調査事業
			環境総合研究所環境教育推進事業
			国際環境技術連携事業
			都市環境研究事業
			産学公民連携事業
			国際連携・研究推進事業
	政策 3-2	地域環境を守る	
		施策 3-2-1	地域環境対策の推進
			○ 大気汚染防止対策事業
			○ 有害大気汚染物質対策事業
			○ 環境大気常時監視事業
			○ 自動車排出ガス対策事業
			○ 水質汚濁防止対策事業
			○ 土壌汚染対策事業
			大気環境調査研究事業
			地盤沈下・地下水保全事業
			水環境調査研究事業
			生物学的調査研究事業
			化学物質適正管理推進事業
			PRTR推進事業
			ダイオキシン類対策事業

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			環境リスク評価研究事業		
			環境化学物質研究事業		
			騒音振動対策事業		
			交通騒音・振動対策事業		
			悪臭防止対策事業		
			公害企画調整事務		
			公害防止資金融資事業		
			環境情報システム運営事業		
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	○ 減量リサイクル推進事業		
			○ 事業系ごみ減量化推進事業		
			○ 資源物・ごみ収集事業		
			○ 資源物・ごみ処理事業		
			○ 廃棄物処理施設基幹的整備事業		
			○ 廃棄物処理施設建設事業		
			廃棄物企画調整事業		
			余熱利用市民施設・橋RCC運営事業		
			し尿・浄化槽収集事業		
			産業廃棄物指導・許可等事業		
			廃棄物処理施設等整備事業		
			廃棄物中継輸送等事業		
			海面埋立事業		
			し尿処理事業		
			建設リサイクル法業務		
			建設リサイクル事業		
			建設発生土処理事業		
			政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす	施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	○ 緑の基本計画推進事業
					○ 都市緑化推進事業
					○ 市民100万本植樹運動事業
		○ パークマネジメント推進事業			
		○ 生物多様性推進事業			
		身近な公園緑地等の管理運営事業			
		緑のボランティアセンター事業			
		緑化協議による緑のまちづくりの推進事業			
施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	○ 富士見公園整備事業				
	○ 等々力緑地再編整備事業				
	○ 生田緑地整備事業				
	○ 魅力的な公園整備事業				
	○ 市営霊園の整備				
	○ 公園施設長寿命化事業				

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			○ 河川環境整備事業		
			長期未整備公園緑地の見直し事業		
			夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業		
			菅生緑地整備事業		
			等々力緑地維持管理事業		
			生田緑地維持管理事業		
			公園緑地維持管理事業		
			公園緑地の適正管理		
			街路樹適正管理事業		
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	○ 緑地保全事業		
			○ 里山再生事業		
			○ 多摩・三浦丘陵広域連携事業		
			保全緑地管理事業		
			保全管理計画策定事業		
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	○ 農環境保全・活用事業		
			○ 農業体験提供事業		
			○ 市民・「農」交流機会推進事業		
			都市農業価値発信事業		
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	○ 多摩川プラン推進事業		
			○ 多摩川市民協働推進事業		
			多摩川緑地維持管理事業		
		基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり			
			政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		
			施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	○ 海外販路開拓事業	
				○ 国際環境産業推進事業	
	○ 上下水道分野における国際展開推進事業				
	アジア起業家誘致交流促進事業				
	施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	○ 商店街課題対応事業			
		○ 商業ネットワーク事業			
		○ 地域連携事業			
		○ まちづくり連動事業			
		○ 商業力強化事業			
		○ 卸売市場の管理運営事業			
		○ 卸売市場施設整備事業			
		計量検査事業			
		計量管理推進指導事業			
		商業バリューアップ事業			
		卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務			

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)	
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	○ 知的財産戦略の推進	
		○ ものづくり中小企業経営革新等支援事業		
		○ ものづくり中小企業販路開拓支援事業		
		○ かわさきブランド推進事業		
		テクトランスファー事業		
		○ 事業承継・事業継続支援事業		
		○ 川崎市産業振興財団運営費等補助事業		
		○ 間接融資事業		
		信用保証等促進支援事業		
		○ 先端産業等立地促進事業		
		○ 対内投資促進事業		
		○ 内陸部操業環境保全対策事業		
		産業振興協議会等推進事業		
		商工業従業員永年勤続者表彰事業		
		建設業振興事業		
		経済団体等助成・支援事業		
		マイコンシティ地区活性化推進事業		
		水江町地区活性化推進事業		
		新川崎A地区活性化推進事業		
		金融対策指導事業		
		中小企業の経営相談・金融相談事業		
		中小企業の経営相談・金融相談事業(溝口事務所)		
		産業デザイン振興育成事業		
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	○ 担い手・後継者育成事業	
		○ 農業経営支援・研究事業		
		○ 農業生産基盤維持・管理事業		
		○ 援農ボランティア育成・活用事業		
		○ 多様な連携推進事業		
		政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	○ 起業化総合支援事業
		○ 新産業創造支援事業		
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	○ ウェルフェアイノベーション推進事業	
		○ かわさき基準推進事業		
		○ コミュニティビジネス振興事業		
○ 環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業				
○ コンテンツ産業振興事業				
新エネルギー産業創出事業				
環境調和型産業振興事業				
福祉サービス高度化事業				

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)
			福祉製品創出支援事業
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	○ 新川崎・創造のもり推進事業
			○ ナノ医療イノベーション推進事業
			医工連携等推進事業
			科学技術基盤の強化・連携
			○ コンベンション等整備推進事業
			先端科学技術啓発推進事業
			ナノ医療イノベーションセンター用地等管理事業
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	○ スマートシティ推進事業
			○ 水素戦略推進事業
		施策 4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上	○ 地域情報化推進事業
			○ 行政情報化推進事業
			○ 電子申請推進事業
			○ 公共施設利用予約システム事業
			情報統括監理推進事業
		情報環境整備事業	
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる	施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	○ 雇用労働対策・就業支援事業
			○ 地域ものづくり等支援事業
			○ かわさきマイスター制度事業
			○ 技能奨励事業
			○ 生活文化会館の管理運営事業
			産業人材育成事業
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	○ 勤労者福祉共済
			○ 勤労者福祉対策事業
			○ 労働会館の管理運営事業
			労働資料の調査及び刊行業務
			住宅相談事業
政策 4-4 臨海部を活性化する	施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	○ 国際戦略拠点地区整備推進事業	
		○ サポートエリア整備推進事業	
		○ 臨海部へのアクセス向上推進事業	
		○ 臨海部交通ネットワーク整備事業	
		○ 羽田連絡道路整備事業	
		臨海部活性化推進事業	
		川崎臨海部スマートコンビナートの推進事業	
		多摩川リバーサイド地区整備推進事業	

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	○ 東扇島物流促進事業
		○ 千鳥町再整備事業	
		○ 港湾施設整備事業	
		○ ポートセールス事業	
		○ 臨港道路東扇島水江町線整備事業	
		○ 川崎港海底トンネル改修事業	
		○ 埋立地維持・整備事業	
		友好港交流推進事業	
		港湾統計・情報システム運営事業	
		浮島1期地区基盤整備事業	
		港湾管理事業	
		東扇島小型船舶基地整備計画策定事業	
		京浜港広域連携推進事業	
		港湾計画策定事業	
		港湾施設維持管理事業	
		港湾における規制指導事業	
		陸上施設等管理運営事業	
		海上・係留施設等管理運営事業	
		入出港船舶等調整事業	
		川崎港海底トンネル維持管理事業	
		コンテナターミナル維持・整備事業	
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	
		○ 港湾振興事業	
		○ 港湾振興会館管理運営事業	
		○ 川崎港緑化推進事業	
		○ 川崎港保安対策事業	
		○ 川崎港美化推進事業	
		浮島2期地区埋立事業	
		港湾緑地維持管理事業	
		政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する	
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	
		○ 川崎駅周辺総合整備事業	
		○ 京急川崎駅周辺地区整備事業	
		○ JR川崎駅北口自由通路等整備事業	
○ 小杉駅周辺地区整備事業			
○ 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業			
施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備			
○ 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業			
○ 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業			
○ 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業			
○ 登戸土地地区画整理事業			
○ 柿生駅周辺地区再開発等事業			

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			○ 南武線沿線まちづくり推進事業		
			○ 南武支線沿線まちづくり推進事業		
		政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する			
			施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進		
				○ 都市計画マスタープラン等策定・推進事業	
				○ 地域地区等計画策定・推進事業	
				都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業	
				都市施設の計画管理等事業	
				都市計画地図情報・基礎調査等事業	
				マンション建替え支援指導業務	
				○ 優良建築物等整備事業	
				庁舎等建築物の長寿命化対策	
				大規模低未利用地等のまちづくり誘導	
				市街地開発事業の推進	
				住居表示調査等事業	
				まちづくり対策事業	
				建築・宅地に関する指導・審査事業	
				長期優良建築物支援事業	
				○ 建築物環境配慮推進事業	
				低炭素建築物支援事業	
				木材利用促進事業	
				施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	
				○ 都市景観形成推進事業	
				景観形成誘導推進事業	
				○ 街なみ誘導支援事業	
				○ 地区まちづくり推進事業	
				誘導的建築行政推進事業	
			政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		
				施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	
					○ 総合交通計画調査事業
			○ 鉄道計画関連事業		
			○ 広域幹線道路整備促進事業		
			○ 川崎縦貫道路の整備事業		
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備			
			○ 都市計画道路網調査事業		
			○ 道路計画調査事業		
			○ 道路改良事業		
			○ 渋滞対策事業		
			○ 橋りょう整備事業		
			○ 京浜急行大師線連続立体交差事業		
			○ JR南武線連続立体交差事業		
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備			
			○ 地域交通支援事業		

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)
			○ コミュニティ交通支援事業
			○ 交通案内情報の充実
			○ 自転車通行環境整備事業
			○ 駐車施設整備推進事業
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	○ 市バス運輸安全マネジメント推進事業
			○ 市バス安全教育推進事業
			○ 市バスネットワーク推進事業
			○ 市バスお客様サービス推進事業
			○ 市バス移動空間快適化事業
			○ 市バス事業基盤強化事業
			○ 市バス経営力強化事業
			○ 市バス地域貢献事業
			○ 市バス経営計画推進事業
			政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する
	○ 地域スポーツ推進事業		
	○ 競技スポーツ大会開催・支援事業		
	○ ホームタウンスポーツ推進事業		
	○ スポーツセンター等管理運営事業		
	○ スポーツ・文化総合センター整備・運営事業		
	○ 東京オリンピック・パラリンピック推進事業		
	施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	○ 市民文化活動支援事業	
		○ 文化財保護・活用事業	
		○ 東海道かわさき宿交流館管理運営事業	
		○ 市民ミュージアム管理運営事業	
		○ 大山街道ふるさと館管理運営事業	
		○ 市民プラザ管理運営事業	
		○ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	
○ 藤子・F・不二雄ミュージアム事業			
○ 岡本太郎美術館管理運営事業			
○ 日本民家園管理運営事業			
施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	○ 音楽のまちづくり推進事業		
	○ 川崎シンフォニーホール管理運営事業		
	○ 映像のまち・かわさき推進事業		
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション	施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	○ シティプロモーション推進事業	

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)		
			○ 国際交流推進事業		
			国際施策推進事業		
			交流推進事業		
			○ 国際交流センター管理運営事業		
			○ 市民文化大使事業		
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	○ 観光振興事業		
			○ 産業観光推進事業		
			○ 市制記念花火大会事業		
			○ 競輪場整備		
			○ 競輪開催・運営		
			競馬事業の運営		
		基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり			
		政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する			
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり			
					○ 多様な主体による協働・連携推進事業
○ 自治推進事業					
○ 地域振興事業					
○ 市民活動支援事業					
○ NPO法人活動促進事業					
○ 地方分権改革推進事業					
都市政策研究事業					
施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進					
			○ 広聴等事務		
			○ コンタクトセンター運営事業		
			○ 区相談事業		
			○ 広報事業		
			○ 放送事業		
			報道事務		
			情報公開推進事務		
			公文書館運営事業		
施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化					
			○ 区役所改革推進事業		
			○ 区役所サービス向上事業		
			○ 戸籍住民サービス事業		
			○ 地域課題対応事業(川崎区)		
			○ 地域課題対応事業(幸区)		
			○ 地域課題対応事業(中原区)		
			○ 地域課題対応事業(高津区)		
			○ 地域課題対応事業(宮前区)		
			○ 地域課題対応事業(多摩区)		
			○ 地域課題対応事業(麻生区)		
○ 区民会議運営事業(川崎区)					

4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業(○は本計画に掲載している主な事務事業)	
			○ 区民会議運営事業(幸区)	
			○ 区民会議運営事業(中原区)	
			○ 区民会議運営事業(高津区)	
			○ 区民会議運営事業(宮前区)	
			○ 区民会議運営事業(多摩区)	
			○ 区民会議運営事業(麻生区)	
			○ 区民会議運営事業	
			政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる	
			施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	
			○ 人権関連事業	
			○ 同和対策事業	
			○ 外国人市民施策推進事業	
			○ 子どもの権利施策推進事業	
			○ 人権オンブズパーソン運営事業	
			○ 平和意識普及推進事業	
			○ 平和館管理運営事業	
			施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	
○ 男女平等推進事業				
○ 男女共同参画センター管理運営事業				

※ 掲載している「主な事務事業(○がついているもの)」以外の事務事業(経常的な事務事業)については、めざす都市像やまちづくりの基本目標の達成に向けた施策を実行するための具体的な手段として、「主な事務事業」とともに、着実に取組を推進していきます。

■ 総合計画に設定する成果指標一覧

● 成果指標一覧について

総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、現状値の設定の根拠や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標設定の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

◀成果指標一覧の例▶

【指標の考え方】

各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

【年の表記】

成果指標一覧に示す年の表記で、「H●●」と記載しているものについては、「平成●●年度」を表しています。

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
		現状値	第1期	第2期	第3期	
政策1-1 災害から生命を守る						
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進						
直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす					
1	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務局調べ)	66.9% (H26)	70.5% 以上 (H29)	75.2% 以上 (H33)	80% 以上 (H37)	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。
算出方法	避難所運営会議開催か所数(117か所)÷避難所数(175か所)×100(%)					

【算出方法】

「指標の目標値」に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

【目標値の考え方】

指標の現状値の背景や、施策や事務事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
政策1-1 災害から生命を守る								
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進								
直接目標		災害発生時の被害や生活への影響を減らす						
1	算出方法	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務局調べ)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%	70.5%	75.2%	80%	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。
		避難所運営会議開催か所数(117か所)÷避難所数(175か所)×100(%)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5%	43.6%	51.8%	60%	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標ともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、本指標の目標値を、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)の避難所の確認を行っている人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	56.9%	57.5%	58.8%	60%	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標ともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、本指標の目標値を、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)の家庭内備蓄(食料・飲料水)を行っている人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進								
直接目標		地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす						
1	算出方法	重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込み割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20%	25%	30%	35%	重点地区において、新たな防火規制条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査(H21)で想定された火災延焼による建物被害を、次期地震防災戦略計画期間(H32)までのできるだけ早期に3割削減の達成をめざす。
		地震被害想定上の焼失シミュレーションから算出		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	市内全道路延長に対する4m未満の道路の割合 (都市計画課基礎調査のデータ(5年ごと))	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭あい道路は閉塞し、避難に支障を来すことで、人的被害を拡大させる恐れがある。そのため、防災上課題のある地域において、防災まちづくりの取組により避難路の狭あい道路の4m以上への改善や沿道の建築物の耐震化等、被害の軽減を図ることは、災害時における安全な避難に貢献する避難路を確保し、地域防災力向上につながることから、市内全域における全道路延長に対する4m未満道路延長の割合の低減を指標として設定する。	20%	16%	13%	10%	市内全域の4m未満道路延長の過去5年(H17～22)の割合の減少と同等以上をめざす。
		市内全域の4m未満道路延長(599km)÷全道路延長(2,926km)×100(%)		(H22)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進							
直接目標		地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす					
1	特定建築物の耐震化率 (「耐震改修促進計画」(H22 末見直し時)の数値をベースに H27 末実態調査及び一部推計)	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしている取組の成果を把握することができる。	92%	93%	95%	95%	「耐震改修促進計画」(H27 改定)に掲げる特定建築物の耐震化率 95%(H32 末時点)を目標とする。
	算出方法 耐震性を満たす特定建築物数(11,552)／全特定建築物総数(12,501)×100(%)		(H27)	(H29)	(H32)	(H37)	
2	住宅の耐震化率 (総務省「H25 住宅・土地統計調査」より H27 末を推計)	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしている取組の成果を把握することができる。	92%	93%	95%	95%	「耐震改修促進計画」(H27 改定)に掲げる住宅の耐震化率 95%(H32 末時点)を目標とする。
	算出方法 耐震性を満たす住宅数(632,700)／住宅総数(684,100)×100(%)		(H27)	(H29)	(H32)	(H37)	
3	橋りょうの耐震化率 市内管理橋りょう(橋長 5m 以上)384 橋のうちの耐震対策済橋りょう数(耐震対策済橋りょうには、耐震対策が必要ない橋りょうも含む) (建設緑政局調べ)	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震済橋りょう数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りょうを減らしている取組の成果を把握することができる。	47%	51%	61%	79%	災害に強いまちづくりを進めるため、重要な橋りょうの耐震性能を向上するとともに、生活道路の比較的重要な橋りょうについても対策を進め、79%以上(H37 末時点)を目標とする。
	算出方法 耐震対策済橋りょう数／橋長 5m 以上の橋りょう数(384 橋)×100(%)		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策1-1-4 消防力の総合的な強化							
直接目標		消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る					
1	出火率 (消防局調べ)	人口 1 万人あたりの火災件数である出火率(出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。)を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	2.58 件	2.49 件	2.48 件	2.46 件	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査による査察などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、現状の出火率の維持をめざす。
	算出方法 【H26】 火災件数(381 件)／人口(1,461,043 人)×10,000 ※単年の数値を使用すると、継続した取組を実施しても、なお外的要因等により極端な結果となることから、各期の最終年から直近 5 年の平均値を使用する。		(H22~26 の平均)	(H25~29 の平均)	(H29~33 の平均)	(H33~37 の平均)	
2	消防団員数の充足率 (消防局調べ)	地域防災力の充実に図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数(1,345 人)に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	87.8%	89.7%	90.8%	93.0%	消防団員は、本市に限らず全国的に地方に比べ都市部では団員が集まりにくい傾向にある。平成 25 年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第 1 期は神奈川県平均を上回る 89.7%以上を目標値とする。第 2 期は、継続した取組により政令指定都市平均を上回る 90.8%以上を目標値とする。第 3 期は第 2 期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る 93%以上を目標値とする。
	算出方法 現員数(1,181 人)／条例定員数(1,345 人)×100(%)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備							
直接目標		水害から市民の生命、財産を守る					
1	時間雨量 50 mm 対応の河川改修率 (建設緑政局調べ)	治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量50mmの降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	81% (H27)	81% 以上 (H29)	91% 以上 (H33)	91% 以上 (H37)	時間雨量 50 mmの降雨に対する河川改修率を増加させることにより、治水安全度を高め、水害のリスクを減らすことを目標とする。
	算出方法 時間雨量50mmの降雨に対する改修済河川延長(51,616m) / 河川全延長(63,735m) × 100(%)						
2	五反田川放水路の整備により洪水による氾濫から守られる面積の割合 (建設緑政局調べ)	時間雨量 90mm の降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	50% (H27)	50% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	五反田川放水路の整備を完了させることで、時間雨量 90mm の降雨に対し、氾濫により浸水が想定される区域の面積をゼロにすることを目標とする。
	算出方法 氾濫から守られる区域の面積(339ha) / 氾濫により浸水が想定される区域の面積(680ha) × 100(%)						
政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる							
施策1-2-1 防犯対策の推進							
直接目標		市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める					
1	空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	犯罪を起こさせない環境づくりを進めるため、地域社会全体で、住民の意識啓発の向上等の取組を推進しており、毎年(1~12月)に神奈川県警察から公表される犯罪認知件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	10,685 件 (H26)	10,400 件 以下 (H29)	9,900 件 以下 (H33)	9,400 件 以下 (H37)	刑法犯認知件数の人口割合が、政令指定都市中で最少の数値を下回るように目標水準を設定する。
	算出方法 各年の「犯罪統計資料」(神奈川県警察公表)の「刑法犯罪別市区町村別認知件数」の合計値						
2	路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数 (市民・子ども局「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」)	安全に暮らせるまちづくりを進めるため、路上喫煙の防止に向けたキャンペーンによる意識啓発や巡回指導等の取組を推進しており、人通りの多い駅周辺等において、歩行者の火傷や衣服の焼け焦げの原因となる路上喫煙者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	42 人 (H26)	36 人 以下 (H29)	29 人 以下 (H33)	23 人 以下 (H37)	これまでの路上喫煙率の減少傾向を踏まえ、現状値からの半減をめざすことを目標水準に設定する。
	算出方法 「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」(年4回実施)における喫煙している人の合計値						
3	消費生活相談の年度内完了率 (川崎市消費生活相談年報)	高齢者を中心とした消費者トラブルが増加傾向にある中、消費者生活相談への対応は、丁寧さが求められることはもとより、迅速性・正確性も必要となる。安易な他機関の窓口の紹介や処理時間の長期化は、消費者にとって不利益となることから、年報に現れる数値をもとに完了率を指標とすることで、その取組の成果を測ることができる。	97.7% (H26)	98.0% 以上 (H29)	98.0% 以上 (H33)	98.0% 以上 (H37)	現状(H26)においても高い完了率を示しているが(参考:神奈川県 96.5%)、消費生活相談の更なる充実を図る観点から、現状以上の消費生活相談を処理し、市民生活の安定に資する目標を設定する。
	算出方法 他機関相談窓口の紹介件数と継続処理案件(年度内(次年度の6月まで)に処理を終えられなかった案件)の件数以外の相談対応件数(8,564件) / 消費生活相談件数(8,766件)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
施策1-2-2 交通安全対策の推進								
直接目標		市内の交通事故を減らす						
1	算出方法	交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、あらゆる世代への交通ルールの遵守と交通マナーの向上のための意識啓発等の取組を推進しており、毎年神奈川県警察から公表される交通事故件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	3,696 件	3,500 件	3,200 件	3,000 件	平成元年以降の年間交通事故件数の平均減少カーブを踏まえ、5年ごと(5年後、10年後)に概ね10%減となるよう、毎年2%ずつ減少する目標値を設定する。
		各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	駅や商店街周辺等の放置自転車は、歩行者の安全な通行や緊急車両の通行障害、景観を悪化させる要因となっているため、放置自転車台数の動向により、その取組の成果を測ることができる。	3,367 台	3,200 台	2,800 台	2,600 台	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車の撤去活動の強化などのソフト施策の実施とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策を連携して取組を進めることで、放置自転車台数の段階的な減少をめざす。
		毎年実施している実態調査		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進								
直接目標		誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする						
1	算出方法	バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合 (まちづくり局調べ)	子育て世代から高齢者や障害者等が日常的に利用する公共的施設と駅などを結ぶ道路をバリアフリー化することが、ユニバーサルデザインのまちの実現につながるため、これらの道路を特定の道路として位置づけ、その整備割合を指標として設定する。	35%	65%以上	100%	100%	国の基本方針では、H32までに、特定の道路のバリアフリー化率を原則100%としていることから、本市においても、同様に目標値を原則100%として設定する。
		バリアフリー化を行った項目数(50)／バリアフリー化を要する項目数(141)×100(%)		(H26)	(H29)	(H32)	(H37)	
2	算出方法	市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合 (神奈川県タクシー協会川崎支部提供資料)	子育て世代から高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進により、移動しやすい交通環境の提供につながるため、台数割合を指標として設定する。	2.5%	10%以上	10%以上	10%以上	国がH32までに約28,000台(福祉タクシー車両を含む)の導入を目標として掲げており、その数値が法人タクシー及び個人タクシーの合計車両数の約10%にあたることから、本市では、国に先駆けて10%に到達することを目標とする。
		ユニバーサルデザインタクシー車両数(32台)／法人タクシーの登録台数(1,435台)×100(%)		(H26)	(H29)	(H32)	(H37)	
3	算出方法	誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	市民アンケートにより、誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じているか実態を把握することで、各事業の取組の成果を測ることができる。	49.1%	49.3%以上	49.7%以上	50.0%以上	H27のアンケートの数値を基準とし、H29はH27値+0.2%、H33はH29値+0.4%、H37はH33値+0.3%とする。
		市民アンケート回答者のうち、安全・安心に利用できると感じている人(そう思う+やや思う)の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理								
直接目標		誰もが安全、快適に道路を利用できる						
1	算出方法	道路施設の健全度 (5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度率を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	73%	81%	93%	98%	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまをめざす。
		5年以内に補修や修繕が不要な道路施設数(230)/道路施設総数(315)×100(%) ※「橋りょう長寿命化修繕計画」及び「道路維持修繕計画」の道路施設が対象		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	不法占拠解消の累計件数 (建設緑政局調べ)	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	90件	330件以上	650件以上	970件以上	不法占拠対策の取組強化としてH23から集中的な除去指導を実施し、解消件数を増加している。これまでの水準(年間80件程度)の維持をめざす。
		不法占拠解消の実績値(平成27年3月末時点の不法占拠件数1,305件)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	被災時に復旧に寄与する道路台帳図の割合 (建設緑政局調べ)	道路台帳図のデジタル化により、災害時に道路境界が不明になった場合でも、道路境界を復元することが可能となることから、道路台帳図のデジタル化の進捗率により、災害時の復旧・復興に寄与する取組の成果を測ることができる。	6%	53%以上	100%	100%	首都直下地震が今後30年以内に70%の確率で発生するとされていることから、災害時の復旧・復興に寄与する道路台帳図のデジタル化を優先的に完了させ、早期の効果発現を図る。また、追って道路台帳調査のデジタル化を完了させ、道路台帳図と連携させることで市民サービスの向上を図ることを目標とする。
		デジタル化した道路台帳図枚数(54枚)/アナログ道路台帳図全枚数(870枚)×100(%)		(H27)	(H29)	(H31)	(H37)	
施策1-3 水の安定した供給・循環を支える								
施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上								
直接目標		安全でおいしい水を安定的に供給する						
1	算出方法	重要な管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	70.6%	85.1%以上	96.2%以上	100%	これまで、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、H35末に供給ルートの耐震化をめざす。
		耐震化された重要な管路の総延長/重要な管路の総延長×100(%) ※重要な管路の総延長約800km		(H26)	(H29)	(H33)	(H35)	
2	算出方法	災害時の確保水量 (上下水道局調べ)	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	6日分	24日分以上	35日分	35日分	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、2池以上あるものについては1池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせてH30末に約16万m ³ を確保する。この水量は、1人1日3リットル、本市ピーク人口と予測される152.2万人(H42)で仮定した場合、約35日分となる。
		災害時の確保済水量/災害時の飲料水量(1日あたり) ※災害時の飲料水量 本市人口×市民1人あたり3リットル 生命維持に必要な「1人1日3リットル」の飲料水として試算 目標確保水量約16万m ³		(H26)	(H29)	(H30)	(H37)	
3	算出方法	開設不要型応急給水拠点の整備率 (上下水道局調べ)	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	7.6%	26.2%以上	65.7%以上	100%	市立小・中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、H35末に整備の完了をめざす。
		整備済数/開設不要型応急給水拠点の計画整備数×100(%) ※開設不要型応急給水拠点の計画整備数(配水池・配水塔7か所、市立小・中学校165校)		(H26)	(H29)	(H33)	(H35)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成							
直接目標		地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す					
1	重要な管きよの耐震化率 (川崎駅以南の地域) (上下水道局調べ)	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水道管きよなどの重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	33.5% (H26)	67.2% 以上 (H29)	100% (H31)	100% (H37)	老朽化した下水管きよが多く、地盤の液状化による被害も想定される川崎駅以南の地域の重要な管きよの耐震化について、H31 末までに完了させることをめざす。
	算出方法 重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の耐震化完了延長/重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の延長×100(%) ※重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の延長50.9km						
2	浸水対策実施率(丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区) (上下水道局調べ)	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の浸水対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	22.6% (H26)	57.8% 以上 (H29)	100% (H30)	100% (H37)	H26 段階での重点化地区の浸水対策について、H30 末までに完了させることをめざす。
	算出方法 重点化地区の浸水対策完了済面積/浸水対策重点化地区対象面積×100(%) ※浸水対策重点化地区対象面積847ha						
3	合流改善率(大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策) (上下水道局調べ)	汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、大雨時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの合流式下水道改善対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	68.5% (H26)	73.5% 以上 (H29)	83.6% 以上 (H33)	100% (H35)	合流式下水道は、大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、大雨時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策を進め、法令に基づいてH35までに完了させることをめざす。
	算出方法 合流式下水道改善対策完了区域面積/合流式下水道区域面積×100(%) ※合流式下水道区域面積3,550ha						
政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる							
施策1-4-1 総合的なケアの推進							
直接目標		多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる					
1	高齢者のうち、介護を必要とする人(要介護・要支援認定者)の割合 (健康福祉局調べ)	セルフケア意識の醸成や、若い頃からの健康づくり、高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の取組等を推進し、介護を必要とする高齢者の増加を抑制することが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	17.07% (H26)	18.40% 以下 (H29)	20.50% 以下 (H32)	22.86% 以下 (H37)	取組の実施により、第6期介護保険事業計画の推計値を下回することを目標とする。
	算出方法 第2号被保険者を除く、要介護・要支援認定者数(46,026人)/市内高齢者数(269,609人)×100(%)						
2	地域包括ケアシステムの考え方の理解度 (市民アンケート)	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされるとともに、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有される必要があるとあり、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができる。 ※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいか分かっていることとしている。	10.1% (H27)	16.0% 以上 (H29)	32.0% 以上 (H33)	42.0% 以上 (H37)	H24 に実施した第3回地域福祉実態調査において、H15 に設置された「保健福祉センター」の認知度が、70%となっている。「地域包括ケアシステム」についても、今後の取組により、10年後にこれと同程度の一般化(認知度70%)をめざしつつ、そのうち半数以上(6割)の市民が理解している(何をすべきかまで知っている)状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしくみとしていくために必要と考え、10年後の目標値を42%とする。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっている」と答えた人の割合						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
3	算出方法	在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	308人 (H26)	750人以上 (H29)	1,350人以上 (H33)	1,950人以上 (H37)	川崎市在宅療養推進協議会に参画する医師会をはじめとした多職種関係団体を通じて受講者を募り、区ごとに多職種でグループワーク等を行い、顔の見える関係づくりを進めている。毎年150名程度(各区2テーブルずつ、9団体から1~2名程度の参加者を想定)を目標として、研修を実施することで、多職種連携の着実な推進をめざす。
	算出方法	毎年度、開催する当該研修の受講者数を累計					
4	算出方法	介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6% (H25)	10.6%以上 (H28)	15.0%以上 (H31)	20.0%以上 (H37)	H28から新事業「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)」を実施するため、次回調査の実施時(H28)には現状を維持し、その後は総合事業を推進する中でセルフケア意識の醸成を図り、地域の活動に参加する市民を着実に増やすことをめざす。
	算出方法	高齢者を対象とした調査(無作為抽出3,600人)の設問項目「介護予防の取組で実践していること」について、「地域の活動に参加」を選択した人の割合					
5	算出方法	民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	90.5% (H27)	96.2%以上 (H29)	97.2%以上 (H33)	98.2%以上 (H37)	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均(97.2%(H26))を超える水準まで改善していくことを目標とする。
	算出方法	民生委員児童委員現員数(1,523名)÷民生委員児童委員定員数(1,682名)×100(%)					
6	算出方法	認知症サポーター養成者数(累計) (健康福祉局調べ)	24,034人 (H26)	35,900人以上 (H29)	53,900人以上 (H33)	71,900人以上 (H37)	過去の実績等を踏まえて作成した「第6期いきいき長寿プラン」における計画値に基づき、年間4,500人以上のサポーターを養成していくことを目標とする。
	算出方法	市が実施する「認知症サポーター養成講座」の受講者数の累計					
施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実							
直接目標		介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる					
1	算出方法	介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	10,380人/年 (H27)	19,668人以上 (H29)	26,340人以上 (H32)	36,554人以上 (H37)	本市の介護保険事業計画(法定計画)において、要介護・要支援認定者数の推計値と、現在の地域密着型サービスの利用者数をもとに、サービス利用者数の目標数を算出しており、これを実施計画における目標値として設定する。
	算出方法	本市における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」、及び「看護小規模多機能型居宅介護」の年間延べ利用者数					
2	算出方法	現在利用している在宅サービスの評価(「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	94.3% (H25)	94.3%以上 (H28)	94.3%以上 (H31)	94.3%以上 (H37)	高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化を踏まえ、これまでの高い水準を維持していくことをめざす。
	算出方法	要介護・要支援認定者(無作為抽出3,000人)を対象とするアンケートにおいて、現在利用している在宅サービスへの評価について、「不満」「やや不満」を除いた回答の割合					

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
3	かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果 (プロジェクト対象者の要介護度の維持率・改善率) (健康福祉局調べ)	プロジェクト対象者の一定期間の要介護度状態区分変化の推移を見ることにより、取組の成果を測ることができる。	維持 63.9%	維持 65% 以上	維持 65% 以上	維持 65% 以上	要介護度の状態区分変化については、平成27年度に実施したモデル事業対象者の状態の推移(実績:維持63.9%、改善16.7%)を踏まえ、それを上回る「維持65%、改善17%」を目標に設定する。
	算出方法		改善 16.7% (H27)	改善 17% 以上 (H29)	改善 17% 以上 (H33)	改善 17% 以上 (H37)	
4	介護人材の不足感 (介護人材の確保・定着に関する実態調査)	市内の介護保険サービス事業所において、介護職をはじめ従業員材の確保に向けた取組の成果を測ることができる。	75.7% (H25)	74% 以下 (H28)	72% 以下 (H31)	70% 以下 (H37)	介護人材の確保・定着は、事業者自らが主体的に取り組むことが重要であるが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、不足が生じないよう、行政として支援する必要がある。全国を対象とした調査においても、半数以上の事業者が不足感を覚えている状況の中、本市としても安定的な福祉サービスを提供するために事業者の支援を行うことで、介護人材の不足が着実に解消されていくことを目標とする。
	算出方法		市内の介護保険サービス事業所(無作為抽出(183事業所回答)へのアンケートの結果、介護職をはじめとする従業員について「大いに不足」「不足」「やや不足」を合計した回答の割合				
施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり							
直接目標		高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる					
1	収入を伴う仕事をしている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	26.7% (H25)	27.8% 以上 (H28)	28.9% 以上 (H31)	30.0% 以上 (H37)	働く意欲のある高齢者は増加しているが、高齢化がますます進行する中、就労率は停滞傾向である。そのため、積極的な普及・啓発や環境整備等に努めることなどにより、現状値から着実に向上させる目標とする。
	算出方法		高齢者を対象とする調査(無作為抽出3,600人)において「収入を伴う仕事をしている」と回答した高齢者の割合				
2	シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数 (健康福祉局調べ)	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、シルバー人材センターに登録し、仕事に就く高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	2,453人 (H25)	2,500人 以上 (H29)	2,550人 以上 (H33)	2,600人 以上 (H37)	高齢者を取り巻く雇用状況が不安定である中、登録者数(会員数)と受注件数の増加への取組を推進することにより、仕事に就くことができる高齢者数を着実に増加させる目標とする。
	算出方法		シルバー人材センターの登録者のうち、仕事に就いた人の数(年合計延べ人数)				
3	ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (高齢者実態調査)	高齢者がほぼ毎日外出することにより、高齢者の健康づくりや、主体的な社会参加を促進する取組の成果を測ることができる。	48.1% (H25)	50.0% 以上 (H28)	52.5% 以上 (H31)	55.0% 以上 (H37)	元気で活力のある高齢者が増え、外出する頻度も増加傾向である中、今後も社会参加の促進や、外出支援等を推進することで、高齢者の外出頻度を着実に増加させる目標とする。
	算出方法		高齢者を対象とする調査(無作為抽出3,600人)において、「ほぼ毎日外出している」と回答した高齢者の割合				
4	高齢者向け施設(いきいきセンター)の利用実績 (指定管理事業報告書)	教養の向上やレクリエーション活動のほか、元気な高齢者のふれあいの場としての機能を担う「いきいきセンター」の利用実績の状況により、高齢者の主体的な社会参加に向けた取組の成果を測ることができる。	289,028人 (H25)	29万人 以上 (H29)	29.1万人 以上 (H33)	29.2万人 以上 (H37)	高齢者の多様な価値観が広がる中、高齢者向け施設の利用者数が減少する傾向があるが、比較的若い高齢者を取り込む施策や、多世代交流を進めることなどにより、社会参加を着実に増加させる目標とする。
	算出方法		いきいきセンターの延べ利用者数(年間)				

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
5	算出方法	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている割合が増えることにより、高齢者が生きがいを持って生活している環境づくりの取組の成果を測ることができる。	35.1% (H25)	36% 以上 (H28)	37% 以上 (H31)	38% 以上 (H37)	高齢化がますます進行し、高齢者を取り巻く環境が変化するとともに、ニーズも多様化している状況の中、高齢者への施策の充実を図ることで、生きがいを持つ方を着実に増加させる目標とする。
		高齢者を対象とする調査(無作為抽出 3,600人)において、生活に「はり」や「楽しみ」を「とても感じる」と回答した高齢者の割合						
施策1-4-4 障害福祉サービスの充実								
直接目標		障害者が生活しやすい環境をつくる						
1	算出方法	日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	「日中活動系サービス」の利用実績を指標とすることにより、障害者の地域生活を支える環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	4,324 人/月 (H26)	4,865 人/月 以上 (H29)	5,094 人/月 以上 (H33)	5,333 人/月 以上 (H37)	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。
		日中活動系サービスの利用実績(各年度の3月実績)						
2	算出方法	グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	グループホームの利用者数を指標とすることで、障害者が地域で自立した生活を送るための環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	998 人/月 (H26)	1,331 人/月 以上 (H29)	1,669 人/月 以上 (H33)	2,093 人/月 以上 (H37)	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。
		市内グループホームのサービス利用実績(各年度の3月実績)						
3	算出方法	長期(1年以上)在院者数(精神障害) (健康福祉局調べ)	精神障害者の長期在院者の状況を把握することにより、障害のある方の、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	651人 (H25)	561人 以下 (H29)	462人 以下 (H33)	364人 以下 (H37)	過去の実績及び見込み値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。
		1年以上在院した精神障害者の年合計						
施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進								
直接目標		障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる						
1	算出方法	障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	福祉施設から一般就労への移行者数を見ることにより、企業等への一般就労を希望する障害者の自立に向けた取組の成果を測ることができる。	180人 (H26)	214人 以上 (H29)	250人 以上 (H33)	300人 以上 (H37)	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、国の指針等を参考とした「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値を第1期の目標値として設定する。中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目標とする。
		就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数(年合計)						
2	算出方法	市障害者スポーツ大会競技参加者数 (健康福祉局調べ)	障害者スポーツ大会への参加は社会参加の一つであるため、その参加者数の変化を見ることで、障害者の社会参加の取組の成果を測ることができる。	359人 (H26)	383人 以上 (H29)	415人 以上 (H33)	447人 以上 (H37)	過去5年間の参加者実績の増加率に加え、東京パラリンピックを契機とした「かわさきパラムーブメント」における各イベント、パラアスリートへの施設貸出、障害者スポーツ普及促進事業等の効果としてさらに1割増を上乗せて目標値を設定する。
		6競技の市障害者スポーツ大会参加者数の合計						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
3	障害者が社会参加しやすいまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、障害の有無に関わらず多様性のあるまちをつくる必要があり、障害者の社会参加状況に対する市民の実感を把握することで、取組の成果を測ることができる。	30% (H27)	31% 以上 (H29)	33% 以上 (H33)	35% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえるとともに、施策の効果により障害者の社会参加を着実に増加させる目標とする。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと「思う」または「ある程度思う」と回答した人の割合						
施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備							
直接目標		それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える					
1	住宅に関する市民の満足度 国土交通省(住生活総合調査)から独自集計	住宅政策は、住宅の供給から維持や改修まで、住宅に関する施策を幅広く総合的に展開する必要があるため、市民の住宅に関する満足度の変化を見ることで、多岐に渡る住宅政策の取組の成果を測ることができる。	73% (H25)	⇒	77% 以上 (H30)	80% 以上 (H35)	現状、本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
	算出方法 市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足+まあ満足)とした人の割合						
2	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 総務省(住宅・土地統計調査)から独自集計	市民が希望する住宅を手に入れるためには、ニーズやライフスタイルに応じて安心かつ魅力あるリフォームができる市場環境を整備する必要があり、その向上のための取組の成果を測ることができる。	2.2% (H25)	⇒	3.2% 以上 (H30)	4.5% 以上 (H35)	これまでの本市における値の上昇傾向を踏まえるとともに、現状値が国や他都市と比較して低い水準にあることから、2期実施計画の目標値を他都市の水準への到達とし、3期実施計画の目標値を国や他都市における現状値と目標値とを比較した上昇率を踏まえて設定する。
	算出方法 リフォーム実施戸数(年間16,245 件)÷住宅の総戸数(753,700 件)×100(%)						
3	生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100 戸以上)の割合 (まちづくり局調べ)	住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、必要に応じてサービスを受けられる環境の整備が必要であり、その取組の一環として市営住宅資産を活用した取組を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。なお、生活支援施設等の併設等の施設の導入には一定規模が必要となることから、100 戸以上の市営住宅を対象とした。また、国が定めた「住生活基本計画(全国計画)」の成果指標においても、同様に100 戸以上を対象としていることから、本市と国とを比較することも考慮している。	17% (H26)	24% 以上 (H29)	26% 以上 (H33)	28% 以上 (H37)	地域包括ケアシステムに関連した取組拠点として市営住宅の空き家や余剰地を活用し、地域に安心して暮らせる環境整備を推進するため、積極的に市営住宅資産を活用していくこととし、大規模建替えにおいて可能な限り取組を行うことをめざした目標とする。
	算出方法 生活支援施設等を併設(4 団地)+地域と連携した取組等を実施(6 団地)した100 戸以上の市営住宅団地÷100 戸以上の市営住宅団地(57 団地)の総数						
施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり							
直接目標		健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす					
1	主観的健康観(「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合) (健康意識実態調査)	健康であると自ら意識できることは生活の質を高める上でも重要な要素であることから、主観的健康観を健康づくりの取組の成果を測る指標とする。	男性 73.7%	男性 75.5% 以上	男性 77.0% 以上	男性 77.0% 以上	国、他自治体の調査結果等を参考しつつ、およそ8割の市民が「自分は健康」と感じられる状況を、めざす社会像と想定し、またこれまでの国や他都市アンケートや、国の健康寿命等でも必ず表出する男女差を考慮した上で、女性 80%、男性 77%を目標値とする。
	算出方法 無作為抽出による市民アンケート(3,500 人)で、「非常に健康である」「ほぼ健康である」と回答した人の割合		女性 76.8% (H23)	女性 78.5% 以上 (H28)	女性 80.0% 以上 (H33)	女性 80.0% 以上 (H38)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法 特定健康診査実施率 特定保健指導実施率(国民健康保険) (特定健康診査・特定保健指導実施状況報告)	国民健康保険の被保険者の生活習慣病を予防するためには、特定健康診査及び特定保健指導を適切に受けることが重要であることから、その取組の成果を測る指標とする。	24.5%	33%以上	33%以上	33%以上	過去の実績や実施率向上に向けた取組の状況を踏まえ、5年ごとに策定する「特定健康診査等実施計画」にあわせて、年次別目標値を設定する。
			6.0% (H26)	22%以上 (H29)	22%以上 (H33)	22%以上 (H37)	
3	算出方法 がん検診受診率 (国民生活基礎調査(厚生労働省))	がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期発見・早期治療することが重要であるため、がん検診受診率を指標として設定する。	肺がん 44.5%	肺がん 50%以上	肺がん 50%以上	肺がん 50%以上	「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」の目標値(すべての種別で50%以上)をめざし、段階的に受診率の向上を図る目標値を設定する。
			大腸がん 40.5%	大腸がん 45%以上	大腸がん 50%以上	大腸がん 50%以上	
4	算出方法 40歳代の糖尿病治療者割合(国民健康保険) (健康福祉局調べ)	生活習慣病治療者の割合は40歳以降急増する。この年代の糖尿病治療者割合の抑制により、これ以降の割合の抑制も期待できることから、これを指標とすることにより、市民が主体的に健康づくり・生活習慣病予防に取り組み、重症化の予防を促進する取組の成果を測ることができる。	3.1% (H26)	3.0%以下 (H29)	3.0%以下 (H33)	3.0%以下 (H36)	過去の推移を勘案し、神奈川県平均(3.35%(H26))より低い現状値の維持を基本とし、現状値を下回することをめざした目標値とする。
			胃がん 42.2%	胃がん 45%以上	胃がん 50%以上	胃がん 50%以上	
5	算出方法 食に関する地域での活動に参加する人の割合 (①食育に関する地域活動への参加割合:食育の現状と意識に関する調査) (②食生活改善推進員数:健康福祉局調べ)	地域における食育を推進するためには、食生活改善を中心としたボランティアの養成や、ボランティアを中心とした食育のネットワークを地域で築くことが大切であるため、「食に関する地域での活動に参加する人の割合」を指標とすることにより、食育推進の担い手及び地域における食育に関する活動促進に向けた取組の成果を測ることができる。	①食育に関する地域活動参加 38.3% (H24)	①食育に関する地域活動参加 ⇒	①食育に関する地域活動参加 40%以上 (H32)	①食育に関する地域活動参加 41%以上 (H37)	①食育に関する地域活動参加者は食生活改善推進員の活動を基軸に地域へ活動を広げていくことを想定し、第3期で1.07%増加させることを目標値とする。 ②食生活改善推進員はH29までに県と同じ伸び率(約1.07%)を達成し、その後は各期200人ずつ養成することをめざす。
			②食生活改善推進員 3,862人 (H26)	②食生活改善推進員 4,100人以上 (H29)	②食生活改善推進員 4,300人以上 (H33)	②食生活改善推進員 4,500人以上 (H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方		
		現状値	第1期	第2期	第3期			
政策1-5 確かな暮らしを支える								
施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営								
直接目標		信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する						
1	算出方法	国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ) 現年度分収入率 = $\frac{\text{収入金額}}{\text{調定金額}} \times 100(\%)$ (330.62 億円 / 355.64 億円) 収入未済額: 前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計	収入率の向上と滞納額の圧縮は、国民健康保険事業の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	<small>【現年度分】</small> 92.96% <small>【収入未済額】</small> 67 億円 5,319 万円 (H26)	<small>【現年度分】</small> 93.8% 以上 <small>【収入未済額】</small> 50 億円 以下 (H29)	<small>【現年度分】</small> 94% 以上 <small>【収入未済額】</small> 40 億円 以下 (H33)	<small>【現年度分】</small> 94% 以上 <small>【収入未済額】</small> 40 億円 以下 (H37)	現状値は政令指定都市トップ水準であるが、それを維持するためには第2期の早期に94%を達成し、継続する必要がある。また、収入未済額はピークのH20(145.7億円)からの100億円減をめざすことを目標とする。
	算出方法			<small>【現年度分】</small> 99.31% <small>【収入未済額】</small> 9,737 万円 (H26)	<small>【現年度分】</small> 99.45% 以上 <small>【収入未済額】</small> 8,900 万円 以下 (H29)	<small>【現年度分】</small> 99.45% 以上 <small>【収入未済額】</small> 8,900 万円 以下 (H33)	<small>【現年度分】</small> 99.45% 以上 <small>【収入未済額】</small> 8,900 万円 以下 (H37)	
施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進								
直接目標		最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす						
1	算出方法	生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の数 (健康福祉局調べ) 本市で生活保護廃止となった者のうち、その理由が収入増であった世帯の実績値(年合計)	生活保護法は最低生活の保障及び自立助長をその目的としており、自立可能な世帯に対して支援を行うことが常に求められている。そこで、稼働能力や他法・他施策の活用により経済的自立を果たした世帯数を取組の成果を測る指標とする。	608 世帯 (H26)	650 世帯 以上 (H29)	650 世帯 以上 (H33)	650 世帯 以上 (H37)	将来的な経済的に自立した世帯数の動態は流動的であるため、直近で最大値である H24 の数値を維持することを目標として設定する。
	算出方法			99% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	
2	算出方法	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ) 本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値 高校等への進学者数(116人) / 事業利用者数(117人)	生活保護世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受給する「貧困の連鎖」が存在しているといわれているが、その対策として、より就職活動に有利になるよう高校進学をめざして生活保護受給世帯の子どもへの進学支援を行っていることから、高校等への進学実績を取組の成果を測る指標とする。	99% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
	算出方法			99% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
政策1-6 市民の健康を守る							
施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化							
直接目標		いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える					
1	かかりつけ医がいる人の割合 <small>(休日急患診療所患者統計)</small>	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。かかりつけ医を持つ人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	57.5% (H26)	58% 以上 (H29)	59% 以上 (H33)	60% 以上 (H37)	医療の適正利用の一層の促進を図るため、過去5年間58%前後で推移している割合を、普及啓発等により段階的に引き上げ、市民の6割がかかりつけ医を持つことを目標とする。
	算出方法 休日急患診療所を受診する患者が記載する受診申込書において、設問『かかりつけ医はいますか?』に対し『有』と回答した人の割合						
2	身近な地域の医療機関を受診する市民の割合(平日日中の発熱等への対応) <small>(市民アンケート)</small>	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。発熱などによる体調の変化があった場合に、身近な地域の医療機関を適切に受診する人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	86.9% (H27)	87% 以上 (H29)	88% 以上 (H33)	90% 以上 (H37)	H27に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により受診割合を着実に増加させることを目標とする。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)における、設問「発熱や痛みなど体調の変化があった際に、平日の日中に医療機関を受診するときの対応」について、『地域の診療所・クリニックを受診する』と回答した人の割合						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
3	算出方法	川崎DMAT(災害医療派遣チーム)の隊員養成研修了累計者数(3指定病院の合計) (健康福祉局調べ)	全国各地で多種多様な災害が頻発する中、ひとりでも多くの市民の命を守るため、川崎DMAT事業においては、指定病院に従事する救命救急医療関係者が災害現場で活動するための知識・技能を備えておくなど、平時から出場要請に的確に対応できる体制を整えておかなければならない。そのためには、川崎DMAT隊員養成研修による新規養成及び技能維持の取組を一層促進していく必要があることから、累計修了者数を指標として設定する。	130人 (H26)	170人以上 (H29)	250人以上 (H33)	350人以上 (H37)	現在、各指定病院の川崎DMAT登録者数は目標(30人)を概ね満たしているが、異動・退職者の動向や、隊員の技能維持を考慮すると、毎年20名程度の規模で継続して研修を実施していくことが必要であり、これ基に算出した数値を目標値とする。
		川崎DMAT指定病院(市立川崎病院・日本医科大学武蔵小杉病院・聖マリアンナ医科大学病院)における、発隊以降の隊員養成数を累計						
4	算出方法	救急搬送者の医療機関までの平均搬送時間 (消防局調べ)	高齢化の進展等に伴う救急件数の急速な増加が予測される中においても、病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進めるとともに、心肺機能停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10分以内に救命処置が開始されることが1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、救急車が救急現場に10分以内に到着し、いち早く傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定する。	42.6分 [8.4分] (H26)	42.6分 [8.4分] 以下 (H29)	42.6分 [8.4分] 以下 (H33)	40.0分 [8.0分] 以下 (H37)	今後も高齢化が進行し、救急件数の急速な増加が予測される中でも病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進め、第2期では、現状値の維持、第3期では本市と隣接している横浜市の平均の近似値である40分を目標とする。
		年間の全救急事案のうち、覚知から病院到着までの平均時間 ※覚知:119番通報が指令センターに入電した時間						
5	算出方法	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	31.4% (H26)	32.1% 以上 (H29)	33.0% 以上 (H33)	33.9% 以上 (H37)	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的(人的)要因が大きいことから、目標値は過去5年間における心肺停止傷病者数の増加率(15人/年)及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率(8人/年)から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。
		バイスタンダーによる心肺蘇生の実施(407人)／救急現場における心肺停止状態の傷病者(1,296人)×100(%) ※バイスタンダー:救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)のこと						
施策1-6-2 信頼される市立病院の運営								
直接目標		誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する						
1	算出方法	入院患者満足度 外来患者満足度 (病院局調べ)	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上に向けた取組の成果を測ることができる。	入院 87.5%	入院 88.4% 以上	入院 90.0% 以上	入院 90.0% 以上	一般社団法人日本病院会が実施しているQIプロジェクト(全国292病院参加)におけるH26患者満足度調査の平均値(入院患者満足度89.3%、外来患者満足度81.7%)を超えることを目標として設定しており、市立3病院ともに達成できるよう患者満足度の向上に向けた取組を推進する。
		市立病院で実施している入院患者及び外来患者の満足度調査(有効回答数概ね300)において、満足～不満足(満足+やや満足)と回答した人の割合(市立3病院の平均値)		外来 77.6% (H27)	外来 79.3% 以上 (H29)	外来 82.0% 以上 (H33)	外来 82.0% 以上 (H37)	
2	算出方法	病床利用率(一般病棟) (病院局調べ)	入院延患者数を確保し、病床を安定的に稼働させることは、より多くの患者さんに適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができる。	72.9% (H26)	83.0% 以上 (H29)	83.0% 以上 (H33)	83.0% 以上 (H37)	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化・充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、全国の類似自治体病院の状況等を参考としつつ、病床利用率の向上をめざす。
		病院のベッドの利用状況の割合 入院延患者数/年間の許可病床数(入院延患者数の受入最大値)×100(%) ・川崎病院 180,593人/ (663床×365日)×100(%) ・井田病院 82,603人/ (343床×365日)×100(%) ・多摩病院 107,350人/ (376床×365日)×100(%) (市立3病院の平均値)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
3	算出方法	救急患者受入数 (病院局調べ)	川崎病院は救命救急センター及び小児急病センター、井田病院及び多摩病院はそれぞれ救急告示病院の役割を担っている。各病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れることで、市立病院が市内救急医療体制の一翼を担っていることを示す指標とする。	49,873 人 (H26)	50,800 人以上 (H29)	52,000 人以上 (H33)	52,500 人以上 (H37)	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医を安定的な確保を図るなど、引き続き体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、過去の実績を参考としつつ、救急患者受入数の増加をめざす。
		夜間や休日等の診療時間外に診察等を受けた患者数及び診療時間内に救急車で搬送された患者数の合計 (市立3病院の合計値)						
施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保								
直接目標		感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える						
1	算出方法	麻しん・風しん予防接種の接種率 (健康福祉局調べ)	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。 特に、麻しん及び風しんについては、排除(海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態)達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	第1期 98.6%	第1期 98.6% 以上	第1期 98.6% 以上	第1期 98.6% 以上	「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。
		【第1期:1歳の間】 被接種者数(13,940人) ／対象者数(14,143人) ×100(%) 【第2期:小学校入学前の1年間】 被接種者数(11,939人) ／対象者数(13,027人) ×100(%)		第2期 91.6% (H26)	第2期 95% 以上 (H29)	第2期 95% 以上 (H33)	第2期 95% 以上 (H37)	
2	算出方法	感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート)	感染症の予防及びまん延の防止のためには、市民一人ひとりが手洗い及び咳エチケット等を実施することが大変重要であることから、これを指標とすることにより、感染症予防の普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95% (H27)	95% 以上 (H29)	95% 以上 (H33)	95% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、政令指定都市平均(77.6%)を大幅に上回っていることから現状値を維持することを目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)における設問「インフルエンザの予防等に関して、手洗いや咳エチケットなどを、あなたはどの程度実践していますか。」に対し、「実践している」または「ある程度実践している」と回答した人の割合						
3	算出方法	食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	飲食に伴う健康被害については、市民等の関心が高く、また、食中毒の予防のためには、監視指導や普及啓発等による、総合的な取組が求められることから、これを指標とすることにより、取組の成果を客観的に測ることができる。	8件 (H26)	8件 以下 (H29)	8件 以下 (H33)	8件 以下 (H37)	政令指定都市平均(17件)を大幅に下回っていることから、現状値を維持することを目標とする。
		H26 に食中毒として処理した事件の件数						
4	算出方法	「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	市民の自発的な食中毒予防が健康被害を防止するために重要であることから、その実施状況を指標とすることで、普及啓発等の施策の成果を測ることができる。	86.8% (H27)	87% 以上 (H29)	88% 以上 (H33)	90% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により着実に増加させることを目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、「食中毒予防の3原則」を「実践している」及び「ある程度実践している」と回答した人の割合						
5	算出方法	市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	シックハウス対策などの、市が市民や施設等を対象に実施する衛生的な住環境に関する講習会等の開催数は、講師派遣依頼数にも比例し、住民の生活環境に対するニーズの表れであると考えられるため、その実施数の変化を見ることで、健康被害防止及び良好な生活環境の向上に向けた普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95回 (H26)	116回 以上 (H29)	144回 以上 (H33)	172回 以上 (H37)	実施形態や周知方法を工夫するとともに、開催した対象団体等からの講師派遣再依頼により、開催数を増やすことをめざし、目標値を設定する。
		環境衛生(住環境)等に関する講習会の年間実施回数の合計						

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる							
施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進							
直接目標		地域で子育てを支えるしくみをつくる					
1	ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (ふれあい子育てサポートセンター事業実施報告書)	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、育児の援助をしたい人と援助を受けたい人が子育てサポートセンターへ会員として登録し、会員相互により援助活動を行う事業を推進しており、その利用人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	15,665 人 (H26)	16,300 人以上 (H29)	16,600 人以上 (H33)	16,600 人以上 (H37)	本市における出生数は依然として高い水準にあり、子育てニーズも多様化してきている状況を踏まえ、現状値を上回る目標値を第1期計画期間の目標値として設定する。また、第2期計画期間以降については本市将来人口推計における年少人口の減少を踏まえ目標値を設定する。
	算出方法	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値					
2	地域子育て支援センター利用者の満足度 (地域子育て支援センター利用者アンケート)	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、地域の中の親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供、相談支援に取り組んでおり、地域でその役割の一翼を担う地域子育て支援センターの利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8.9 (H27)	8.9 以上 (H29)	9.0 以上 (H33)	9.1 以上 (H37)	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
	算出方法	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出 利用者 1,390人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点					
施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進							
直接目標		子どもを安心して預けられる環境を整える					
1	待機児童数 (厚生労働省通知「保育所等利用待機児童数調査について」)	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策を推進しており、保育所利用申請者のうちの待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	0人 (H27.4)	0人 (H29.4)	0人 (H33.4)	0人 (H37.4)	本市では平成27年4月に待機児童解消を達成しており、引き続き、認可保育所や川崎認定保育園等における保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消に継続的に取り組んでいくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
	算出方法	厚生労働省「保育所等利用待機児童の定義」に基づく、各年4月の集計値					
2	保育所等における利用者の満足度 (認可保育所等を利用している方への調査)	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、保護者が安心して子どもを預けられるよう、認可保育所の整備等の待機児童対策と合わせて、保育の質の向上に向けた取組を推進しており、保育所等における利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	7.9 (H27)	8.0 以上 (H29)	8.2 以上 (H33)	8.4 以上 (H37)	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
	算出方法	「認可保育所等を利用している方への調査」(無作為抽出 利用者 2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点					
施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進							
直接目標		子どもがすこやかに成長するしくみをつくる					
1	乳幼児健診の平均受診率 (厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、子育て家庭における子どもの成長発達や育児状況の把握のために乳幼児健診に取り組んでおり、その受診率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	97.2% (H26)	97.3% 以上 (H29)	97.3% 以上 (H33)	97.4% 以上 (H37)	従来から高い水準にある3か月健診の受診率を踏まえ、政令指定都市トップの受診率を目標値として設定する。
	算出方法	各年齢(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数÷健康診査対象人数)×100(%)」の平均値 (現状値: 13,883人/14,209人 = 97.7%(3か月児)-① 13,761人/14,122人 = 97.4%(1歳6か月児)-② 13,149人/13,264人 = 96.5%(3歳児)-③ ①+②+③÷3=97.2%)					

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	子育てが楽しいと思う人の割合(1歳6か月健診時における子育てで生活基本調査)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、育児不安や育児ストレス、孤立感などを抱えた親子に対して、面接や訪問等の親支援を強化する取組を進めており、子育てが楽しいと思う親の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.5%	97.6%	97.7%	97.8%	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
		1歳6か月健診時における問診票(対象者997人)で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	わくわくプラザの登録率(わくわくプラザ利用実績報告書)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内113校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その登録率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	46.3%	47%	49%	51%	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、H37までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
		わくわくプラザ登録者数(32,953人)／対象児童数(71,205人)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
4	算出方法	わくわくプラザ利用者の満足度(わくわくプラザを利用している方への調査)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市113校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その利用者の満足度の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	7.3	7.4	7.7	8.0	子育てで家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。
		「わくわくプラザを利用している方への調査」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり								
直接目標		子どもが安心して育つしくみをつくる						
1	算出方法	里親の登録者数(厚生労働省「福祉行政報告例」)	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため里親制度を実施しており、市民の社会的養護に対する意識の高さ、地域ぐるみで子育てを行う意識の高さについて、その登録数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	116人	118人	122人	126人	家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため、「社会的養護推進に向けた基本方針」により、H41までに里親登録数を130人とすることを目標として取組を進めており、現状値とこれまでの実績も踏まえ、H37の目標値を126人以上に設定する。
		福祉行政報告例における里親登録者数の実績値		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合(要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査)	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、要保護児童対策地域協議会における地域の関係機関の連携の充実の取組を推進しており、関係者が地域において関係機関の連携が進んでいると思う人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.8%	36%	45%	54%	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関間の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
		要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議)関係者アンケート調査(1,423人)のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
政策2-2 未来を担う人材を育成する								
施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進								
直接目標		すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる						
1	算出方法	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合(全国・学力学習状況調査(H26:毎年実施))	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させることができ、向上心につながり、人生を充実させることができるものである。自尊感情を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	75.9%	77.0%	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組めることを目標にして取り組む。H26全国学力・学習状況調査においては、小学校については、全国平均(75.1%)を既に上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。中学校については、全国平均(68.0%)を下回っていることから、第1期までに全国水準まで引き上げ、以降、更なる向上をめざす。	
		市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値		(小6)	(小6)			(中3)

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法	「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(H26:毎年実施))	88.3% (小5)	90.0% 以上 (小5)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。		H26 全国学力・学習状況調査においては、小学校は全国平均(79.9%)を上回り、中学校においても全国平均(71.8%)を下回っているものの、全国とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上をめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生:国語・算数、中学校3年生:国語・数学の平均値
		市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 (小学校5年生:国語・算数・理科・社会、中学校2年生:国語・数学・社会・理科・英語の各教科の平均)	73.4% (中2) (H26)	75.0% 以上 (中2) (H29)			
3	算出方法	体カテストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査(H26:毎年実施))					神奈川県平均値を下回っている現状においては、県平均の水準まで改善していくことを目標とする。
		小5男 川崎市(52.34点)／神奈川県(52.49点)×100	99.7 (小5男)	100以上 (小5男)	100以上 (小5男)	100以上 (小5男)	
		小5女 川崎市(52.13点)／神奈川県(52.47点)×100	99.4 (小5女)	100以上 (小5女)	100以上 (小5女)	100以上 (小5女)	
		中2男 川崎市(37.10点)／神奈川県(39.92点)×100	92.9 (中2男)	100以上 (中2男)	100以上 (中2男)	100以上 (中2男)	
		中2女 川崎市(43.64点)／神奈川県(46.18点)×100	94.5 (中2女) (H26)	100以上 (中2女) (H29)	100以上 (中2女) (H33)	100以上 (中2女) (H37)	
		※神奈川県平均値(体力合計点)を100とした際の本市の割合 ※体力合計点は、種目ごとの測定値を点数化(10点満点)し、その合計点を平均したもの 〔実施種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、持久走(中学生はシャトルランとの選択実施)、50m走、立幅跳び、ソフトボール投げ(小学生)、ハンドボール(中学生)	体力テストは全国で同じ基準で実施するため、地域性の違いの少ない神奈川県平均値との比較をすることにより、本市における子どもの体力の状況の変化や施策の効果を測ることができる。				
施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応							
直接目標		支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる					
1	算出方法	支援が必要な児童の課題改善率 (教育委員会調べ)	81.8% (H26)	88.0% 以上 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。		第1期実施計画の終期となるH29には、H26推進校で達成した課題改善率88%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。
		課題が解消・改善した児童数(5,524人)／全小学校が把握した支援が必要な児童数(6,757人)×100(%)	課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童の支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。				

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法	1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) (教育委員会調べ)	8.29件 (H26)	8.22件以下 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	H26の本市の発生件数は、過去の調査の中で最低の8.29件となっている。国・県の1,000人あたりの発生件数(国:10.7件、件:18.6件)を下回っているが、さらに発生件数を減少させていくことを目標とする。	
	暴力行為発生件数(239件)÷全生徒数(28,816人)×1,000						
3	算出方法	いじめの解消率 (教育委員会調べ)	65.8% (小学校)	80.0%以上 (小学校)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	いじめの態様が年々変容し、潜在化、巧妙化が進んで見えにくくなっている中、小学校では、児童支援コーディネーターを専任化して配置している学校数の増加に伴い、いじめの早期発見・早期対応により認知件数が増加している。認知したいじめの解消件数を増やし、全国平均(89.9%)を下回っている解消率の増加をめざす。中学校においては、全国平均(86.4%)を下回っているため、全国最高レベルの水準をめざし、目標値を設定する。	
	解消した件数(小:407件、中:154件)÷認知件数(小:619件、中:185件)×100(%)	「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題への未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめの解消率の変化を見ることで、学校、家庭、地域においてのいじめ防止対策の成果を測ることができる。	83.2% (中学校)	90.0%以上 (中学校)			
4	算出方法	不登校児童生徒の出現率 (教育委員会調べ)	0.38% (小学校)	0.30%以下 (小学校)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	児童生徒の増加が続く見込みの中、国平均(0.39%)を下回っている小学校については、過去5年の最低水準まで改善することを目標とする。中学校については、国平均(2.76%)を上回っているため、全国平均の水準まで段階的に改善することをめざし、目標値を設定する。 ※すべて公立学校の平均値	
	不登校児童生徒数(小:271人、中:1,003人)÷全児童生徒数(小:71,436人、中:28,816人)×100(%)	不登校はさまざまな要因を背景として現れるため、その出現率の変化を見ることで、支援が必要な児童生徒のニーズへの対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。	3.48% (中学校)	3.39%以下 (中学校)			
施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備							
直接目標		安全で快適に過ごせる学習環境を整える					
1	算出方法	児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会調べ)	29件 (H22~H26の平均)	27件以下 (H25~H29の平均)	25件以下 (H29~H33の平均)	23件以下 (H33~H37の平均)	過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ないH26の件数(23件)以下とすることをめざして、段階的に削減することを目標とする。
	市立小学校及び中学校の登下校時における事故報告の合計(直近5年間の平均値)	児童生徒の事故件数のうち、登下校時における事故件数を指標に設定することにより、通学路における交通状況の変化や、学校で実施する交通安全教室、通学路の安全対策などの施策の効果を測ることができる。					
2	算出方法	老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合 (教育委員会調べ)	24.1% (H27)	28.7%以上 (H29)	50%以上 (H33)	80%以上 (H37)	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間(H26から概ね10年間)での再生整備着手によって、教育環境の改善を図ることを目標とする。
	「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)+老朽化対策及び質的改善済の学校施設(2施設)」÷全学校施設(174施設)	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室やトイレなど教育環境の質的改善、環境対策をあわせて行う再生整備の進捗状況を指標化したものである。					

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
施策2-2-4 学校の教育力の向上							
直接目標		教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動(授業等)を実現する					
1	「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(H26:毎年実施))	「家で、自分で計画を立てて勉強している」かどうかを見ることで、学びが学校内(授業)に留まらず、家庭学習を含む授業外にも波及しているか否かの効果を見ることができ、よりよい学習活動の実現に向けた取組の成果を測ることができる。	58.4% (小6)	59.0% (小6)	60.0% (小6)	61.0% (小6)	小学校・中学校ともに国平均(小6:61.0%、中3:46.6%)・神奈川県平均(小6:59.0%、中3:46.0%)を下回っている現状があることから、段階的に国平均の水準まで改善していくことを目標とする。
	算出方法 市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値		45.0% (中3)	45.5% (中3)	46.0% (中3)	46.5% (中3)	
2	「今住んでいる地域に行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(H26:毎年実施))	教職員が、保護者や地域と連携して教育活動を行うことにより、地域に開かれた、地域と共に歩む学校づくりが推進され、結果として児童生徒の地域への帰属意識、地域の一員としての自覚が高まると考えられる。そのため、地域の行事に参加する児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習環境を実現するための取組の成果を測ることができる。	53.6% (小6)	55.0% (小6)	57.5% (小6)	60.0% (小6)	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県平均値(小6:60.9%、中3:36.9%)をめざす。
	算出方法 市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値		31.2% (中3)	32.0% (中3)	33.0% (中3)	34.0% (中3)	
3	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(H26:毎年実施))	学校の教育力が向上すれば、児童生徒が学びの価値を自ら理解し、目的を持って楽しく学校に通うことができると考えられる。学校が楽しいと思う児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	93.3% (小5)	93.3% (小5)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。		これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校は現状の高水準を維持していくことをめざす。中学校は、90%まで引き上げた上で、その水準を維持していくことをめざす。(小・中ともにH26の数値は過去最高)
	算出方法 市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値		89.9% (中2)	90.0% (中2)			
政策2-3 生涯を通じて学び成長する							
施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上							
直接目標		大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する					
1	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	子ども達が地域の大人と関わる機会をどれだけ作れたかを測ることで、寺子屋で大人と子どもが共に学び、地域で声をかけ合えるような関係づくりのための取組の成果を測ることができる。	87.6% (H26)	90% (H29)	92% (H33)	93% (H37)	H27までのモデル実施の成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。
	算出方法 寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数(444人)／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数(507人)						
2	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合 (※家庭教育事業参加者アンケート)	家庭教育は、本来、家庭の責任において行われるべきものであるが、社会状況や地域の変化等により、子育てに悩みや不安を感じ、周囲ではそれを解消できないケースが増えている。それらの悩みや不安感が、本事業によって軽減されているかを測るものである。	91.4% (H27)	92% (H29)	92.5% (H33)	93% (H37)	H27のアンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。
	算出方法 家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数(153人)／事業参加者におけるアンケートの回答者数(116人) ※新規アンケートのため、H27.4-H27.12までの集計						

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援							
直接目標		市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる					
1	教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数 (教育委員会調べ)	市民が広く社会的な課題等について学び、主体的に活動する場である社会教育振興事業の参加者数の推移を見ることで、学習や活動環境の状況を測ることができる。	89,660 人 (H26)	9万人 以上 (H29)	9.1万人 以上 (H33)	9.2万人 以上 (H37)	各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
	算出方法		各年度における事業参加者数				
2	教育文化会館・市民館・分館施設利用率 (教育委員会調べ)	教育文化会館・市民館等の年間利用率の変化を見ることによって、施設が生涯学習の拠点としての程度機能しているのか等、成果を客観的に測ることができる。	56.6% (H26)	56.9% 以上 (H29)	57.3% 以上 (H33)	57.7% 以上 (H37)	現状の数値を基準として、各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
	算出方法		利用実績のある部屋数(89,031コマ)÷利用可能部屋数(157,128コマ) ※各施設の貸出部屋は、部屋ごとに1日3区分(午前・午後・夜間)に分けた利用が可能であり、それを3部屋とカウントする。(各年度)				
3	市立図書館・分館における図書館の入館者数 (教育委員会調べ)	市立図書館の年間入館者数の変化を見ることによって、市民がどの程度、読書や調べ物等をしているか、また施設が生涯学習の拠点としての程度機能しているのかなど、成果を客観的に測ることができる。	4,337,308 人 (H26)	435 万人以上 (H29)	437 万人以上 (H33)	439 万人以上 (H37)	図書館の利用者人数(※1)は、H25の中原図書館移転での増加を除くと、直近3か年において全館で概ね減少傾向にあるものの、既存の体制でサービスの見直しや広報の強化等により利用の増進を図ることで、減少傾向を改善し、入館者数(※2)の段階的な増加をめざす。 ※1「利用者人数」…入館した上貸出や予約等記録に残るサービスを利用した者の数 ※2「入館者数」…入館した者の数。利用者人数に加え、例えば館内での読書のみ利用者等を含む。(H26から算出開始)
	算出方法		各施設(管見閲覧所を除く)の入り口に設置しているBDS(無断持出防止装置)による入館者数				
4	学校施設開放の利用者数 (教育委員会調べ)	学校施設を活用して生涯学習活動を実施した市民の数を測ることで、市民同士のつながりをつくり、自主的に生涯学習活動に取り組む市民を育む本施策の成果を測ることができる。	2,609,747 人 (H26)	261 万人以上 (H29)	261.5 万人以上 (H33)	262 万人以上 (H37)	これまで学校施設の活用促進のため、各学校1施設以上の開放をめざして施設整備等を着実に進め、開放可能な場所の整備がほぼ終了した。また、稼働率も非常に高い状況であることから、広報等の充実により段階的な上昇をめざす。
	算出方法		市立学校で実施している施設開放事業の利用者数(体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計)				
5	社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合 (※事業参加者アンケート)	社会教育振興事業の参加者にアンケートを行うことで、事業目的のひとつである、人と人とのつながりの構築に向けた取組の成果を測ることができる。	67.5% (H27)	69% 以上 (H29)	70.5% 以上 (H33)	72% 以上 (H37)	講座の対象や内容等により、つながりの構築の容易さに異なりがあるため、それぞれの事業において手法等を改善することにより、段階的な上昇をめざす。
	算出方法		社会教育振興事業において「新たなつながりが増えた」と答えた参加者の数(533人)÷事業参加者におけるアンケートの回答者数(381人) ※新規アンケートのため、H27.4～H27.12までの集計				

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる							
施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進							
直接目標		地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす					
1	市域の温室効果ガス排出量の削減割合 (環境局調べ)	温室効果ガス排出量について、基準年度である 1990(H2)年度との削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。	1990 年度比 ▲12.1% (H25) 暫定値	1990 年度比 ▲20% 以上 (H29)	1990 年度比 ▲25% 以上 (H32)	1990 年度比 ▲25% 以上 (H37)	2020(H32)年度までに 1990(H2)年度における市域の温室効果ガス排出量の 25%以上に相当する量の削減をめざす。 2017(H29)年までの第1期における指標については、現行目標において中間的な指標がないため、現状値と最終目標値との年度按分により設定する。 2020(H32)年以降の削減目標については、国等の動向を踏まえ、今後検討していくことから、第3期については第2期と同様とする。
	算出方法 川崎市温室効果ガス排出量(2013年度暫定値) 25,693千トン-CO ₂ (1990年度比▲12.1%)						
2	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合を指標とすることにより、環境に配慮した取組の成果を測ることができる。	24.9% (H27)	26% 以上 (H29)	28% 以上 (H33)	30% 以上 (H37)	「市民の実感指標」の目標値の考え方と同様に H27 が概ね政令指定都市平均であったことを踏まえ、更なる向上(+5%)をめざし、H37 に 30%以上を目標とする。 第1期(H29)における目標は、現状値と最終目標値との年度按分により設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000人)の市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う人(そう思う+やや思う)の割合						
政策3-2 地域環境を守る							
施策3-2-1 地域環境対策の推進							
直接目標		空気や水などの地域環境を守る					
1	光化学スモッグ注意報の発令日数 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。健康被害を引き起こす光化学オキシダントが高濃度になった場合に発令される注意報の発令日数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	6日 (H26)	2日 以下 (H29)	0日 (H33)	0日 (H37)	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標のなかの当面の目標として、高濃度の発生を抑制し、注意報の発令をゼロにすることを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法 年間に発令された日数						
2	二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の環境基準の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	94.4% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標として環境基準を達成することを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法 環境基準達成局数(17局)÷測定局数(18局)×100(%)						
3	河川のBOD、COD環境目標値達成率 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。代表的な水質の指標であるBOD、CODの環境目標値の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	100% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	「水環境保全計画」の構成要素ごとの目標のうち、水質の指標として環境目標値を達成することを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法 環境目標値達成地点数(12地点)÷測定地点数(12地点)×100(%)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進							
直接目標		廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を進める					
1	1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、特に発生抑制の観点から、できるだけごみを発生させないライフスタイルへの転換を促していくことが重要である。1人1日あたりのごみ排出量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	998g	971g	935g	898g	ごみの発生抑制に取り組むため、政令指定都市トップ(※)をめざし、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することを目標とする。 (※)環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査(2013(H25)年度実績)」によると、本市の1人1日あたりのごみ排出量は政令指定都市20市中5位となっている。
	算出方法 総処理量(家庭系・事業系(焼却ごみ・資源物)、道路清掃ごみ)(532,390t) / 人口(1,461,043人) / 日数(365日)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	ごみ焼却量(1年間) (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、発生抑制、再利用、再生利用の取組が重要であり、また、ごみ焼却量の削減により、ごみ焼却処理施設の安定的な稼働や最終処分場の更なる延命化を図ることができる。1年間におけるごみ焼却量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.1万t	36.0万t	34.5万t	33.0万t	ごみの発生抑制に取り組むため、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することをめざし、ごみの焼却量を4万トン削減することを目標とする。
	算出方法 焼却処理量(普通ごみ・事業系ごみなど)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす							
施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成							
直接目標		多様な主体との協働、連携により緑を育む					
1	緑のボランティア活動の累計か所数 (建設緑政局調べ)	緑のボランティア累計活動か所を把握することで、市民等のボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	2,355か所	2,380か所	2,420か所	2,450か所	ボランティア団体種別ごとに、近年の活動実績から年間の増加数を予測し、ボランティア活動の累計か所数の増加をめざす。 それぞれの団体種別ごとに、近年の実績から年間の増加数を設定する。 管理運営協議会等設立公園数 3か所/年 街路樹愛護会活動ブロック数 3か所/年 緑の活動団体登録数 3か所/年
	算出方法 公園、街路樹、緑地などにおけるボランティア団体の活動実績数 (H26 管理運営協議会及び公園緑地愛護会 864か所、街路樹愛護会 1,247か所、緑の活動単体登録数 244か所)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	市民100万本植樹運動による累計植樹本数 (建設緑政局調べ)	緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数により、緑化推進の取組の成果を測ることができる。	61万本	75万本以上	90万本以上	100万本以上	これまで10万本植樹運動を進めてきたが、市制100周年に向けて、H36までに100万本以上(H37)の植樹をめざす。
	算出方法 毎年、緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数を合計し算出する。		(H26)	(H29)	(H33)	(H36)	
施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備							
直接目標		豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する					
1	一人あたりの公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、一人あたりの公園緑地面積の変化を見ることで、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	5.0㎡/人	5.0㎡/人以上	5.0㎡/人以上	5.0㎡/人以上	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込みのある用地を着実に取得し、必要な整備を進めていくことをめざしている。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加にあわせて公園面積を増やし、一人あたりの公園面積を維持することを目標とする。
	算出方法 建設緑政局が管理している公園・緑地の面積(約7,352,900㎡) / 本市の人口(約1,462,100人) (H26末)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
施策3-3-3 多摩丘陵の保全							
直接目標		市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する					
1	緑地保全面積 (建設緑政局調べ)	緑地保全の推進により、都市の景観向上、地球温暖化対策、生物保全の向上を図るため、さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全を進めることが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	232ha (H26)	272ha 以上 (H29)	285ha 以上 (H33)	300ha 以上 (H37)	さまざまな緑地保全施策を有効活用し、過去3年の緑地保全面積水準を維持していくことをめざす。
	算出方法		特別緑地保全地区の指定、緑の保全地域の指定、保安林の保全、緑地保全協定の締結、保存樹林の指定、ふれあいの森の契約を締結した各面積の合計値				
2	企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数 (建設緑政局調べ)	企業・教育機関等との連携による保全活動か所数を把握することで、緑地保全におけるボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	4 か所 (H26)	5 か所 以上 (H29)	7 か所 以上 (H33)	9 か所 以上 (H37)	企業・教育機関等の参加を積極的に勧めることで、保全活動か所数の段階的な増加をめざす。
	算出方法		企業・教育機関等の参加による保全活動か所数				
施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進							
直接目標		多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する					
1	生産緑地の年間新規指定面積 (経済労働局調べ)	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地(500㎡以上/か所)に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として必須であることから、成果指標として新規指定面積を設定する。	12,000 ㎡ (H26)	12,000 ㎡以上 (H29)	12,000 ㎡以上 (H33)	12,000 ㎡以上 (H37)	市内農地面積全体の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、現状の新規指定面積を目標値とし、生産緑地の維持を図ることを目標とする。
	算出方法		年度における生産緑地地区の新規指定実績 ※H26 生産緑地指定面積 290.7ha				
2	防災農地の年間新規登録数 (経済労働局調べ)	市民防災農地は大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることで取組の成果を測ることができる。	7 か所 (H26)	8 か所 以上 (H29)	8 か所 以上 (H33)	8 か所 以上 (H37)	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。
	算出方法		年度における防災農地の新規登録数				
3	市民農園等の累計面積 (経済労働局調べ)	市民農園は、農地の保全・活用の1つの手段となるとともに、市民に農と触れ合う機会を提供することで都市農業の理解を促進することにも繋がっており、市民農園の累計面積を見ることで取組の成果を測ることができる。	73,790 ㎡ (H26)	78,000 ㎡以上 (H29)	88,000 ㎡以上 (H33)	98,000 ㎡以上 (H37)	農地所有者開設型の市民農園等の面積を、直近数年の伸び(2%)と同等の水準で今後も継続的に増加させていくことを目標とする。
	算出方法		開設・運営主体が異なるさまざまなタイプの市民農園の面積の合計				
施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進							
直接目標		多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める					
1	多摩川に魅力を感じ、利用したことがある人の割合 (市民アンケート)	河川敷の運動施設や多摩川を訪れる市民の利便施設の再整備、河川敷利用のマナーアップに取り組むなど多摩川が市民の身近な存在になるように、魅力向上の取組を進めている。多摩川の利用状況や魅力の意識を指標とすることで、「多摩川の魅力を活かす総合的な取組」の効果を測ることができる。	37.7% (H27)	38% 以上 (H29)	39% 以上 (H33)	40% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートの郵送アンケートの結果に改善率(政令指定都市最高値との差0.9%)を加算し、5の倍数に近い数値をH37までの目標値とする。
	算出方法		市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、多摩川を「利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合				

基本政策4 活力と魅力あふれ力強い都市づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興							
施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化							
直接目標		海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす					
1	市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	市内企業の海外での販路開拓をめざし、本市は海外ビジネス支援センターや海外で開催される展示会への参加等を通じた支援を行っている。また、企業等のビジネスマッチングの機会を創出することをめざして、川崎国際環境技術展を開催している。それぞれの商談成立件数の把握により、取組の成果を測ることができる。	581件 (H26)	630件 以上 (H29)	660件 以上 (H33)	700件 以上 (H37)	本市の海外展開支援施策(海外への展示会出展、国際環境技術展の開催等)の充実による更なるビジネスマッチング機会の創出により、市内企業等の国内外でのビジネスマッチング件数を10年で100件以上を増加させることを目標とする。
	算出方法 市の支援策を活用した企業にヒアリングやアンケートを実施						
2	グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 (経済労働局調べ)	グリーンイノベーションの推進に向けて、クラスター会員企業等とのマッチングによる新規事業の創出をめざしているから、クラスターを通じて形成されたプロジェクト件数により事業の成果を測ることができる。	2件 (H27)	5件 以上 (H29)	7件 以上 (H33)	10件 以上 (H37)	環境ビジネスによる産業活性化に向けて、H27に立ち上げたグリーンイノベーションクラスターに参画する企業等の連携による新規プロジェクトの創出件数を着実に増加させ、10年後のH37に年間10件のプロジェクトが稼働していることを目標とする。
	算出方法 各年度における稼働中のプロジェクトの件数						
施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成							
直接目標		魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる					
1	小売業年間商品販売額 (商業統計調査)	小売業年間商品販売額は、市内での消費活動が反映され、市内商業地域の状況を客観的に把握できることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	9,838億円 (H26)	1兆円 以上 (H29)	1兆円 以上 (H33)	1兆円 以上 (H37)	本市は、全国の状況と比べて人口が増加しているが、市民・事業者の高齢化が進む中で、年間商品販売額を維持していくことを目標とする。
	算出方法 商業統計調査(H26)の小売業年間商品販売額						
2	市場の年間卸売取扱量 (経済労働局調べ)	市場取扱量が、その市場の状況や規模を客観的に明確に示す最適な指標であることから、これを成果指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	151,433t (H26)	151,433t 以上 (H29)	151,433t 以上 (H33)	151,433t 以上 (H37)	全国的に市場経由率が低下し、市場を取り巻く環境が厳しい中、本市場においては、現状の市場機能の維持・持続を図り、取扱量の確保を目標とする。
	算出方法 北部市場と南部市場の青果及び水産物の取扱量						
施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成							
直接目標		市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる					
1	製造品出荷額等 (工業統計調査)	製造品出荷額等は、1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計の数値であるため、その変化を見ることで、企業の経営を改善し、成長を促進するための取組の成果を測ることができる。	4兆2,968億円 (H23~H25平均)	4兆2,968億円 以上 (H27~H29平均)	4兆2,968億円 以上 (H31~H33平均)	4兆2,968億円 以上 (H35~H37平均)	本市製造品出荷額等は素材型の大企業の動向及び原油価格に左右される部分が多い状況にある。その中で石油業界に対しては需要の減少に伴う供給過剰を解消するため産業競争力強化法が適用されるとともに、市内に立地するエネルギー系企業の経営統合による製油所の統廃合等により石油化学関連の出荷額が減っていくことが見込まれるほか、他都市の状況を見ると、H25の製造品出荷額等は過去3年間の平均値に届いていない自治体が多く、市内事業所数の減少も見込まれるなど、複数の減少要因がある中で、過去3年間の平均値(政令指定都市トップ)の水準の維持を目標とする。
	算出方法 工業統計調査の直近3か年の平均値						
2	知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	地域経済を担う中小企業が、将来にわたって持続的に成長発展していくためには、自社製品開発や技術の高付加価値化など、新たな事業展開に挑戦することが求められることから、大企業が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に移転した件数を見ることで、中小企業の新事業展開の取組の成果を測ることができる。	4件 (H26)	4件 以上 (H29)	4件 以上 (H33)	4件 以上 (H37)	市の知的財産交流会が「川崎モデル」として国や他の自治体等から注目されていることから、今後も全国モデルの主導として成果を連続的に創出していくことを目標とする。
	算出方法 年度ごとのマッチング成立件数を交流会後のフォローアップにて把握						

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化							
直接目標		市内農家の農業経営を安定化・健全化させる					
1	認定農業者累計数 (経済労働局調べ)	認定農業者は地域農業を牽引する中心的な経営体であり、国の施策の方向性も認定農業者を重視したものに傾く中、本市においてもその確保・育成は喫緊の課題となっている。認定後の支援も大きな課題であるが、本市の農業振興のため、認定農業者の数を確保することも重要であることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	25人	30人以上	40人以上	50人以上	三大都市圏における政令指定都市での全農家数に占める認定農業者数の割合を比較すると、本市の場合、その割合は他都市に比べ大きく下回っている。そのため、平均水準まで改善することを目標とする。
	算出方法		国の認定農業者制度に則り、経営の改善計画を市に申請し認定された農業者経営体の数	(H26)	(H29)	(H33)	
2	援農ボランティアの累計活動日数 (経済労働局調べ)	農業生産における労働力確保は農業における課題の一つであり、労働力を補完する援農ボランティアとして育成する事業を実施している。育成した援農ボランティアの活動日数の増減で、援農ボランティア育成の取組の成果を測ることができる。	400日	440日以上	520日以上	600日以上	援農ボランティアを農業者へ周知し、活用を促すとともに、新たなボランティアを育成し、人材確保により、現状の1.5倍の活動日数を目標とする。
	算出方法		援農ボランティアが農業生産者の作業に関わった日数	(H26)	(H29)	(H33)	
政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上							
施策4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進							
直接目標		次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする					
1	起業支援による年間市内起業件数 (経済労働局調べ)	起業にあたっては、それぞれの業態や成長段階に応じたさまざまな支援が必要であり、本市では民間創業支援事業者等と連携した支援に取り組んでいることから、こうした支援を通じて起業に至った件数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	62件	80人以上	100人以上	120人以上	日本全体として開業率が低迷するなか、創業支援施策の強化を図り、支援を通じて起業に至った件数を概ね2倍とすることを目標とする。
	算出方法		市の支援を通じて起業に至った件数	(H26)	(H29)	(H33)	
2	かわさき新産業創造センター(KBIC)の入居率 (経済労働局調べ)	かわさき新産業創造センターは、新規分野での創業をめざす個人及び企業に対して事業スペースを提供し、入居者に対して、専門家によるアドバイスの提供や資金調達等の支援を行うなど、さまざまな起業支援を行う施設であることから、当該施設の入居状況により市内の起業希望者の実態を把握することで、入居への取組の成果を測ることができる。	90%	90%以上	90%以上	90%以上	他都市と比較して高い施設入居率を今後も維持することをめざす。また、H30中に次期施設の本格供用開始を予定していることを踏まえて、H29以降の目標値を設定している。
	算出方法		入居面積(4,282㎡)÷全入居可能面積(4,738㎡)×100(%)	(H26)	(H29)	(H33)	
施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援							
直接目標		成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する					
1	ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数 (経済労働局調べ)	ウェルフェアイノベーションフォーラムにおけるプロジェクトの稼働状況は、本市を結節点とした福祉産業振興の活性化そのものであるため、その変化を見ることで、新規進出をはじめとする福祉分野での産業振興の取組の成果を測ることができる。	10件	20人以上	30人以上	30人以上	当面はプロジェクト稼働数の増加を図るが、稼働件数は多ければよいというものではなく、市場化を経て卒業させる(減少させる)ことも重要である。新規創出による増と市場化による減を勘案してH30以降は件数一定とし、最大稼働数を30件と設定する。
	算出方法		各年度における稼働中のプロジェクトの件数	(H26)	(H29)	(H33)	
2	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数 (経済労働局調べ)	コミュニティビジネスの起業・創業についての支援を行っており、起業・創業の増が、市内でのコミュニティビジネスの振興度合いを測定する客観的で適切な指標であることから、これを設定することで取組の成果を測ることができる。	4件	5人以上	6人以上	7人以上	起業に関する相談窓口設置やセミナー開催に加えて、既存事業者の地域での活動やネットワークづくりの支援等により、地域社会でのコミュニティビジネスの浸透を図ることによって、起業・創業希望者を増やし、着実に、段階的に起業者を生み出すことを目標とする。
	算出方法		市の支援を通じて起業に至った件数	(H26)	(H29)	(H33)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化							
直接目標		先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する					
1	新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数 (経済労働局調べ)	先端科学技術分野の製品化を進めるにあたっては、当該技術の特許申請により製品化まで進む可能性のある案件を早期に把握できることから、特許保有件数を指標として設定することで、新産業創出の取組の成果を測ることができる。	94件 (H26)	96件以上 (H29)	100件以上 (H33)	120件以上 (H37)	先端技術分野の研究開発については、製品化まで見据えた知財戦略の策定⇒特許申請⇒特許取得というプロセスに数年の時間を要することから、現在進んでいる研究の成果が特許となる時期を H30 以降と想定し、H33 以降、年間 5 件以上の新規特許が生み出されることを目標とする。
	算出方法 新川崎・創造のもり地区に拠点を有する企業、研究機関が保有する特許の累計件数						
2	ナノ医療イノベーションセンターの入居率 (経済労働局調べ)	ナノ医療イノベーションセンターは、先端医療を広く普及・浸透させるための「ナノ医療技術」の研究及び研究成果の実用化を進める施設であり、企業入居率は、オープンイノベーションへの取組の成果を測ることができる。	44% (H27.12)	60%以上 (H29)	90%以上 (H33)	90%以上 (H37)	
	算出方法 入居部屋数(31 部屋) / 全入居部屋数(70 部屋) × 100(%)						
3	小杉町二丁目地区コンベンション施設の稼働率 (経済労働局調べ)	企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じて、オープンイノベーションを促進する新たな交流拠点として、小杉町二丁目地区コンベンション施設を整備することから、当該施設の稼働率を指標に設定することで、オープンイノベーションの促進に向けた取組の成果を測ることができる。	- (H26)	- (H29)	55%以上 (H33)	60%以上 (H37)	講演会、展示会、交流会等の開催により、コンベンション施設が有効に活用され、施設の安定的な運営が図られるよう、H30 の閉館から稼働率の段階的な向上をめざし、最終的には 60%以上の稼働率を目標とする。
	算出方法 利用コマ数 / 全利用可能コマ数 × 100(%)						
施策4-2-4 スマートシティの推進							
直接目標		スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する					
1	スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数 (総合企画局調べ)	エネルギーの最適利用や ICT・データの活用による地域課題の解決を図る「スマートシティ」や、次世代のエネルギー源として期待される水素エネルギーの積極的な利活用を進める「水素戦略」の推進は、新たな施策領域であることから、創出したリーディングプロジェクトや実施中のリーディングプロジェクトが、今後新たな産業やサービスの創出につながることから、リーディングプロジェクト実施件数を指標として設定する。	7件 (H26)	16件以上 (H29)	28件以上 (H33)	40件以上 (H37)	スマートシティの実現に向けては、①エネルギー分野②生活分野③交通分野④まちづくり分野⑤産業分野の5分野において取組を進めることとしている。最終目標として、5分野で各8件、合計40件程度のリーディングプロジェクトの創出をめざすこととし、毎年3件程度の創出を図る。
	算出方法 本市と多様な主体との連携等により創出したリーディングプロジェクトや、実証中のリーディングプロジェクトの件数						
施策4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上							
直接目標		ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする					
1	提供しているオープンデータのデータセット数 (総務局調べ)	本市ホームページで提供するオープンデータのデータセット数を見ることで、行政の透明性等に向けた取組の成果を測ることができる。	27件 (H26)	100件以上 (H29)	300件以上 (H33)	500件以上 (H37)	平成 27 年 4 月時点における政令指定都市平均を上回るデータセット数を目標とし、利用ニーズの高い情報から順次提供することをめざす。
	算出方法 本市ホームページ上で提供しているオープンデータのデータセット数						
2	提供しているオープンデータのダウンロード数 (総務局調べ)	本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができる。	2,000件 (H26)	4,000件以上 (H29)	5,000件以上 (H33)	6,000件以上 (H37)	
	算出方法 本市ホームページ上で提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数						
3	電子申請システムの利用件数 (総務局調べ)	システム利用件数を集計することにより、ニーズにあった電子行政サービスが提供できているかについて、取組の成果を測ることができる。	103,400件 (H26)	108,000件以上 (H29)	113,000件以上 (H33)	118,000件以上 (H37)	ICTによる市民利便性の向上を測る指標として、年1~2%程度の割合で、電子申請システムの利用件数を増加させることをめざす。
	算出方法 本市ホームページ上の電子申請システムで手続が行われた数を集計						

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる							
施策4-3-1 人材を活かすしくみづくり							
直接目標		市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する					
1	就業支援事業による年間就職決定者数 (経済労働局調べ)	雇用のミスマッチや若年無業者等の課題対応に、総合的な相談窓口として、「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」を中心に就業支援事業を実施していることから、両事業における就職決定者数の推移を見ることで、市内の雇用状況の向上のための取組の成果を測ることができる。	666人 男性321人 女性345人 (H26)	700人以上 男性350人以上 女性350人以上 (H29)	710人以上 男性350人以上 女性360人以上 (H33)	720人以上 男性350人以上 女性370人以上 (H37)	相談・登録件数ともに増加傾向にあることから、将来的な雇用情勢や国事業の方向性が不透明ではあるものの、現状を上回る就職決定者数を維持していくとともに、女性については取組の充実によって前期を上回る就職決定者を輩出することを目標とする。
	算出方法 「キャリアサポートかわさき」における年間就職決定者数と「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」における年間進路決定者数のうちの就職決定者数						
施策4-3-2 働きやすい環境づくり							
直接目標		誰もが働きやすい環境を整える					
1	ワークライフバランスの取組を行っている事務所の割合 (経済労働局調べ)	ワークライフバランスを導入することにより幅広い仕事のあり方をそれぞれのライフステージにおいて実践することができ、少子高齢化による労働力不足が懸念される中、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる機会が確保され、働きやすい職場環境の実現ができることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	67% (H26)	70%以上 (H29)	75%以上 (H33)	80%以上 (H37)	近年では横ばい又は微減の傾向にあることから、労働情報等の周知による効果的な啓発手法等を検討・実施し、毎年1%程度の増へと転換させることを目標とする。
	算出方法 労働状況実態調査のアンケートに対する回答結果(100-「取組はいずれも行っていない」回答数(261件)/全回答数(801件)×100(%)						
政策4-4 臨海部を活性化させる							
施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備							
直接目標		臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする					
1	川崎区の従業者一人あたりの製造品出荷額 (工業統計調査)	臨海部活性化の目的は、立地企業の業績が上がることであり、1人あたりの製造品出荷額等の変化を見ることで、生産人口減少下においても、生産性の向上により臨海部企業が活性化しているかを測ることができる。	1億4,500万円 (H25)	1億5,700万円以上 (H29)	1億7,000万円以上 (H33)	1億8,400万円以上 (H37)	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を2%に設定していることから、年2%以上の増加を設定する。
	算出方法 (川崎区の製造品出荷額等(3兆5429億1600万円)÷川崎区の従業者数(24,376人))						
2	キングスカイフロント立地事業所累計数 (総合企画局調べ)	臨海部活性化のトリガーと位置づけている殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける立地企業数の変化を見ることで、国際戦略拠点形成における集積度を測ることができる。	13事業所 (H27)	22事業所以上 (H29)	30事業所以上 (H33)	34事業所以上 (H37)	今後、国際戦略拠点として研究開発機関の集積を進める必要があることから、年間で第1期は3事業所、第2期は2事業所、第3期は1事業所の新規進出を目標値に設定する。
	算出方法 H27.3末現在で進出が決定している企業・研究機関等の数						
施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成							
直接目標		川崎港での物流を活発にする					
1	川崎港貨物取扱量(公共埠頭) (港湾局調べ)	本市が管理する公共埠頭の取扱貨物量を見ることで、川崎港の物流の活性化に向けた取組の成果を測ることができる。	1,134万t (H26)	1,140万t以上 (H29)	1,210万t以上 (H33)	1,280万t以上 (H37)	公共埠頭貨物については、積極的なポートセールスや施設の整備等により川崎港港湾計画(H26改訂)における将来推計値を上回る取扱量をめざす。
	算出方法 港湾調査(統計法に基づく基幹統計として実施。川崎港に出入りした船舶及び貨物について関係者の協力を得て、調査・集計したもの)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	川崎港へ入港する大型外航船(3千総トン数以上)の割合 (港湾局調べ)	コンテナ船をはじめ、世界的に外航船舶が大型化している中で、港湾計画に基づいた計画的な施設整備や、利用しやすい港づくりを進めることによって船舶大型化への対応を行う必要がある。このため、川崎港に入港する外航船舶のうち総トン数3千以上の大型船の割合を指標とすることで、港の活性化への取組の成果を測ることができる。	70%	73%	76%	79%	川崎港の外航入港船舶については、専用貨物の減少が見込まれる中、船舶の大型化に対応し、より効率的な港湾物流に貢献するとともに、世界的な船舶大型化の潮流に対応することにより、「川崎港港湾計画(H26改定)」における将来推計値を上回る水準の大型化割合をめざす。
	算出方法 港湾調査:3千総トン数以上の外航入港船舶数(2,010)÷川崎港に入港した外航船舶総数(2,908)×100(%)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備							
直接目標		川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める					
1	川崎マリエン利用者数(港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む) (港湾局調べ)	川崎港の魅力を高めるためには、より多くの市民が港を訪れる機会を増やすことが重要である。このため、川崎港の主要な市民向け施設である川崎マリエンの利用者数を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	40万人	41万人以上	42万人以上	43万人以上	施設利用者の目標については、本市内の主要観光施設の中で現時点での最多の入込観光客数を目標とする。
	算出方法 施設利用者の集計(展望室・体育館・テニスコート等の利用者、川崎みなと祭り来場者など)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	川崎港の魅力を高めるためには、気軽に市民が立ち寄れる港とすることが重要である。このため、「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」割合を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	11%	13%以上	17%以上	21%以上	現在、港を有する政令指定都市の市民アンケートの平均値を下回っているため、その平均値をめざす。
	算出方法 「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する							
施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成							
直接目標		川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める					
1	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径500m圏内の町丁目の人口を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	12.6万人	12.9万人以上	13.3万人以上	13.4万人以上	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の推計値を算出し、目標とする。
	算出方法 広域拠点の駅を中心に半径500m圏内の町丁目の川崎市統計書による人口を合計		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往來するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	52.4万人/日	53.8万人/日以上	55.3万人/日以上	55.9万人/日以上	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の乗車人員の推計値を算出し、目標とする。
	算出方法 広域拠点の駅の川崎市統計書による乗車人員を合計		(H25)	(H28)	(H32)	(H36)	
施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備							
直接目標		新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める					
1	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径500m圏内の町丁目の人口を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	17.5万人	17.6万人以上	17.8万人以上	17.9万人以上	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の推計値を算出し、目標とする。
	算出方法 地域生活拠点の駅を中心に半径500m圏内の町丁目の川崎市統計書による人口を合計		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往來するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	51.5 万人/日 (H25)	52.1 万人/日 以上 (H28)	52.6 万人/日 以上 (H32)	52.9 万人/日 以上 (H36)	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の乗車人員の推計値を算出し、目標とする。
		地域生活拠点の駅の川崎市統計書による乗車人員を合計						
政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する								
施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進								
直接目標		都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する						
1	算出方法	新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合 (まちづくり局調べ)	建築物は、都市空間を構成する基本要素であり、環境性能(省エネ性能、緑化、景観、耐震性、バリアフリー等)に優れた建築物が増加することで、地域の暮らしやすく魅力的な都市空間の形成にも寄与するものと考えられることから、新築建築物に対する環境に配慮した建築物の割合の変化を見ることで、都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間創出の取組の成果を測ることができる。	17% (H26)	19% 以上 (H29)	21% 以上 (H33)	23% 以上 (H37)	現状は、CASBEEを導入している政令指定都市の平均値を下回っている状況にあるため、段階的にCASBEEを導入している政令指定都市の平均値と同水準まで向上させていくことをめざす。
		環境に配慮した建築物の棟数(864件)／新築される建築物の棟数(4,971件) ※CASBEE届出のうちB+ランク以上の評価件数、低炭素認定件数(棟数)、長期優良住宅認定件数(棟数)、省エネ法届出のうち基準適合件数の合計						
2	算出方法	市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	市街地開発に関する各種取組を、地域の実情に応じて的確に誘導することが、魅力的な都市空間の創出に寄与することから、市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数を指標として設定する。	6件 (H26)	7件 以上 (H29)	9件 以上 (H33)	11件 以上 (H37)	県下と比較すると、本市は諸制度による事業の取組件数が多く、魅力的な都市空間の創出が着実に進行している。今後は、過去5年間の取組件数を踏まえつつ、社会経済状況に大きく左右される民間事業であることも考慮し、1件/2年の件数を目標とする。
		過去5年(H22~26)の土地区画整理事業(施行認可等)、市街地再開発事業(組合設立認可等)、優良建築物等整備事業(事業採択)、民間都市再生事業計画(国土交通大臣認定)の累積件数						
施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進								
直接目標		機能的で美しく、住んでこちよい街なみを創出する						
1	算出方法	「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	「景観計画」では、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするとともに、身近な街なみを守り育て次世代へと継承していくため、市内全域を景観計画区域に指定し、地域特性に応じた景観形成方針やその地域にふさわしい色彩等について基準を定めている。本計画等に基づき、地域の街なみに影響を与える建築物等に対して、計画・設計段階で、適切な景観誘導を行うことで、基準に適合した建築物を着実に増やすことができることから、これを指標とすることで個性と魅力ある良好な景観形成に向けた成果を測ることができる。	15.5% (H26)	22% 以上 (H29)	31% 以上 (H33)	41% 以上 (H37)	「景観計画」策定からこれまでの届出件数(H20~26までの累計1173件)の平均値(167件/年)に加え、今後、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の指定・拡大に伴う件数増*を加味した目標値を設定する。 ※通常は、景観法に基づく市全域が対象の届出制度が適用されるが、本制度は一定規模以上の建築物等が対象となる。これに対し、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の区域内では、こうした規模要件がないことから、当該地区の指定等に伴う件数増を加味する。
		景観形成基準の累計適合件数(1,173 ^{*1})／届出対象の総数(7,523 ^{*2}) ※1:下記届出の合計 ①景観法に基づく市内全域が対象の件数(688件) ②景観法に基づく「景観計画特定地区」内の件数(89件) ③都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」内の件数(396件) ※2:都市計画基礎調査より算出						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法	「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ)	12件 (H26)	16件以上 (H29)	24件以上 (H33)	32件以上 (H37)	政令指定都市の中で、同様の条例を制定しており、先進都市である横浜市は、63件/10年の登録・認定を行っていることから、都市の面積を勘案し、20件/10年を目標に、2件/年を目標とする。
		「地区まちづくり育成条例」は、住民発意の地区まちづくり活動の熟度に応じてステップアップする制度となっており、H22の制定以降、初動期のまちづくり活動を行おうとしている団体のグループ登録件数が7件、次の段階として具体的なまちづくり活動を推進している団体の認定件数が3件、最終段階としてまちづくりのルール等をまとめた構想の認定件数が2件					
政策4-7 総合的な交通体系を構築する							
施策4-7-1 広域的な交通網の整備							
直接目標		首都圏における円滑な交通網を整える					
1	算出方法	都市拠点から羽田空港までの平均所要時間 (国土交通省の調査データ(パーソントリップ調査、道路交通センサス)などに基づく本市推計値)	44分 (H17・H24)	⇒	⇒	約20%以上短縮 (H44)	「総合都市交通計画」に位置づける施策・事業を展開することで実現をめざす。ただし、「総合都市交通計画」では、中長期着手事業(C事業)に位置づける鉄道・道路ネットワーク形成事業の完成は、計画策定から概ね20年後とする計画期間を超える場合も想定している。なお、鉄道・道路ネットワーク形成事業には、休止とした縦貫鉄道計画を含んでおり、「総合都市交通計画」の見直しにおいて、目標水準についても見直しの必要性等を検討する予定である。
		本市拠点から羽田空港までの「公共交通(鉄道)利用所要時間(H24)」と「国土交通省の調査データ(H17 道路交通センサス)などに基づく自動車利用等所要時間の本市推計値」の平均値	都市拠点の形成や首都圏機能の強化に向け、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化を進めることが重要であることから、既存の鉄道・道路網を最大限に活かした広域的な交通機能の強化による本市拠点から羽田空港までの所要時間を指標として設定する。 ※本指標は、平成25年3月策定の「総合都市交通計画」の目標水準であり、「本市拠点」とは、広域拠点及び地域生活拠点を指す。				
2	算出方法	JR南武線の最混雑時間帯における混雑率 (国土交通省ホームページにおける鉄道関係統計データ)	195% (H26)	⇒	⇒	180%以下 (H44)	「総合都市交通計画」において、混雑率が180%を超える区間を解消することを目標としている。また、運輸政策審議会第18号答申において、東京圏の主要31区間のピーク時の平均混雑率を150%にする(H10:183%)とともに、個別路線においてもピーク時混雑率を基本的に180%以下にすることをめざすとされており、現在新たな答申に向け審議中の交通政策審議会においても、引き続き混雑緩和が目標となる見直しにある。
		国土交通省による鉄道関係統計データ	鉄道の激しい混雑は、日々の通勤・通学をはじめとした市民の移動環境を大きく悪化させるだけでなく、列車の遅延を招き移動の確実性を低下させるなど、市民の経済活動に大きく関わる重要な課題であり、混雑率の緩和は重要な取組であることから、指標として設定する。				
施策4-7-2 市域の交通網の整備							
直接目標		自動車での市内交通を円滑化する					
1	算出方法	都市計画道路進捗率 (建設緑政局調べ)	68% (H26)	⇒	⇒	71%以上 (H37)	着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の過去7年間における平均的な整備水準を維持していくことを今後めざす。
		都市計画道路の完成延長(207km)/都市計画道路の計画延長(305km)×100(%)	都市計画道路の整備は、経済活動を支える重要な都市基盤であり、その進捗率の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。				
2	算出方法	市内幹線道路における混雑時(朝夕ピーク時)の平均走行速度 (建設緑政局調べ)	16.9km/h (H26)	⇒	⇒	17.8km/h以上 (H37)	市内交通の円滑化が求められる中、これまでの道路ネットワークの構築等により走行速度が上昇した水準を今後めざす。
		H22 道路交通センサス値	平均走行速度の上昇は、市内交通の円滑化の目安になり、その平均走行速度の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。				

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
施策4-7-3 身近な交通環境の整備								
直接目標		地域の人々が生活しやすい交通環境を整える						
1	算出方法	市内全路線バスの乗車人員数(1日平均) (市統計書・交通局データ)	地域交通の課題は路線バスで対応することを基本としており、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めることが利用しやすい交通環境の提供につながることから、乗車人数を指標として設定する。	316,045人 (H22～26平均)	32.0万人以上 (H25～29平均)	32.9万人以上 (H29～33平均)	33.8万人以上 (H33～37平均)	今後、高齢化に伴い、通勤・通学需要の減少傾向が予測されるが、現状のサービスレベルを維持するため、H20～24までの5年間の乗車人数平均を現状値としたものに、過去(民間バスはH14～24、市バスはH16～26)の増加人数平均を加算したものを目標値とする。
		年間実利用者数/365日 (川崎市営バス、川崎鶴見臨港バス、東急バス、小田急バス)						
2	算出方法	自転車に関わる交通事故件数 (神奈川県警察交通年鑑)	道路を利用するすべての方々の安全・安心で快適な利用環境の構築をめざし、自転車通行環境整備を実施することから、自転車に関わる交通事故件数の減少により、取組の成果を測ることができる。	1,097件 (H26)	1,060件以下 (H29)	980件以下 (H33)	900件以下 (H37)	過去20年間の自転車に関わる事故件数減少率より算出し、年間20件程度の減少をめざし、目標値を設定する。
		各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値						
施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実								
直接目標		安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する						
1	算出方法	有責事故発生件数 (走行距離10万kmあたりの有責事故発生件数) (交通局調べ)	責任割合1%以上の事故を有責事故発生件数として把握することにより、市バス事業の使命である安全運行について、効果的な事故防止対策や研修等の一定の成果を測ることができる。	0.29件 (H26)	0.28件以下 (H29)	0.28件以下 (H33)	0.28件以下 (H37)	安全運行のより一層の向上を図るため、東京都や横浜市などの大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準を向上させる必要がある。過去の実績値からの削減をめざすとともに、大都市公営事業者平均0.77(H26)を下回って高い水準にあることから、その水準以下をめざす。
		(有責事故発生件数(38件)÷走行距離(13,203千km))×100,000						
2	算出方法	お客様満足度 (市バスお客様アンケート調査)	市バスサービス全般に対するお客様満足度を把握することにより、今後のサービス向上に向けた取組や研修等について一定の成果を測ることができる。	55.4% (H26)	62.5%以上 (H29)	68.0%以上 (H33)	72.0%以上 (H37)	お客様の声や満足度などの変化を踏まえ、お客様に満足いただけるサービスの提供を行い、満足度の向上につなげる。H30までに65%以上の達成をめざすとともに、H31以降は、毎年1%以上の向上をめざす。
		市バスお客様アンケート調査(H26回答数1,402)において市バスのサービス全般を「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の5段階で評価し、「満足」と「やや満足」の合計をお客様満足度として算出						
3	算出方法	市バスの乗車人数(1日平均) (交通局調べ)	乗車人数を把握することにより、サービス向上に向けた取組について、一定の成果を測ることができる。	127,993人 (H22～H26平均)	12.9万人以上 (H25～H29平均)	13.1万人以上 (H29～H33平均)	13.3万人以上 (H33～H37平均)	乗車人数の増減の変動が大きい中、中長期的なトレンドを踏まえながら、乗車人数の増加をめざす。現状値に過去の増加人数の平均値を加え、各年度の推計値を算出し、それを上回る値を目標値として設定する。
		社会経済状況等の変化により乗車人数(1日平均)の増減の変動が大きいため、H22からH26の実績値の平均値を現状値として算出						

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する							
施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進							
直接目標		スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす					
1	週1回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツをする人の割合を測ることができる。	34.8% (H27)	36% 以上 (H29)	38% 以上 (H33)	40% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の週1回以上スポーツをする人の割合					
2	年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツの観戦をする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.4% (H27)	31% 以上 (H29)	33% 以上 (H33)	35% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上スポーツの観戦をする人の割合					
3	スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	5.7% (H27)	6% 以上 (H29)	8% 以上 (H33)	10% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上参加した人の割合					
4	スポーツセンター等施設利用者数 (市民・子ども局調べ)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、身近なスポーツを行うことのできる施設であるスポーツセンター等の利用促進に向けた取組を進めており、利用者数の推移を見ることで、市民のスポーツ機会の増加に向けた取組の成果を測ることができる。	2,618,847 人 (H26)	263万人 以上 (H29)	276万人 以上 (H33)	276万人 以上 (H37)	第1期計画期間については、H29に予定される「スポーツ・文化総合センター」の開館や他施設の近年の利用実績を踏まえて目標値を設定し、第2期計画期間以降については、引き続き利用が促進されることを踏まえて目標値を設定する。
	算出方法	スポーツセンター等施設(8か所)における利用者数の実績報告の合計値					
施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興							
直接目標		市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする					
1	主要文化施設の入場者数 (市民・子ども局調べ)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、主要文化施設における文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の促進に向けた取組を推進しており、主要文化施設の入場者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	1,269,188 人 (H26)	135.6万人 以上 (H29)	140.5万人 以上 (H33)	140.5万人 以上 (H37)	文化芸術活動は市民生活にうるおいや豊かさを付与するものであるため、施設ごとに既に設定している目標値や直近の実績値などを踏まえ、目標値を設定する。
	算出方法	主要文化施設(8か所)における入場者数の実績報告の合計値					
2	年1回以上文化芸術活動をする人の割合 (市民アンケート)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、年1回以上文化芸術活動をする人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	14.6% (H27)	16% 以上 (H29)	18% 以上 (H33)	20% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上文化芸術活動をする人の割合					
施策4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進							
直接目標		音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる					
1	「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 (市民アンケート)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化につなげるため、多様な主体と連携しながら、音楽に関するイベントの振興等を図り、音楽を楽しめる環境づくりを進めており、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	53.3% (H27)	55% 以上 (H29)	57% 以上 (H33)	60% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市上位をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人(そう思う+やや思う)の割合					

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 (ミュージアム川崎シンフォニーホールの実績報告書)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化を図るため、音楽によるまちづくりの中核的施設であるミュージアム川崎シンフォニーホールの魅力を発信するための公演内容等の充実等を図っており、その主催・共催公演の入場者率を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	72% (H26)	73% 以上 (H29)	74% 以上 (H33)	75% 以上 (H37)	過去5年間(東日本大震災による休館期間を除く)のミュージアム川崎シンフォニーホールの入場者率は、リニューアルオープン(H25)年度以外は70%から73%で推移していることから、最高値(73%)を起点として、目標値を設定する。
	算出方法 主催・共催公演の入場者数(90,920人)÷主催・共催公演の入場者定員数(126,272人)×100(%)						
3	「映像のまち」の取組を評価できる人の割合 (市民アンケート)	映像に関するイベントの振興等を行うことによって、映像を通じた地域活性化につながる取組等を推進しており、こうした「映像のまち」の取組を評価できる人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	18.4% (H27)	20% 以上 (H29)	25% 以上 (H33)	30% 以上 (H37)	H27に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「映像のまち」の取組を評価できる人(そう思う+やや思う)の割合						
政策4-9 戦略的なシティプロモーション							
施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成							
直接目標		市内外における市の認知度・好感度を高める					
1	シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値 (都市イメージ調査)	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標である「市民の川崎への愛着・誇り」の醸成度を測る指標として、川崎市独自の「シビックプライド指標」を使用している。本市に「愛着を持っているか」、「誇りを持っているか」等の、複数の設問に回答を求めており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	愛着 6.0 点 誇り 5.0 点 (H26)	愛着 6.1 点 誇り 5.1 点 (H29)	愛着 6.5 点 誇り 5.5 点 (H33)	愛着 7.0 点 誇り 6.0 点 (H37)	隣接都市(平均:愛着6.3点 誇り5.3点)と比較し、下回っている現状があるため、概ね10年後に、それを上回ることを目標とする。
	算出方法 都市イメージ調査(調査モニターを用いた地域別インターネット調査4,000人)における「シビックプライド指標」は「愛着」、「誇り」の2要素から構成され、その2要素それぞれに3つの質問項目の評価を1点~10点の幅で設け、その3つの質問に対するポイントの平均値をそれぞれの要素の得点と算出						
2	隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (都市イメージ調査)	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を測る指標として、「隣接都市に在住者における川崎のイメージを良いと思う人の割合」を使用しており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	50.3% (H26)	51% 以上 (H29)	53% 以上 (H33)	55% 以上 (H37)	調査時期における市内でのイベント開催や施設のオープン、事件・事故等の影響を踏まえても、本市のイメージを安定的に、少しでも向上させることを目標とする。
	算出方法 都市イメージ調査(調査モニターを用いた地域別インターネット調査4,000人)において、「あなたは、川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問項目に対して、評価を1点~10点の幅で設け、6点~10点を「よい」とした割合						
施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興							
直接目標		市内への集客及び滞在を増加させる					
1	主要観光施設の年間観光客数 (経済労働局調べ)	これまで取り組んできた地域特性を活かした観光振興を今後も推進し、更なる観光客数の増加をめざすため、その取組の成果を客観的に示す数値として主要観光施設の年間観光客数が最適であることから、これを指標として設定する。	1,504万人 (H26)	1,646万人 以上 (H29)	1,856万人 以上 (H33)	2,100万人 以上 (H37)	本市の主要観光施設への観光客数については、これまでの観光振興の取組により、直近の実績で3%程度の伸びがあることから、今後もこの水準以上の観光客の増加を目標とする。
	算出方法 主要観光施設からの報告値等の集計						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法	市内宿泊施設の年間宿泊客数 (経済労働局調べ)	178万人	187万人 以上	198万人 以上	210万人 以上	近年の外国人観光客の増加や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も踏まえ、既存宿泊施設の稼働率増や新規宿泊施設の建設を念頭に、毎年約3万人以上の増加(外国人宿泊客数については毎年3%程度以上の増加)を目標とする。
	市内宿泊施設からの報告値等の集計	外国人 15万人 (H26)	外国人 17万人 以上 (H29)	外国人 19万人 以上 (H33)	外国人 21万人 以上 (H37)		
3	算出方法	工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数 (経済労働局調べ)	6,600人 (H26)	7,200人 以上 (H29)	8,100人 以上 (H33)	9,200人 以上 (H37)	これまでの取組によって産業観光に関する認知や需要が高まってきており、今後もこれを継続することにより、観光客数の伸びに合わせて毎年3%程度以上の増加を目標とする。
	工場夜景ツアー及び産業観光ツアーの参加者数の集計	産業観光については、本市の地域特性を活かした貴重な観光資源であり、今後も本市の観光施策の中心であることから、そのツアーの年間参加者数を、観光振興の取組の成果を客観的に示す指標として設定する。					

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する							
施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり							
直接目標		多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める					
1	地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	市民自治のまちづくりには、地域に関わりを持つさまざまな主体が協力して地域を支えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている社会貢献活動にかかわったことがある市民の割合を指標とする。	19.8%	21%	23%	25%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)で「地域貢献活動について知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	町内会・自治会加入率 (市民・こども局「住民組織調査」)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	63.8%	64%	64%	64%	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、現状水準(平成27年4月1日現在の加入率)を維持していくことをめざし、目標値を設定する。
	算出方法 町内会・自治会加入世帯数(442,037 世帯)÷総世帯数(693,203 世帯)×100(%)		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	市内認定・条例指定NPO法人数 (市民・こども局調べ)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、その担い手となるNPO法人の基盤強化の支援や寄附促進に向けた取組等を実施しており、NPO法人のうち、寄附者等の人数で地域から支援されているかどうかを測る「パブリックサポートテスト(PST基準)」や適正運営要件を満たした認定・条例指定NPO法人の法人数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8 団体	14 団体	22 団体	30 団体	神奈川県が県内約 3,500 団体に対して、毎年20団体増を目標としていることから、本市においても同様の水準となる、約 350 団体のうち毎年2団体増を認定・指定の目標値として設定する。
	算出方法 本市が認定又は条例指定をしている法人数		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進							
直接目標		市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う					
1	コンタクトセンター内サンキューコールかわさきの対応満足度 (総務局調べ)	広聴体制の1つである「サンキューコールかわさき」の対応に対する満足度を調査することにより、市に対する意見や相談を受ける体制に満足しているかを測ることができる。	4.9 点	4.9 点	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。		市政に関する問合せ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」利用者の対応満足度について、現状の高い満足度の維持・向上をめざす。
	算出方法 サンキューコールかわさき利用者に対する電話アンケート(インバウンド型電話アンケート(年3回))を実施し、対応についての評価(5点満点)の平均点を算出		(H27)	(H29)			
2	必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合 (市民アンケート)	市政だよりや市ホームページ等による市政情報を迅速かつ分かりやすく発信する取組の成果は、必要な情報を得ることができているという市民の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.5%	39%	42%	45%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均以上をめざし、第1期計画期間までに年1.5%増、第2期計画期間以降は各期3%増を目標値として設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)で「必要な市政情報を得ることができている」と答えた人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	

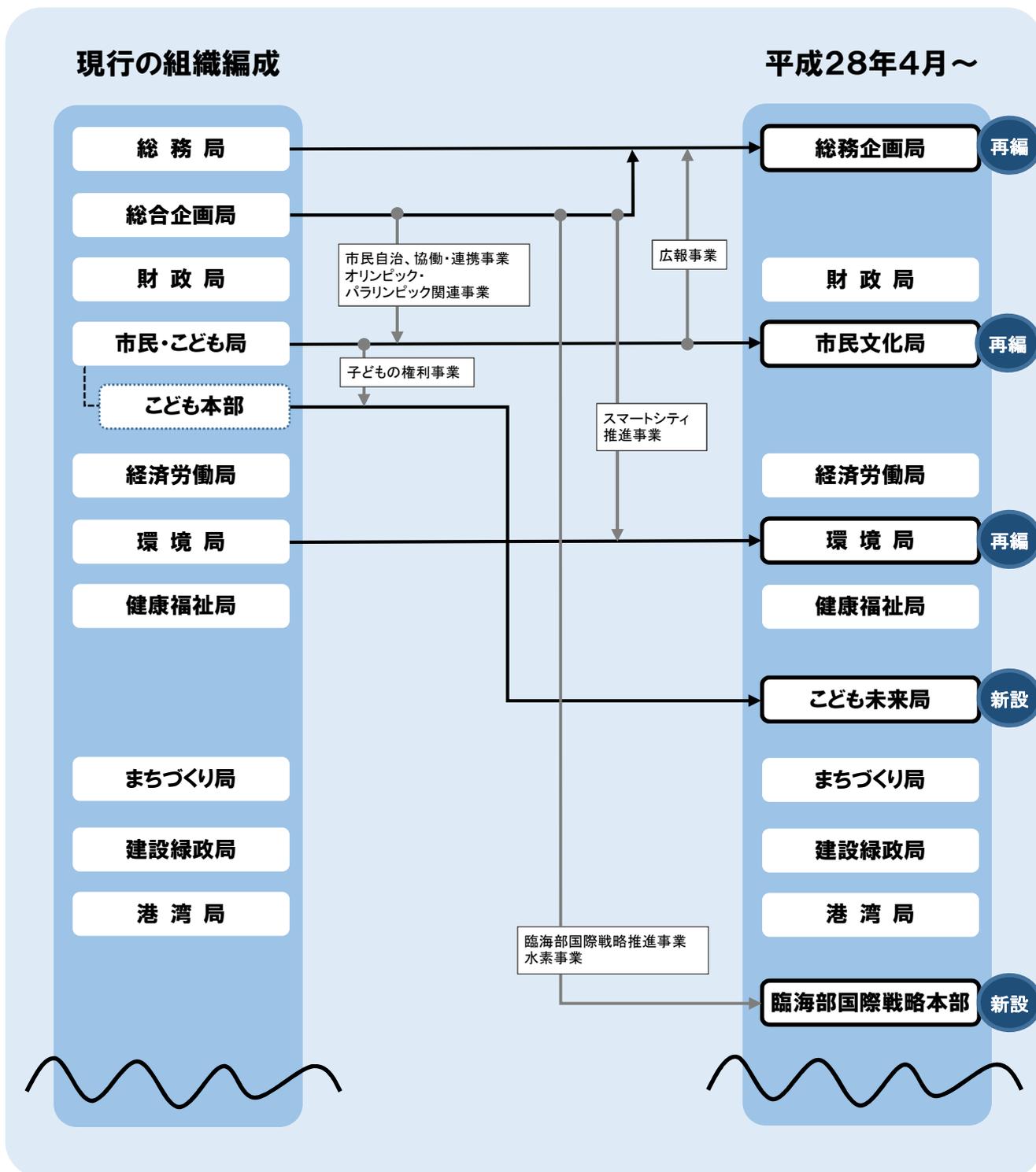
指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
		現状値	第1期	第2期	第3期	
施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化						
直接目標		市民満足度の高い区役所サービスを提供する				
1	区役所利用者のサービス満足度 (市民・こども局 各区役所における聞き取り調査)	市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、「区役所サービス向上指針」に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となった、より一層のサービス向上を図っており、区役所利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97% (H27)	98% 以上 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組めます。	区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、H27の満足度調査結果を踏まえ、第1期の目標値を98%に設定する。
	算出方法 各区役所利用者への聞き取り調査(年1回実施、1回に各区100人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか」)に対して「はい」と答えた人の割合					
2	個人番号カード交付率 (市民・こども局調べ)	個人番号カードの普及により、コンビニエンスストアでの証明書発行等による市民サービスの向上や業務の効率化の取組を進めており、マイナンバー制度の個人番号カードの新規交付率を見ることで、その成果を測ることができる。	H28.1 から交 付開始	7% 以上 (H29)	14% 以上 (H33)	21% 以上 (H37)
	算出方法 市内で交付された個人番号カードの累計枚数/住民基本台帳人口×100(%) なお、個人番号カードは、平成28年1月から新たに交付が開始されたため、現状値(H27)の設定はしないものとする。					
政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる						
施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進						
直接目標		平等と多様性を尊重する意識を高める				
1	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合 (市民アンケート)	平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重する意識を高めるため、人権意識の普及を推進しており、「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	40.6% (H27)	41% 以上 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組めます。	H27に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、第1期計画期間における目標値を41%に設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の平等と多様性が尊重されていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合					
2	子どもの権利に関する条例の認知度 (市民・こども局 子どもの権利に関する実態・意識調査)	子どもの権利の保障が図られるため、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	45.0% (子ども)	47% 以上 (子ども)	50% 以上 (子ども)	55% 以上 (子ども)
	算出方法 「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出 子ども2,100人、大人900人)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%) (現状値: 子ども 321人/714人×100=45.0% 大人 98人/307人×100=31.9%)					

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
		現状値	第1期	第2期	第3期	
施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進						
直接目標		性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える				
1	男女が平等になっていると思う市民の割合 (市民アンケート)	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりに向け、男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための意識普及に取り組んでおり、「男女が平等になっている」と思う市民の割合」の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	31.2% (H27)	33% 以上 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)の男女が平等になっていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合					
2	市の審議会等委員への女性の参加比率 (市民・こども局 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査)	男女共同参画社会の実現に向けて、市の政策決定過程やさまざまな方針等の決定の場への女性の参画を推進しており、川崎市審議会等委員への女性の参画状況の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	31.5% (H26)	37% 以上 (H29)	40% 以上 (H33)	40% 以上 (H37)
	算出方法 女性の委員数(870人)÷本市の審議会等の委員総数(2,973人)×100(%)					

■ 局再編成について

本市では、平成27年第5回定例会において、「川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、平成28年度から一部の組織で名称が変更されます。

計画本文においては、旧名称で記載していますが、平成28年度以降の名称は以下のとおりです。



「川崎市総合計画」

川崎市

(問い合わせ)

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

TEL 044-200-2550

FAX 044-200-0401

E-mail 17kityo@city.kawasaki.jp